

目 次

① 設置の趣旨及び必要性	……	2
② 学部・学科等の特色	……	12
③ 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称	……	15
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	……	16
⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	……	24
⑥ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の 場所で履修させる場合の具体的計画	……	30
⑦ 実習の具体的計画	……	30
⑧ 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修 等の学外実習を実施する場合の具体的計画	……	31
⑨ 取得可能な資格	……	34
⑩ 入学者選抜の概要	……	35
⑪ 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色	……	48
⑫ 研究の実施についての考え方、体制、取組み	……	49
⑬ 施設、設備等の整備計画	……	50
⑭ 管理運営	……	54
⑮ 自己点検・評価	……	58
⑯ 情報の公表	……	61
⑰ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	……	63
⑱ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	……	66

設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

(1) 成蹊大学の沿革と基本理念

成蹊大学（以下「本学」という。）の母体となる学校法人成蹊学園（以下「本学園」という。）は、創立者中村春二が明治 39 年（1906 年）に開いた私塾・成蹊園をもとに岩崎小弥太、今村繁三が参画することで開設された成蹊実務学校（明治 45 年<1912 年>）に始まる。その後、成蹊中学校、成蹊小学校などの開設を経て、現在の武蔵野市（吉祥寺）への移転後の大正 14 年（1925 年）には 7 年制の旧制成蹊高等学校を創設、さらに、昭和 24 年（1949 年）に旧制成蹊高等学校高等科が母体となって、本学が開学した。【資料 1】令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在、本学は、5 学部 10 学科、大学院 4 研究科 8 専攻（博士前期課程、博士後期課程）を擁する総合大学となっている。【資料 2、3】

本学園の教育は、イギリスのパブリックスクールの伝統や、ドイツなどを中心に展開した新教育運動、日本の大正自由教育運動などの影響を受け、自由闊達な雰囲気の中での作業教育を通じた体験型・観察型・課題探究型の学びに大きな特徴があった。そうした教育の特徴は、本学園が設置する各校に今日も営々と受け継がれている。また、成蹊実務学校では、特に英語と数学を重視し、国際性と論理的思考力を身につける教育が実施されていた。旧制成蹊高等学校では、「理化」教育の充実が図られ、その時に設置された成蹊気象観測所は現在まで 100 年にわたる気象観測を継続している。このように、「国際性」や「論理的思考力」の涵養、「環境教育」等の伝統は、本学の教育の根幹ともいうことができる。

(2) 社会的背景

インターネットによる情報の入手や発信、人やモノの行き来(交流)によって、世界は今まで以上にボーダーレス化が進んでいる。その結果、私たちの生活が豊かで多様なものとなった反面、様々な問題も生じている。例えば、感染症の世界的な流行、移民問題、地球環境問題などが挙げられる。世界的な、又は世界共通の地域の社会課題の解決のため、政治、経済、自然環境、歴史、文化など世界や地域のことを理解し、多面的に問題を捉えることが求められている。

国連の「世界都市人口予測」によると、世界の都市人口は平成 27 年（2015 年）の約 40 億人から令和 12 年（2030 年）に 50 億人を超え、令和 22 年（2040 年）には 60 億人まで増加すると推定され、それに伴って都市人口割合も増加を続けている。中でも東京の大都市圏人口は昭和 25 年（1950 年）にニューヨーク大都市圏を抜いて以降、世界第 1 位に位置し続けており、日本の総人口の約 3 割を占め、我が国の都市への人口集中の度合いは世界の中でも特に高くなっているといえる【資料 4】。東京・武蔵野地域の成り立ちや諸課題を理解し、その解決策を探ることにより、世界各地の都市問題の解決に対して大きく貢献することができるものと考えられる。特に、都市環境(例えば、ヒートアイランド現象)、水資源の確保・保全、防災(ゲリラ豪雨などの激甚気象や地震など)といった課題は、東京にとって重要な地域(ローカル)の課題である一方で、世界(グローバル)で共有すべき課題といえることができる。

今、世界の至る所で日本文化が受け入れられている。例えば、マンガやアニメ、日本食

は代表的なものである。しかしながら、依然として日本について知られていないことも多々あり、世界に対して日本について情報発信することができる人材が必要である(クールジャパン戦略など)。情報発信に際しては、受け手である世界の目線を起点とした取り組みであってこそ、外国人の共感を得て、成果を挙げ、さらなる広がりの可能性を拓くものであるが、これまでは、多くのケースで世界の目線が強く意識されてこなかった。「世界の人々は、それぞれに日本人とは異なる歴史、文化、宗教、風習、言語、さらには価値観、感性及び世界観を有している。一口に『世界の人々』と言っても、それぞれに千差万別であり、各国や各地域には独自の歴史や文化などに基づく大きな違いがあるが、その相違を十分に認識せずに『外国人』を一括りに扱うケースが多い(知的財産戦略本部「クールジャパン戦略」より一部を引用)」。【資料5】外国の人々に対して、世界標準といったグローバルな部分と、世界の中の地域といったローカルな部分の両方からの理解が必要である。そして、紛争を未然に防ぎ、平和を維持するために、文化交流を通じた相互理解が重要なことはいままでもない。

平成27年(2015年)国連総会にて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された国際目標「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」の達成期限は令和12年(2030年)に迫っている。環境、エネルギー、貧困、教育など誰一人取り残さないインクルーシブ(包摂的)な世界を実現するための人材育成が急務となっている。SDGsは、これまでにない新たな価値観を創出した。例えば、「倫理的消費」とも呼ばれている「エシカル消費」は、人や社会・環境に配慮した消費行動であり、価格や品質以外に製品を選ぶ基準が生まれた。また、投資家は倫理的に正しい行動を行う企業へ投資すべきという規範も生まれた。企業は、自らの社会的責任に加え、エシカル消費を意識してSDGsに関する取り組みを推進する必要がある、その担い手となる人材であるSDGs人材が不可欠となっている。また、企業や地方自治体などにおいて、脱炭素化へ向けた変革の取り組みを推進するためのGX(グリーントランスフォーメーション)人材が必要とされている。【資料6】

(3) 国際共創学部設置の必要性

前述したように、本学園は吉祥寺移転、旧制成蹊高等学校設置から約100年の節目を迎える。この機会に、あらためて建学時の精神、教育理念に立ち返り、次の時代に向けた新たな大学の中期計画を策定した。【資料7】その中には、本学園が伝統的に重視してきた「国際性」「論理的思考力」を持ち、持続可能な社会の実現に向けて、世界と地域の「文化」「環境」等の学びから、世界や地域の諸課題の解決に貢献できる人材の育成も含まれている。

世界や地域の諸課題の解決や目標達成のため、デジタル人材やグリーン人材が求められている。【資料6】「デジタル」分野では、ICT専門家(理系技術者)と一般ユーザーとの橋渡しをするビジネストランスレーターの役割も重要と考えられている。「グリーン」分野では、環境科学の専門知識だけでなく、脱炭素の実現や環境保全等のための行政の在り方や、サステナブル経営などの知識を有した人材も必要とされている。現在の社会課題の多くは、その解決のために、「文系」「理系」といった枠組みを超え、様々な知識や技能を持った人材を必要としている。しかしながら、一人の人間が様々な知識や技能を修得し、問題解決に当たることには限界がある。そこで、他者と協働し、お互いの得意分野を活かし、足りない部分を補い合って課題の解決にチャレンジすることが重要である。

私たちは、課題の解決だけでなく、協働によって新たな成果や価値などを生み出すための取組みのすべてを「共創」と定義する。文理の複眼的な視点を持ち、国際社会や地域での（SDGs 達成のための）活動を「共創」によって推進することのできる人材こそが、持続可能な社会の構築に不可欠であると考えている。

本学では、現代社会に不可欠な上記の人材育成のため、また、次の 100 年に向けて本学園のミッションを強力に推進するため、新たな学部として「国際共創学部」（以下「本学部」という。）を設置する。本学部では、本学がこれまでに実施してきた「文学」と「理学」の教育・研究を踏まえ、また、本学の教育の基本理念である「国際性」「論理的思考力」の涵養や「環境教育」を重視した教育・研究を実施する。本学では、例えば、脱炭素化に向けた「大学等コアリション」、「ユネスコスクール支援大学間ネットワーク（ASPUnivNet）」に参加するなど、グリーン人材育成をはじめとする持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）に意欲的に取り組んできた。附設のサステナビリティ教育研究センターは、地域 ESD 活動推進拠点にも登録されている。本学部の設置により、本学は様々な主体と連携した ESD をさらに推進する。【資料 8】本学部では、世界や地域の歴史、文化、風習、言語、自然環境等を学修し、また、世界と日本との対比を可能とするため、「国際日本学」「環境サステナビリティ学」の 2 つの学問領域を設定する。文理の複眼的思考の獲得と、文理融合による教育・研究の進展を促すため、本学部「国際共創学科」（以下「本学科」という。）の下に、「国際日本学専攻」と「環境サステナビリティ学専攻」の 2 つの専攻を設定する。【資料 9】

本学が位置する武蔵野市吉祥寺は、武蔵野の自然を残しつつも、都心までのアクセスが容易な環境にあり、近年、「住みたい街」として多くの人に支持されてきた。東京の都市部の課題と向き合いながら、持続可能な住環境を考える上で極めて好ましい立地となっている。また、本学は、武蔵野市と連携協定を結んでいるほか、地域の大学間ネットワーク（武蔵野地域自由大学、三鷹ネットワーク大学）に参加し、小学生から大学生、また、社会人に至る様々な年齢層の多様な学びに貢献している。【資料 10】本学に本学部が設置されることによって、これらの学びの充実がはかれるとともに、本学部と類似した他大学の学部等は極めて少ないことから、近隣を中心とした高校生の進学機会（進路の選択肢）を増大させることができるものと考えられる。

なお、本学部における、高校生への学生確保の見通し調査及び企業等への人材需要の見通し調査では、それぞれ良好な結果となっており、本学部の必要性を裏付けるものとなっている。【資料 11、12】

(4) 教育研究上の目的等

1. 人材養成の考え方

SDGs は、今や多くの人を知るところとなり、現代社会の課題や、未来社会の目標が明確になってきた。しかしながら、目標達成のための取組みに検討を要する社会課題もある。例えば、「気候変動への対策」について、国連環境計画（UNEP）では、現在の各国の温室効果ガス削減目標が完全に達成されたとしても、今世紀中に世界の平均気温は 3.2℃上昇すると予測している。パリ協定の目標である「世界の気温上昇を産業革命以前と比較して 2℃以下」を達成するためには、現行の目標の 3 倍の温室効果ガス削減が必要としている。【資料

13】温室効果ガス削減(脱炭素)はエネルギー問題とも深く関わる取組みであり、資源・エネルギー科学/工学、経済、安全保障などとも関係し、どのような手順で実施するのが良いか極めて難しい課題である。世界的に脱炭素の取組みを進める上で、少なくとも世界各国で異なる政治、経済、歴史、文化、価値観、自然環境及びエネルギー技術(特に再生可能エネルギー)について理解する必要がある。

世界中の多くの国々で、情報のやり取りや人・モノの行き来が自由に行われるようになり、世界は今まで以上にボーダーレス化が進んでいる。本学部では、文理の複眼的視点から問題の背景や本質、情報の真偽を見抜き、地域や国際社会の課題解決に向けて行動できる人材を養成する。

2. 人材養成像

【本学部】

日本をはじめとする世界各地の文化や自然・社会環境等をグローバルな視野で理解し、人文学系と自然科学系の両面にわたる複眼的な思考と他者との協働によって、現代社会の様々な課題にチャレンジして解決できる、また、日本と世界をつなぐ人材を養成する。

【本学科】

- 1) 世界の多様な文化や自然・社会環境等を理解し、広い視野を持って、持続可能な社会の構築のために生涯学び続けることのできる人材を養成する。
- 2) 様々な事象をグローバルな視野からとらえ、現代社会における複雑な諸課題の本質を理解することのできる人材を養成する。
- 3) 文理複眼的かつ論理的な思考力、分析力を持ち、自然環境や現代社会の諸課題の解決にチャレンジできる人材を養成する。
- 4) 国内外の多様な人々と協働して、主体的に課題の発見・解決に取り組み、自らの取り組みやその意義、成果等を説明・発信することのできる人材を養成する。
- 5) 国際社会で活動・活躍できる確かな英語力を持った人材を養成する。

3. 教育研究上の目的

【本学部】

日本・世界各地の文化や自然・社会環境等の研究、及び現代社会の様々な課題の解決にチャレンジでき、また、日本と世界をつなぐ人材の養成を通して、地域や世界の社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会の構築に寄与することを教育研究上の目的とする。

【本学科】

- 1) 世界の多様な文化や自然・社会環境等を理解し、持続可能な社会の構築のために生涯学び続けるための基礎力を、数理科学、地理学、環境科学、地域・文化学等に関する学修、英語力修得のための学修、及びゼミナール教育等により涵養する。
- 2) 人文学から自然科学に至る幅広い専門知識の修得とスキルの獲得を図り、様々なデータや資料・文献情報を分析し読み解く力、論理的思考力を涵養する。
- 3) 世界の歴史・文化等の理解に加え、国際社会で通用する英語力の修得を図る。

4) 国内外の多様な人々との協働の方法や、協働のためのコミュニケーション力、プロジェクト推進のための実行力とマネジメント力をフィールドワーク等の実践学修により修得する。

(5) 教育・研究対象とする学問分野

本学部では、「文化学」「地域学」「環境学」「地理学」を基礎とし、世界や地域の歴史、生活文化、異文化理解、自然・社会環境、防災等に関連する分野を教育・研究対象とする。これらを総合的かつ実践的に学ぶための能力を養成する上で必要となる、語学(主に英語)、データ分析(データサイエンスや数理科学)に関連した学問分野もまた、教育・研究対象とする。

(6) 想定される進路

「英語力」、「情報分析・活用力」、「コミュニケーション力」、「実践力」及び国際日本学や環境サステナビリティ学の専門知識を修得した本学部の卒業生は、国内企業や外資系企業、国や地方自治体、NPO 法人等の非営利組織において活躍することが期待され、また、国内外の大学院への進学も進路として想定される。例えば、

- 1) グローバルな視野・英語力等を活かし、持続可能社会の実現に向け国際社会や国際交流の分野で活躍できる人材(グローバル企業、民間企業の国際協力部門、開発コンサルティング部門、国・地方自治体の国際交流部門、国際協力機構[JICA]等の独立行政法人など)
- 2) 世界各地の地域特性等に関する知識を活かし、地域振興やまちづくり等に関わることのできる人材(地方自治体の地域振興・まちづくり等の部門、地域づくり等の団体や社会的企業、旅行代理業の企業など)
- 3) 国際社会の仕組みや地域の文化・歴史等に関する知識を活かし、多文化共生社会の実現や日本文化の発信に貢献することのできる人材(国・地方自治体の国際交流部門等、NPO・NGO、旅行代理業の企業、民間企業の海外マーケティング等の企画部門など)
- 4) 世界や地域の自然・社会環境等に関する知識を活かし、GXの推進や社会課題の解決に貢献できる人材(国・地方自治体の環境保全部門等、民間企業のサステナビリティ(CSR)部門、気象サービス等関連企業など)
- 5) グローバルな視野、コミュニケーション力、言語・文化に関する知識等を活かし、質の高い日本語教育を提供できる人材(登録日本語教員、日本語学習支援者、日本語教育コーディネーターなど)

上記 1)～5)のすべてにおいて、国内外の大学の大学院に進学し、さらに専門性を深める進路も想定される。

(7) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー: DP)

【本学部のディプロマ・ポリシー】

本学部本学科は、大学全体の学位授与方針【資料 14】に基づき、「専門分野の知識・技能の修得」「教養の修得」「課題の発見と解決」「表現力、発信力」「多様な人々との協働」

「自発性、積極性」の各項目に関して、以下の基準に到達するように編成された教育課程において、所定の単位を修得した者に対して「学士（学術）」の学位を授与する。

< 専門分野の知識・技能 >

- (DP1-1) 国際共創学科各専攻の専門分野に関する知識・技能を修得している。
- (DP1-2 共創基礎力) 環境や文化を理解するための基礎となる地理学、環境科学、歴史、生活文化等の学修を通じて世界や地域の環境、文化の理解を深め、また、データや資料・文献の調査・分析に関する科目、ゼミナール科目等の学修により共創のための基礎力を身につけている。
- (DP1-3 国際コミュニケーション基礎力) 国内外におけるフィールドワークや演習、英語科目の学修によりグローバルに活躍できるコミュニケーション力、英語力を身につけている。
- (DP1-4 専攻ごとの専門知識やスキル) 各専攻で必要とされる基礎的な知識とスキルを身につけながら、テーマを絞ったより専門性の高い分野を体系的に学修し、国際日本学専攻では、「文化学」「地域学」等に関する専門知識やスキル、環境サステナビリティ学専攻では、「環境学」「地理学」等に関する専門知識やスキルを身につけている。

< 教養の修得 >

- (DP2-1 基礎教養) 人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる。
- (DP2-2 広い視野での思考・判断) 人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野の基本的な概念と基礎となる思考方法を理解し、人間社会の諸問題を多角的に把握するための幅広い教養と社会性・国際性を身につけ、広い視野で思考・判断を行う力を身につけている。
- (DP2-3 社会人としての素養) 幅広い学修により、社会人としての教養、倫理観、道徳観、社会通念を身につけ、世界や地域社会に貢献できる社会人としての素養を身につけている。

< 課題の発見と解決 >

- (DP3-1 情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考) 課題の本質や解決方法を見出すために必要な情報を書籍、関連学会誌・論文集、インターネットにより公開されているデータなどから収集、調査、分析・解釈する能力を身につけている。また、課題の解決に向けて論理的に思考し、行動する力を身につけている。
- (DP3-2 課題解決のための実践力) フィールドワーク、実験・実習、演習、研究活動などを通じて、社会課題に対して的確な解決方法を策定し、それを実践する力を身につけている。

< 表現力、発信力 >

- (DP4-1 意見の発信力・表現力) 自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身につけている。

(DP4-2 専門知識・成果の発信力) 専門的な内容及び学修・研究を通じて得られた成果を、第三者に的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力と、その内容について他者と十分に討論する能力を身につけている。

<多様な人々との協働>

(DP5-1 協調性・コミュニケーション力) 多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身につけ、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。

(DP5-2 多様な価値観の理解力) 主たる「専攻科目」に加え、「フィールド・実践科目」、副専攻科目等の学修を通じて、多元的な視点を持った柔軟な思考力を身につけ、他分野の人とのコミュニケーションを図りながら多様な価値観を理解する能力を身につけている。

(DP5-3 チームワーク力) 協働する仲間との円滑なコミュニケーションを図りながら、自身と他者の専門性を有効に組合せ、問題解決にあたるチームワーク力を身につけている。

<自発性、積極性>

(DP6-1 自発性・積極性) 様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。

(DP6-2 知的好奇心・継続性) 留学、インターンシップ、ボランティア、分野横断的あるいは産学連携のPBL、卒業研究等の学修を通じて、未知なるものに挑む強い知的好奇心を持ち、継続的に学修して社会課題の解決に貢献しようとする意欲とそれを実行するための計画力を身につけている。

(8) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー：CP)

【本学部のカリキュラム・ポリシー】

本学部本学科は、「学位授与の方針」を踏まえ、次のような方針で教育課程を編成・実施する。また、本学の「学修成果に係る評価基準」に基づいて学修成績を評価する。【資料 15】

<専門分野>

(CP1) 各専攻の専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置する。

(CP1-1) 国際共創学部共通の基礎学力が修得できるよう、分野横断型の科目区分「基盤科目」に必修科目を低学年時から配置する。さらに、年次進行に合わせて、基礎学力を補強し、興味を広げて実践に活かすための多様な選択科目として、「共通文理」、「人文学系」及び「自然科学系」科目を配置する。

(CP1-2) 英語による高いコミュニケーション能力や専門知識を修得するため、英語(言語)に関連する科目について、所定の単位を修得することを卒業要件として設定する。

(CP1-3) 個々の学生の興味や、目指す将来の目的に柔軟に対応した学修計画が可能になるよう「グローバル科目」及び「発展科目」の科目区分を設定し、高度な専門知識の修得を目指す。「発展科目」は、さらに「文化」、「地理・地域」、「環境」の科目区分から成り、分野横断的に履修することにより、幅広くかつ専門的な知識の修得を可能とする。

(CP1-4) 地球規模の諸課題、及び地域社会が抱える諸課題の理解・解決に向けて、理論と実

践の両面から学ぶため、「フィールド・実践科目」の科目区分を設定する。

<教養>

(CP2) 幅幅広い教養と汎用性の高い技能を修得するための科目区分「全学共通科目」を設定する。

<交流、協働>

(CP3) 視野を広げ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流、多様な人々との協働を図るために、学部学科の枠を超えて幅広く学ぶことのできる仕組みを設ける。

(CP3-1) 所定の必修単位等に加え、全学共通科目及び専門科目の選択科目から 20 単位を修得する。関心に応じて学部内の日本語教員養成コースのほか、全学共通の副専攻、他学部・他大学の科目の履修ができる仕組みを設ける。

<思考力、表現力、課題解決力>

(CP4) 思考力、表現力、課題解決力を集中的に錬成するため、適切な年次に少人数の「ゼミナール科目」等を置き、さらに卒業論文又はこれに代わる成果物の提出を必須とする。

(CP4-1) 自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身につけるため、1 年次から 4 年次まで「ゼミナール科目」を配置し、このうち 1 年次の「アカデミック・スキルズⅠ・Ⅱ」、2 年次の「英語文献講読」、3 年次の「演習Ⅰ・Ⅱ」及び 4 年次の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を必修とする。

(CP4-2) 課題解決力、及び実践力を錬成するために「フィールド・実践科目」の科目区分を設ける。

(CP4-3) 「卒業研究Ⅱ」においては卒業論文又はこれに代わる成果物の提出を必須とする。

<自発性、積極性>

(CP5) 自発性、積極性を育む科目として、「海外フィールドスタディ」、「国内フィールドスタディ」、「共創プロジェクト」等を配置する。また、自発性、積極性の向上のため、留学、インターンシップ等の単位認定の仕組み、及び上級者向けの選抜型の科目を配置する。

(9) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

【本学部のアドミッション・ポリシー】

本学部本学科の「理念・目的」「教育目標（人材育成方針）」、学位授与方針（DP）、教育課程の編成・実施方針（CP）を踏まえ、以下のように入学者受入れの方針を定める。

(AP1) 求める学生像

(AP1-1) 歴史、文化、社会、自然環境に関する学修で得た知識を総合的に活用し、地域及び地球規模の様々な現象・課題について関心を持ち、その解明・解決を目指す人 ①*・②*
*

(AP1-2) 多様な背景をもつ他者と協働しながら、データ分析や実践学修を通して、地域及び地球規模の様々な現象・課題を俯瞰し、自分の考えを論理的に表現・発信できる人 ②*・③*
・③

(AP1-3G)【国際日本学】多様な文化や国際交流に興味があり、日本語及び英語の運用能力の向上を目指しながら、地域や国際社会の発展に貢献することを目指す人 ③*

(AP1-3E)【環境サステナビリティ学】人と自然環境との関わりに興味があり、人と自然とが共生する持続可能な社会の実現のため、環境に関わる様々な課題の探究や問題解決に意欲を持つ人 ③*

*番号①、②、③は学力の3要素（下記学修成果）との関係性を示す

①基礎的・基本的な知識・技能

②知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その課題に向けて探究し、成果を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力

③主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学修する態度

(AP2)入学者の選抜方針

入学者の選考に当たっては、本学部と各専攻の「求める学生像」を考慮しつつ、細心の注意を払って公平かつ適正に選考を行う。

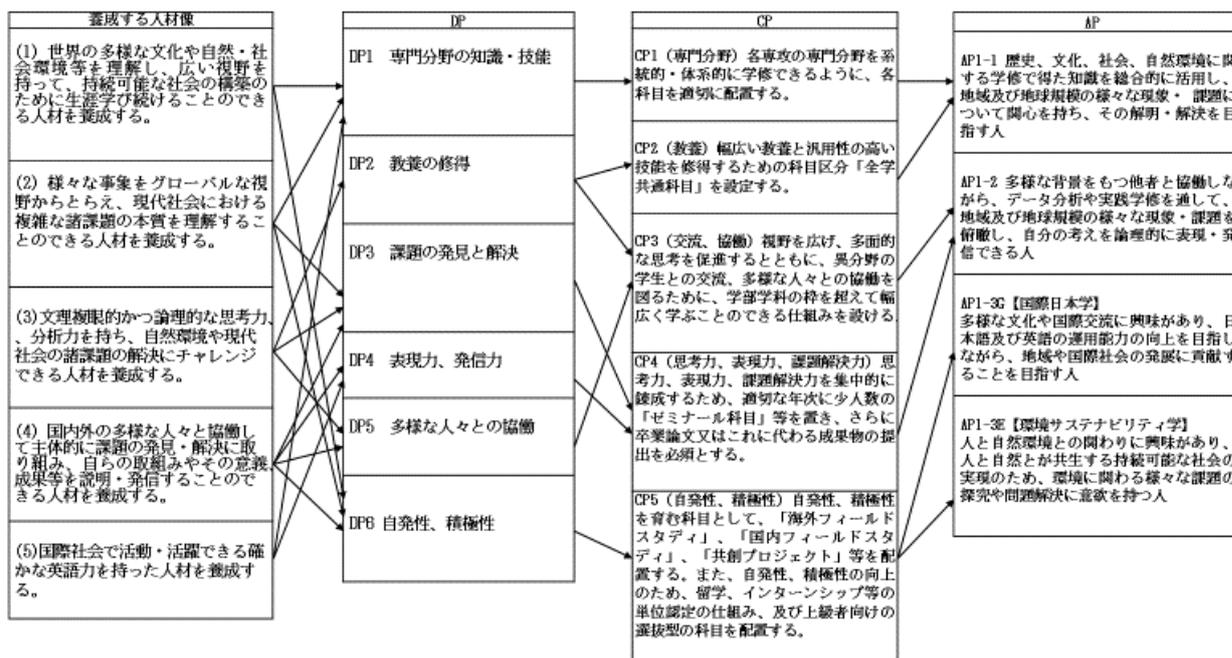
(AP3)大学入学までに身につけておくべき教科・科目等

- ・英語：海外でのフィールドワークや英語による授業、外国人学生とのコミュニケーションに必要な基礎的なリスニング力、スピーキング力。英語の書籍や文献の内容を理解し、自分の意見を文章で表現できる基礎的なリーディング力、ライティング力。さらに英語の運用能力の向上に強い関心があること、又はその実績（検定試験等）があること
- ・国語：様々な文章を適切に理解する読解力。自分の考えを論理的に記述し、発信するための文章力。さらに日本語の運用能力の向上に強い関心があること、又はその実績があること
- ・数学：数値データを分析する上で必要となる基礎的な数式やグラフを理解する力。さらに論理的思考力の向上に強い関心があること、又はその実績があること
- ・人文学系や自然科学系の様々な分野の学修にもとづく幅広い基礎的知識
- ・地域・社会的活動（ボランティア等）や海外留学に関心があること、又はその実績があること
- ・【国際日本学】日本及び世界の歴史・文化・社会に関心があること
- ・【環境サステナビリティ学】日本及び世界の自然・生活環境に関心があること

(10) 養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との関係性について

本学部本学科における、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの各項目の関係性は、表1のとおりである。

[表 1]



② 学部・学科等の特色

(1) 本学部本学科が担う高等教育の機能

本学は、本学園創立者中村春二が目指した教育理念である「自発的精神の涵養と個性の発見伸長を目指す真の人間教育」を目指すために、①知育偏重ではなく、人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育を実践し、確かな教養と豊かな人間性を兼ね備え、社会の発展のために献身的に貢献できる人材を輩出する。②学術の理論及び応用を教授研究し、自由な知の創造をはかり、もってその深奥を究めて文化の進展に寄与する。③地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することを通じて、人類の共存に寄与する、というミッションを掲げている。本学部を含めて、本学の各学部及び各研究科は、これらのミッションを、その専門領域に応じた社会的機能を果たすことで実現することが求められている。【資料 16】

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年〈2005 年〉）によれば、高等教育は多様化し、学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学は位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育・研究を展開し、個性・特色をいっそう明確にしていかなければならないとしている。その上で、大学が併有するとされる以下の主な 7 つの機能に対し、各大学で保有する機能・比重の置き方で個性・特色を表すことで機能分化を求めている。

<7 つの機能>

- ・世界的研究・教育拠点
- ・高度専門職業人養成
- ・幅広い職業人養成
- ・総合的教養教育
- ・特定の専門的分野（芸術・体育等）の教育・研究
- ・地域の生涯学習機会の拠点
- ・社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等

このうち、本学では、主に「幅広い職業人養成」「総合的教養教育」「社会貢献機能」の 3 つの機能を有するとしている。その上で、本学部では、「国際社会で通用する英語力」、「論理的思考力」、「データ分析・活用力」等を身につけるための基礎教育を重視するとともに、「文化学」「地域学」「地理学」「環境学」を学際的、専門的かつ実践的に学びながら、文系と理系、グローバルとローカル、理論と実践の複眼的な思考力、視野を獲得することで、Society 5.0 時代における「幅広い職業人養成」及び「総合的教養教育」のニーズに応えるものと考えており、その実現のために以下に示す特色を有する。

(2) 本学科の 6 つの特色

1. 国内外の地域で実践的に学ぶ「フィールドワーク」

本学部では、必修科目として「フィールドワーク入門」を配置し、すべての学生がフィールドに出て、実社会の成り立ちや社会課題について学修する。フィールドワークの目的や意義、計画や準備の重要性について理解を深め、さらに実際の現地調査を通じて、データ

収集、観察、測量、地図作成などの実践的なスキルを修得する。

また、国内外の遠方地域に出向いてフィールドワークを行う「国内フィールドスタディ」、「海外フィールドスタディ」等の科目の履修により、外国や日本の地域における社会課題と向き合い、現場での様々な取り組みを経験しながら、課題解決や共創(他者との協働、コミュニケーション、合意形成等)の方法を学ぶことができる。

さらには、「理学基礎実験」、「環境科学実験」、「共創プロジェクト」といった様々な実験・実習科目、アクティブラーニング科目では、机上で学んだ知識を実体験と結びつけて学べる授業を実施する。

2. 1年次から始まる少人数制の「ゼミ教育」

本学部では、1年次から4年次まで、少人数制のゼミナール科目を必修科目として配置する。1年次では、「アカデミック・スキルズⅠ・Ⅱ」により、その後の学修生活を有意義に送るために必要となる基本的な知識・技能や、資料収集の方法、パソコンによる資料・データ管理、レポートの書き方など、実践的なスキルについて学修する。また、疑問点などについて、教員と学生及び学生同士でディスカッションし、各自の考えをレポート・論文としてまとめる訓練を積む。

2年次では、「英語文献講読」により、国際日本学や環境サステナビリティ学などの専門分野に関する英語の学術論文や専門書などの基礎文献を読解し、基礎理論を学ぶ。

3年次の「演習Ⅰ・Ⅱ」では、専門分野における研究能力や批判的思考力を養う。学生は、個人又はグループの興味・関心に基づいて研究テーマを設定し、資料収集の方法や研究テーマの背景などを理解し、それに基づいて研究計画を策定するスキルを身につける。また、策定した研究計画に基づいて、実験や調査、データ収集を行い、得られた結果から考察を深める。

4年次の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」では、これまでに身につけた専門的知識をもとに、独自の研究プロジェクトを計画し実行する。さらに、研究成果を論文やプレゼンテーションにまとめ、他者からのフィードバックを受けることにより考察をより深化させる。

3. 国際社会で通用する「グローバル・コミュニケーション力」

国際社会で通用する英語力を涵養するため、英語を学ぶ科目(「全学共通科目」及び「専門科目」)、英語で専門知識等を学ぶ科目(「グローバル科目」)を配置し、それらの中から所定の単位を修得することを本学部全学生の卒業要件とする。国際社会への情報発信力や、情報収集力、様々な国や地域の人たちとコミュニケーションを図ることのできる力を身につけることを目指す。

1年次の「Intercultural Communication」(英語での授業)を必修として、英語コミュニケーション能力を育成し、異文化理解・コミュニケーションに関する基礎的な知識や具体例などを学ぶ。海外留学や研修も視野に入れ、自分とは異なる背景を持った他者とのコミュニケーションにおいて、どのようなポイントに注意すべきなのか(ステレオタイプ、コミュニケーションスタイル、ノンバーバル・コミュニケーション、カルチャーショック等)を、特に英語を媒体とした交流に主眼を置いて実践的に学んでいく。

「海外フィールドスタディ」や「国際協力論」等の科目により、国際社会での様々な活動

などを理解し、英語学修へのモチベーションを高める。また、短期・中期・長期の海外留学を推奨するとともに、全学の国際教育プログラムである「成蹊 Global Study Program (GSP)」への積極的な参加を促す。

4. 独自のカリキュラムで養う「複眼思考」

本学科の下に「国際日本学専攻」「環境サステナビリティ学専攻」の2専攻を設定する。「国際日本学専攻」では、「文化学」「地域学」などを基盤分野とし、「環境サステナビリティ学専攻」では、「地理学」「環境学」などを基盤分野とする。これら2つの専攻では、日本や世界各地の文化や自然・社会環境等をグローバルな視野で理解し、人文学系と自然科学系の両面にわたる基礎教育と、各専攻に立脚した専門教育、専門の垣根を越えた融合教育を実施することにより、グローバルとローカル、文系と理系、理論と実践の複眼的な思考力、視野を獲得する。具体的には、専門科目の基盤科目に『共通文理』『人文学系』『自然科学系』の各科目区分を設定する。さらに「グローバル科目」と「発展科目」を置き、「発展科目」には『文化』『地理・地域』『環境』の各科目区分を設定し、2つの専攻毎に各科目区分からバランスよく科目を履修する。

また、両専攻の各分野を専門とする教員、学生の交流によって、文理の枠を越えた新たな研究分野が創出され、日本や世界各地の文化や自然・社会環境等をグローバルな視野で理解し、人文学系と自然科学系の両面にわたる成果が生み出されるものと期待される。

5. Society 5.0時代の必須スキル「データ分析・活用力」

本学部では、従来の文系的素養、理系的素養をもった学生が混在することが想定されるが、すべての学生が「データサイエンス基礎」「統計学基礎」を学修し、様々な専門分野で扱うであろう数値データの分析力や論理的思考力の基礎を身につける。また、各自の興味に応じて、「数学基礎」「線形代数学」「微分積分学」「プログラミングの基礎」「データサイエンス発展」「環境データ解析」「環境数理科学」「地理情報科学」等を履修することが可能であり、より発展的なデータ分析力を身につけることができる。さらに、前述したゼミナール科目(演習Ⅰ・Ⅱ、卒業研究Ⅰ・Ⅱ)により、各種資料、文献から必要な情報を抽出し、分析する力を涵養する。

全学共通科目の「情報基礎B」や全学の副専攻制度にある「総合IT副専攻」「データサイエンス副専攻」等の科目履修により、ICT活用力をさらに磨くことも可能となる。

6. 国家資格取得を見据えた「日本語教員養成」

海外において、日本に興味を持つ人たちが増加傾向にあると言われている。日本の美しい風土、無形文化遺産の和食などに代表される伝統文化のほか、マンガ、アニメ、J-POP、ファッションや精度の高い工業技術など外国人の興味を惹くものが数多くある。日本の文化や言語に興味を持ち、日本語を学びたいという外国人は増加傾向にあり、日本語が母語でない人に対して日本語や日本の文化などを教えたり、日本語の学習を支援したりする「日本語教師」が必要とされている。特に、海外からの留学生、日本で就職したい外国籍の方などが教授・支援の対象者となる。

令和5年(2023年)に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関

の認定等に関する法律（以下「日本語教育機関認定法」という。）が成立し、「日本語教師」は、「登録日本語教員」という新たな国家資格となった。本学科では、日本語学習者に適切な指導ができるように、日本語の仕組みや歴史、日本語教授法などを学ぶための「日本語教員養成コース」を設置する。この日本語教員養成コースは、日本語教育機関認定法に定める「登録日本語教員養成機関」及び「登録実践研修機関」（科目名：「日本語教育実習」）の認定を受ける予定であり、両方が認定された場合には、この日本語教員養成コースを修了し、学位を取得した上で、その後「応用試験」に合格することで「登録日本語教員」の資格を得ることができる。日本語教員養成コースは、既に本学文学部で設置されており、本学部の設置にあわせて、両学部で協働して運営することとしている。

なお、「登録日本語教員養成機関」及び「登録実践研修機関」の申請については、当該機関を開始する1年前以内に申請することとなっている。これにより、「登録日本語教員養成機関」の申請は令和7年度（2025年度）に行うが、「登録実践研修機関」については、3年次配当としている「日本語教育実習」の履修を開始する年度（令和10年度〈2028〉年度）の1年前となる令和9年度（2027年度）に申請することとなる。

本学部では、「フィールド・実践科目」等によって、課題解決や共創（他者との協働、コミュニケーション、合意形成等）の方法を学ぶ。また、日本や世界各地の文化や自然・社会環境等をグローバルな視野で理解し、人文学系と自然科学系の両面にわたる基礎教育を実施するほか、国際社会で通用する英語力の涵養を目指している。これらの学修により得られた能力は、外国人に日本語を教えるための高いスキルを身につける上で極めて有用なものである。

③ 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称

本学部・学科の名称は、先述のとおり、「日本をはじめとする世界各地の文化や自然・社会環境等をグローバルな視野で理解し、人文学系と自然科学系の両面にわたる複眼的な思考と他者との協働によって、現代社会の様々な課題にチャレンジして解決できる、また、日本と世界をつなぐ人材を養成する」という人材養成像を掲げていること、また、先述のとおり、「私たちは、課題の解決だけでなく、協働によって新たな成果や価値などを生み出すための取組みのすべてを『共創』と定義する。文理の複眼的な視点を持ち、国際社会や地域での（SDGs 達成のための）活動を『共創』によって推進することのできる人材こそが、持続可能な社会の構築を可能にすると考えている。」ことに照らし、学部名を「国際共創学部」、学科名を同じく「国際共創学科」と称する。

また、学位の名称は、本学部・学科における教育学修・研究分野が横断的で多岐にわたること、及び社会における流通性・通用性の観点から、学術的に広く認知されている分野の名称として「学士(学術)」とする。【資料 17】

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の基本方針

本学部の教育課程については、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年<2005年>）が要請する「専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身につけ、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する」、「21世紀型市民」の育成を目指すとともに、第5期科学技術基本計画において提唱されている Society 5.0 時代に向けた、「全学共通科目」と「専門科目」から成る教育課程を編成する。

(2) カリキュラム・ポリシー

【本学部のカリキュラム・ポリシー】

本学部は、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー：DP)」を踏まえ、次のような方針で教育課程を編成・実施する。また、本大学の「学修成果に係る評価基準」に基づいて学修成績を評価する。【資料15】

- (CP1) 各専攻の専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置する。
- (CP1-1) 国際共創学部共通の基礎学力が修得できるよう、分野横断型の科目区分「基盤科目」に必修科目を低学年時から配置する。さらに、年次進行に合わせて、基礎学力を補強し、興味を広げて実践に活かすための多様な選択科目として、「共通文理」、「人文学系」及び「自然科学系」科目を配置する。
- (CP1-2) 英語による高いコミュニケーション能力や専門知識を修得するため、英語（言語）に関連する科目について、所定の単位を修得することを卒業要件として設定する。
- (CP1-3) 個々の学生の興味や、目指す将来の目的に柔軟に対応した学修計画が可能になるよう「グローバル科目」及び「発展科目」の科目区分を設定し、高度な専門知識の修得を目指す。「発展科目」は、さらに「文化」、「地理・地域」、「環境」の科目区分から成り、分野横断的に履修することにより、幅広くかつ専門的な知識の修得を可能とする。
- (CP1-4) 地球規模の諸課題、及び地域社会が抱える諸課題の理解・解決に向けて、理論と実践の両面から学ぶため、「フィールド・実践科目」の科目区分を設定する。
- (CP2) 幅広い教養と汎用性の高い技能を修得するための科目区分「全学共通科目」を設定する。
- (CP3) 視野を広げ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流、多様な人々との協働を図るために、学部学科の枠を超えて幅広く学ぶことのできる仕組みを設ける。
- (CP3-1) 所定の必修単位等に加え、全学共通科目及び専門科目の選択科目から20単位を修得する。関心に応じて学部内の日本語教員養成コースのほか、全学共通の副専攻、他学部・他大学の科目の履修ができる仕組みを設ける。
- (CP4) 思考力、表現力、課題解決力を集中的に錬成するため、適切な年次に少人数の「ゼミナール科目」等を置き、さらに卒業論文又はこれに代わる成果物の提出を必須とする。
- (CP4-1) 自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身につけるため、1年次から4年次まで「ゼミナール科目」を配置し、このうち1年次の「アカデミック・スキルズⅠ・Ⅱ」、2年次の「英語文献講読」、3年次の「演習Ⅰ・Ⅱ」及び4年次の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を必修とする。

(CP4-2) 課題解決力、及び実践力を錬成するために「フィールド・実践科目」の科目区分を設ける。

(CP4-3) 「卒業研究Ⅱ」においては卒業論文又はこれに代わる成果物の提出を必須とする。

(CP5) 自発性、積極性を育む科目として、「海外フィールドスタディ」、「国内フィールドスタディ」、「共創プロジェクト」等を配置する。また、自発性、積極性の向上のため、留学、インターンシップ等の単位認定の仕組み、及び上級者向けの選抜型の科目を配置する。

本学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係性は、次表に示すとおりである。

[表 2]

DP	CP
DP1 専門分野の知識・技能	CP1 (専門分野) 各専攻の専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置する。
DP2 教養の修得	CP2 (教養) 幅広い教養と汎用性の高い技能を修得するための科目区分「全学共通科目」を設定する。
DP3 課題の発見と解決	CP4 (思考力、表現力、課題解決力) 思考力、表現力、課題解決力を集中的に錬成するため、適切な年次に少人数の「ゼミナール科目」等を置き、さらに卒業論文又はこれに代わる成果物の提出を必須とする。
DP4 表現力、発信力	
DP5 多様な人々との協働	CP3 (交流、協働) 視野を広げ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流、多様な人々との協働を図るために、学部学科の枠を超えて幅広く学ぶことのできる仕組みを設ける。
DP6 自発性、積極性	CP5 (自発性、積極性) 自発性、積極性を育む科目として、「海外フィールドスタディ」、「国内フィールドスタディ」、「共創プロジェクト」等を配置する。また、自発性、積極性の向上のため、留学、インターンシップ等の単位認定の仕組み、及び上級者向けの選抜型の科目を配置する。

(3) 全学共通科目

本学では、平成 22 年度 (2010 年度) より、全学部の教養教育を担うため全学共通科目を設定しており、「成蹊教養カリキュラム」と称している。大学での学修の基礎となる知識やスキルを身につけるとともに、市民性・公共性を育むことを目指して、以下のとおり、大学全体のカリキュラム・ポリシー (CP) を設定している。

(CP1) (各学科、各専攻の) 専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置する。

(CP2) 広い教養と汎用性の高い技能を修得するための科目群「成蹊教養カリキュラム」を設ける。

(CP3) 視野を広げ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流、多様な人々との協働を図るために、学部学科の枠を超えて幅広く学ぶことのできる仕組みを設ける。

(CP4) 思考力、表現力、課題解決力を集中的に錬成するために、(各学科の教育課程の適切

な年次に) 少人数の演習科目を置き、さらに卒業論文(またはこれに代わるもの)の作成を必修とする。

(CP5) 自発性、積極性の達成のため、留学等の単位認定の仕組み、及び上級者向けの選抜型の科目を設ける。

本学部が開設を予定する令和8年度(2026年度)からの全学共通科目については大幅な見直しを行い、技法知・学問知・実践知をバランスよく修得するために、「コミュニケーション(『外国語科目』、『日本語力科目』)」「情報(『情報リテラシー』、『データサイエンス』)」「ライフデザイン(『キャリア教育科目』、『健康・スポーツ科目』)」「教養基礎(『人文学』、『社会科学』、『自然科学』、『総合』)」「持続社会探究(『環境・地域』、『国際理解』、『人権・共生』、『実践』)」の5つの科目区分を大きな柱としたカリキュラムを定めた。また、教育課程(各授業科目)は、カリキュラム・ポリシーの各項目と整合するように定められており、例えば、(CP5)「自発性、積極性の達成のため、留学等の単位認定の仕組み、及び上級者向けの選抜型の科目を設ける」に基づいて、「ライフデザイン」の科目区分においてインターンシップ科目(「丸の内ビジネス研修」など)を配置している。

ア コミュニケーション

「コミュニケーション」は、『外国語科目』と『日本語力科目』から成り、さらに『外国語科目』は、『英語』と『初修外国語』の2つの科目区分から成る。

『英語』は、1年次の「College English (Listening & Speaking) I・II」、「College English (Reading & Writing) I・II」を必修とする。他の選択科目は、学生の英語学修に対するニーズ、能力等に応じて履修できるようになっている。

『初修外国語』は、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語から選択し、それぞれの語学を基礎から学び、実践的スキルや国際理解能力の養成に向けて積み上げることができるとともに、「世界の言語」としてロシア語 I・II、タイ語 I・II、イタリア語 I・II、ルーマニア語 I・IIを学修することができる。

『日本語力科目』は、社会人にふさわしい日本語力を身につけることを目標とした科目群であり、文章の書き方、読み方、漢字、話し方に関わる科目が配置される。中でも「日本語表現講義」「実践日本語表現」などの科目は、多数の学生に履修を推奨するコア科目としている。

イ 情報

「情報」は、『情報リテラシー』と『データサイエンス』の2つの科目区分から成る。すべての「情報」科目は1年次前期又は後期から配当され、各自の興味に応じて、『情報リテラシー』であれば、「情報基礎B」、「情報技術活用概論」、「Python 入門」、「オフィスソフトの活用と実践」、「Web サイト作成入門」、「Excel VBA 入門」、「Java 入門」、「データサイエンス」であれば、「データサイエンス入門」、「データサイエンスのための基礎数学」、「Excel によるデータ分析入門」、「データベース入門」、「AI 入門」、「統計分析入門」の科目履修が可能となっている。

ウ ライフデザイン

「ライフデザイン」は、『キャリア教育科目』と『健康・スポーツ科目』の2つの科目区分から成る。

『キャリア教育科目』では、基礎科目としての「キャリアプランニング」を1年次前期から配当するとともに、演習科目の「ビジネストレーニングセミナー」「キャリアセミナー」を1年次後期に配当している。キャリア形成に関わる講義科目及び演習科目を1年次から順次履修可能な科目配当となっている。インターンシップの管理・支援部門として、成蹊大学キャリア支援センターを設置し、学生が自己の職業適性や将来設計について考える上で貴重な機会となるインターンシップ等の情報・機会を提供している。特に、3年次配当の「丸の内ビジネス研修」は、本学と協力企業が共同で行う学部横断型の産学連携人材教育プログラム「丸の内ビジネス研修 (Marunouchi Business Training : MBT、以下「MBT」という。)」の科目であり、2年次配当の「丸の内ビジネス研修準備講座」でビジネス課題解決をする基礎力を身につけた上で、この研修(科目)を受講することになる。MBTに関する詳細は、「⑧ (3)」で述べる。

また、「SEP科目」は、「⑱ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制 (1) 教育課程上の取組み」で後述する、令和8年度(2026年度)から新たに導入する「成蹊アントレプレナーシッププログラム」の中心として構成される科目である。

『健康・スポーツ科目』では、様々な競技種目を通して、スポーツに関連する理論を学びながら、実際にそれを体感する実践を交え、自己マネジメント・集団マネジメントの手法を学ぶ演習科目と、スポーツと科学、文化、社会及び健康に関する理論をより深く学ぶ講義科目を設けている。

エ 教養基礎

「教養基礎」は、『人文学』、『社会科学』、『自然科学』、『総合』の4つの科目区分から成り、「総合セミナーB」以外のすべての科目が1年次から履修できる。大学生、社会人として必要な教養の知識を身につけ、次項に記す「持続社会探究」科目や所属学科の専門教育の学修につなげる。学問知を育むことを狙いとしているため、「人文学」、「社会科学」、「自然科学」の学問系統に応じた科目構成とする一方、分野横断的な内容をカバーするため、又は、学問分野に寄らない学びを提供するため、『総合』という科目区分を設定している。

オ 持続社会探究

「持続社会探究」は、ESD(持続可能な開発のための教育)の考え方を取り入れて、『環境・地域』、『国際理解』、『人権・共生』、『実践』の4つの科目区分から構成している。各科目区分の基盤的内容を扱う科目については1年次前期から配当し、2年次以降は、文理横断的又は学際的な視点から、先述の「コミュニケーション」、「情報」、「ライフデザイン」、「教養基礎」の各科目で学んだ知識等を活かし、持続可能な社会の構築に向けた発展的内容を学修する。

(4) 本学科の専門科目の編成の考え方及び特色

本学科における「専門科目」については、専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置している。各科目の関係は、カリキュラムマップ【資料18】、カリキュラムツリー【資料19】に示されるとおりである。

「全学共通科目」、「専門科目」を効果的に履修できるよう、大学における学修のための基本的知識やスキルを修得するための科目を1年次に配置する。また、情報倫理、研究倫理等についても1年次に学修する。少人数クラスで、個人やグループで主体的に学んでいく「ゼミナール科目」を1年次から4年次まですべてに配置し、様々な学識を深めるとともに、資料のまとめ方やプレゼンテーションのやり方、ディスカッションの進め方などを学修する。

本学科の専門性を身につけるため、「基盤科目」、「グローバル科目」、「発展科目」、「フィールド・実践科目」、「日本語教員養成コース科目」を設け、年次進行に合わせて各科目を配置している。

「基盤科目」では、『共通文理』『人文学系』『自然科学系』科目を、文理の複眼的思考力が身につくようにバランス良く配置し、低学年次を中心に履修する。すべての学生が論理的思考力、データ分析力を身につける上での基礎を固めるための必修科目を1年次に配置する。また、英語コミュニケーション能力育成と、異文化理解・コミュニケーションに関する基礎的な知識や具体例などを学ぶための必修科目を1年次に配当する。

「グローバル科目」では、様々な分野の内容を英語で学ぶ科目を2年次に配置する。基盤科目の人文学、自然科学分野の内容のさらなる充実と、発展・応用の科目を配置し、同時に専門分野における英語力を身につける。

「発展科目」では、『文化』『地理・地域』『環境』の科目区分を設け、個々の学生が自身の目指す将来の目的を達成するための学修計画が可能となるように、広範な専門分野の中から各自の興味や関心などに応じて履修することができるよう科目を配置する。

「フィールド・実践科目」では、様々な知識やスキルを総合的に活用し、実践適用できる能力を身につけることを目的として科目を配置する。また、他者との協働により、コミュニケーション力、計画の立案・推進力、他者との合意形成の手法、情報の発信力などを身につける。

「日本語教員養成コース科目」では、登録日本語教員の資格を取得する上で必要となる日本語科目を配置する。

上記に加え、留学、インターンシップ、ボランティア、PBL、卒業研究等の学修を通じて、個々の学生の学修計画に応じて広範な应用能力を自発的かつ積極的に身につけるとともに、継続的に学修する習慣付けとなる科目を配置している。また、本学科の深い専門性を身につけるため、国際日本学専攻、環境サステナビリティ学専攻の2つの専攻を設け（入学者選抜において専攻ごとに募集人員を設定する）、以下のような専攻ごとの目的を設定する。

【国際日本学専攻】

文化学、地域学等を基盤分野とし、日本及び世界をつなぐ文化の交流・多様性、さらにグローバル化する日本・世界の地域の諸課題、日本語教育等について多角的に学ぶ力を身につけることを目的とする。

【環境サステナビリティ学専攻】

環境学、地理学等を基盤分野とし、日本・世界の自然・社会環境並びに地域及び地球規模の諸課題を多角的に学ぶ力を身につけることを目的とする。

科目区分ごとの編成の考え方及び特色は、以下のとおりである。

【ゼミナール科目】

ゼミナール科目は、少人数クラスにより実施され、教員と学生、学生同士の対話により、課題の背景なども含めた深い理解を可能とするもので、計画力、実践力、質問力、情報発信力等を身につけるための科目を1年次から4年次まで必修科目として配置する。「ゼミナール科目」は、本学部における学修の基礎から発展・応用に至る総合的な科目であり、本学部での学修の根幹を成すことから主要授業科目として設定している。

1年次の「アカデミック・スキルズⅠ」により、大学での学修に必要なスキル、情報倫理、研究倫理等を学修し、4年間の学修の基盤を構築する。「アカデミック・スキルズⅡ」では、課題の設定、資料収集の方法、資料・データ管理、レポートの書き方など、実践的なスキルについて学修する。また、疑問点などについて、教員や学生同士でディスカッションをし、各自の考えをレポート・論文としてまとめる訓練を積む。

2年次の「英語文献講読」では、国際日本学や環境サステナビリティ学などの専門分野に関する英語の学術論文や専門書などの基礎文献を読解し、基礎理論を学ぶ。

3年次の「演習Ⅰ・Ⅱ」では、個人又はグループの興味・関心に基づいて研究テーマを設定し、資料収集の方法や研究テーマの背景などを理解し、それに基づいて研究計画を策定するスキルを身につける。また、策定した研究計画に基づいて、実験や調査、データ収集を行い、得られた結果から考察を深める。

4年次の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」では、これまでに身につけた専門知識をもとに、独自の研究プロジェクトを計画し実行する。さらに、研究成果を論文やプレゼンテーションにまとめ、他者からのフィードバックを受けることにより考察をより深化させる。

【基盤科目】

「基盤科目」は、『共通文理』、『人文学系』、『自然科学系』の科目区分を設定し、本学部の専門性を深めるための基盤となる科目を設定している。また、「基盤科目」には、「発展科目」、「フィールド・実践科目」を履修する上で必要な科目を多く含んでいる。特に、『共通文理』の科目区分では、従来の文系的専門性、理系的専門性のどちらであっても共通して求められる基盤的知識や素養などを身につけるための科目を配置し、1年次に5つの必修科目「国際共創入門」、「Intercultural Communication」、「データサイエンス基礎」、「統計学基礎」、「サステナビリティ概論」を配置している。これらは、養成する人材像に掲げる「持続可能な社会の構築のために生涯学び続けるための基礎力」を身につけるために不可欠な科目であり、いずれも主要授業科目として設定されている。『人文学系』科目では、文化、歴史、言語、地域等に関連した基盤科目を配置している。『自然科学系』科目では、数学や自然科学一般、環境等に関連した基盤的科目を配置している。

【グローバル科目】

「グローバル科目」では、従来の文系的、理系的な様々な分野の内容について英語で学ぶ科目を配置している。ここでは、様々な分野の英語の学術用語に触れ、実用的な英語力を鍛えながら専門知識を獲得することを目指している。

【発展科目】

「発展科目」では、2年次以降に配当される『文化』、『地理・地域』、『環境』の科目区分を設定し、本学部の専門性を深く学ぶための科目を配置している。また、「発展科目」は、人文学系と自然科学系の両面にわたる複眼的な思考と、日本・世界各地の文化や自然・社会環境等の研究、及び現代社会の様々な課題の解決にチャレンジするための深い学識やスキルを身につけるための科目となっている。『文化』の科目区分では、日本をはじめとする世界各地の多様な文化や歴史等、「国際日本学専攻」に関連した分野の専門科目を配置している。『環境』の科目区分では、自然・社会環境、環境科学等、「環境サステナビリティ学専攻」に関連した分野の専門科目を配置している。『地理・地域』の科目区分では、2つの専攻にまたがる内容の科目を配置し、2つの専攻の融合科目群的な構成となっている。2つの専攻では、各自の専攻に関連した科目に加えて、自身の興味や志す専門性に応じて『文化』、『地理・地域』、『環境』の中から、バランス良く科目を履修することができる仕組みとなっている。

【フィールド・実践科目】

「フィールド・実践科目」は、様々な知識やスキルを総合的に活用し、実践適用できる能力を身につけることを目的として配置している。また、本学科において養成する人材像に基づく教育上の目的として掲げている「国内外の多様な人々との協働の方法や、協働のためのコミュニケーション力、プロジェクト推進のための実行力とマネジメント力をフィールドワーク等の実践学修により修得する」ための科目ともなっている。特に、1年次に必修科目として配当する「フィールドワーク入門」は、現地調査やフィールドワークの基礎的なスキルを身につけるためのものであり、主要授業科目として設定している。「国内フィールドスタディ」、「海外フィールドスタディ」により、外国や日本の地域における社会課題と向き合い、現場での様々な取組みを経験しながら、課題解決や共創(他者との協働、コミュニケーション、合意形成等)の方法を学修する。

「理学基礎実験」、「環境科学実験」、「共創プロジェクト」といった実験、実習、アクティブラーニングの科目により、机上で学んだ知識を実体験と結びつけながら学修するなど、様々な「フィールド・実践科目」により、理論と実践の両面から専門性を深めることを目指す。

【日本語教員養成コース科目】

日本語教員養成コースでは、増加傾向にある日本の文化や言語に興味を持ち、日本語を学びたいという外国人（日本語が母語でない人）に対して、日本語や日本の文化などを教えたり、日本語の学習を支援する「日本語教師」として社会に貢献できる人材を養成する。

本学部において、日本語の仕組みや歴史、日本語教授法などの学修に加え、日本や世界

各地の文化や自然・社会環境等をグローバルな視野で理解し、人文学系と自然科学系の両面にわたる基礎を学び、また、国際社会で通用する英語力を身につけることにより、「日本語教師」としての高いスキルを修得することが可能と考える。

日本語教員養成コースのカリキュラムは、登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム（令和6年<2024年>4月1日 日本語教育部会決定）で規定する登録実践研修及び養成課程それぞれに定められている目標を網羅するよう、各課程の開設科目一覧（登録日本語教員養成機関）に基づき科目を配置している。

登録実践研修（日本語教育実習）を履修するための要件は、「⑦ 実習の具体的計画」の項で、日本語教員養成コースを修了するための要件については、「⑨ 取得可能な資格」の項で、それぞれ説明する。

(5) 副専攻制度

本学では、カリキュラム・ポリシーに定める、(CP3)「視野を広げ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流、多様な人々との協働を図るために、学部学科の枠を越えて幅広く学ぶことのできる仕組みを設ける」に基づき、全学的に運用する「副専攻」制度を設けている。【資料 20】

副専攻制度は、所属学科の専門教育に加え、学生の多様な関心や目的に応じて、一定の系統的なまとまりをもって様々な知識を学修できるようにする仕組みであり、ワンキャンパスに文系理系すべての学部学科が集まる本学の利点を活かした取組みである。現時点（令和7年<2025年>4月1日現在）では、以下に掲げる18の副専攻を設けている。

<開設副専攻>

歴史文化学副専攻、哲学思想副専攻、地理環境学副専攻、社会福祉副専攻、公共政策副専攻、言語文化副専攻（ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語）、グローバル・コミュニケーション副専攻、国際関係副専攻、経済学副専攻、経営学副専攻、法律学副専攻、政治学副専攻、文学副専攻、心理学副専攻、科学と社会副専攻、総合IT副専攻、データサイエンス副専攻、SDGs副専攻

副専攻を履修するための事前の申請は不要であるが、所属学部以外及び「全学共通科目」以外の他の学部の開講科目（以下「他学部科目」という）を履修するときには、他学部科目履修の申請を当該学部に対して行う必要がある。

副専攻の修了は、当該副専攻で規定される科目のうちから16単位以上を修得した上で、申請を行った者に対し要件充足等の修了認定を行い、認定者には修了証を交付する。副専攻として履修した科目の単位は、教職課程に関する科目の一部を除き、他学部科目も含め卒業に必要な単位として算入できる。

⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

本学部は、上記「④ 教育課程の編成の考え方及び特色」に示したように、「ゼミナール科目」、「基盤科目」、「グローバル科目」、「発展科目」、「フィールド・実践科目」、「日本語教員養成コース科目」の各科目区分を設定し、演習、講義、フィールドワーク、実験等を組み合わせた体系的・段階的な教育を行う。授業内容に応じた授業方法の特徴、授業方法に適した受講者数、配当年次等については、下記のとおり設定する。

1. 分野横断型の教育

本学部の人材養成像に掲げた「文理の複眼的視点」を獲得するために、1年次から「基盤科目」として、『共通文理』、『人文学系』、『自然科学系』の3つの科目区分から構成される各分野及び分野横断型の科目区分を配置する。この「基盤科目」は、各分野の基礎的内容を扱い、主に講義形式(1クラスの受講者数の上限は150人程度)で行われる。学生は、『共通文理』、『人文学系』、『自然科学系』の各科目区分から所定の単位数の修得が求められる。

『共通文理』の講義科目「国際共創入門」と「サステナビリティ概論」は必修科目であり、学部共通の導入科目として位置付けられる。「国際共創入門」は、基幹教員のうち14名がそれぞれの専門分野での研究トピックを紹介するオムニバス方式を採用し、オンデマンド配信によるメディア授業として運営する。「サステナビリティ概論」は、本学部が目指す「持続可能な社会の実現」に関わる世界と地域の動向を扱う。2年次からは、1年次に修得した基礎を補強し、興味を広げて実践に活かすため、「発展科目」が配当される。この「発展科目」は、『文化』、『地理・地域』、『環境』の分野別に、主に講義形式で行われ、学生はそれぞれの分野から所定の単位数の修得が求められる。3年次からは、「国際日本文化特殊講義」、「地理学・地域学特殊講義(持続観光開発論)」、「地球環境学特殊講義(グローバル気候学)」、「地球環境学特殊講義(地球・宇宙環境学)」等が講義形式で開講され、4年次の「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」に向けた発展的かつ専門性の高い学識を修得する。

以上のように、本学部は分野横断型の教育を行い、1年次から4年次にかけて「基盤科目」から「発展科目」へと段階的な教育を展開する。

2. グローバル・コミュニケーション

本学部は、異文化・多様性理解などグローバル社会で必要なスキルを身につけることを目的に、英語力強化を中心とした言語・グローバルスキルの育成に力点を置く。

英語を学ぶ科目(「全学共通科目」及び「専門科目」)及び英語で専門知識等を学ぶ科目(「グローバル科目」)に関しては、「全学共通科目」と本学部の「専門科目」を合わせて、学生には32単位以上の修得が求められる。「外国語科目」は、「英語」に加え、「初修外国語(スペイン語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語)」が履修できる。語学力の養成に適切な効果を得るため、主に少人数編成(1クラスの受講者数の上限は35人程度)で運営される。また、「英語」科目は、入学時のTOEICスコアに応じたレベル別クラスで編成される。「全学共通科目」の「海外言語文化研修」では、海外の大学に留学する者を対象に、事前学修、現地研修、事後学修を通じ、英語による高度な言語運用能力やコミュニケーション能力の獲得を目指す。本学部では、1年次に短期海外研修、2年次以降に中・長期の海

外研修を奨励する。本学部の「専門科目」としては、1年次の「Intercultural Communication」においてレベル別クラス編成で英語力の強化に取り組み、異文化理解・コミュニケーションに関する基礎的な知識を養成する。2年次の「英語文献講読」では、国際日本学や環境サステナビリティ学の専門分野に関わる英語の学術論文などの基礎文献を読解し、基礎理論を扱う。また、同じく2年次から「グローバル科目」が配当され、政治、経済、文化、社会、環境などの多様な科目群により、英語を使用言語とした専門教育を行う。なお、この「グローバル科目」は、E形式（使用言語は英語のみ）とE/J形式（英語で書かれたテキストを使用、使用言語は英語と日本語を併用）に分かれ、授業の効果を考慮し、E形式の1クラスの受講者数上限は30人程度、E/J形式は60人程度とする。

以上のように、レベル別、少人数のクラス編成を取り入れ、グローバル・コミュニケーション能力を養成する。

3. データ情報分析・活用

本学部は、Society 5.0時代の必須スキルとして、データ分析・活用力を養うことを目指し、学部共通の必修科目として1年次に「データサイエンス基礎」、「統計学基礎」を配当する（1クラスの受講者数の上限は45人程度）。いずれも段階的な教育を展開し、2年次後期に選択科目として「統計学発展」、3年次前期に「データサイエンス発展」、「環境データ解析」を配当する。この他、1年次後期に「プログラミングの基礎」、2年次前期に「コンテンツ・デザイン」など情報系の科目を、1年次に「数学基礎」、「線形代数学」、2年次前期に「微分積分学」など数学系の科目を配当し、データ分析・活用に必要な知識を獲得する。

4. フィールドワーク

課題解決力及び実践力を錬成するために「フィールド・実践科目」の科目区分を設け、フィールドワークを取り入れた実践的な授業を行う。1年次前期配当の「フィールドワーク入門」（1クラスの受講者数の上限は40人程度）は、学部共通の必修科目であり、実地調査やフィールドワークの基礎的なスキルを身につけ、大学が所在する武蔵野市・吉祥寺をはじめ、都内での実地調査を行う。また、1年次前期から選択科目として「国内フィールドスタディ」（1クラスの受講者数の上限は20人程度）を配当し、教室をはなれた国内（地方の都市部や農村など）でのフィールドワークを実施する。2年次前期からは選択科目として「海外フィールドスタディ」（1クラスの受講者数の上限は20人程度）を配当し、大学での講義とともに海外でのフィールドワークを実施する。同じく2年次前期・後期配当の選択科目「共創プロジェクト」（1クラスの受講者数の上限は20人程度）では、実習形式の授業を展開し、地域や環境に関わる課題解決に向けた調査・実習に取り組む。

5. 少人数編成のゼミナール

自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身につけるため、1年次から4年次まで「ゼミナール科目」を配置する。「ゼミナール科目」は、教員と学生、及び学生同士がお互いにコミュニケーションを行い、そのインタラクティブなプロセスを通じて学修を促進させるため、少人数編成（1クラスの受講者数の上限は25人程度）で実施する。1年次の「アカデミック・スキルズⅠ」、「アカデミック・スキルズⅡ」で

資料調査や研究方法の基礎を学び、2年次の「英語文献講読」で専門分野の基礎文献を英語で読むスキルを身につける。3年次の「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」で専門分野における研究能力や批判的思考を養い、4年次の「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」で専門知識をもとに独自の研究プロジェクトを計画し、実行する。

6. 日本語教員養成コース

登録日本語教員の資格取得に向けて必要となる専門性を身につけるため、「日本語教育概論」等を主に講義形式（1クラスの受講者数の上限は50人程度）で実施する。「日本語教育演習」など演習形式（1クラスの受講者数の上限は25人程度）の授業も取り入れ、最終的に「日本語教育実習」を実施し、教壇実習・授業見学・授業準備・模擬授業等を行う。

(2) 履修指導方法

本学部では、学生は、上記「④ 教育課程の編成の考え方及び特色」で示したカリキュラム・ポリシーに則って、卒業要件に定める所定の単位を修得することで、学位として「学士（学術）」を取得することとなる。

学生が教育課程における科目の関係性や体系性を確認できるように、カリキュラムマップ【資料18】、カリキュラムツリー【資料19】を提示する。また、学生が希望する進路に基づいた科目履修ができるように、複数の履修モデル【資料21】を提示する。

履修モデルについては、本学Webサイトに掲載する。また、各科目のシラバスにおいて、成績評価基準をあらかじめ具体的に明示し、これをポータルサイトで開示する。学生には、入学時に履修ガイダンス等のオリエンテーションの機会を設け、学部全体で組織的な履修指導を行う。

また、本学部の全学生に対して、履修指導を含む学業や学生生活全般についての助言や指導を求めることができる指導教授（基幹教員である教授、准教授及び講師）を割り当てるほか、基幹教員が原則毎週1時間程度のオフィスアワーを設け、当該時間帯において学生は指導教授だけでなく他の基幹教員等からも必要に応じて指導を受けることができる体制を整えている。【資料22】

また、本学キャンパスにおける父母懇談会の開催（年1回）に加え、全国を3ブロック（「北海道・東北・北関東」、「東海・中部・近畿」、「中国・四国・九州」）に分けて年1回行う全学共通の地域懇談会を開催している。このような懇談会を通して父母等との強い連携関係のもとに学生を指導する。また、全学生に対して大学からメールアドレスを付与するとともに、ポータルサイトを活用し、多人数に対する掲示及び個別の連絡を通じて円滑な履修指導を行う。

【履修モデル】

履修モデルは、学生の卒業後の進路に応じて、下記の5種（内3種は専攻別に設定しているため合計8モデル）を設定する。【資料21】具体的には、下記のとおり、「グローバル（両専攻）」、「地域・まちづくり（両専攻）」、「文化・歴史(国際日本学専攻）」、「自然・社会環境(環境サステナビリティ学専攻）」、「日本語教育（両専攻）」である。

- 履修モデルA 「グローバル」：外国語や国際関係の科目を多く履修
（人材像・卒業後の進路）グローバル企業、民間企業のグローバル部門、国家・地方行政機関の国際交流部門など
- 履修モデルB 「地域・まちづくり」：「地域」や「フィールド・実践」科目を多く履修
（人材像・卒業後の進路）地方自治体の地域振興・まちづくり等の部門、地域づくり等の団体、旅行代理業の企業など
- 履修モデルC 「文化・歴史」：人文学系科目を多く履修
（人材像・卒業後の進路）国家・地方行政機関の国際交流部門等、NPO・NGO、旅行代理業の企業、民間企業の海外マーケティング部門など
- 履修モデルD 「自然・社会環境」：地理学や自然科学系科目を多く履修
（人材像・卒業後の進路）国家・地方行政機関の環境保全等の部門、民間企業のGX等関連部門、気象サービス等関連企業など
- 履修モデルE 「日本語教育」：言語に関する科目を多く履修
（人材像・卒業後の進路）登録日本語教員、日本語学習支援者、日本語教育コーディネーターなど

(3) 卒業要件

卒業要件は、4年間以上在学し、かつ、次のすべての要件を満たした上で、124単位以上を修得することとする。具体的には、下記のとおり設定する。【資料23】

[1]「全学共通科目」にあつては、次の要件を満たした上で34単位修得すること。

- 1)「コミュニケーション」：「外国語科目」の「英語」から、必修4単位、選択4単位以上
- 2)「情報」：「情報リテラシー」から2単位以上
- 3)「持続社会探究」：2単位以上

[2]「専門科目」にあつては、次の要件を満たした上で70単位修得すること。

- 1)「ゼミナール科目」：必修14単位
- 2)「基盤科目」：「共通文理」から必修10単位、専攻ごとに次に掲げる14単位を含め24単位以上

【国際日本学専攻】

「人文学系」から10単位、「自然科学系」から4単位

【環境サステナビリティ学専攻】

「人文学系」から4単位、「自然科学系」から10単位

- 3)「グローバル科目」4単位以上
- 4)「発展科目」専攻ごとに次に掲げる14単位以上

【国際日本学専攻】

「文化」及び「地理・地域」からあわせて10単位、「環境」から4単位

【環境サステナビリティ学専攻】

「文化」から4単位、「地理・地域」及び「環境」からあわせて10単位

- 5)「フィールド・実践科目」：必修2単位、選択4単位以上

[3]上記に加え、「全学共通科目」及び「専門科目」の選択科目から 20 単位を修得すること。

[4] [1]から[3]の単位には、以下のいずれかに該当する科目の単位 16 単位を含めること。

- 1) 「全学共通科目」の『英語』の選択科目のうち、上記[1]1)を超える科目の単位
- 2) 「全学共通科目」の「初修外国語」の選択科目
- 3) 「全学共通科目」・「教養基礎」・『総合』の科目区分中、「海外言語文化研修 A」、「海外言語文化研修 B」、「海外言語文化研修 C」及び「短期海外研修」
- 4) 「全学共通科目」・「持続社会探究」・『実践』の科目区分中、「Global Seminar I」、「Global Seminar II」及び「Global Seminar III」
- 5) 「専門科目」・「グローバル科目」の選択科目のうち、上記[2]3)を超える科目の単位
(履修科目の登録の上限：46 単位 (年間)。1つの学期については 26 単位。)

卒業要件に関連する CAP 制度と GPA 制度は、下記のとおりである。

1. CAP 制度

1 単位当たりの学修に必要な時間を確保して単位の実質化を図ることを目的として、年間に履修可能な単位数の上限を原則として 46 単位に定めている。また、前後期の各学期に履修する単位にも著しく偏りが出ないように履修可能な単位数の上限を 26 単位と定めている。(ただし、学部長が教育上必要と認めるときは、この限りでない。)

2. GPA 制度

成績評価の仕組みとして、GPA (Grade Point Average) 制度を導入し客観的な成績評価を行うことで、学生の学修意欲を高め、かつ、効果的な履修指導を行う。成績評価については、学期ごとに授業科目の成績を 5 段階 (S、A、B、C、F) で評価し、それぞれの評価に対応した評価点 (GP: Grade Point) を与える。GPA は、各授業科目の評価点に当該科目の単位数を乗じて得た積の合計を、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。【資料 24】

なお、この 5 段階のほか、履修中止期間に所定の手続きで履修を中止した科目には「W」の表記がなされ、他大学で修得した単位が認定された場合には「T」の表記がなされる。「W」の科目には単位は付与されず、「T」の科目には単位が付与されるが、いずれも GPA の計算からは除外される。

他大学等における授業科目の履修等については、成蹊大学学則第 37 条の 2 から第 37 条の 4 の規定に基づいて、入学前に他大学等で修得した単位又は学修を、本学部教授会で審議した上で本学部の修得単位として認定する。単位認定の対象となるものは、次のとおりである。

- a) 他大学又は短期大学において修得した単位。
- b) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修。

認定された単位は、卒業に必要な修得単位数に算入され、認定科目の成績評価は「T」となる。

また、協定を締結した大学に所属する学生が、所属する大学以外の協定大学の授業科目を履修して単位を修得した場合、当該単位を所属する大学の単位として認定することができる単位互換制度として、本学では「武蔵野地域 5 大学（亜細亜大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学、本学）」と協定を結び、「武蔵野地域 5 大学単位互換制度」を導入している。この単位互換制度により履修する授業科目については、履修が許可された場合、履修中止を行うことはできず、本学部の年間履修上限単位数に含まれる。なお、本学在学中に他大学の授業科目で単位互換できる単位数は、上限 12 単位である。

多様なメディアを利用して教室以外の場所で履修させる授業科目について、本学は成蹊大学学則第 36 条の 2 第 2 項にその旨を定め、この規定に基づき、本学部では「国際共創入門」を当該授業科目とし、オンデマンド型のオンライン授業で授業を実施する。その具体的運用としては、学修支援システム（LMS）をプラットフォームとして講義映像及び関連資料等を履修者に提供し、履修者は講義映像を視聴した上で、LMS 上で設問に回答又は課題を提出する。

また、授業担当者は履修者に質問や意見交換を交わす機会を与えるとともに、設問の正答や提出された課題に対する講評等を履修者に示すものとする。

なお、成蹊大学学則第 40 条第 3 項の規定に基づき、卒業に必要な修得単位のうち、当該授業の方法により修得できる単位数は、60 単位を上限とする。

外国人留学生について、本学では毎月、留学生の在留状況の確認を行っている。また、授業への出席状況は授業科目ごとに行い、通常の学生と同様に、当該学生が成績不振の場合は、関係する事務部署、教員による個別指導を行うこととしている。

その他、国際教育センターが中心となり、様々な外国人留学生向けの支援を行っている。具体的には、修学支援として、外国人留学生専用の日本語科目を国際教育センターが提供しているほか、私費外国人留学生が日本語科目を履修する場合、各自の母国語に応じて、英語必修科目又は初修外国語科目の履修に代えることができる。また、授業料等減免制度（私費外国人留学生対象）も整備している。生活支援としては、留学生向けのオリエンテーションの実施、学生寮の提供、日本語プログラムの設置、日本人学生との交流会の開催、日本人学生による生活のサポート等を行っている。

⑥ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

本学部では、導入科目の「国際共創入門」において、オンデマンド型のオンライン授業を実施する。本学部の基幹教員のうち14名が、それぞれの専門領域に基づいて研究の実際を講述することで、本学部における学びの内容を大観させることを狙いとしている。その具体的運用としては、学修支援システム（LMS）をプラットフォームとして講義映像及び関連資料等を履修者に提供し、履修者は講義映像を視聴した上で、LMS上で設問に回答又は課題を提出するものとする。また、授業担当者は履修者に質問や意見交換を交わす機会を与え、設問の正答や提出された課題に対する講評等を履修者に示すものとする。

本学においては、成蹊大学学則第36条の2第2項において、「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」旨を定め、また、第40条第3項においては、これに該当する授業の単位数上限を定めている。さらに、「多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施等に関する申合せ」【資料25】、同申合せをより具体的に解説した「オンライン授業の実施に関するガイドライン」を設定しており、メディア利用による効果が期待できる一部の授業科目にオンライン授業を取り入れることとしている。これらの取り決めは、大学設置基準第25条第2項に基づくとともに、文部科学省告示第五十一号並びに第百十四号を遵守したものである。また、オンライン授業の実施にあたっては、毎年度、学部の教務委員会等でその必要性や教育効果を検討した上で学部長等から申請を行い、学長から承認を得ることを必須としており、実施後には当該授業運営が適切か否かを検証可能な体制も整えている。本学部で開講される「国際共創入門」もこれらの制度的運用の対象となる。

なお、LMS上で提供される動画・資料に第三者の著作物（文献、映像、図表等）を利用する際の著作権上の処理の体制も構築している。

⑦ 実習の具体的計画

「日本語教員養成コース科目」において配置する「日本語教育実習」は、登録実践研修の科目として位置付けられ、その内容については、コアカリキュラムで定める以下の事項について行う。

- a) オリエンテーション
- b) 授業見学
- c) 授業準備
- d) 模擬授業
- e) 教壇実習（学生一人当たり45分の授業を2回以上実施）
- f) 振り返り

このうち教壇実習については、日本語教育機関認定法第2条の規定により認定を受けた日本語教育機関において実施する必要がある。ただし、登録日本語教員養成機関が実践研修を行い、認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）第5条に規定する主任教員に相当する者が配置でき、適正に運営できる体制がある日本語教育課程を学内に設置されている場合には、当該日本語教育課程においても実施することも可能とされている。

登録実践研修機関の申請は、当該機関を開始する 1 年前以内に申請することとなっているため、本学部の学生が 3 年次配当の「日本語教育実習」を開始する年度（令和 10 年度〈2028 年度〉）の 1 年前となる令和 9 年度（2027 年度）に申請することとなる。そのため、教壇実習を認定日本語教育機関で実施するか、学内の日本語教育課程で対応が可能か、若しくは併用実施の可能性等も含め、申請に向けて検討を進めている。

「日本語教育実習」の受講資格は、3 年次以上で、「日本語教育実習」を履修する前までに、以下の単位を含め日本語教員養成コースの科目を最低 16 単位以上修得することとしている。

- 1) 「社会・文化・地域」から、最低 2 単位以上修得する。（必修科目の「日本語教育概論」を含む。）
- 2) 「言語と社会」から、最低 2 単位以上修得する。
- 3) 「言語と心理」から、最低 2 単位以上修得する。
- 4) 「言語と教育」から、最低 2 単位以上修得する。（必修科目の「日本語教授法」を含む。）
- 5) 「言語」のうち、最低 2 単位以上修得する。（必修科目の「日本語教育方法論」を含む。）
- 6) 修得が必要な 20 単位のうち、1) から 5) までの規定単位数を差し引いた残り 4 単位については、1) から 5) において規定単位数以上を修得した科目の単位を合計する。

このことにより、養成課程コアカリキュラムで規定する必須の教育内容のうち、「実践研修受講前に履修対象となるものを含む 10 の一般目標（下位区分）と必須の教育内容 37 項目」の学修を行った者とみなし、「日本語教育実習」を履修することになる。

⑧ 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

(1) 本学部固有の学外実習科目

本学部の教育上の特徴の一つは学外実習を積極的に取り入れることである。具体的には、「フィールド・実践科目」のうち、「フィールドワーク入門」、「国内フィールドスタディ」、「海外フィールドスタディ」、「共創プロジェクト」、「人文フィールド調査法」、「自然環境フィールド調査法」が学外実習を主体とする科目で、いずれも関係機関の協力を得ながらも各授業担当者が自ら引率し、現地における指導を行う。

これらのうち、「フィールドワーク入門」は、東京都内の諸地域に出向き、景観観察に基づいて現地討議を実施し、地域環境に対する初歩的な理解を促す科目である。具体的には次のような地域での実習を計画している。

1. 武蔵野市吉祥寺本町・吉祥寺北町・緑町・八幡町

360 年前に開村した吉祥寺村の土地区画システムに着目し、以来の景観変遷をたどるとともに、現在の地域環境を考察する。武蔵野市クリーンセンター等の施設見学を併せて実施する。

2. 小金井市南部及び国分寺市南部

国分寺崖線に沿った地域を対象にエクスカージョンを実施する。見学場所には、武蔵国分寺跡、国分尼寺跡及び縄文遺跡群、都立殿ヶ谷公園、滄浪泉園等の史跡群を含む。地形及び土地利用の観察を通じて、氷河性海面変化の歴史、多摩川流域の河岸段丘の成り立ち、

近現代の都市化の変遷等を理解する。

3. 新宿区歌舞伎町・百人町・大久保地区

戦後の都市計画で「健康娯楽地区」として設計がなされた歌舞伎町のプランニングの在り方、現在における繁華街の状況、都内でも外国人登録人口の居住密度の高い百人町・大久保地区、また戸山地区の再開発をテーマにエクスカージョンを行う。

4. 千代田区丸の内・大手町・内幸町・霞ヶ関及び中央区日本橋・銀座

江戸東京の地形、江戸城の築城と江戸城下町の造営、明治時代の丸の内ビジネス街、日比谷官庁集中計画、銀座煉瓦街といった都心形成史、また、21世紀に入ってからからの再開発計画の理念などを現地にて学ぶ。

5. 台東区及び墨田区

谷中などの旧石神井川沿いの河谷、隅田川右岸の浅草橋・蔵前・浅草地区、隅田川左岸の墨田区両国・本所・錦糸町地区、京島地区などいわゆるインナーシティエリアをめぐる、関東大震災後の復興計画、日用消費財産業の地域集積、都市防災、現代の地域づくりについて学ぶ。

6. 湾岸地域

月島、晴海、台場、豊洲、東雲の各地区をめぐる、各地区の歴史的な地域変遷と1980年代以降の臨海副都心計画、またその後の再開発事業の展開、沿岸部の都市防災について学ぶ。

一方、「国内フィールドスタディ」は、帯広市を中心とする北海道十勝地域で実施する。1日目は、帯広市街地の徒歩でのエクスカージョンを行い、都市構造や地域商業構造を把握するとともに、同市職員等からのレクチャーや帯広百年博物館を見学して地域に関わる基礎的な情報を得る。2日目、3日目は、帯広市内及び近隣町の農業生産者・農業生産法人、農産関連産業の現場、事業創発施設等を視察して、農産資源に立脚した開拓と都市形成の歩み、現代の地域経済構造と諸課題、また独自の文化性について考察する。最終日には、とちプラザ等の会議場にて成果発表会を催す。本学と帯広市の間では、現地実習等に関する連携協定【資料26】を締結しており、帯広市役所から見学先や研修施設の紹介等を受けることができる。

「海外フィールドスタディ」については、開発協力をテーマにラオス人民民主共和国の首都ビエンチャン及び周辺地域農村での実施を計画している。ビエンチャンにて同国の文化について予備的知識を得た上で、独立行政法人国際協力機構（JICA）やJICAの支援するラオス人材開発センター（ラオス国立大学）を訪問し、同国の概況や同国のODAの概要、歴史について基礎知識を得た上で、その他国際協力を行う諸機関現地事務所やNGO等を訪問してこれらの機関の取組みを理解する。また、南部メコン川沿岸地域等、JICA等の援助機関が実施するプロジェクトサイトを訪問し、開発協力の現場についての理解を深める。併せて、国立博物館や寺院などの見学を通じてラオスの歴史や文化についても学ぶ。

なお、独立行政法人国際協力機構（JICA）と本学との間では教員候補者の推薦に関する協定【資料 27】を締結しており、本科目は、同機構から推薦のあった、現地事情に精通した教員が担当する。

「共創プロジェクト」は、地域課題の解決へ向けた取組みを行う一般社団法人等と連携して実施する PBL 型の科目であり、武蔵野市内の一般社団法人フラットデザイン、北海道浦幌町の一般社団法人十勝うらほろ楽舎と連携して、住民との交流を交えて地域の活性化や地域課題解決のための方策をグループワークで立案していくものである。

また、「人文フィールド調査法」、「自然環境フィールド調査法」は、いずれも授業の一部に大学キャンパス内を含むフィールドワークを取り入れる科目で、それぞれ人文地理学、自然地理学の初歩的な研究手法を修得することを目的にしている。前者に関しては、本学至近の武蔵野市吉祥寺本町地区の土地利用調査及び来街者や事業主への初歩的なインタビュー調査、後者に関しては、本学園キャンパス内（成蹊気象観測所を含む）における気温・湿度の測定、ボーリングステッキを使った地質調査等の実習を行う。

(2) 全学共通の海外短期留学科目

本学では、語学力を高め、国際的な感覚を磨くために、次のような短期留学科目を「全学共通科目」の中に開設する。

- ・「短期海外英語研修」（2 単位）
- ・「海外言語文化研修 A」（4 単位）
- ・「海外言語文化研修 B」（2 単位）
- ・「海外言語文化研修 C」（4 単位）
- ・「短期海外研修」（2 単位）

これらのうち、「短期海外英語研修」は、本学の指定する海外の民間語学学校（EF Education First 社の世界約 15 国の 30 校）にて 40 時間以上の英語プログラムを受講した場合に、学内での事前・事後指導（計 5 時間）と合わせて総合的に評価した上で単位を付与とする。「海外言語文化研修」は、本学の海外の協定大学 9 校【資料 28】に派遣するもので、うち A は英語圏の大学で 45 時間以上、B は英語圏の大学で 24 時間以上 45 時間未満、C は非英語圏の大学で 45 時間以上のプログラムを受講した場合に、学内での事前・事後指導（計 5 時間）と合わせて総合的に評価した上で単位を付与とするものとする。

上記の 4 科目が語学研修主体の科目であるのに対し、「短期海外研修」は海外における様々な体験を通じた課題解決型の学び（PBL）である。国内の研修企画・運営会社と本学の連携の下で 25 時間以上の現地プログラムを運営し、これに参加した場合、学内での事前・事後指導（計 5 時間）と合わせて総合的に評価した上で単位を付与とする。「短期海外研修」の派遣先は、大韓民国を予定しており、ソウル市麻浦区の弘益大学校を拠点に韓国語を学ぶとともに（10.5 時間）、韓国文化放送へのフィールドトリップ（8 時間）やロッテワールドでの文化活動（8 時間）を行いつつ、弘益大学校の学生アンバサダーとともにソウル市内での取材活動を通してメディア制作を行うワークショップ（24 時間）を実施する。

(3) 全学共通のインターンシップ科目

本学では、学生が将来就職を希望する業界等で実際に業務を体験して、その業務に必要な知識や技能を理解させるとともに、労働を通じた自己啓発の機会を与えるために、民間企業等での就業体験を行うインターンシップ（企業実習）の事前準備科目として、「全学共通科目」の中に、「インターンシップ準備セミナー」を配置している。同科目は、民間企業や公共機関等でインターンシップを希望する学生を対象に、その準備・心構えなどの事前指導を行う科目であって企業実習自体を単位に認定するわけではない。また、「④ (3) ウ」で示した「丸の内ビジネス研修 (MBT)」は、2年次配当の「丸の内ビジネス研修準備講座」で身につけたビジネス課題解決をする基礎力をもとに、論理的思考力を鍛える学内準備研修、協力企業の担当者の指導のもとで与えられた課題に取り組む丸の内研修を経て、企業でのインターンシップ実習に参加し、最終的には丸の内成果発表会にて企業関係者へ向け課題の成果発表やインターンシップの成果を報告するものである。MBT の運営は、各学部から選出された担当教員により構成される MBT 運営プロジェクトチーム及びキャリア支援センター事務室が連携して行い、協力企業への訪問の上、実施体制を構築している。【資料 29】

⑨ 取得可能な資格

「② (2) 6」及び「④ (4)」のとおり、本学部に日本語教員養成コースを置く。この日本語教員養成コースは、既に本学文学部で設置されており、本学部の設置にあわせて、両学部で協働して運営することとしている。

日本語教員養成コースのカリキュラムは、日本語教育機関認定法、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則及びコアカリキュラムに基づき編成している。

学生は、まず1年次・2年次で、日本語教員養成のうち、登録日本語養成課程のコアカリキュラムに規定する5つの全体目標（社会・文化・地域、言語と社会、言語と心理、言語と教育、言語）の必修科目、選択必修科目を中心に履修する。3年次に登録実践研修の科目となる「日本語教育実習」を履修するが、この科目を履修するためには、「⑦ 実習の具体的計画」に記す要件を満たす必要がある。なお、このコースの受講にあたっては、原則として2年次のはじめに行う日本語教員養成のコース登録を行わなければならない。

コースの修了は、「登録日本語教員養成機関」の科目26単位以上及び日本語教育実習の単位を修得した上で卒業した者を認定する。コース修了の認定を受けた者は、日本語教育機関認定法第22条に規定する日本語教員試験のうち、同法第23条第1項第1号の規定に基づき「基礎試験」が免除され、「応用試験」に合格することで、文部科学大臣による登録日本語教員の登録を受けることができる。

⑩ 入学者選抜の概要

(1) 本学の入学者受入れの方針(Admission Policy ; アドミッション・ポリシー)

(入学者選考方針)

成蹊大学では、多様性に配慮しつつ、本学で学ぶために必要とされる基礎的学力や適性、学習歴などをそれぞれの入学試験で多面的に判断するが、その際、次の「求める学生像」を重視する。

(求める学生像)

1. 希望する専攻分野のみならず、広く自然・社会・文化に旺盛な好奇心がある。
2. 向上心を持ち、大学で学んだ知識を活かして社会に貢献したいという意欲がある。
3. 希望する専攻分野で学修することができる基礎的学力を有する。

(入学試験)

成蹊大学では、本学で学ぶために必要な学力を、Ⅰ. 十分な知識・技能、Ⅱ. それらを基盤として問題に対する解を自ら見出していく思考力・判断力・表現力等の能力、Ⅲ. これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、の3点と捉え、各入学試験において各学部・学科の人材育成・教育研究上の目的に基づき、次の点を中心に評価している。

一般選抜

1. 独自入試

1-1. 3教科型学部個別入試(A方式) Ⅰ, Ⅱ

1-2. 2教科型全学部統一入試(E方式) Ⅰ, Ⅱ

*いずれも筆記試験の得点で合否判定

*E方式の外国語においては、「本学独自問題の外国語(英語)」の筆記試験に代えて「英語外部検定試験のスコア」を別に定める規定に応じて換算し、筆記試験の得点とすることができる。

2. 大学入学共通テスト利用入試

2-1. 3教科型入試(C方式) Ⅰ, Ⅱ

2-2. 4教科6科目型奨学金付入試(S方式) Ⅰ, Ⅱ

*いずれも大学入学共通テストの筆記試験の得点で合否判定

3. 共通テスト・独自併用入試

3-1. 5科目型国公立併願アシスト入試(P方式) Ⅰ, Ⅱ

*筆記試験の得点で合否判定

総合型選抜

4. A0 マルデス入試(帰国生・社会人・外国人入試を含む) Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ

*書類審査及び面接試験での総合的評価による合否判定

- *学部または出願区分によっては人材育成・教育研究上の目的に基づき筆記試験を課す。
- *帰国生特別受験・社会人特別受験・外国人特別受験は、入学者の多様性を確保することを目的とする(多様な背景を持った者を対象とする)入試

5. 現地選抜型外国人特別入学試験 I, II, III

- *筆記試験の得点、書類審査及び面接試験での総合的評価による合否判定
- *日本以外での選抜実施により、留学障壁を軽減し、入学者の多様性を確保することを目的とする(多様な背景を持った者を対象とする)入試

学校推薦型選抜

6. 学校推薦型選抜(指定校及び併設校) I, II, III

- *本学に入学を希望する生徒で学業・人物ともに優秀で、入学後の成果が大いに期待できる者を、高等学校長または中等教育学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料とし、評価・判定する入試(被推薦者の出願資格は別に定める)
- *書類審査及び提出されたレポートまたは口頭試問(面接)での総合的評価による合否判定

(2) 本学部の入学者受入れの方針(Admission Policy ; アドミッション・ポリシー)

本学部の「理念・目的」、「教育目標(人材育成方針)」、学位授与方針(DP)、教育課程の編成・実施方針(CP)を踏まえ、以下のように入学者受入れの方針を定める。

(入学試験)

成蹊大学では、本学で学ぶために必要な学力を、Ⅰ. 十分な知識・技能、Ⅱ. それらを基盤として問題に対する解を自ら見出していく思考力・判断力・表現力等の能力、Ⅲ. これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、の3点と捉え、各入学試験において各学部・学科の人材育成・教育研究上の目的に基づき、次の点を中心に評価している。

一般選抜

1. 独自入試

1-1. 3教科型学部個別入試(A方式) I, II

1-2. 2教科型全学部統一入試(E方式) I, II

- *いずれも筆記試験の得点で合否判定

- *E方式の外国語においては、「本学独自問題の外国語(英語)」の筆記試験に代えて「英語外部検定試験のスコア」を別に定める規定に応じて換算し、筆記試験の得点とすることができる。

2. 大学入学共通テスト利用入試

2-1. 3教科型入試(C方式) I, II

3. 共通テスト・独自併用入試

3-1. 5科目型国公立併願アシスト入試（P方式） I, II

*筆記試験の得点で合否判定

総合型選抜

4. AO マルデス入試（帰国生・社会人・外国人入試を含む） I, II, III

*書類審査及び面接試験での総合的評価による合否判定

*人材育成・教育研究上の目的に基づき筆記試験を課す。

*帰国生特別受験・社会人特別受験・外国人特別受験は、入学者の多様性を確保することを目的とする（多様な背景を持った者を対象とする）入試

5. 現地選抜型外国人特別入学試験 I, II, III

*筆記試験の得点、書類審査及び面接試験での総合的評価による合否判定

*日本以外での選抜実施により、留学障壁を軽減し、入学者の多様性を確保することを目的とする（多様な背景を持った者を対象とする）入試

学校推薦型選抜

6. 学校推薦型選抜（指定校及び併設校） I, II, III

*本学に入学を希望する生徒で学業・人物ともに優秀で、入学後の成果が大いに期待できる者を、高等学校長または中等教育学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料とし、評価・判定する入試（被推薦者の出願資格は別に定める）

*書類審査及び提出されたレポートでの総合的評価による合否判定

【AP1 求める学生像】

(AP1-1) 歴史、文化、社会、自然環境に関する学修で得た知識を総合的に活用し、地域及び地球規模の様々な現象・課題について関心を持ち、その解明・解決を目指す人 ①

・②

(AP1-2) 多様な背景をもつ他者と協働しながら、データ分析や実践学修を通して、地域及び地球規模の様々な現象・課題を俯瞰し、自分の考えを論理的に表現・発信できる人

②*・③*

(AP1-3G) 【国際日本学】 多様な文化や国際交流に興味があり、日本語及び英語の運用能力の向上を目指しながら、地域や国際社会の発展に貢献することを目指す人 ③*

(AP1-3E) 【環境サステナビリティ学】 人と自然環境との関わりに興味があり、人と自然とが共生する持続可能な社会の実現のため、環境に関わる様々な課題の探究や問題解決に意欲を持つ人 ③*

*番号①、②、③は学力の3要素(下記学修成果)との関係性を示す。

①基礎的・基本的な知識・技能

②知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その課題に向けて探究し、成果を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力

③主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学修する態度

【AP2 入学者の選抜方針】

入学者の選考に当たっては、本学部と各専攻の「求める学生像」を考慮しつつ、細心の注意を払って公平かつ適正に選考を行う。

【AP3 大学入学までに身につけておくべき教科・科目等】

- ・英語：海外でのフィールドワークや英語による授業、外国人学生とのコミュニケーションに必要な基礎的なリスニング力、スピーキング力。英語の書籍や文献の内容を理解し、自分の意見を文章で表現できる基礎的なリーディング力、ライティング力。さらに英語の運用能力の向上に強い関心があること、又はその実績（検定試験等）があること
- ・国語：様々な文章を適切に理解する読解力。自分の考えを論理的に記述し、発信するための文章力。さらに日本語の運用能力の向上に強い関心があること、又はその実績があること
- ・数学：数値データを分析する上で必要となる基礎的な数式やグラフを理解する力。さらに論理的思考力の向上に強い関心があること、又はその実績があること
- ・人文学系や自然科学系の様々な分野の学修にもとづく幅広い基礎的知識
- ・地域・社会的活動（ボランティア等）や海外留学に関心があること、又はその実績があること
- ・【国際日本学】日本及び世界の歴史・文化・社会に関心があること
- ・【環境サステナビリティ学】日本及び世界の自然・生活環境に関心があること

アドミッション・ポリシーの各項目と入学者選抜方法との対応関係は、次表のとおりである。

[表3] アドミッション・ポリシーと選抜方法の関係性

AP1	選抜方法の区分	具体的な選抜の方法
(AP1-1)	一般選抜	3 教科型学部個別入試 (A 方式)、2 教科型全学部統一入試 (E 方式)、3 教科型入試 (C 方式)、5 科目型国公立併願アシスト入試 (P 方式)
	総合型選抜	A0 マルデス入試、現地選抜型外国人特別入学試験
	学校推薦型選抜	—
(AP1-2)	一般選抜	3 教科型学部個別入試 (A 方式)、2 教科型全学部統一入試 (E 方式)、3 教科型入試 (C 方式)、5 科目型国公立併願アシスト入試 (P 方式)
	総合型選抜	A0 マルデス入試、現地選抜型外国人特別入学試験
	学校推薦型選抜	—
(AP1-3G)	総合型選抜	A0 マルデス入試、現地選抜型外国人特別入学試験
(AP1-3E)	学校推薦型選抜	—
AP2	一般選抜 総合型選抜 学校推薦型選抜	左記選抜方法の区分における本学のすべての選抜の方法

AP3	一般選抜 総合型選抜 学校推薦型選抜	左記選抜方法の区分における本学のすべての選抜の方法
-----	--------------------------	---------------------------

[表 4] アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法における評価の比重

入学者選抜方法	入学者選抜方法詳細	審査項目	【AP1】			【AP2】	【AP3】
			(AP1-1)	(AP1-2)	(AP1-3G) (AP1-3E)		
一般選抜	3 教科型学部個別入試 (A 方式)、3 教科型入試 (C 方式)、5 科目型国公立併願アシスト入試 (P 方式)	学力検査	◎	◎	—	◎	◎
		調査書	△	△	△	◎	△
	2 教科型全学部統一入試 (E 方式)	学力検査	◎	◎	—	◎	◎
		外部英語検定試験	○	—	—	◎	◎
		調査書	△	△	△	◎	△
総合型選抜	AO マルデス入試 (一般受験、帰国生特別受験)	書類(志願理由書・活動報告書・課題レポート等)	○	○	◎	◎	◎
		調査書	○	○	○	◎	○
		筆記試験	◎	◎	◎	◎	○
		面接	◎	◎	◎	◎	◎
	AO マルデス入試 (外国人特別受験)	書類(志願理由書・活動報告書等)	○	○	◎	◎	○
		筆記試験(日本留学試験)	○	○	—	◎	○
		面接	◎	◎	◎	◎	◎
	現地選抜型外国人特別入学試験	筆記試験	◎	○	—	◎	○
		書類	○	○	◎	◎	○
		面接	◎	◎	◎	◎	◎

学校推薦型選抜	指定校	調査書	○	○	○	◎	○
		書類(志願票・推薦書等)	○	○	○	◎	○
		課題レポート	◎	◎	◎	◎	◎
	併設校	調査書	○	○	○	◎	○
		書類(志願票等)	○	○	○	◎	○
		課題レポート	◎	◎	◎	◎	◎

◎：最も重要視する。 ○：重要視する。 △：出願資格の確認資料及び入学後の学習指導上の参考資料として活用する。 -：考慮しない。

次表のとおり、本学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは整合している。

[表5] アドミッション・ポリシー(AP1)とCP、DPとの関係性

DP	CP	AP
DP1 専門分野の知識・技能	CP1 各専攻の専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置する。	(AP1-1)歴史、文化、社会、自然環境に関する学修で得た知識を総合的に活用し、地域及び地球規模の様々な現象・課題について関心を持ち、その解明・解決を目指す人
DP2 教養の修得	CP2 幅幅広い教養と汎用性の高い技能を修得するための科目区分「全学共通科目」を設定する。	
DP2 教養の修得、 DP5 多様な人々との協働	CP3 視野を広げ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流、多様な人々との協働を図るために、学部学科の枠を超えて幅広く学ぶことのできる仕組みを設ける。	(AP1-2)多様な背景をもつ他者と協働しながら、データ分析や実践学修を通して、地域及び地球規模の様々な現象・課題を俯瞰し、自分の考えを論理的に表現・発信できる人
DP3 課題の発見と解決、 DP4 表現力、発信力	CP4 思考力、表現力、課題解決力を集中的に錬成するため、適切な年次に少人数の「ゼミナール科目」等を置き、さらに卒業論文又はこれに代わる成果物の提出を必須とする。	
DP6 自発性、積極性	CP5 自発性、積極性を育む科目として、「海外フィールドスタディ」、「国内フィールドスタディ」、「共創プロジェクト」等を配置する。また、自発性、積極性の向上のため、留学、インターンシップ等の単位認定の仕組み、及び上級者向けの選抜	(AP1-3G)【国際日本学】多様な文化や国際交流に興味があり、日本語及び英語の運用能力の向上を目指しながら、地域や国際社会の発展に貢献することを目指す人 (AP1-3E)【環境サステナビリティ学】人と自然環境との関わりに興

	型の科目を配置する。	味があり、人と自然とが共生する持続可能な社会の実現のため、環境に関わる様々な課題の探究や問題解決に意欲を持つ人
--	------------	---

[表 6] 入試方法の区分ごとの募集人員

		国際日本学	環境サステナビリティ学
		募集人員	募集人員
一般選抜	A 方式	23	23
	E 方式	5	5
	C 方式	10	10
	P 方式	5	5
小計(一般選抜計)		43	43
総合型選抜	A0 マルデス入試一般	5	7
	A0 マルデス入試帰国生	若干名	若干名
	A0 マルデス入試社会人	若干名	若干名
	A0 マルデス入試外国人	7	5
	現地選抜型外国人特別入学試験	若干名	若干名
小計(総合型選抜計)		12	12
学校推薦型選抜	成蹊高等学校からの指定校推薦	7	7
	指定校推薦	13	13
小計(学校推薦型計)		20	20
総計		75	75

※A0 マルデス入試帰国生、A0 マルデス入試社会人、現地選抜型外国人特別入学試験の募集人員「若干名」は、A0 マルデス入試一般の募集人員に含まれる。

入学者選抜方法ごとの出願資格は、次表のとおりである。

[表 7] 入試区分(選抜方法)ごとの出願資格

		出願資格
一般 選抜	A 方式	以下の条件のいずれかを満たす者
	E 方式	①高等学校又は中等教育学校を卒業した者、又は入試実施年度 3 月卒業見込みの者。高等専門学校の 3 年次を修了した者、又は入試実施年度 3 月修了見込みの者
	C 方式	
	P 方式	
総合 型選 抜	A0 マルデス入試 一般	②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）、又は入試実施年度 3 月修了見込みの者 ③学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、又は入試実施年度 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者
	A0 マルデス入試 帰国生	以下の a、b、c のいずれかを満たし、さらに①、②のいずれかを満たす者。 a. 日本国籍を有する者 b. 「出入国管理及び難民認定法」による「永住者」 c. 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法」による「特別永住者」 ①入試実施年度の前々年度の 4 月 1 日から入試実施年度の 3 月 31 日までの間に外国において学校教育における 12 年の課程を修了した、若しくは修了する見込みのある者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。ただし、修了又は修了見込みの時点にいたるまでの 2 学年度に相当する期間以上を継続して、外国の学校教育における 12 年の課程に在籍していることが必要。 ②外国の学校教育における 12 年の課程に継続して 2 学年度に相当する期間以上在籍し、かつ、その直後に日本の高等学校の第 2 学年の 9 月以降に編入学し、入試実施年度 3 月に卒業見込みの者。帰国後、日本国内の学校教育法に準拠しない学校に編入学した場合は、この期間を外国の教育課程における期間と合算することを認める場合がある。 (注)日本にある外国人学校（インターナショナルスクールを含む）及び外国にある日本の学校教育法に準拠する学校は「外国」と認めない。
	A0 マルデス入試 社会人	以下の a、b をともに満たし、さらに①～③のいずれかを満たす者。 a. 入試実施年度の 3 月 31 日までに、21 歳に達する者。 b. 職業経験が 1 年以上あること（家事従事者を含む）。 ①高等学校を卒業した者、及び入試実施年度 3 月卒業見込みの者。

		<p>②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、及び入試実施年度 3 月修了見込みの者。</p> <p>③学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、及び入試実施年度 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者。</p>
	A0 マルデス入試 外国人	<p>以下の条件をすべて満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 出願時において日本国籍を有しない者。 ■ 勉学を目的として日本に在留することができる者。 ■ 国の内外を問わず、学校教育における 12 年の課程を修了した者（修了見込みの者を含む）、又は本学が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。 ■ 日本の学校教育における第 7～12 学年の課程に該当する期間のうち、外国において、外国の学校教育制度に基づく課程によって、通算して 3 学年以上を修了した者。 <p>(注)日本にある外国人学校（インターナショナルスクールを含む）及び外国にある日本の学校教育法に準拠する学校は「外国」と認めない。</p>
	現地選抜型外国人特別入学試験	<p>以下 (1) ～ (3) のすべてを満たす者。</p> <p>(1) 日本国以外の国籍を有する者で、私費又は国費での修学が可能な者。</p> <p>(2) 入学前年度の年 3 月 31 日までに「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を取得できる者。</p> <p>(3) 次の①～②のいずれかに該当する者。</p> <p>①外国において、学校教育制度による 12 年の課程を修了又は入学前年度の 3 月 31 日までに修了見込みの者。</p> <p>②上記①と同等以上の学力があると認められる当該国の検定試験に合格した者。</p>
学校推薦型選抜	成蹊高等学校からの指定校推薦	成蹊高等学校を入試実施年度 3 月卒業見込みの者で、本学を第一志望とし、かつ、成蹊高校と協議の上定めた要件を満たす者。
	指定校推薦	高等学校又は中等教育学校を入試実施年度 3 月卒業見込みの者で、本学を第一志望とし、かつ、対象となる高等学校又は中等教育学校ごとに定めた要件を満たす者。

[表 8] 教科型試験の受験科目(受験方式別)

入試方式	専攻	教科	出題科目
A方式	国際日本学専攻 環境サステナビリティ学専攻	国語	現代の国語、言語文化（近代以降の文章）、論理国語
		地理歴史又は公民又は数学	「日本史探究」、「世界史探究」、「地理総合、地理探究」、「政治・経済」、「数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A※1、数学B（数列、統計的な推測）」のうちから1科目選択。
		外国語	英語（英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、英語コミュニケーションⅢ、論理・表現Ⅰ、論理・表現Ⅱ、論理・表現Ⅲ）
入試方式	専攻	教科	出題科目
E方式	国際日本学専攻	国語	現代の国語、言語文化（近代以降の文章）
		外国語※2	「本学独自問題の外国語（英語）」又は「別表に定める英語外部検定試験のスコア」のいずれかを合否判定に利用する。 「本学独自問題の外国語（英語）」の出題科目：（英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、英語コミュニケーションⅢ、論理・表現Ⅰ、論理・表現Ⅱ、論理・表現Ⅲ）
	環境サステナビリティ学専攻	数学	数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A※1、数学B（数列）、数学C（ベクトル・平面上の曲線と複素数平面）
		外国語※2	「本学独自問題の外国語（英語）」又は「別表に定める英語外部検定試験のスコア」のいずれかを合否判定に利用する。 「本学独自問題の外国語（英語）」の出題科目：（英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、英語コミュニケーションⅢ、論理・表現Ⅰ、論理・表現Ⅱ、論理・表現Ⅲ）
入試方式	専攻	教科	出題科目
C方式	国際日本学専攻	国語	「国語」（近代以降の文章）
		外国語	「英語」
			下記の科目のうちから1科目選択。 複数科目受験した場合は、高得点の科目を合否判定に使用。ただし、地理歴史、公民及び理科においては、次のとおり扱う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・地理歴史、公民において、2科目受験した場合は、第1解答科目を採用する。 ・理科において、2科目受験した場合は、第1解答科目を採用する。 		
		地理歴史	「地理総合、地理探究」、「歴史総合、日本史探究」、「歴史総合、世界史探究」	
		公民	「公共、倫理」、「公共、政治・経済」	
		数学	「数学Ⅰ、数学A」、「数学Ⅱ、数学B、数学C」	
		理科	「物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	
環境サステナビリティ学専攻		外国語	「英語」	
		数学	「数学Ⅰ、数学A」、「数学Ⅱ、数学B、数学C」	
		下記の科目のうちから1科目選択。 複数科目受験した場合は、高得点の科目を合否判定に使用。ただし、地理歴史、公民及び理科においては、次のとおり扱う。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・地理歴史、公民において、2科目受験した場合は、第1解答科目を採用する。 ・理科において、2科目受験した場合は、第1解答科目を採用する。 		
		国語	「国語」(近代以降の文章)	
		地理歴史	「地理総合、地理探究」、「歴史総合、日本史探究」、「歴史総合、世界史探究」	
		公民	「公共、倫理」、「公共、政治・経済」	
		理科	「物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	
学部	学科	試験	教科	出題科目
P方式	国際日本学専攻	独自	外国語	英語(英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、英語コミュニケーションⅢ、論理・表現Ⅰ、論理・表現Ⅱ、論理・表現Ⅲ)
		大学入学共通テスト	国語	「国語」
			外国語	「英語」
		下記の科目のうちから3科目を合否判定に使用する。ただし、地理歴史及び公民のうちから1科目(2科目受験した場合は、第1解答科目)は必ず合否判定に使用する。残りの2科目については、①地理歴史及び公民の第2解答科目、②「数学Ⅰ、数学A」、③「数学Ⅱ、数学B、数学C」、④『理科』(2科目受験した場		

			合は第1解答科目)のうち高得点の2科目を合否判定に使用する。
		地理 歴史	「地理総合、地理探究」、「歴史総合、日本史探究」、「歴史総合、世界史探究」
		公民	「公共、倫理」、「公共、政治・経済」
		数学	「数学Ⅰ、数学A」、「数学Ⅱ、数学B、数学C」
		理科	「物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」
環境サステナビリティ学専攻	独自	外国語	英語(英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、英語コミュニケーションⅢ、論理・表現Ⅰ、論理・表現Ⅱ、論理・表現Ⅲ)
		大学入学共通テスト	外国語 数学
		下記の科目のうちから1科目選択。 ただし、地理歴史及び公民において2科目受験した場合は、第1解答科目を採用する。	
	地理 歴史	「地理総合、地理探究」、「歴史総合、日本史探究」、「歴史総合、世界史探究」	
	公民	「公共、倫理」、「公共、政治・経済」	
		下記の科目のうちから1科目選択。複数科目を受験した場合は、①「国語」、②『理科』(2科目受験した場合は第1解答科目)のうち高得点の科目を合否判定に使用する。	
	国語	「国語」	
	理科	「物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	
※1：数学Aの出題範囲は、全分野とする。			

●留学生の受入れ・受入れ方策等具体的な計画(履修指導方法、教育上の配慮等を含む)
 本学部では、多様な入学者の確保に向け、正規課程に在籍する留学生の受入れを強化する。入学者選抜においては、大学入学まで渡日が不要な「現地選抜型外国人特別入試」や、日本国籍を有しない者で外国の学校教育における12年の課程を修了した者などを対象とする「A0 マルデス入試外国人特別受験」の入試方式を採用する。また、英語による授業料目を多数設定するとともに、留学生のための日本語教育を充実させるなど、留学生にも受講しやすいカリキュラムや学修環境を整える。さらには、私費外国人留学生に対しては授業料減免制度を適用し、本学が占用するふたつの寮の入寮案内を行う。

●留学生の日本語能力等の資格要件や経費支弁能力の確認方法、在籍管理方法

外国人特別受験においては、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の日本語科目を受験していることが出願要件となり、合否判定にその得点を利用する。

また、現地選抜型外国人特別入学試験においては、「日本語能力試験 N1 合格」又は『日本語コミュニケーション能力測定試験（JLCAT）の 4 技能スコアのうち、認識能力（「Listening」「Reading」の 2 技能スコア）での「B2」以上の取得、かつ、総合 CEFR（「Listening」「Reading」「Speaking」「Writing」の 4 技能スコア）での「B1」以上の取得』を出願要件としている。

経費支弁能力は、入国在留管理局に「在留資格認定証明書」の交付申請を行う際に確認する。入学後の在籍管理については、所管部署である国際教育センター国際課において適切に管理を行い、必要な支援を行う。また、学生の各学期の履修登録内容及び成績の確認については教務部において確認をする。成績不振者への面談は本学部において実施するが、状況に応じて国際課とも連携をする。

●A0 マルデス入試社会人特別受験における「社会人」の定義

以下の a、b をともに満たし、さらに①～③のいずれかを満たす者。

- a. 入試実施年度の 3 月 31 日までに、21 歳に達する者。
 - b. 職業経験が 1 年以上あること（家事従事者を含む）。
 - ① 高等学校を卒業した者及び入試実施年度 3 月卒業見込みの者。
 - ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び入試実施年度 3 月修了見込みの者。
 - ③ 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び入試実施年度 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者。
- なお、AP、CP、DP はその他の選抜と同じ。

●既修得単位の認定方法及び認定の考え方

学生の勉学の意欲の向上を図り、かつ、留学・就職活動等を支援するために、入学前にも他大学等において修得した単位、行った学修、及び技能試験等の審査に合格し、大学教育に相当する水準を有すると認めたものを単位として認定する。なお、学生からの申請が必要となる。

●A0 マルデス入試の帰国生特別受験・社会人特別受験・外国人特別受験、学校推薦型選抜、現地選抜型外国人特別入学試験における学生の学力の担保

A0 マルデス入試の帰国生特別受験・社会人特別受験・外国人特別受験、学校推薦型選抜においては、調査書又は成績証明書を審査に利用する。また、現地選抜型外国人特別入学試験においては、筆記試験の得点を合否判定に用いる。

●学力検査を課していない総合型選抜 A0 マルデス入試、学校推薦型選抜においては、アドミッション・ポリシーに掲げる学力等を適切に測るために調査書又は成績証明書を審査に利用する。

本学では、全学的な視点に立って本学の入学試験に係る業務を的確に運営することを目的とし成蹊大学アドミッションセンター規則を定め、入試体制を規定している。【資料 30】また、本学部においては、学部の入学者の受入れに関する業務を的確かつ円滑に行うために本学部入試委員会を設置する。なお、開設前の入試業務においても、本学部入試委員会を設置する。

⑪ 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の基本的な考え方

本学部では、「日本・世界各地の文化や自然・社会環境等の研究、及び現代社会の様々な課題の解決にチャレンジでき、また、日本と世界をつなぐ人材の養成を通して、地域や世界の社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会の構築に寄与すること」を教育研究上の目的としている。上記目的の実現のため、教員組織は、教育、研究、社会貢献等において多様な実績と経験を持つ基幹教員で構成される。例えば、外国出身の教員、海外の大学で学位を取得した教員、フィールドワークの経験が豊富な教員、実務家教員、人文学分野(歴史、文化、地域、人文地理学など)又は環境・自然科学分野(環境学、自然地理学、数理科学、地球惑星科学など)において教育・研究実績のある教員を、基幹教員としてバランスよく配置している。すべての基幹教員は、博士の学位を有しており、本学部「専門科目」における主要授業科目、必修科目は基幹教員が担当する(複数クラス開講の科目の場合、1クラス以上は基幹教員が必ず担当し、科目運営の取りまとめを行う)。

(2) 教員の配置状況

本学部の基幹教員は合計 18 名で構成し、その内訳は、国際日本学専攻の専門教育を担う者が 7 名、環境サステナビリティ学専攻の専門教育を担う者が 7 名、専門基礎教育や語学教育等を担う者が 4 名となっている。授業の担当については、いずれの教員も完成年度での年間担当コマ数を概ね 10 程度とすることで、教育と研究の時間を十分に確保できるように設定している。1 年次から 4 年次までに配置されているゼミナール科目を必修科目かつ主要授業科目に設定し、基幹教員が分担して担当することにしており、ゼミ教育に力を入れている。また、本学部の DP 及び CP を踏まえた上で教育上主要と認められるその他の 6 科目を必修科目かつ主要授業科目として配置し、基幹教員が担当することとしている。

(3) 教員組織の構成

本学部の完成年度末の基幹教員の年齢構成は、以下のとおりである。

[表 9]

区分	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合計
教授			5 人	4 人	9 人
准教授		3 人	3 人		6 人
講師	1 人	1 人	1 人		3 人
合計	1 人	4 人	9 人	4 人	18 人

「成蹊学園就業規則」【資料 31】に基づき、「専ら本学の教育研究に従事する教員」の定年は 65 歳となっているが、本学部の基幹教員の中で完成年度までに定年の年齢を超える者はいない。教員の年齢構成も 30 歳代から 60 歳代までとなっており、完成年度の 3 月 31 日時点において教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成になっている。基幹教員の配置に際して、男性教員と女性教員の割合はほぼ等しく、男性教員 56 %女性教員 44 %となっている。

⑫ 研究の実施についての考え方、体制、取組み

本学においては、「成蹊大学における研究にかかわる行動規範」【資料 32】を定め、研究成果を継続的に発信して社会の負託に応えることを使命とすること、また、それは研究活動の遂行における誠実性・公正性によってはじめて担保されるものであることを掲げている。こうした理念を具現化するために、本学では、学長を最高管理責任者、研究担当副学長を委員長とする研究推進委員会、研究コンプライアンス推進委員会等を学長室研究助成課の事務所管で運営し、研究の一層の推進及び研究コンプライアンス上の意識啓発と監視を行う体制を構築している。

これらのうち、研究推進委員会は、全学的な研究環境の整備、研究推進に資する諸施策の策定、研究成果の公表と社会への還元、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得、学内的な研究助成の配分、全学的な紀要である『成蹊大学一般研究報告』の編集・刊行に関わる事項等を審議している。【資料 33】なお、本学の第 3 次中期計画（2023～2028 年度）においては、重要施策 2 に「研究活動のさらなる活性化と研究成果の発信強化」を掲げており、科研費とそれ以外の競争的資金を合わせた研究申請の採択数の上昇が評価指標に据えられた。これを受けて、「研究ステップアップ助成金」、「研究デザイン助成金」、「研究成果アウトリーチ活動助成金」、「リーディングリサーチャー表彰制度」を新たに導入して令和 6 年度（2024 年度）より全面的に運用を開始した。

研究コンプライアンス推進委員会は、「成蹊大学における研究コンプライアンスの責任体系」【資料 34】、「成蹊大学研究コンプライアンス基本規則」【資料 35】及び「成蹊大学研究コンプライアンス推進委員会規則」【資料 36】に基づき設置されているものであり、最高管理責任者（学長）及び統括管理責任者の下、学内 15 部局（学部・研究センター等に加えて事務部局を含む）の長が推進責任者となって、また本学園の内部監査室も参画して全学的に運営される。この委員会の統括の下、研究コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施体制、安全保障輸出管理体制、公的研究費・学内研究費の取扱い体制、研究データの取扱い体制、検収体制、監査体制、モニタリング体制、相談・通報体制等を構築するとともに、文部科学省からの指導の下でこれらの体制が盤石なものであるかどうかを定期的に確認する体制も確立している。研究コンプライアンス推進委員会に加えて、人間を直接の対

象とし、その個人の行動、心身等に関する情報を収集して行われる研究を行うすべての研究者が守るべき行動、態度等に関し必要な事項を定めた「成蹊大学研究倫理ガイドライン」

【資料 37】を策定し、当該研究に係る審査を適正かつ円滑に実施することを目的として、最高管理責任者の下に研究倫理委員会【資料 38】を、また、本学における利益相反を適切にマネジメントし、健全な産学官連携活動の推進を図ることを目的として、最高管理責任者の下に利益相反マネジメント委員会【資料 39】をそれぞれ設置している。

なお、各研究職による研究助成の申請・受入れ、研究費執行や学会の開催などについては、研究助成課から全面的に支援を受けられるほか、本学に設置されるアジア太平洋研究センター、Society 5.0 研究所、サステナビリティ教育研究センターといった学部横断的な研究センターからの支援も受けられる。そのほか、コンピュータ利用やネットワーク環境については高等教育開発・支援センターが一元的に管理・支援し、文献探索・調達については図書館によってオンラインシステムも活用した迅速なレファレンスサービスが提供されている。また、文系学部の共同研究室には研究助成課所属の職員が配置されており、紀要やディスカッションペーパーの編集を含む学部教員の研究活動上の支援を行っている。

⑬ 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画【資料 40】

本学は、東京都武蔵野市吉祥寺北町にキャンパスを構える 1 キャンパスの大学であり、敷地内には本学園が設置する小学校、中学・高等学校を併設している。大学の校地（校舎敷地）は専用 166,397.63 m²であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出する（収容定員上の学生 1 人あたり 10 m²）校地面積 78,800 m²を超えており、本学部設置に際して、既に十分な校地面積を確保している。校地のうちには、空地として、本館前の前庭及び教室等に囲まれた中庭（アトリオ）があり、学生間の交流、学生と教職員の交流及び学生の休息その他の利用のための空間として十分な場所を確保している。

また、運動場用地は専用 87,580.85 m²、スポーツ施設は専用 34,177.21 m²である。これらについても、本学部設置に際して既に十分な広さを確保しており、授業利用の他、学生の課外活動にも利用できる。

(2) 校舎等施設の整備計画【資料 40】

本学の校舎面積は 97,097.64 m²であり、大学設置基準第 37 条の 2 別表第 3 の規定により算出される基準校舎面積 46,723.8 m²に対し約 2 倍の面積を持ち、本学部の設置に際して、既に十分な校舎面積を保有し、校舎には、次の施設等を備えている。

〈必置施設〉

1 教室（講義室、演習室、実験・実習室、語学学習施設）

講義室、演習室、実験・実習室、語学学習施設は、大学全体としてそれぞれ 94 室、42 室、74 室、2 室を備えており、既に十分な教室を確保している。

本学では、各学部専用の教室を備えているが、必要に応じて全学として共用し、曜日時限ごと、学部ごとの使用頻度を勘案して授業運営を所管する教務部が臨機応変に教室配当を行っているため、あらゆる授業形態、教育方法、履修者の多少に柔軟に対応できる。【資

料 41】

また、本学部の設置に伴い、令和7年度（2025年度）に既存の大学西1号館を改修し、本学部が主に使用する施設として、教室は81名収容教室1室、75名収容教室1室、72名収容教室2室、45名収容教室11室の計15室を、演習室は2室を設ける。さらに、本学部では実験科目に対応するため、専用の実験・実習室を1室備えており、かつ、電気電子計測機器、データ処理装置、光学計測機器等の器具を配置し、実験を実施するための十分な環境を備えている。よって、本学部の設置に伴う学生数の増加、教育課程に沿った授業の実施による他学部の授業運営には支障がない。

なお、本学では、継続して大学の施設・設備の充実に努めており、近年では、大学1号館及び2号館を除く全ての教室棟において、統一した視聴覚システムを導入している。これにより、利用する教室によらずに同一水準の教育環境を提供できている。また、当該視聴覚システムは遠隔授業、無線投影が可能であるなど、昨今のICTを活用したアクティブラーニングにも対応できている。なお、大学1号館及び2号館についても、視聴覚設備の一部機能追加を行った。

2 研究室

本学においては全学部の基幹教員全員に個室を供しており、学生の教育上の情報管理等の機密性が保たれている。また、教員自身の研究にも配慮がなされている。本学部の基幹教員に対しても全員に個室の研究室を提供するため、本学部設置後も教育又は厚生補導を行う上で支障がない。このほか、専ら本学に勤務する基幹教員以外の教員に対しても、共同の研究室を配備する。

3 医務室

医務室については、大学保健室を備え、全学部学生の健康管理、応急処置、医療機関対応、健康診断実施、カウンセリング等、既存の体制で既に学生の心身の健康の維持増進に供しており、本学部設置後も同等以上の内容が担保される。

4 事務室

事務室は、大学の管理運営における円滑な業務遂行のため、既に各所に適宜配置している。なお、本学部設置に伴い、大学西1号館内に新たに事務室を1室配置し、本学部に係る業務を円滑に実施する。よって、本学部設置後も同等以上の内容が担保される。

〈その他必要な施設〉

主なものとして、以下の施設を備えている。

1 学長室等

学長室は専用で備えている。そのほか、大学要職者用の居室として、既に副学長室（2名で共用）、学部長室（学部ごとに専用）を備えている。なお、本学部の設置に伴い、本学部の学部長室を他学部の学部長室と同様に、1室（専用の個室）備えるため、本学部設置後も同等以上の内容が担保される。

2 会議室

用途に応じて、既に様々な規模と設備の会議室を各所に配置している。加えて、本学部の設置に伴い、大学西1号館内に新たに会議室を備えるため、大学全体の会議室の不足等は生じない

3 学生自習室

大学11号館の1階及び2階に「ラーニングコモンズ」を備えている。「ラーニングコモンズ」では、個別学習エリア、グループワークエリア、プレゼンテーションエリアなど、エリア別に用途を分けており、本学の全学生が目的に応じて主体的に学ぶ環境を提供している。また、「ラーニングコモンズ」にはアカデミックサポートエリアも備えており、全学生が専属のアカデミック・インストラクターから学修指導を受けることや相談することが可能である。さらに、後述の図書館には、個室閲覧室やグループ閲覧室があり、学生の自習等に供している。本学部の設置に際して新たに整備する「学生自習室」はないが、前述のように既に十分な「学生自習室」を備えているため、本学部設置後も同等以上の内容が担保される。【資料42】

4 学生控室

学生控室については、コンビニエンスストアを併設したカフェテリア「トラスコンガーデン」をはじめ、大学6号館地下1階カフェを併設した多目的ホールを設けている。また、6号館3階及び5階にはグループ学習室「コミュニケーションラボ」を2室ずつ設けている。6号館3階から5階には、学生が自由に集まることのできるフリースペースとして、椅子・テーブル、窓に面したカウンターを配したラウンジを設けているほか、大学11号館には「テラス」や「リフレッシュエリア」を設けている。既に十分な学生控室を備えているが、本学部が主に使用する大学西1号館の1階及び2階には、学生が友人や教職員と交流をしながら、安心して休息や気分転換ができる「学生ラウンジ」があり、本学部設置に伴う大学全体の学生控室の不足は生じず、同等以上の内容が担保される。

5 体育館、スポーツ施設

体育館は現状、3館を有し、3館のうち1館ではトレーニングができる設備、また、実施種目に関連する講義・演習ができる十分な設備を設けている。

スポーツ施設としては、野球場、サッカー場、卓球場、テニスコート、ハンドボールコート、アーチェリー射場を備えている。これらの施設で「全学共通科目」の「健康・スポーツ科目」の授業を行うが、現行施設で十分対応できる。また、学生は、これらの施設を課外活動においても利用することができる。

このように、体育館及びスポーツ施設については、既に十分な施設・設備を有しており、本学部設置に伴う整備等を行わないが、支障がない。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館（「情報図書館」と称する）は、面積 11, 925. 03 m²、閲覧座席数 866、収容可能冊数 139 万冊を擁する規模となっている。

令和 7 年（2025 年）4 月現在、本学部の教育課程の内容に沿った新規図書購入の準備を進めており、書店からリストと見積りを取得し、購入のための特別予算についても本学園において既に承認されている。また、各種データベースや電子資料類を学外からのアクセスにより使用できるよう整備済みで、その後もタイトルの拡充を続けている。

本学部の教育研究に必要な図書等は、開設前において、既に図書 632, 944 冊、電子図書 6, 858 冊、学術雑誌 129 誌、電子ジャーナル 84 誌を揃えているが、開設に向けてさらに図書 9, 092 冊、電子図書 321 冊を新たに購入し、開設時には図書 642, 036 冊、電子図書 7, 179 冊を整備する。学術雑誌と電子ジャーナルについては、開設前において既に必要十分な冊数が揃っているため、開設時に追加で購入又は契約を行わないが、教育研究に支障はない。さらに、完成年度に向けて、教育課程に沿った世界や地域の歴史、文化、風習、言語、自然環境等の分野を中心に満遍なく整備を行い、かつ、日本美術、ポップ・カルチャー、気候変動、防災等、2 つの専攻の学びに関連した図書等の充実を図る。具体的には、図書は 18, 185 冊、電子図書 640 冊、学術雑誌 9 誌、電子ジャーナル 6 誌の追加購入又は契約を行い、完成年度には図書 660, 221 冊、電子図書 7, 819 冊、学術雑誌 138 誌、電子ジャーナル 90 誌を整備する計画である。既存の図書、電子図書、学術雑誌及び電子ジャーナルのみでも本学部の教育研究に必要な資料は十分に備えているが、本学部の開設に伴う整備によって、ますます充実することとなる。【資料 43】

また、本学の図書館は、1 階カウンターを総合案内、2 階カウンターをレファレンス専門と位置付けて役割を明確に分け、利用者が適切なアドバイスを得られる仕組みを提供している。総合案内では気軽に質問ができる一方、レファレンス専門カウンターでは資料や文献の相談に応じ、各学部の専門的な学びや研究をより深めるための支援を行っている。レファレンス専門カウンターには司書資格を持つ専属の専門的職員が常駐（夜間を除く）し、最新のデータベースや各分野の知識に基づき対応を行っている。

また、図書館間相互貸借や文献複写物の取り寄せ、学習院大学、成城大学、武蔵大学、甲南大学及び本学による五大学間での図書館相互利用など、幅広いサービスが充実しており、利用者は本学の所蔵資料に限らず多様な資料にアクセスし、専門分野に応じたサポートを受けることができる。閲覧サービスに限定すれば、西南学院大学とも図書館間相互利用の協定を結んでいる。さらに、来館せずに各種サービスを楽しむことができるオンライン受付も積極的に導入している。

教員の要望に応じて開催される図書館ガイダンスや、図書館職員が自主的に企画するガイダンスも、利用者教育に大きく貢献している。これらのガイダンスでは、施設の利用方法や資料の探し方、各分野で有用なデータベースの紹介など、多岐にわたる内容が提供されている。普段はなかなか目にすることのない貴重書を閲覧できるガイダンスもある。

学習スペースにおいても、全館で 866 席の閲覧座席を備えている。特に、各フロアの書架に隣接する 266 室の個室閲覧室は、資料にアクセスしやすく、集中できる環境を提供することで、利用者の学修意欲を高める設計となっている。その他、「プラネット」という名称のグループ閲覧室を 5 基設置している。これらはディスカッションや共同学習に適した空間であり、ラーニングコモンズの先駆けともいえる存在である。一部のプラネットにはモニターが設置されており、学生がパソコンを接続してプレゼンテーションの発表や練習を行うこともできる。自由な発想や協働作業を促進する場として活用されている。

さらに、大学の完全 BYOD 化(自分のデバイスを持ち込むスタイル)への移行方針に伴い、館内のどの場所でも Wi-Fi に接続し、情報資源にアクセスできる環境を整備している。加えて、館内にはオンデマンドプリンタが 5 台設置され、必要な資料を即座に印刷・データ化できる利便性を提供している。OPAC やデータベース用の端末も 11 台配備されており、効率的な資料検索をサポートしている。本学が契約しているデータベースは、全学的なものから専門分野に特化したものまで幅広く取り揃えられており、その多くは自宅など学外からもアクセス可能であるため、場所を問わずに学習や研究に活用できる。【資料 44】

⑭ 管理運営

(1) 管理運営体制の概要

本学の管理運営の体制としては、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関として位置付けている「大学評議会」、大学の運営に係る企画立案等、大学内意見調整を行う学長諮問機関として位置付けている「大学運営会議」により行われ、適時適切な意思決定を行っている。この意思決定においては、各学部・研究科に設置する教授会において意見を参酌することとしている。また、学長の下に大学運営の一助と成す各種委員会、各学部の下に学部運営の一助と成す各種委員会が適宜設定され、大学の円滑な管理運営を担っている。なお、法人部門とは、学園・大学協議会にて、大学の運営に係る事項を必要に応じて協議している。また、大学の教育・研究に関わりのある事項については、常務理事会において、学長のほか、副学長、学部長及び研究科長を構成員に加えた上で審議を行うこととし、理事会が必要と認めた事項については、学園理事会において意思決定を行っている。

以下に、管理運営を担う各会議体についての概要を記す。

(2) 大学評議会

大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、大学評議会を設置している。【資料 45】

1 構成員

学長、副学長、学部長、研究科長、各学部の教授各 2 名、学長室長、教務部長

2 開催

毎月 1 回開くことを定例とする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、臨時に開くことができる。

3 審議事項

- a) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項
- b) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- c) 学部、研究科その他重要な施設、組織等の設置及び改廃に関する事項
- d) 教育研究に係る予算の編成方針に関する事項
- e) 教員の配置計画及び教育研究業績の審査に係る方針に関する事項
- f) 学生定員に関する事項
- g) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- h) 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助に係る方針に関する事項
- i) 学生の賞罰に関する重要な事項
- j) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の身分に係る方針に関する事項
- k) 学位の授与に関する事項
- l) その他大学の教育研究に関する重要な事項

(3) 大学運営会議

本学の運営に関する企画立案、大学評議会に付する議案及びその内容の検討、大学内の意見調整等を行うことを目的として、学長の諮問機関として大学運営会議を設置している。

【資料 46】

1 構成員

学長、副学長、学部長、研究科長、学長室長、教務部長

2 開催

毎月2回開くことを定例とする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、臨時に開くことができる。

(4) 教授会

本学における教務や入試等を含めた学務に対する管理責任を全うするために、各学部の審議機関として、各学部に教授会を設置している。【資料 47】

1 構成員

各学部の専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、当該学部が必要と認める場合には、当該学部の専任の教授、准教授及び講師以外の者を構成員とすることができる。(本学においては、「専ら本学の教育研究に従事する教員」を「専任教員」としている。)

2 開催

成蹊大学教授会規則に基づき、学部長が前年度末までに翌年度の開催日を決定し、構成員に周知する。通例として、年間15～16回程度開催する。日程決定にあたっては、学内の意思決定プロセスを円滑に進めるため、大学運営会議の開催日を勘案し全学的に調整がなされている。

3 審議事項

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

- a) 学生の入学及び卒業に関する事項
- b) 学位の授与に関する事項
- c) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が次に定めるもの
 - ア 教員の配置計画に関する事項
 - イ 教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項
 - ウ 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - エ 教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - オ 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助及び賞罰に関する事項

このうち、特に c) のイ「教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項」に関しては、専任教授（必要に応じて教授会構成員である専任准教授又は講師を加えることができる）を構成員とする審査教授会において審議し、学長に意見を述べることとしている。

(5) 委員会等

1 大学委員会等

- ・ 成蹊大学人事委員会【資料 48】
本学の専任教員の人事に関する事項を取り扱う。
- ・ 成蹊大学 IR 推進委員会【資料 49】
本学の大学ガバナンス及び教学マネジメントの計画策定、政策決定及び意思決定を支援するために行われる IR (Institutional Research) に関し、全学的視野から推進及び統括を図る。
- ・ 成蹊大学全学入試委員会
成蹊大学アドミッションセンターの意思決定及び実務遂行を担う。
- ・ 成蹊大学全学教育運営委員会
全学共通科目等の運営に関する協議、調整及び実務を行う。
- ・ 成蹊大学教職課程協議会
教職課程及び教職課程センターの運営に関する基本方針及び重要事項を協議する。
- ・ 全学教職課程委員会
教職課程の全学的な運営の調整、教員養成のカリキュラム編成、学生指導等に関する協議を行う。
- ・ 成蹊大学図書館協議会
図書館の運営に関する重要事項を審議する。
- ・ 成蹊大学図書館委員会
図書館の運営並びに図書館と各学部との連絡を円滑に行う。
- ・ 成蹊大学キャリア支援センター企画執行委員会
センターが、キャリア教育の策定・推進や進路・就職等の学生支援に関する業務を企画執行するに当たり、所長が必要と認めた事項を審議する。

- ・ 成蹊大学学生部委員会
学生生活の充実及び向上を図る上で必要な事項を審議する。
- ・ 成蹊大学地域連携・地域貢献推進委員会
本学の教育目標（人材育成方針）及び社会連携・社会貢献に関する方針の趣旨を実現する。
- ・ 成蹊大学アジア太平洋研究センター企画執行委員会
センターの運営に関する基本方針及びセンターが行う事業の企画執行に関する事項を審議する。
- ・ 成蹊大学研究推進委員会
本学における研究の推進に資する諸施策の策定及び研究成果の社会への還元等を行う。
- ・ 成蹊大学研究コンプライアンス推進委員会
本学における研究上の不正行為を防止し、本学の構成員に対し、研究コンプライアンスの遵守を促す。
- ・ 成蹊大学利益相反マネジメント委員会
健全な産学官連携活動の推進を図るため、本学における利益相反を適切に管理する。
- ・ 成蹊大学研究倫理委員会
本学における研究のうち、人間を直接の対象とし、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集し、又は採取して行う研究に係る基本方針を策定するとともに、当該研究に係る審査を適正かつ円滑に実施する。

2. 本学部の委員会等

教授会は、成蹊大学教授会規則第 10 条に基づき、教授会の機能を有効的に果たすために、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される以下の専門委員会を置くことができる。

- ・ 国際共創学部運営委員会【資料 50】
本学部の運営に関する重要事項を審議する。
- ・ 国際共創学部教務委員会【資料 51】
- ・ 本学部の教育に関する事項を審議する。
- ・ 国際共創学部 FD 委員会【資料 52】
本学部における FD（Faculty Development）活動に関し、学部全体の視点から組織的に推進及び統括を図る。
- ・ 国際共創学部入試委員会【資料 53】
本学部の入学者の受入れに関する業務を的確かつ円滑に行う。

その他、外国人留学生については、以下の体制で管理を行っている。

(6) 外国人留学生

1 在籍管理

毎月、留学生の在留状況の確認を行っている。また、授業への出席状況は授業科目ごとに行い、通常の学生と同様に、当該学生が成績不振の場合は、関係する事務部署、教員によ

る個別指導を行うこととしている。

2 各種支援体制

国際教育センターが中心となり、様々な支援を行っている。具体的には、修学支援として、外国人留学生専用の日本語科目を国際教育センターが提供しているほか、私費外国人留学生が日本語科目を履修する場合、各自の母国語に応じて、英語必修科目又は初修外国語科目の履修に代えることができる。生活支援としては、留学生向けのオリエンテーションの実施、学生寮の提供、日本語プログラムの設置、日本人学生との交流会の開催、日本人学生による生活のサポート等を行っている。

⑮ 自己点検・評価

(1) これまでの本学での取組み

本学は、成蹊大学学則第1条の2の規定に基づき、教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めている。また、本学では、大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定及び本学の自己点検・評価活動の統括を主な任務とする成蹊大学内部質保証委員会を設置するとともに、同委員会の下で自己点検・評価活動を運営する成蹊大学自己点検・評価委員会を設置している。

これまでの本学における自己点検・評価の実施状況は、平成6年度（1994年度）を実施初年度として平成6年度末（1994年度末）には自己点検・評価の結果を「成蹊大学の教育と研究の現状」と題した報告書にまとめ、刊行した。以後、4年周期で点検・評価を行うこととし、平成10年度（1998年度）と平成14年度（2002年度）に自己点検・評価報告書を刊行した。また、平成10年度（1998年度）の自己点検・評価報告書をもとに財団法人大学基準協会に相互評価の申請をし、その結果、大学基準に適合している旨の認定を受けた。

その後、平成14年（2002年）に大学の点検・評価に係る学校教育法の改正により、それ以前は努力義務であった自己点検・評価の実施に加え、認証評価機関による審査を7年以内の期間毎に受けることが義務化されたことから、本学は公益財団法人大学基準協会を認証評価機関として選定の上、平成15年度（2003年度）、平成21年度（2009年度）、平成28年度（2016年度）、令和5年度（2023年度）に大学基準協会による認証評価を受審した。

本学では、各学部、各研究科及び各部局が毎年度作成する「大学内部質保証／点検・評価シート」とともに、大学全体を俯瞰した機関レベルでの点検・評価シートである「大学統括シート」を作成しており、大学基準協会による認証評価申請においては、この「大学統括シート」を基に「自己点検・評価報告書」を作成している。令和5年度（2023年度）の認証評価受審においては、令和4年度（2022年度）に作成した「大学統括シート」を基に「2023年度版 成蹊大学『自己点検・評価報告書』」を作成の上、令和5年（2023年）3月末に大学基準協会に提出し、同協会の定める大学基準に適合しているとの認定を受けた。なお、今回の認定の期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までとなっている。【資料54】

(2) 基本方針

本学は、学校教育法第 109 条、成蹊大学学則第 1 条の 2、成蹊大学大学院学則第 2 条及び成蹊大学内部質保証に関する規則【資料 55】に基づき、内部質保証に関する方針を定め、公表している。【資料 56】

(3) 組織体制

成蹊大学内部質保証に関する規則第 3 条に基づき、以下の組織体制を整備している。

1 成蹊大学内部質保証委員会

本学の自己点検・評価活動を全学的に統括し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長の下に設けられている。

2 成蹊大学自己点検・評価委員会

成蹊大学内部質保証委員会の下で自己点検・評価活動を運営する。

3 「大学」内部質保証推進チーム

大学全体の諸活動に係る統括的な自己点検・評価を行い、かつ、改善・向上に取り組むため、学長の下に設けられている。

4 内部質保証推進チーム

各学部、各研究科及び各部局が各所属長の下で構成するチーム。それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。

5 成蹊大学 IR 推進委員会【資料 49】

自己点検・評価及び改善・向上の取組みを円滑に進めるため、内部質保証委員会は、成蹊大学 IR 推進委員会と連携する。

(4) 実施体制

成蹊大学内部質保証に関する規則第 5 条に基づき、以下のとおりとしている。なお、改善を要する事項に係る管理及び改善支援は、内部質保証委員会が中心となり実施する。また、管理及び改善支援において、内部質保証委員会が必要と認めたときは、IR 推進委員会に自己点検・評価結果の分析並びに「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームへの改善支援等を依頼する。

- a) 内部質保証委員会が策定した自己点検・評価の実施方針に基づき、自己点検・評価委員会が自己点検・評価に必要な手順を策定する。
- b) 「大学」内部質保証推進チーム並びに各学部、各研究科及び各部局における内部質保証推進チームは、自己点検・評価委員会が策定した手順に従い、自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価委員会へ報告する。
- c) 自己点検・評価委員会は、「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームの自己点検・評価活動の進捗を管理する。また、「大学」内部質保証推進チームからの報告に基づき、大学全体としての報告書を作成し、内部質保証委員会へ報告する。
- d) 内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会からの報告に基づき、大学として改善が必要と思われる事項等を取りまとめ、学長へ報告する。
- e) 学長は、内部質保証委員会からの報告を受けたときは、その内容を精査し、改善を要す

る事項について、内部質保証委員会に大学としての課題等の提示を行う。

- f) 内部質保証委員会は、学長から提示された課題等を、「大学」内部質保証推進チーム及び関係する各内部質保証推進チームに通知する。
- g) 内部質保証委員会からの通知を受けた「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームは、次年度へ向けた改善計画を策定し、改善・向上につなげる。

(5) 点検・評価項目

成蹊大学内部質保証に関する規則第4条では、点検・評価項目として、以下が定められている。上述の「大学内部質保証／点検・評価シート」【資料57】は、この項目に従って作られている。

- 1 大学、大学院、学部、研究科等の理念及び各組織の目的に関すること。
- 2 内部質保証に関すること。
- 3 教育研究組織に関すること。
- 4 教育内容、方法、学修の成果等に関すること。
- 5 学生の受入れに関すること。
- 6 教員及び教員組織に関すること。
- 7 学生支援に関すること。
- 8 教育研究等環境に関すること。
- 9 社会連携及び社会貢献に関すること。
- 10 管理運営及び財務に関すること。

(6) 結果の活用

上述のとおり、内部質保証委員会から課題が提示された「大学」内部質保証推進チーム及び各学部、各研究科及び各部局の内部質保証推進チームは、次年度へ向けた改善計画を策定し、改善・向上につなげる。また、IR推進委員会が中心となり、内部質保証委員会と連携して、大学全体又は各学部、各研究科等における教学諸活動の点検・評価及び改善を円滑に進めるため、内外の各種情報やデータを分析し結果を活用している。

(7) 外部評価

本学は、認証評価機関による評価のほか、成蹊大学内部質保証に関する規則第8条第1項及び第2項に基づき、成蹊大学外部評価の実施に関する規則【資料58】を定め、本学の諸活動の改善及び質の向上に資する有益な助言等を得るため、定期的に外部評価を受けることとしている。直近では、令和2年度（2020年度）に外部有識者による、大学基準に基づく外部評価を2件受審した。また、成蹊大学内部質保証に関する規則第8条第3項に基づき、特定分野又は重要事項について、より専門的な見地からの点検・評価、助言等を受けるため、必要に応じて評価対象範囲を限定した外部評価を受けることとしており、令和2年度（2020年度）より毎年度、専門的知見を有する有識者による外部評価（3つのポリシーに照らした取組みの適切性に関する点検・評価）を受審している。

⑩ 情報の公表

大学の情報については、以下の Web サイトに掲載されている。

- (1) 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること
 - 1 大学の教育研究上の目的
<https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/colour.html>
 - 2 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/education/#anchor-1
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
 - 1 学園組織図
<https://www.seikei.ac.jp/gakuen/about/chart.pdf>
 - 2 学部及び大学院の組織に関すること
<https://www.seikei.ac.jp/university/education/>
- (3) 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 1 教育研究実施組織に関すること
<https://www.seikei.ac.jp/gakuen/about/chart.pdf>
 - 2 教員総数に関すること
<https://www.seikei.ac.jp/gakuen/pdf/kyousyokuin.pdf>
 - 3 教員の学位及び業績に関すること
<https://www-cv01.ufinity.jp/seikei/>
- (4) 入学者の選抜に関すること
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/
- (5) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること
 - 1 入学者に関する受入れ方針
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/education/
 - 2 学生数に関すること
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/gaiyo/#anchor-2

- 3 就職状況に関すること（キャリア支援センター）
https://www.seikei.ac.jp/university/job/for_student/job.html
- 4 外国人留学生の数に関すること
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/
- (6) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 1 シラバスの公開
<https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/syllabus.html>
 - 2 カリキュラムの学修・教育目標・履修モデル
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/education/
- (7) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
学部の理念及び3ポリシー
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/education/
- (8) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
大学の施設設備・キャンパスマップ
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/campus_uni/
- (9) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
納付金について（本学園ホームページ）
<https://www.seikei.ac.jp/gakuen/about/payment.html>
- (10) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 - 1 成蹊大学キャリア支援センター
<https://www.seikei.ac.jp/university/job/>
 - 2 成蹊大学保健室
<https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/hoken/>
 - 3 授業・学生生活について
<https://www.seikei.ac.jp/university/target/current.html>
- (11) その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）
 - 1 学生が修得すべき知識及び能力
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/education/

- 2 学則等関係規則の掲載
<https://www.seikei.ac.jp/university/education/webkisokushu/>
- 3 設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/management/secchi.html
- 4 自己点検・評価報告書、認証評価の結果等
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/management/hyouka.html
- 5 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関する事。こと。
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/
- 6 大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準に関する事。こと。
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/

⑩ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) FD 体制について

「成蹊大学における FD 基本方針」（以下「基本方針」とする。）【資料 59】では、本学における FD を『成蹊学園創立者中村春二が目指した教育理念である「自発的精神の涵養と個性の発見伸長を目指す真の人間教育」を踏まえ、教育目標（人材育成方針）を実現すべく、教職員が教育活動の内容・方法を改善し、向上させるため組織的に取り組む活動のこと』と定義している。

また、「基本方針」においては、以下に掲げる人材育成方針の実現を FD の目標としている。

- 1 広い教養と深い（各学科、各専攻の）専門知識を備え、物事の本質を探究する思考力を養成する。
- 2 自己の人生観・価値観を確立し、自分の考えや意見を的確かつ明瞭に表現、発信する力を養成する。
- 3 多様な文化、環境、状況に対応し、他者と協働して課題の解決に取り組む力を養成する。
- 4 未知のものに積極的に挑み、生涯学び続けようとする自発性と積極性を養成する。

この基本方針に基づき、2 カ年度間での活動方針を掲げており、FD 活動の重点的施策や FD 活動における継続的な課題に取り組んでいる。【資料 60】

FD 活動は成蹊大学全学 FD 委員会が統括し、学部・研究科 FD 委員会/全学教育運営委員会、国際教育センター、高等教育開発・支援センターが連携して実施している。このうち、高等教育開発・支援センターについては、他の活動主体とは異なり、各学部・研究科では対応できない範囲、全学的に扱うべきテーマによる FD 研修会の実施等、学部・研究科の FD 活

動を支援する立場として活動している。

同センターにて実施（主催及び共催）の令和6年度（2024年度）のFD活動実績として、大学に所属する全教員（非常勤講師を含む）を対象にFD研修会を5回、授業研究会を5回にわたって実施している。

これらに加え、各教授会構成員（必要に応じて各学部の助教も含む）を対象とする学部・研究科FD委員会ごとのFD研修会の開催、学生による授業評価アンケートや卒業生アンケートの分析、成蹊大学教育活動顕彰制度に関する規則【資料61】に基づいた成蹊ティーチングアワード受賞候補者の選考などを行っている。

本学部においても、全学的なFD推進体制に準拠した活動を行うとともに、本学部の教育内容に特化したFD活動を展開する。

(2) 管理運営に必要な教職員への研修等（SD研修）

本学では、大学の教育研究活動等及び教学マネジメントに関し、より適切かつ効果的な運営ができるよう、大学に所属する教育職員、事務職員及び技術職員（以下これらを総称して「職員」という。）を対象としたSD（Staff Development）研修を実施しており、職員として必要な知識、技能及び資質の修得及び向上を目的としている。本学部にも所属する教職員においてもSD研修の対象者であるため、以下のように全学的なSD研修実施体制に準拠した活動を行う。

1 実施体制

事務局及び運営は、学長室総合企画課が主に行っている。研修の計画については、半期ごとに事務局が作成し、学長の了承を得て、大学運営会議で報告するものとしている。また、具体的な実施概要については大学運営会議にて各学部長に対して、所属学部の教育職員への周知が依頼され、教授会にて情報が伝わるようになっている。そのほか職員全員を対象に電子メールにて研修の開催案内及び終了後のアンケート回答や未参加者へのオンデマンド視聴の呼びかけを行っている。

2 実施内容

本学のSD研修は、大学の教育研究活動及び教学マネジメントに関し、より適切かつ効果的な運営ができるよう、教職員が必要な知識及び技能を修得するとともに、その能力及び資質の向上を目指して実施する。また、研修テーマは以下のいずれかに該当するものとする。

- a) 3つのポリシーに基づく本学の自己点検・評価と内部質保証に関するもの
- b) 教学マネジメントに関する専門的職員の育成に関するもの
- c) 大学改革に関するもの
- d) 学生の厚生補導に関するもの
- e) 業務領域の知見の獲得を目的とするもの（総務、財務、人事、企画、教務、研究等）
- f) その他（本学独自の業務に関するもの、時流に対応したもの等）

3 実施回数

SD 研修会の実施実績としては、令和 5 年度（2023 年度）は合計 7 回、令和 6 年度（2024 年度）は合計 8 回である。なお、研修内容に応じて、対面形式、オンライン形式及び両方の形式を併用したハイフレックス形式で実施した。

(3) 指導補助者に対する研修等

本学では、「成蹊大学公認学習補助員に関する規則」【資料 62】及び「成蹊大学教育補助員に関する規則」【資料 63】に基づき、授業を中心とした教育活動において、教員の補助及び授業の活性化に資する学修支援等の教育活動に必要な業務を専門的な知識をもって行う「指導補助者」として、公認学習補助員（Qualified Learning Assistant。以下「QLA」という。）及び「教育補助員」（Teaching Assistant。以下「TA」という。）をそれぞれ配置、管理している。本学部の設置後においても、以下の運営及び研修体制を継続し、本学部の授業担当教員の要請に基づき、学生による教員の指導補助を実施することを計画している。

1 管理体制

QLA に関する事務手続きは、高等教育開発・支援センター教育開発・支援課が行っており、QLA 小委員会と連携しながら、QLA の勤務管理に加え、新規 QLA の募集活動補助、QLA 育成プログラムの運営補助などにあたっている。大学全体で 78 人の QLA を配置しており実績として、令和 5 年度（2023 年度）は 12 科目、令和 6 年度（2024 年度）は 11 科目の授業で補助業務に従事した。なお、令和 6 年度（2024 年度）においては、授業支援に従事した QLA にオープンバッジ（デジタル証明書）を発行しており、QLA の授業支援を促すとともに、実際に授業支援の経験を積むことによって学生自身のスキルアップを図り、その成果の可視化へと繋げている。

他方、本学の TA には、A 種 TA 及び B 種 TA の 2 種類が存在する。A 種 TA は、学部又は大学院博士前期課程における実験、実習、演習等の授業科目の教育補助業務に従事するもので、本学大学院博士後期課程に在学する学生のうちから採用する。一方で B 種 TA は、一部の実験・実習科目における授業時間及び準備・片付けの時間に教育補助業務を担当しており、本学大学院博士前期課程に在学する学生のうちから採用している。ただし、学部長又は全学教育運営委員会の委員長が必要と認める場合は、学部又は全学教育運営委員会が別に定める基準により、学部 に在学する学生のうちからも採用することができるとしている。

こうした TA に関する事務手続きは、学長室研究助成課が行っており、TA の申請に係る手続き及び勤務管理にあたっている。大学全体で 73 人の TA を配置しており、実績として、2023 年度は 49 科目、2024 年度は 51 科目の授業で補助業務に従事した。

2 研修概要

QLA 資格取得の為には、QLA 育成プログラムを受講のうえ、修了することが必要である。この QLA 育成プログラムは、アクティブラーニング形式の授業を支援するためのスキルと学生のロールモデルとしてのマナーや立ち居振る舞いを身につけることを目的としており、ICE モデル、傾聴法、ハラスメント研修、教室視聴覚機器活用研修等を含む全 10 回（各回 100 分）の研修となっている。

資格取得後、授業支援に入るためには上級救命講習の受講が必要になる。また、授業支援において、QLA と授業担当教員の意味疎通を図り、より良い授業運営を目指すため、勤務別研修を行っている。勤務別研修は、授業の方針や実施概要の伝達、QLA への依頼内容の整理、授業における課題提供、QLA からの授業に関する気づきや提案などの内容について、授業担当者とは別にファシリテーターをたてて第三者の視点を加えた上でやっている。

TA の研修は、実験・実習科目の教育補助業務は科目ごとに必要な専門的知識・技術が異なるため、授業実施教員に研修の実施を求めている。また、学生から提出される就任承諾書裏面に教育補助員の遵守事項として、「業務を行う上で予定される研修に必ず参加する。」と記載している。

⑩ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学では、「知育偏重ではなく、人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育を実践し、確かな教養と豊かな人間性を兼ね備え、社会の発展のために献身的に貢献できる人材を輩出する」という大学理念に基づき、真に社会に貢献できる職業人となるのに必要な科目を教育課程の中に配置するほか、キャリア支援センターなどを中心とした支援体制を備えている。教育課程上の取組みや、大学としての教育課程外の取組みは、以下のとおりである。

(1) 教育課程上の取組み

1 全学共通教育

「全学共通科目」の中に以下のようなキャリア教育科目を配置することによって、1年次からキャリア教育を体系的に構築し、学生の進路決定等をきめ細かく支援している。【資料64】

1年次配当の「桃李キャリア入門」では、社会の諸分野で活躍している卒業生を講師に招き、大学生活というキャリアを卒業後のキャリアに接続するヒントを、講師の経験を踏まえ講義する。自己のキャリア形成について低学年時から意識するとともに、本学での学びのモチベーションを向上させることを目的としている。

同じく1年次配当の「キャリアプランニング」では、学生は、卒業後の進路を考える上での基礎知識を身につけるほか、自己と社会を認識し、大学生活や進路選択に向けて行動計画を立案する。1年次後期配当の「ビジネストレーニングセミナー」、「キャリアセミナー」（2年次に履修を推奨）、2年次配当の「実践キャリアセミナー」、「キャリア発展講義」、「日本企業の現状と展望」といった、より実践的な内容の科目を順次学ぶことで、社会に通用する知識や能力を高めることができる。「日本企業の現状と展望」は、企業に勤める実務家などを講師として招き、企業の実態や課題などに関する具体的な内容を学ぶ。また、「キャリアセミナー」や「キャリア発展講義」では、現代のグローバル社会や男女均等社会で働くことの意義・方法・課題などを学修する。

キャリア教育の一環として、「成蹊アントレプレナーシッププログラム」を、本学部を開設する令和8年度（2026年度）より導入する。このプログラムは、イノベーション・マインドの形成やリスクに立ち向かうためのスキルの養成を目的としており、起業や社会課題解決に向けたマインドや知識を得ることができる。本プログラムは、「入門科目」、「コア科目」、「選択科目（主に実践科目）」から成り、修了要件として、指定された科目群の中から

10 単位以上の修得が必要となる。

また、本学と民間企業が協力して実施する産学連携人材教育プログラム「丸の内ビジネス研修 (MBT)」があり、この詳細は「④ (3) ウ」及び「⑧ (3)」で説明したとおりである。

2 学部専門教育

本学部の専門科目「フィールド・実践科目」の中に、1 年次配当の「国内フィールドスタディ」、2 年次配当の「海外フィールドスタディ」を配置し、地域の課題と向き合う国内外の現場に赴いて、実践的に課題解決の方法等を学ぶ。これらの科目は、連携協定を締結している東京都武蔵野市、北海道帯広市、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 等の協力のもと、基幹教員 (特に実務家教員) が中心となって運営される。また、2 年次配当の「共創プロジェクト」では、地域における社会課題や、地域の様々な特徴や価値を見出し、課題の解決や地域の魅力の発信等に取り組むプロジェクトを実施する。学生一人ひとりが主体的に調査・実習に取り組むとともに、プロジェクトの企画、運営、実施を通じて他者 (他の受講学生や自治体、企業、住民などの地域の方々など) と協働することにより、課題に取り組む手順、知識の活用方法、他者との合意形成の方法などを学修する。【資料 23】

(2) 教育課程外の取組み

全学的な就職支援の機関として、成蹊大学キャリア支援センターが設置されている。【資料 65】同センターは、社会に貢献できる有為な人材を輩出するという大学の使命を達するため、全学的な見地から、全学生に対してキャリア教育の推進を図るとともに、個々の学生の進路、就職等に関する支援を行うことを目的としている。

同センターでは、特に学生が納得した進路へ進めるよう、個別相談によるキャリア支援を伝統的に重視している。個別相談によるキャリア支援は、1 年次からの「低学年相談」と 3 年次からの「就職相談」に分かれており、特に「就職相談」では 12 名の相談員を配置し、学生一人ひとりの目標や特徴に合わせたアドバイスや企業紹介、エントリーシートの添削や模擬面接など、きめ細やかな支援を行っている。

また、企業、就職情報会社、他大学等の最新情報を収集・分析し、その年々の就職事情に即した以下のような支援講座を開講している。【資料 66】

- a) 進路・就職ガイダンス
- b) 筆記試験対策講座
- c) 模擬面接講座
- d) 業界研究セミナー
- e) その他支援行事 (ES 作成講座、ビジネスマナー講座、グループディスカッション対策講座、インターンシップ導入セミナー、公務員試験対策講座、公務員試験合格者報告会など)

(3) 適切な体制の整備について【資料 67】

キャリア支援センターの業務を企画執行するに当たり、所長が必要と認めた事項を審議するため、成蹊大学キャリア支援センター企画執行委員会を置くことが、成蹊大学キャリア支援センター規則第 9 条において規定されている。成蹊大学キャリア支援センター企画執行委員会の任務は、成蹊大学キャリア支援センター企画執行委員会規則（以下「センター企画執行委員会規則」という。）第 2 条の規定により、次のとおり定められている。

- a) キャリア教育に関する企画・立案及び支援
- b) キャリア教育に関する全学的な調整
- c) インターンシップの運営に関する全学的な連絡及び調整
- d) MBT（丸の内ビジネス研修）に関する企画、運営及び支援
- e) 各種資格試験対策に関する企画及び立案
- f) 就職支援に関する全学的な連絡及び調整
- g) 学長の諮問への対応
- h) その他所長が特に必要と認めた事項

また、委員の構成は、センター企画執行委員会規則第 3 条の規定により、次のとおり定められている。

- a) 所長
- b) 所員
- c) 事務長
- d) その他所長が必要と認めた者

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

(資料 1) 成蹊学園の沿革 (2023 年度「成蹊学園事業報告書」より抜粋)	・・・P. 4
(資料 2) 成蹊大学学則 (2025 年 4 月 1 日施行) 抜粋	・・・P. 5
(資料 3) 成蹊大学大学院学則 (2025 年 4 月 1 日施行) 抜粋	・・・P. 6
(資料 4) 令和 2 年版「情報通信白書」都市部への人口集中 https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd121120.html	
(資料 5) 首相官邸 知的財産戦略本部「クールジャパン戦略」	・・・P. 8
(資料 6) 三菱総合研究所「スキル可視化で開く日本の労働市場」	・・・P. 9
(資料 7) 学校法人成蹊学園 第 3 次中期計画 (大学分)	・・・P. 10
(資料 8) ESD と成蹊教育	・・・P. 13
(資料 9) 成蹊大学国際共創学部 https://www.seikei.ac.jp/university/newfaculty/	
(資料 10) 武蔵野市・成蹊大学の連携協定、武蔵野地域自由大学、三鷹ネットワーク大学	・・・P. 14
(資料 11) 高校生への学生確保の見通し調査	・・・P. 16
(資料 12) 企業等への人材需要の見通し調査	・・・P. 18
(資料 13) 「国土交通白書 2021」(1) パリ協定目標とのギャップ	・・・P. 20
(資料 14) 大学全体の学位授与方針 https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/education/dp.html	
(資料 15) 成蹊大学の「学修成果に係る評価基準」 https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/education/hyouka_gakubu_hyouka.html	
(資料 16) 成蹊大学の理念・目的 https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/colour.html	
(資料 17) 日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会 「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」 https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140917.pdf	
(資料 18) カリキュラムマップ	・・・P. 21
(資料 19) カリキュラムツリー	・・・P. 50
(資料 20) 成蹊大学副専攻に関する規則	・・・P. 52
(資料 21) 履修モデル	・・・P. 54
(資料 22) オフィスアワー (履修要項掲載)	・・・P. 62

(資料 23) 成蹊大学国際共創学部規則	・・・P. 63
(資料 24) 成績（履修要項掲載）	・・・P. 71
(資料 25) 多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施等に関する申合せ	・・・P. 73
(資料 26) 帯広市と成蹊大学との連携協力に関する協定書	・・・P. 77
(資料 27) 独立行政法人国際協力機構（JICA）から成蹊大学への教員候補者推薦に係る協定書	・・・P. 78
(資料 28) 海外の協定大学	・・・P. 80
(資料 29) MBT https://www.seikei.ac.jp/university/job/for_student/mbt/	
(資料 30) 成蹊大学アドミッションセンター規則	・・・P. 81
(資料 31) 成蹊学園就業規則	・・・P. 83
(資料 32) 成蹊大学における研究にかかわる行動規範 https://www.seikei.ac.jp/university/pdf/kenkyu_rinri.pdf	
(資料 33) 成蹊大学研究推進委員会規則	・・・P. 92
(資料 34) 成蹊大学における研究コンプライアンスの責任体系 https://www.seikei.ac.jp/university/pdf/taikei_compliance.pdf	
(資料 35) 成蹊大学研究コンプライアンス基本規則	・・・P. 94
(資料 36) 成蹊大学研究コンプライアンス推進委員会規則	・・・P. 99
(資料 37) 成蹊大学研究倫理ガイドライン	・・・P. 100
(資料 38) 成蹊大学研究倫理委員会規則	・・・P. 103
(資料 39) 成蹊大学利益相反マネジメント委員会規則	・・・P. 105
(資料 40) 大学設置基準における校地面積及び校舎面積と本学の校地面積及び校舎面積	・・・P. 107
(資料 41) 国際共創学部時間割	・・・P. 108
(資料 42) 大学 11 号館ラーニングコモンズ https://www.seikei.ac.jp/university/lc/about.html	
(資料 43) 学術雑誌等一覧	・・・P. 110
(資料 44) 成蹊大学図書館 https://www.seikei.ac.jp/university/library/	
(資料 45) 成蹊大学評議会規則	・・・P. 119
(資料 46) 成蹊大学運営会議規則	・・・P. 121
(資料 47) 成蹊大学教授会規則	・・・P. 122
(資料 48) 成蹊大学人事委員会規則	・・・P. 124
(資料 49) 成蹊大学 IR 推進委員会規則	・・・P. 126
(資料 50) 国際共創学部運営委員会規則	・・・P. 128
(資料 51) 国際共創学部教務委員会規則	・・・P. 129

(資料 52) 国際共創学部 FD 委員会規則	・・・P. 130
(資料 53) 国際共創学部入試委員会規則	・・・P. 131
(資料 54) 大学評価（自己点検・評価、外部評価）	
https://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/edu_info/management/hyouka.html	
(資料 55) 成蹊大学内部質保証に関する規則	・・・P. 133
(資料 56) 内部質保証に関する方針	・・・P. 136
(資料 57) 大学内部質保証／点検・評価シート	・・・P. 139
(資料 58) 成蹊大学外部評価の実施に関する規則	・・・P. 154
(資料 59) 成蹊大学における FD 基本方針	
https://www.seikei.ac.jp/university/fd/about/kihonhoshin.html	
(資料 60) 2025～2026 年度 成蹊大学 FD 活動方針（案）	・・・P. 155
(資料 61) 成蹊大学教育活動顕彰制度に関する規則	・・・P. 156
(資料 62) 成蹊大学公認学習補助員に関する規則	・・・P. 157
(資料 63) 成蹊大学教育補助員に関する規則	・・・P. 159
(資料 64) 成蹊大学学則（2026 年 4 月 1 日施行）	・・・P. 161
(資料 65) 成蹊大学キャリア支援センター規則	・・・P. 189
(資料 66) 就職・キャリア支援プログラム実施状況	・・・P. 191
(資料 67) 成蹊大学キャリア支援センター企画執行委員会規則	・・・P. 196

2. 学園の沿革

1906(明治 39)年	中村春二 本郷西片町に学生塾を開塾(翌年「成蹊園」と命名)
1912(明治 45)年	成蹊実務学校を池袋に創立、「凝念」開始
1913(大正 2)年	「心の力(心力歌)」完成(全8章 小林一郎作)
1914(大正 3)年	成蹊中学校を池袋に開校
1915(大正 4)年	成蹊小学校を池袋に開校
1917(大正 6)年	成蹊実業専門学校を池袋に開校 成蹊女学校を目白に開校
1919(大正 8)年	「財団法人成蹊学園」設立
1921(大正 10)年	成蹊高等女学校開校(女学校を改組)
1924(大正 13)年	池袋から吉祥寺へ移転 新校舎完成(現本館)
1925(大正 14)年	成蹊高等学校(七年制)開校
1947(昭和 22)年	新制 成蹊中学校開校
1948(昭和 23)年	新制 成蹊高等学校開校
1949(昭和 24)年	成蹊大学開学(政治経済学部)
1951(昭和 26)年	財団法人成蹊学園を「学校法人成蹊学園」に改組
1962(昭和 37)年	大学 工学部開設
1964(昭和 39)年	小学校・中学校 「国際特別学級」設置(1995年「国際学級」と改称)
1965(昭和 40)年	大学 文学部開設
1966(昭和 41)年	大学 大学院工学研究科開設
1968(昭和 43)年	大学 経済学部・法学部開設(政治経済学部を改組)
1970(昭和 45)年	大学 大学院経済学研究科開設 大学院法学研究科開設(1972年 法学政治学研究科と改称)
1971(昭和 46)年	大学 大学院文学研究科開設
1972(昭和 47)年	大学 大学院経営学研究科開設
1981(昭和 56)年	大学 情報処理センター設置 アジア太平洋研究センター設置
1988(昭和 63)年	学園史料館開館
1993(平成 5)年	大学 国際交流センター設置
1999(平成 11)年	学園情報センター設置(2002年大学情報処理センターを統合)
2004(平成 16)年	学園国際教育センター設置(大学国際交流センターを改組) 大学 大学院法務研究科(法科大学院)開設 経済経営学科開設(経済学科と経営学科を統合)
2005(平成 17)年	大学 理工学部開設(工学部を改組)
2007(平成 19)年	大学 大学院経済経営研究科開設(経済学研究科と経営学研究科を統合)
2009(平成 21)年	大学 大学院理工学研究科開設(工学研究科を改組)
2010(平成 22)年	大学 情報センター設置(学園情報センターを改組)
2012(平成 24)年	学園創立100周年
2014(平成 26)年	大学 ボランティア支援センター設置 高等教育開発・支援センター設置(情報センターを改組) 中学校 創立100周年
2015(平成 27)年	小学校 創立100周年
2018(平成 30)年	成蹊学園サステナビリティ教育研究センター設置
2019(令和元)年	学園 ユネスコスクールに認定される
2020(令和2)年	大学 経済学部・経営学部開設(経済学部を改組) Society5.0研究所設置

成蹊大学学則

制 定 昭和24年2月21日
 文 部 大 臣 認 可
 最新改正 2025年3月4日
 学 園 理 事 会

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 この大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として学術の理論及び応用を研究教授するとともに、成蹊学園建学の精神に基づき、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする。

2 この大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学部ごとに定める。

(自己点検及び評価)

第1条の2 この大学は、教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 この大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第1条の3 この大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 この大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
経済学部	経済数理学科	80	320
	現代経済学科	150	600
	計	230	920
理工学部	理 工 学 科	420	1,680
	計	420	1,680
文 学 部	英語英米文学科	121	484
	日 本 文 学 科	84	336
	国際文化学科	110	440
	現代社会学科	105	420
	計	420	1,680
法 学 部	法 律 学 科	280	1,120
	政 治 学 科	160	640
	計	440	1,760
経営学部	総合経営学科	290	1,160
合 計		1,800	7,200

(学部規則)

第3条 各学部に、この学則に基づき、それぞれ学部規則を定める。

2 前項の学部規則には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 学部開設の授業科目に関する事項

(2) 履修方法に関する事項

(3) 転・編入学・学士入学・再入学・転部・転科・留学に関する事項

(4) その他、学則実施上の必要事項

成蹊大学大学院学則

制 定 昭和41年3月18日
文 部 大 臣 認 可
最新改正 2025年3月4日
学 園 理 事 会

第1章 総則

(目的)

第1条 成蹊大学大学院(以下「本大学院」という。)は、成蹊学園建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 本大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について研究科ごとに定める。
(自己点検及び評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第2条の2 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(課程、修業年限等)

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 博士前期課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、標準修業年限を1年とすることができる。

第4条 削除

(在学期間)

第5条 修士課程及び博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。ただし、第3条第4項に定める博士前期課程の在学期間は、2年を超えることができない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。

3 再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、前2項の年数を超えることができない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第7条の3に定める長期履修学生の在学期間については、各研究科規則において別段の定めをすることができる。

(研究科及び専攻)

第6条 本大学院に次の研究科及び専攻を置き、修士課程、博士課程の別は、課程の欄に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	課程
理工学研究科	理工学専攻	博士課程
経済経営研究科	経済学専攻	博士課程
	経営学専攻	
法学政治学研究科	法律学専攻	博士課程
	政治学専攻	
文学研究科	英米文学専攻	博士課程
	日本文学専攻	
	社会文化論専攻	

2 博士前期課程において、第3条第4項に定める教育を行う場合で、通例の時間又は時期と併せて第9条の2に定める教育方法により教育上支障を生じないときは、各研究科規則の定めるところにより、標準修業年限を1年とする履修上のコース（以下「1年制コース」という。）を置くことができる。

(収容定員)

第7条 各研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

[博士課程]

研究科	専攻	前期課程		後期課程		合計 収容 定員
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
理工学研究科	理工学専攻	70	140	10	30	170
経済経営研究科	経済学専攻	6	12	3	9	21
	経営学専攻	10	20	3	9	29
	計	16	32	6	18	50
法学政治学研究科	法律学専攻	8	16	4	12	28
	政治学専攻	4	8	2	6	14
	計	12	24	6	18	42
文学研究科	英米文学専攻	8	16	4	12	28
	日本文学専攻	8	16	4	12	28
	社会文化論専攻	8	16	4	12	28
	計	24	48	12	36	84
合	計	122	244	34	102	346

(教職課程)

第7条の2 この大学院に、教育職員免許法による教職課程を置く。

2 教職課程に関する規則は、別に定める教職課程規則による。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の3 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを入学時に希望する者がいるときは、各研究科規則の定めるところにより、許可することができる。

2 前項の許可を得た学生を長期履修学生と称する。

3 長期履修学生に関する事項は、この学則及び各研究科規則で定めるもののほか、別に定める規則による。

第7条の4 削除

首相官邸 知的財産戦略本部「クールジャパン戦略」

① 日本人と異なる世界の人々の感覚

世界の人々は、それぞれに日本人とは異なる歴史、文化、宗教、風習、言語、さらには価値観、感性及び世界観を有している。これまでのCJの取組においては、それが十分意識されていないケースも多い。また、一口に「世界の人々」と言っても、それぞれに千差万別であり、各国や各地域には独自の歴史や文化などに基づく大きな違いがあるが、その相違を十分に認識せずに「外国人」を一括りに扱うケースが多い。

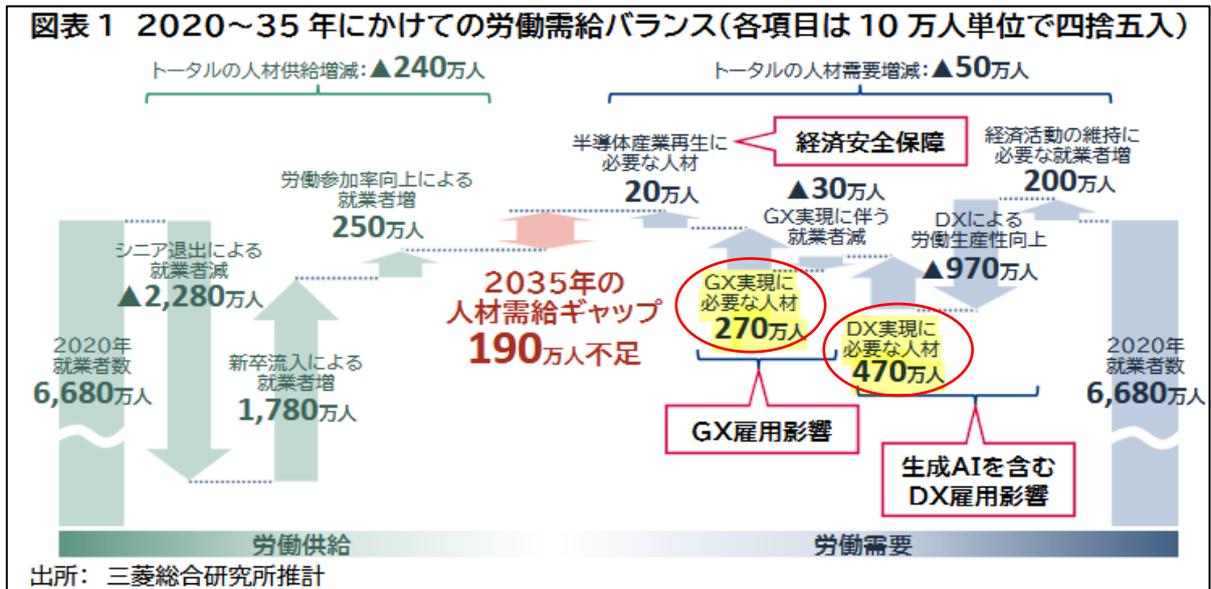
その証拠として、CJに関する基礎的なデータの欠落が挙げられる。外国人に関するデータや分析は多数存在しており、関係省庁、関係団体や民間企業においてはそれぞれ関係する業務に必要な分析を行っている。しかしながら、CJの観点から業種を超えて、「どこの」、「どんな人が」、「なぜ」、「日本のどのような部分を」魅力と感じ、

8

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/cj190903.pdf>

P.8 3. 新たな戦略において克服すべき CJ の問題点 (2)世界の目線 より引用

三菱総合研究所「スキル可視化で開く日本の労働市場」



<https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/policy/hd2tof0000005dqh-att/er20230913.pdf>

P.2 第1章 2035年の人材需要試算 より

学校法人成蹊学園 第3次中期計画（大学分）

大学		部門目標	
		新しい時代に対応した教育活動と活力のある研究活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献する。	
重要施策 1-1	【教育】新しい時代に対応した教育活動の推進と教育環境の整備	【教育活動推進】編	
	施策達成のストーリー (現状の課題・達成後の姿)	現状の課題	学部の新設・改組、グローバル教育プログラム、コラボ教育等、成蹊プリリアント2020と称した一連の教育改革及び理工学部エリア新棟等の教育環境整備計画を着実に進めてきているが、現在も学年進行中及び整備途中であり、新しい時代に即応した教育体制への過渡期といえる。
		達成後の姿	進行中の施策における課題を検証・解消しつつ、今日の社会から求められている、あるいはその先の未来までを志向した“新しい時代の教育像”に対して、本学の教育課程、教育方法、教育環境等がより高いレベルで結実し完成形に近づいている。
評価指標		6年後（2028年度）の到達目標について	
新学部構想を含む新たなグローバル教育施策の検討状況 →(実施後)授業満足度		<ul style="list-style-type: none"> ・新学部設置または学部横断型教育プログラムの拡充等による新たなグローバル教育施策が導入され、学年進行に応じて計画通りに教育課程が円滑に運営されている。 ・学生の授業満足度等の評価指標を検証し、質の向上に向けてPDCAサイクルを回している。 ・授業評価アンケートまたは学生調査3年次の授業満足度が学年進行に応じて前年度より向上している。 	
留学派遣者数(短・中・長期留学)		<ul style="list-style-type: none"> ・海外に派遣する協定校数が充実するとともに、より多くの学生が参加をしたいと思える環境が整い、留学派遣者数が410名(うち、中・長期留学80名)に増加している。 	
受入協定留学生数(中・長期留学)		<ul style="list-style-type: none"> ・海外から受入れる協定校数が充実しより多くの学生が授業等を通して外国人と交流できる環境(宿舍、授業の拡大等)が整い、受入協定留学生が26人(2017-2022年度年間平均)から42名に増加している。 	
新しい時代に対応した教養カリキュラム(リベラルアーツ教育)の検討状況 →(導入後)「持続社会探究」科目履修率、教養教育授業満足度		<ul style="list-style-type: none"> ・2026年度の新学部開設に合わせて、多様性のある新しい時代に対応するため、次期成蹊教養カリキュラムが全学的に導入され、2028年度も安定して運用できている。 ・「持続社会探究」科目履修率が100%に達している。 ・授業評価アンケートまたは学生調査1年次の教養教育授業満足度(新カリキュラム)が旧カリキュラム(2024・2025年度実績)より向上している。 	
副専攻修了者数		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学生が、本人の主専攻・副専攻を意識した履修登録を行えるよう、新しい時代に対応した副専攻を提供することができている。 ・副専攻修了者が2025年度実績より向上している。 	
専門教育の検証と充実化の取組状況 →(導入後)専門教育授業満足度(新カリキュラム)		<ul style="list-style-type: none"> ・次期教養カリキュラムと連動し、新しい時代に対応した学部専門科目が充実している。 ・必要に応じて研究科の専門教育の充実化や学部教育との接続等が検証されている。 ・学生募集活動において高校生にアピールできており、かつ、学生からの授業満足度においても一定の評価を得ている。 ・授業評価アンケートまたは学生調査3年次の専門教育授業満足度(新カリキュラム)が旧カリキュラム(2026・2027年度実績)より向上している。 	

大学		部門目標	
		新しい時代に対応した教育活動と活力のある研究活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献する。	
重要施策 1-2	【教育】新しい時代に対応した教育活動の推進と教育環境の整備	【教育環境整備】編	
	施策達成のストーリー (現状の課題・達成後の姿)	現状の課題	学部の新設・改組、グローバル教育プログラム、コラボ教育等、成蹊プリリアント2020と称した一連の教育改革及び理工学部エリア新棟等の教育環境整備計画を着実に進めてきているが、現在も学年進行中及び整備途中であり、新しい時代に即応した教育体制への過渡期といえる。
		達成後の姿	進行中の施策における課題を検証・解消しつつ、今日の社会から求められている、あるいはその先の未来までを志向した“新しい時代の教育像”に対して、本学の教育課程、教育方法、教育環境等がより高いレベルで結実し完成形に近づいている。
評価指標		6年後（2028年度）の到達目標について	
新棟(新11号館)ラーニング commons の検討状況 →(導入後)新棟ラーニング commons 利用満足度		<ul style="list-style-type: none"> ・新棟ラーニング commons の運用において必要な施設設備や運用ルールが整備され、PDCAサイクルにより学生サービスのさらなる充実・向上に取り組んでいる。 ・新棟ラーニング commons の学生利用満足度が2027年度実績より向上している。 	
新しい時代の教育・学修等に対応したICT設備・システム・教室設備等の整備状況 →(計画後)教室利用満足度、教室什器のリニューアル率、PC教室の一般教室化率		<ul style="list-style-type: none"> ・全学生のPC共携(BYOD)化の定着とともに、カリキュラム改編から3年が経過し、新しい時代に対応したICT設備・教室設備等が安定的に運用され、さらなる充実・向上に向けて取り組んでいる。 ・教室利用満足度が2027年度実績より向上している。 ・新しい時代の教育・学修等に対応した教室環境を整備するため、経過年数による更新基準を設けて、アクティブラーニングを推進する教室什器を計画的に更新している。 ・経過年数20年以上の教室什器のリニューアル率が80%に達している。 	
学修成果を高めるための授業改善等に向けたFD活動の参加率		<ul style="list-style-type: none"> ・FD研修会および授業研究会が定期的開催され、専任教員のFD研修会参加率が100%に達している。 	
新しい時代・新教育課程に応じた入試改革検討状況		<ul style="list-style-type: none"> ・学内の入試体制の点検を強化し、改善に繋げることで体制を整備できている。 	

大学

部門目標

新しい時代に対応した教育活動と活力のある研究活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献する。

重要施策

2

【研究】研究活動のさらなる活性化と研究成果の発信強化

施策達成のストーリー
(現状の課題・達成後の姿)

現状の課題

科研費等申請数の向上など、研究活動の活性化に向けた大学としての方針や支援を整備する必要がある。また、Society 5.0研究所等本学の特色ある研究機関の社会的認知度をさらに高めていく必要がある。図書館のDX化を進める必要がある。

達成後の姿

外部資金獲得に向けた支援の充実により申請数・採択額等が従前の水準を上回り、研究活動がさらに活性化している。本学の特色ある研究機関の活動等が広く社会に認知されている。貴重書電子化や電子書籍購入促進等の図書館DX化が進んでいる。

評価指標

6年後（2028年度）の到達目標について

科研費採択数 + 科研費以外の競争的資金採択数

- ・中期計画前半の2023-2025年度においては、科研費とそれ以外の競争的資金を合わせた研究申請の採択数が、2017-2022年度の平均値を上回っている。
- ・中期計画後半の2026-2028年度においては、科研費とそれ以外の競争的資金を合わせた研究申請の採択数が、2020-2025年度の平均値を上回っている。

本学の特色ある研究機関(Society 5.0研究所、アジア太平洋研究センター等)の公開イベント件数・参加者数

- ・中期計画前半の2023-2025年度においては、Society 5.0研究所及びアジア太平洋研究センターが開催する公開イベントの件数と参加者数が、基準年度(2022年度)の平均値を上回っている。
- ・中期計画後半の2026-2028年度においては、上記件数・参加者数が、2023-2025年度の平均値を上回っている。

コレクション資料の公開と貴重書電子化の取組状況

- ・2号館書庫に滞留する未登録コレクション資料の図書館システム登録が進んでいる。
- ・貴重資料や劣化資料を電子化する優先順位が付けられている。
- ・未電子化の貴重書のうち洋書を中心に公開されている。
- ・オープンサイエンスを通じて持続可能な社会の実現に貢献している。

電子書籍の充実化と書架ひっ迫解消の取組状況

- ・各種データベース、電子ジャーナルの見直しが進められ、今後の課題が明確になっている。
- ・利用者の要求や時代の要請に即した電子書籍タイトルの選定および購入を進めている(年間200タイトル以上)。
- ・所蔵資料の重複調査と除籍作業が整備、完了している。
- ・自動書庫を含む書架のひっ迫状況が解消され、カビ付着リスクも低減している。

大学

部門目標

新しい時代に対応した教育活動と活力のある研究活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献する。

重要施策

3

【学生支援】学生の成長を支えるための方策や体制の拡充

施策達成のストーリー
(現状の課題・達成後の姿)

現状の課題

学生生活やキャリアの支援については、各種サービス(厚生補導)が充実している一方、学生や社会のニーズに応じた質的な向上と見直しが必要である。学修支援については、他大学に先駆けて新しい手法の開発に取り組みたい。

達成後の姿

学生が、学修や課外活動等を通して得られた資質・能力や成長度合を可視的に自覚し、就職活動等の場面で言語化して伝えられるよう、可視化された学修成果等を活用した先駆的な支援策が有効に機能している。

評価指標

6年後（2028年度）の到達目標について

学生の学修成果の可視化に向けた取組状況、オープンバッジ発行数

- ・学生の学修成果の可視化に向けた取り組みにより、多くの学生が、自ら身に付けた資質・能力を把握しており、就職活動等で活用・説明できるようになっている。
- ・オープンバッジ発行数が2025年度実績より向上している。
- ・学修成果の可視化に資する取り組みが拡充している。

ボランティア支援プログラム数・参加者満足度

- ・社会問題への気づきやボランティア参加へのきっかけを与え、学生の自主性・積極性を養成するためのボランティア支援プログラムが充実しており、参加者の高い満足度が得られている。
- ・主要なボランティア支援プログラム数が16件に達している。
- ・プログラム参加者の満足度が80%以上となっている。

学生主催イベント(学内競漕大会・学内運動競技大会・樟祭)の参加者満足度

- ・学生部が管轄し、学生上部団体(体育会本部・文化会本部・樟祭本部)が主催するイベントの充実化に向けた取組を積極的に支援し、参加した学生の満足度が前年度より向上している。

大学主催の学生支援(課外活動支援を含む)イベント等の総合的な点検・評価体制の整備・取組状況

- ・各部門で個別に取り組んでいる学生支援イベント等の実施状況を大学として総合的に把握・検証するための点検・評価体制が整備され、充実化に向けて取り組んでおり、授業以外でも学生の成長を促す働きかけが充実している。
- ・毎年度の点検・評価活動の成果として、複数の改善事例等を挙げることができ、学生アンケートやIRデータ等においても学生からの評価が向上している。

キャリア教育・支援の体制の充実に向けた検討・実施状況

- ・キャリア教育・支援体制が充実し、理想とする教育・支援が完成形として実現できている。
- ・社会のニーズを踏まえたキャリア教育科目群全体の改革が実現できている。
- ・キャリア支援体制がより有効に機能している。

就職イベント参加者数(延べ人数)

- ・就職イベント参加者数が延べ13,000名に達している。
- ・イベント参加者数の増加が就職実績の向上に繋がることにより、競合する他大学と比べて遜色ない就職実績をあげることができている。

大学	部門目標	新しい時代に対応した教育活動と活力のある研究活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献する。	
	重要施策 4	【社会連携】社会・地域等との多様なネットワークの構築と強化	
	施策達成のストーリー (現状の課題・達成後の姿)	現状の課題	武蔵野市や各種企業・団体、他大学等、協定書に基づく協定先との更なる連携強化を図るとともに、オンラインを活用した取組み等により、新たな学びの提供や地域社会の活性化に繋げていく必要がある。
		達成後の姿	地域に開かれた「知の拠点」として、多様な受講者にとって満足度の高い生涯学習講座を提供できている。武蔵野市をはじめ各地域社会の振興・課題解決等に資する各種社会連携事業を通して、地域に密着した社会貢献を果たしている。
	評価指標	6年後（2028年度）の到達目標について	
	多様な受講者を対象とする生涯学習講座（公開講座・武蔵野地域五大学共同事業）の受講満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい時代に対応した講座運営が行われ、受講形態に関わらず、本学の提供する講座内容について高い評価を維持できている。 ・多様な受講者を対象とする生涯学習講座（公開講座・武蔵野地域五大学共同事業）の受講満足度が80%以上に達している。 	
	武蔵野市等自治体・連携協定大学・各種団体等との連携事業の充実化に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市等自治体、島根県立大学等連携協定大学、各種団体等との連携事業が充実し、管理運営上の相乗効果のみならず、成蹊ならではの学びや学生（一部児童・生徒を含む）の成長機会を提供できている。本学の特色のひとつとなっている。 	

https://www.seikei.ac.jp/gakuen/upload/20230328_1_university.pdf

ESDと成蹊教育

成蹊学園は大正期の新教育運動のなかで主導的な役割を果たしました。ユネスコの起源も20世紀初頭にスイスやドイツなどを中心に広まった新教育運動にあります。

成蹊教育の特色は、実験や観察、校外学習を通じた「ホンモノにふれる体験」によって、問題意識をあたため科学的思考に高めていくことにありましたが、ESDもまた同様な教育実践に価値をおくものです。

また、凝念や心力歌に示されるように成蹊教育は「心の力」を強調しましたが、ユネスコ憲章の前文には「心のとりで」が大切なことが書かれています。

成蹊学園では、成蹊小学校開設時からの100年に及ぶ栽培活動の歴史、旧制成蹊高等学校の開設時からの90年以上の気象観測の歴史をはじめ、大学の発足後しばらくは大学の地学・地理学教室が中高と連携して地域環境に関わる研究・教育を推し進める姿もありました。他にも、高校の生物におけるショウジョウバエ飼育なども代々の卒業生に語り継がれている取り組みであり、近年では、夏の学校における植生観察なども重要な実績となっています。

持続可能な社会の実現を念頭に、自らの体験・観察型の教育に基づいてデータを収集・分析し発信させるというアクティブ・ラーニングによる教育手法は、ESDとして知られるようになりましたが、成蹊学園は長い歴史のなかでこれを実践してきているのです。

ユネスコスクールとは

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。日本では、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会によって、ESDの推進拠点として位置付けられています。成蹊学園は、2019年11月にユネスコスクール加盟が認定されました。成蹊大学はユネスコスクール支援大学間ネットワーク（ASPUivNet）に2018年12月より加盟しており、小学校から大学までの学校法人ぐるみでユネスコスクールの活動を推進するというのは世界的にも珍しいケースです。

https://www.seikei.ac.jp/gakuen/esd/esd_seikei.html



2014年4月4日

報道関係各位

**武蔵野市・成蹊大学の連携協定を締結
双方の課題と資源を突き合わせ、地域の新たな価値を生み出すための連携強化**

武蔵野市（市長：邑上守正）と成蹊大学（学長：亀嶋庸一）は、地域の活性化を強化するための連携協定を、本日締結いたしました。

社会の知的基盤である大学には、教育・研究を通じて地域社会に大きく貢献することが期待されています。成蹊大学では、これまでも市の有識者委員会や生涯学習の場を通して主に教員が専門的知見を提供してまいりました。さらに近年では、市や地域コミュニティにご協力いただき、学生が授業の一環として街の抱える課題について調査研究を行ったり、相当数の学生がボランティア活動に取り組んだりしています。このような連携をより一層発展させるべく、この度、武蔵野市と成蹊大学は包括的連携協定を締結いたします。この協定を基に双方の担当者が「連携ハブ」として相互の持つ課題と資源のマッチングを行い、地域のコミュニティや企業とも連携して地域に新たな価値を生み出してゆきます。

https://www.seikei.ac.jp/gakuen/news/20140404musasinorenkei_1.pdf

● **武蔵野地域自由大学とは、**

武蔵野市と武蔵野地域の五大学（亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学）が連携して提供する、高度で継続的、体系的な生涯学習の場です。自由大学独自のキャンパスは持ちませんが、五大学のキャンパス及び武蔵野市全域を学習スペースとします。

自由大学では、それぞれの大学に通って一般学生といっしょに授業を聴講する大学正規科目や、それぞれの大学の特色を活かした五大学共同事業等、幅広く豊富なカリキュラムを用意しています。

「興味ある分野をじっくり学びたい」「いろいろな分野を幅広く学びたい」「時局にあった話をききたい」「とにかく何か学習を始めたい」等々、みなさんの多様な学習意欲におこたえします。



<https://www.jiyu-musashino.org/outline/>

● 三鷹ネットワーク大学の目的

教育・研究機関の地域への開放と、地域社会における知的ニーズを融合し、民学産公の協働による新しい形の「地域の大学」をめざします。

市民が地域で活躍するための知識や手法の取得を支援することで、地域の人財をさらに生み育て、協働のまちづくりを進める中で、より豊かで安心できる市民生活の実現をめざします。

教育・研究機関の知的資源を地域社会に提供することにより、市民により高度な生涯学習の機会を提供することで、市民一人ひとりの知的満足度の向上をはかり、市民活動等につなげる中で、自己実現の支援をめざします。

民学産公の連携により、教育・研究機関や企業、NPO等の知的資源を活用した新しい技術やシステムを開発して、地域に根ざした産業を支援・創出し、都市活力の再生をめざします。

市民が地域で活躍するための様々な知識や手法を提供することで、協働のまちづくりをすすめ、より豊かで安心できる市民生活の実現をめざします。

三鷹ネットワーク大学正会員は、以下の教育・研究機関によって構成されています。

(以下のリンクはそれぞれ新しいウィンドウで開きます。)

👥 アジア・アフリカ文化財団

👥 亜細亜大学

👥 海上・港湾・航空技術研究所

👥 杏林大学

👥 国際基督教大学

👥 国立天文台

👥 成蹊大学

👥 大正大学

👥 電気通信大学

👥 東京外国語大学

👥 東京学芸大学

👥 東京女子大学

👥 東京都立大学

👥 東京農工大学

👥 日本獣医生命科学大学

👥 日本女子体育大学

👥 法政大学

👥 明治大学

👥 ルーテル学院大学

👥 三鷹市

2020年5月26日現在：20団体 五十音順

(学生の確保の見通し等を記載した書類(資料)より抜粋)

4. 高校生アンケート調査結果の要点

受験・入学意向五重クロス集計結果(「3. 高校生アンケート調査集計結果」より)

(1) 国際共創学部 国際共創学科 国際日本学専攻(学部学科専攻名称は仮称)

高校卒業後の進路に「大学」、その上で志望する大学の設置者に「私立」を選択し、興味のある学問分野として「国際関係学」「人文科学系」「理学系」「データサイエンス」の複数またはいずれかを選択した上で、成蹊大学「国際共創学部 国際共創学科 国際日本学専攻(学部・学科・専攻名称は仮称)」に受験・入学意向を示した人数を確認した。

「大学」進学、かつ「私立」を選択し、興味のある学問分野として「国際関係学」「人文科学系」「理学系」「データサイエンス」の複数またはいずれかを選択する者は合計9,401人で、その上で同学部学科専攻を「第一志望として受験する」としたのは142人、「第二志望として受験する」184人、「第三志望以降として受験する」598人と合計すると924人であった。

なお「第一志望として受験する」とした上で「入学する」は114人であった。「第二志望として受験する」または「第三志望以降として受験する」とした上で「志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する」は合計で641人いた。

進路		設置者		学問分野		興味のある学部学科専攻		受験意向		入学意向	
大学	24,716	私立	20,924	国際関係学、人文科学系、理学系、データサイエンス	9,401	国際共創学部 国際共創学科 国際日本学専攻(学部・学科・専攻名称は仮称)	3,506	第一志望として受験する	142	入学する	114
										志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する	17
									184	入学する	47
											志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する
									598	入学する	44
											志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する

(2)国際共創学部 国際共創学科 環境サステナビリティ学専攻 (学部学科専攻名称は仮称)

高校卒業後の進路に「大学」、志望する大学の設置者に「私立」を選択し、興味のある学問分野として「環境学」「人文科学系」「理学系」「データサイエンス」の複数またはいずれかを選択した上で、成蹊大学「国際共創学部 国際共創学科 環境サステナビリティ学専攻 (学部・学科・専攻名称は仮称)」に受験・入学意向を示した人数を確認した。

「大学」進学、かつ「私立」を選択し、興味のある学問分野として「環境学」「人文科学系」「理学系」「データサイエンス」の複数またはいずれかを選択する者は合計7,960人で、その上で同学部学科専攻を「第一志望として受験する」としたのは37人、「第二志望として受験する」69人、「第三志望以降として受験する」223人と合計すると329人であった。

なお「第一志望として受験する」とした上で「入学する」は30人であった。「第二志望として受験する」または「第三志望以降として受験する」とした上で「志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する」は合計で243人いた。

進路		設置者		学問分野		興味のある学部学科専攻		受験意向		入学意向			
大学	24,716	私立	20,924	環境学、人文科学系、理学系、データサイエンス	7,960	国際共創学部 国際共創学科 環境サステナビリティ学専攻 (学部・学科・専攻名称は仮称)	1,447	第一志望として受験する	37	入学する	30		
										志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する	6		
										第二志望として受験する	69	入学する	15
												志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する	50
										第三志望以降として受験する	223	入学する	16
												志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する	193

(学生の確保の見通し等を記載した書類(資料)より抜粋)

3. 人材需要アンケート調査結果の要点

(1) 「国際共創学部 国際共創学科 国際日本学専攻(仮称)」が養成する人材のニーズ・採用意向

成蹊大学「国際共創学部 国際共創学科 国際日本学専攻(仮称)」で養成する人材のニーズについては「ニーズは高い」159箇所(25.9%)、「ニーズはある程度高い」338箇所(55.0%)で合計すると497箇所(80.9%)がそのニーズの高さを認める結果となった。
また、366箇所(59.6%)が採用意向を示し、その上での採用可能人数(単年度)合計は予定する入学定員75名の8.7倍となる655人であった。

問5 養成する人材の社会ニーズ

人材ニーズは高い・ある程度高い	497事業所	80.9%
人材ニーズはない・あまりない・わからない・無回答	117事業所	19.1%
合計	614事業所	100.0%

問6 卒業生の採用意向

採用したい	366事業所	59.6%
採用しない・わからない・無回答	248事業所	40.4%
合計	614事業所	100.0%

	1人	2人	3人	4人	5人以上	人数は未定だが、最低1人	無回答	合計
「採用したい」の回答数	70	44	18	3	50	181	0	366
採用可能人数計 (回答数×採用可能人数)	70人	88人	54人	12人	250人	181人	0人	655人

※「5人以上」は5人として計算した。

※「人数は未定だが、最低1人」は1人として計算した。

※採用可能人数へ無回答の場合は集計から除外した。

(2) 「国際共創学部 国際共創学科 環境サステナビリティ専攻(仮称)」が
養成する人材のニーズ・採用意向

成蹊大学「国際共創学部 国際共創学科 環境サステナビリティ学専攻(仮称)」で養成する人材のニーズについては「ニーズは高い」196箇所(31.9%)、「ニーズはある程度高い」302箇所(49.1%)で合計すると498箇所(81.1%)がそのニーズの高さを認める結果となった。

また、367箇所(59.8%)が採用意向を示し、その上での採用可能人数(単年度)合計は予定する入学定員75名の8.5倍となる639人であった。

問8 養成する人材の社会ニーズ

人材ニーズは高い・ある程度高い	498事業所	81.1%
人材ニーズはない・あまりない・わからない・無回答	116事業所	18.9%
合計	614事業所	100.0%

問9 卒業生の採用意向

採用したい	367事業所	59.8%
採用しない・わからない・無回答	247事業所	40.2%
合計	614事業所	100.0%

	1人	2人	3人	4人	5人以上	人数は未定だが、最低1人	無回答	合計
「採用したい」の回答数	68	44	19	2	46	188	0	367
採用可能人数計 (回答数×採用可能人数)	68人	88人	57人	8人	230人	188人	0人	639人

※「5人以上」は5人として計算した。

※「人数は未定だが、最低1人」は1人として計算した。

※採用可能人数へ無回答の場合は集計から除外した。

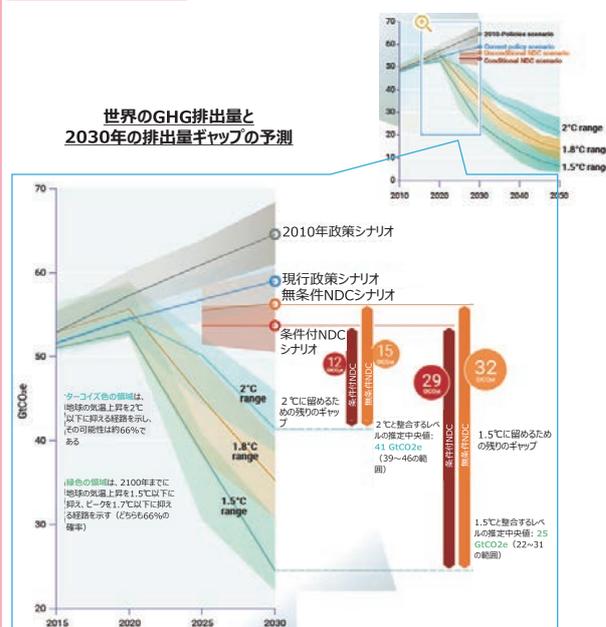
2 近年の変化と課題

(1) パリ協定目標とのギャップ

国連環境計画（UNEP）では、毎年、気候変動抑制のために必要な温室効果ガス排出削減量と現状の排出量のギャップを公表している。これによると、2020年は、新型コロナウイルス感染症の大流行の影響で経済活動が減衰したため、前年比7%減の見通しであるが、2050年までの温暖化に及ぼす影響はほとんどなく、また、現在の各国の削減目標が完全に達成されたとしても、今世紀中に世界の平均気温は3.2℃上昇すると予測している。さらに、パリ協定の目標である「世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃以下」を達成するためには、現行の目標の3倍、努力目標である1.5℃以下を達成するためには5倍の温室効果ガス削減が必要であるとしている。また、パリ協定による各国の目標の強化に加えて、新たなカーボンニュートラル目標達成に向けた取組も含めた迅速かつ強力な行動により、1.5℃以下の達成が可能となるとしている（図表 I -2-5-5）。

図表 I -2-5-5

世界のGHG排出量と2030年の排出量ギャップの予測



資料) 環境省中長期の気候変動対策検討小委員会 第2回 参考資料集 (出典 UNEP (2020) Emissions Gap Report 2020)

(2) カーボンニュートラル

「パリ協定」においては、「今世紀後半のカーボンニュートラルを実現」も目標とされているが、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「IPCC1.5度特別報告書」によると、世界の気温上昇を工業化以前と比較して1.5℃以内に抑えるというパリ協定の努力目標を達成するためには、2050年近辺までのカーボンニュートラル^{注10}の実現が必要とされている。

こうした背景により、世界各国でカーボンニュートラルの実現を目指す取り組みが広がっている。2021年1月時点において、日本を含む121の国と1地域が2050年までのカーボンニュートラル実現を目指している^{注11}。その中でも取り組みが先行しているのがヨーロッパ各国であり、イギリスは、世界に先駆けてカーボンニュートラルを法制化し、EUは、2050年までにカーボンニュートラルを実現するためのビジョンを発表した。アジアでは中国が、2020年9月の国連総会一般討論で「2060年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」と表明している（図表 I -2-5-6）。

注10 企業や家庭が排出する温室効果ガスを省エネルギー化によって削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護といった「ほかの場所での吸収」によって正味でゼロにする取り組み

注11 2060年までのカーボンニュートラル実現を表明した中国も含めると、全世界の約3分の2を占める。

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ				学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）						
科目名	科目区分等			講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
					専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
				DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】	
				（所属学部）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けることができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動（正課・正課外や学内・学外を問わず）において自発的・積極的に活用した経験を有している。	
41	College English (Listening & Speaking) I	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
42	College English (Reading & Writing) I	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
43	College English (Listening & Speaking) II	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
44	College English (Reading & Writing) II	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
45	English Seminar	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
46	Academic English Communication	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
47	TOEFL Preparation Introduction	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
48	TOEFL Preparation Intermediate	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
49	TOEIC Preparation Introduction	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
50	TOEIC Preparation Intermediate	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
51	IELTS Preparation Introduction	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
52	IELTS Preparation Intermediate	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
53	基礎からのコミュニケーション英文法	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
54	自分でデザインする英語学習	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ				学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）						
科目名	科目区分等			講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
					専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
					DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
				（所属学部の）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けて、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動（正課・正課外や学内・学外を問わず）において自発的・積極的に活用した経験を有している。	
15	英語発音トレーニング	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
16	英語読解トレーニング	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
17	Presentation Skills Basic	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
18	Discussion Skills Basic	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
19	Writing Skills (Paragraph)	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
20	Presentation Skills Intermediate	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
21	Discussion Skills Intermediate	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
22	Writing Skills (Essay)	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
23	短期海外英語研修	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
24	多読で学ぶ英語と文化Ⅰ	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
25	多読で学ぶ英語と文化Ⅱ	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
26	映画で学ぶ英語と文化	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
27	ドラマで学ぶ英語と文化	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ				学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）						
科目名	科目区分等			講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
					専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
					DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
				(所属学部)の専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けることができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。	
208	歌で学ぶ英語と文化	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
209	メディアで学ぶ英語と文化	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
30	キャリアのための英語と文化	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
31	TOEIC Preparation Advanced	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
32	TOEFL Preparation Advanced I	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
33	TOEFL Preparation Advanced II	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
34	IELTS Preparation Advanced I	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
35	IELTS Preparation Advanced II	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
36	Media English	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
37	Academic Listening	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
38	Cross Cultural Communication Skills	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
39	Discussion & Presentation	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	
40	English for the Workplace	コミュニケーション	外国語科目	英語			○	○	◎	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ				学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）						
科目名	科目区分等 講義等の内容			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	
				専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性	
				DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】	
441	Essay Writing	コミュニケーション	外国語科目 英語	この授業科目は、英語4技能のうち、ライティング力を鍛える授業である。英語のエッセイ（小論文）の書き方を学び、自分の考えを英語で論理的に提示できるようにすることを目的とする。パラグラフの構成や書き方を学習しつつ、より深い論議に切り込み、適切なトピックの選び方、アクトラインの作成、目的に合ったパラグラフの構成（比較、例示、説明、原因と結果など）や内容に合う文法（スタイル）、語彙の活用などを学ぶ。						
442	Intensive Reading	コミュニケーション	外国語科目 英語	この授業科目は、英語4技能のうち、リーディング力を鍛える授業である。様々なリーディングのストラテジーなどを学び、アカデミックな内容の英文を読み込む力を身につける。論文の専門的な、実際に読取った内容の英文に切り込む際に、様々なジャンルの特徴をつかんだり、大量のリーディング課題を読みこなすコツを学ぶ。自分の専門分野の文脈を実際読んで、専門分野の語彙表現を身につけるだけでなく、英語で専門知識を習得していくことも、この授業のねらいである。						
443	World Englishes	コミュニケーション	外国語科目 英語	この授業科目は、グローバル社会における英語の多様性を理解し、アメリカ英語とはイギリス英語のみを基準とするのではなく、世界の様々な国で話される英語の多様性を身につけることを目的とする。具体的には、イギリス、アメリカに加えアジア、ヨーロッパの国々をいくつか取り上げ、各英語方言の特徴について文脈や発音・書体材料などから学ぶと同時に、各国の言語学や社会文化の背景について理解を深めていく。さらに国際的な事情を学ぶことで日本における英語学習についても理解を深める。なお、実践的に英語の多様性に慣れしむため、可能な範囲でゲストスピーカーを招き、生の発表を体験する。						
444	Study Abroad Preparation	コミュニケーション	外国語科目 英語	この授業科目は、短期留学を志す学生向けの準備講座である。同時に、大学生として国内外で必要となる基礎的な学習スキルを身につける機会を持つ。講義を受け取る際の注意、ディスカッションに参加する態度など海外での大学生活に必要となる基礎知識の備えについても学ぶ。さらに留学先の文化（歴史・社会事情、習慣など）から、教育制度、安全管理や生活上注意すべき点まで、現地事情についての知識を身につけることで、外国での生活、学習に対する不安を軽減するとともに、留学による学習効果を最大化することを目的とする。						
445	ドイツ語基礎A I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、初學者を対象に、ドイツ語（ドイツ・オーストリア・スイス）をさまざまな文法的要素の基礎知識（読む・聞く・読む・書く）の習得および基本的な運用能力の養成を目的とする。このドイツ語基礎Aの授業では、主に文法の基礎的な内容に関する知識の習得し、発音やアクセントのルール、敬称、動詞の活用などを中心にドイツ語に特有の文法的特徴を習得し、文の構造を理解できるようにする。また、ドイツ語の文化や生活習慣に慣れながら基礎的な会話や表現を身につける。並行して履修する「ドイツ語基礎B I」での実践練習に対応できる言語運用能力を養うとともに、次学期に履修する「ドイツ語基礎A II」に向けて発音や語形変化に慣れ親しむ。	○					○
446	ドイツ語基礎B I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、ドイツ語での会話・筆記・読解練習に重点を置き、「ドイツ語基礎A I」で学習した基礎的な文法事項の習得と定着を図るとともに、様々な日常生活のテーマを中心に、平易なドイツ語を聞く、読む、書く、話す練習を行い、基本的なコミュニケーション能力を養成することを目的とする。口頭練習を通してより自然な発音を目指し、日常生活の中での必要な表現や、言語の背景的な知識も学びながら、話す・聞く・読むの四技能をバランスよく伸ばす。それに伴って一つのヨーロッパの国文化を知り、新しい世界や文化に出会い、その面白さや美しさを味わいながら手紙やメール等の作成や、ペアやグループでの会話を実践におこなうことで、実践的な力を高める。	○					○
447	フランス語基礎A I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、初學者を対象に、主にフランス語の文法の事項を通してフランス語の基本的な文化や習慣に慣れさせることを目的とする。日常生活に必要となる語彙を学びながら、基礎知識に慣れさせた後進の規則にまづ慣れることから始めて、日常生活でも程度の高い基礎的な文法に関する知識の修得を目指しながら、フランス語の対人関係における基本的な表現や発音の言語に慣れさせるための、基礎的な知識を身につけていく。同時に履修する「フランス語基礎B I」でのより実践的な場面に基づいた表現練習に対応できるように文法構造的な知識を身につける言語運用能力を高めるとともに、次学期に履修する「フランス語基礎A II」での学習に備えて、言語の文法的な特徴を理解する。	○					○
448	フランス語基礎B I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、日常生活でよく使用されるフランス語の表現を修得するための科目である。主に同じような練習や、場面を設定しての対話に基づいて対話力を養成することを目的とし、基礎的な表現を学ぶ一方で、「フランス語基礎A I」で学習した基本的な文法事項の習得とそれを具体的に運用する力を伸ばすことを目指す。コミュニケーション能力の修得には、その文の構造的な要素や日常生活での具体的な対人関係を考慮することが重要であり、それぞれの言語表現の文化的・社会的背景についての知識も必要となる。そのうえで話す・聞く・読む・書くの四技能をバランスよく伸ばす。基礎的な習った発音や表現を使った会話練習を実践におこなうことで、対話能力を高めしていく。	○					○
449	スペイン語基礎A I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、初學者を対象に、スペイン語の基本的な文化や習慣に慣れさせるための基礎的な知識の修得を目的とする。発音やアクセントのルール、敬称、動詞の活用などを中心にスペイン語に特有の文法的特徴を習得し、文の構造を理解できるようにすることを目的とする。また、スペイン語の文化や生活習慣に慣れながら基礎的な会話や表現を身につける。並行して履修する「スペイン語基礎B I」での実践練習に対応できる言語運用能力を養うとともに、次学期に履修する「スペイン語基礎A II」に向けて発音や語形変化に慣れ親しむ。	○					○
450	スペイン語基礎B I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、スペイン語での会話・筆記・読解練習に重点を置き、「スペイン語基礎A I」で学習した基礎的な文法事項の習得と定着を図るとともに、様々な日常生活のテーマを中心に、平易なスペイン語を聞く、読む、書く、話す練習を行い、基本的なコミュニケーション能力を養成することを目的とする。口頭練習を通してより自然な発音を目指し、日常生活の中での必要な表現や、言語の背景的な知識も学びながら、話す・聞く・読むの四技能をバランスよく伸ばす。基本文型に沿った発音の練習や、ペアやグループでの会話を実践におこなうことで、実践的な力を高める。	○					○
451	中国語基礎A I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、初學者を対象に、中国語の基本的な文化や習慣に慣れさせるための基礎的な知識の修得を目的とする。中国語の発音のルール、敬称、動詞の活用などを中心に中国語に特有の文法的特徴を習得し、文の構造を理解できるようにすることを目的とする。また、中国語の文化や生活習慣に慣れながら基礎的な会話や表現を身につける。並行して履修する「中国語基礎B I」での実践練習に対応できる言語運用能力を養うとともに、次学期に履修する「中国語基礎A II」に向けて発音や語形変化に慣れ親しむ。	○					○
452	中国語基礎B I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、中国語での会話練習に重点を置き、「中国語基礎A I」で学習した基礎的な文法事項の習得と定着を図るとともに、様々な日常生活のテーマを中心に、平易な中国語を聞く、読む、書く、話す練習を通してより自然な発音を目指し、日常生活の中での必要な表現や、言語の背景的な知識も学びながら、話す・聞く・読むの四技能をバランスよく伸ばす。基本文型に沿った発音の練習や、ペアやグループでの会話を実践におこなうことで、実践的な力を高める。	○					○
453	韓国語基礎A I	コミュニケーション	外国語科目 初修外国語	この授業科目は、初學者を対象に、韓国語の発音と発音の仕組み、基本的な文法と文意の理解を修得することを目標とする。「韓国語基礎B I」と並行して行う授業で、「韓国語基礎A II」での実践練習に対応できる言語運用能力を養う。また、韓国語への理解を深めるために日本語と韓国語を比較するとともに、韓国語の文化・歴史・社会などに関する知識を身につけるとともに、韓国語の発音・敬称・動詞の活用などを中心に韓国語の文法的特徴を習得する。「韓国語基礎A II」での学習に備えて、韓国語の発音の仕組みに慣れ親しむ。	○					○

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）						
科目名	科目区分等		講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
				専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】	
			（所属学部）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付け、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動（正課・正課外や学内・学外を問わず）において自発的・積極的に活用した経験を有している。	
454	韓国語基礎B I	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
455	ドイツ語基礎A II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
456	ドイツ語基礎B II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
457	フランス語基礎A II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
458	フランス語基礎B II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
459	スペイン語基礎A II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
460	スペイン語基礎B II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
461	中国語基礎A II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
462	中国語基礎B II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
463	韓国語基礎A II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
464	韓国語基礎B II	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
465	ドイツ語演習コミュニケーション基礎Ⅰ	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
466	ドイツ語演習コミュニケーション基礎Ⅱ	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
467	ドイツ語演習コミュニケーション	コミュニケーション 外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ				学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等 講義等の内容			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
				専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
				DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			（所属学部の）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組みだ経験をを通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けて、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。	
468	フランス語演習コミュニケーション基礎Ⅰ	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
469	フランス語演習コミュニケーション基礎Ⅱ	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
470	フランス語演習コミュニケーション	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
471	スペイン語演習コミュニケーション基礎Ⅰ	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
472	スペイン語演習コミュニケーション基礎Ⅱ	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
473	スペイン語演習コミュニケーション	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
474	中国語演習コミュニケーション基礎Ⅰ	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
475	中国語演習コミュニケーション基礎Ⅱ	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
476	中国語演習コミュニケーション	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
477	韓国語演習コミュニケーション基礎Ⅰ	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
478	韓国語演習コミュニケーション基礎Ⅱ	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
479	韓国語演習コミュニケーション	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
480	ドイツ語演習言語と文化	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○
481	フランス語演習言語と文化	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	◎	○

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ				学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性	
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】	
			（所属学部）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付ける、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動（正課・正課外や学内・学外を問わず）において自発的・積極的に活用した経験を有している。	
482	スペイン語演習言語と文化	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
483	中国語演習言語と文化	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
484	韓国語演習言語と文化	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
485	ドイツ語演習検定対策	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
486	フランス語演習検定対策	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
487	スペイン語演習検定対策	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
488	中国語演習検定対策	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
489	韓国語演習検定対策	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
490	ドイツ語演習プレゼンテーション	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
491	フランス語演習プレゼンテーション	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
492	スペイン語演習プレゼンテーション	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
493	中国語演習プレゼンテーション	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
494	韓国語演習プレゼンテーション	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	
495	世界の言語（ロシア語Ⅰ）	コミュニケーション 外国語科目 初修外国語		○	○	○	◎	○	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ				学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等 講義等の内容			DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
				専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
				DP1-1【専門分野の知識・技能】 （所属学部）専門分野に関する知識・技能を修得している。	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断） 人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考） 課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	DP4-1【表現力、発信力】 自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク） 多様な人々と協働して課題解決に取り組みだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けて、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	DP6-1【自発性、積極性】 様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動（正課・正課外や学内・学外を問わず）において自発的・積極的に活用した経験を有している。
※6 世界の言語（ロシア語Ⅱ）	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
※7 世界の言語（タイ語Ⅰ）	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
※8 世界の言語（タイ語Ⅱ）	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
※9 世界の言語（イタリア語Ⅰ）	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
※10 世界の言語（イタリア語Ⅱ）	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
※101 世界の言語（ルーマニア語Ⅰ）	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
※102 世界の言語（ルーマニア語Ⅱ）	コミュニケーション	外国語科目	初修外国語	○	○	○	○	◎	○
※103 実践日本語表現	コミュニケーション	日本語力科目		○	○	○	◎	○	
※104 実践話し方入門	コミュニケーション	日本語力科目		○	○	○	◎	○	
※105 日本語表現講義	コミュニケーション	日本語力科目		○	○	○	◎	○	
※106 古典に学ぶ日本語表現	コミュニケーション	日本語力科目		○	○	○	◎	○	
※107 実践漢字講座	コミュニケーション	日本語力科目		○	○	○	◎	○	
※108 語彙・読解講座	コミュニケーション	日本語力科目		○	○	○	◎	○	
※109 文章表現を磨く	コミュニケーション	日本語力科目		○	○	○	◎	○	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）						
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性	
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】	
			(所属学部)の専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組みだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けて、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。	
*110	話し方を磨く	コミュニケーション	日本語科目	○		○	◎	○	
*111	実用文書の作り方・情報の伝え方	コミュニケーション	日本語科目	○		○	◎	○	
*112	創作実践A	コミュニケーション	日本語科目	○		○	◎	○	
*113	創作実践B	コミュニケーション	日本語科目	○		○	◎	○	
*114	文学作品の表現	コミュニケーション	日本語科目	○		○	◎	○	
*115	情報基礎B	情報	情報リテラシー			◎	○	○	
*116	情報技術活用概論	情報	情報リテラシー			◎	○	○	
*117	Python入門	情報	情報リテラシー			◎	○	○	
*118	オフィスソフトの活用と実践	情報	情報リテラシー			◎	○	○	
*119	Web サイト作成入門	情報	情報リテラシー			◎	○	○	
*120	Excel VBA 入門	情報	情報リテラシー			◎	○	○	
*121	Java入門	情報	情報リテラシー			◎	○	○	
*122	データサイエンス入門	情報	データサイエンス			◎	○	○	
*123	データサイエンスのための基礎数学	情報	データサイエンス			◎	○	○	
*124	Excelによるデータ分析入門	情報	データサイエンス			◎	○	○	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			（所属学部）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けることができ、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動（正課・正課外や学内・学外を問わず）において自発的・積極的に活用した経験を有している。
x125	データベース入門	情報	データサイエンス		◎	○	○	
x126	AI入門	情報	データサイエンス		◎	○	○	
x127	統計分析入門	情報	データサイエンス		◎	○	○	
x128	キャリアプランニング	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x129	桃李キャリア入門	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x130	イノベーション人材	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x131	ビジネストレainingセミナー	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x132	キャリアセミナー	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x133	実践キャリアセミナー	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x134	キャリア発展講義	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x135	日本企業の現状と展望	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x136	丸の内ビジネス研修準備講座	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x137	インターンシップ準備セミナー	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎
x138	丸の内ビジネス研修	ライフデザイン	キャリア教育科目		○	○	○	◎

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			（所属学部）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けて、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動（正課・正課外や学内・学外を問わず）において自発的・積極的に活用した経験を有している。
実践キャリアデザイン	ライフデザイン	キャリア教育科目			○	○	○	◎
事業課題演習	ライフデザイン	キャリア教育科目			○	○	○	◎
事業創造演習	ライフデザイン	キャリア教育科目			○	○	○	◎
事業企画入門	ライフデザイン	キャリア教育科目			○	○	○	◎
起業実務入門	ライフデザイン	キャリア教育科目			○	○	○	◎
マネタイズ戦略入門	ライフデザイン	キャリア教育科目			○	○	○	◎
SEP発展講義	ライフデザイン	キャリア教育科目			○	○	○	◎
健康・スポーツ演習A	ライフデザイン	健康・スポーツ科目	◎		○	○	○	○
健康・スポーツ演習B	ライフデザイン	健康・スポーツ科目	◎		○	○	○	○
スポーツと科学	ライフデザイン	健康・スポーツ科目	◎		○	○	○	○
スポーツと文化	ライフデザイン	健康・スポーツ科目	◎		○	○	○	○

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			(所属学部の) 専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けて、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。
#150	スポーツと社会	ライフデザイン	健康・スポーツ科目	◎	○	○	○	○
#151	健康と科学	ライフデザイン	健康・スポーツ科目	◎	○	○	○	○
#152	健康心理学	ライフデザイン	健康・スポーツ科目	◎	○	○	○	○
#153	哲学の基礎	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#154	倫理学の基礎	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#155	現代社会と哲学	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#156	現代社会と倫理学	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#157	文学への招待	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#158	芸術への招待	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#159	カルチュラル・スタディーズ	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#160	心理学の基礎	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#161	自己理解の心理学	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#162	近現代日本史（明治・大正）	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○
#163	近現代日本史（昭和以降）	教養基礎	人文学	◎	○	○	○	○

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			(所属学部の) 専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組みだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付け、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。
*154	政治学の基礎	社会科学	◎	○	○	○	○	
*155	経済学の基礎	社会科学	◎	○	○	○	○	
*156	社会学と現代	社会科学	◎	○	○	○	○	
*157	日本国憲法	社会科学	◎	○	○	○	○	
*158	市民生活と法A	社会科学	◎	○	○	○	○	
*159	市民生活と法B	社会科学	◎	○	○	○	○	
*170	現代のマスメディア	社会科学	◎	○	○	○	○	
*171	社会心理学入門	社会科学	◎	○	○	○	○	
*172	企業と社会	社会科学	◎	○	○	○	○	
*173	現代社会の地理	社会科学	◎	○	○	○	○	
*174	物質の究極像	自然科学	◎	○	○	○	○	
*175	人間と進化	自然科学	◎	○	○	○	○	
*176	脳科学と心	自然科学	◎	○	○	○	○	
*177	天文学入門	自然科学	◎	○	○	○	○	
*178	薬はなぜ効くか	自然科学	◎	○	○	○	○	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			(所属学部の) 専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付ける、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。
#179	身の回りの科学	教養基礎	自然科学	◎	○	○	○	
#180	科学史	教養基礎	自然科学	◎	○	○	○	
#181	科学技術の発展と歴史	教養基礎	自然科学	◎	○	○	○	
#182	サイエンス・トピックス（熱と光の科学）	教養基礎	自然科学	◎	○	○	○	
#183	サイエンス・トピックス（物質の科学）	教養基礎	自然科学	◎	○	○	○	
#184	サイエンス・トピックス（数の世界）	教養基礎	自然科学	◎	○	○	○	
#185	サイエンス・トピックス（生命の科学）	教養基礎	自然科学	◎	○	○	○	
#186	成蹊を知る	教養基礎	総合	◎	○	○	○	
#187	大学生活と相互理解	教養基礎	総合	◎	○	○	○	
#188	武蔵野市寄附講座	教養基礎	総合	◎	○	○	○	
#189	総合セミナーA	教養基礎	総合	◎	○	○	○	
#190	総合トピックス	教養基礎	総合	◎	○	○	○	
#191	海外言語文化研修A	教養基礎	総合	◎	○	○	○	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			（所属学部の）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付け、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動（正課・正課外や学内・学外を問わず）において自発的・積極的に活用した経験を有している。
※192	海外言語文化研修B	教養基礎 総合		◎	○	○	○	
※193	海外言語文化研修C	教養基礎 総合		◎	○	○	○	
※194	短期海外研修	教養基礎 総合		◎	○	○	○	
※195	総合セミナーB	教養基礎 総合		◎	○	○	○	
※196	地球と環境	持続社会探究 環境・地域		◎	○	○	○	
※197	気象と地球環境	持続社会探究 環境・地域		◎	○	○	○	
※198	エネルギーと環境	持続社会探究 環境・地域		◎	○	○	○	
※199	日本列島の歴史と災害	持続社会探究 環境・地域		◎	○	○	○	
※200	日本の国土と社会	持続社会探究 環境・地域		◎	○	○	○	
※201	自然環境と文明	持続社会探究 環境・地域		◎	○	○	○	
※202	外国の自然と社会（欧米）	持続社会探究 環境・地域		◎	○	○	○	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			(所属学部の) 専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けて、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。
*203	外国の自然と社会（アジア）	持続社会探究	環境・地域	◎	○	○	○	
*204	地域づくり論	持続社会探究	環境・地域	◎	○	○	○	
*205	環境科学トピックス（生命と環境）	持続社会探究	環境・地域	◎	○	○	○	
*206	環境科学トピックス（食料と環境）	持続社会探究	環境・地域	◎	○	○	○	
*207	環境科学トピックス（環境保全と住環境の現	持続社会探究	環境・地域	◎	○	○	○	
*208	戦後の日本と世界	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	
*209	近現代のアジア	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	
*210	近現代のヨーロッパ	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	
*211	近現代のアメリカ	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	
*212	中東地域史	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	
*213	近現代のアフリカ	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	
*214	現代の国際政治	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	
*215	グローバル経済論	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	
*216	国際文化交流論	持続社会探究	国際理解	◎	○	○	◎	

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）					
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集+分析・解釈+論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション+協調性+チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】
			（所属学部）専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けることができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。
異文化理解トピックス	持続社会探究	国際理解		◎		○	◎	
裁判と社会	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
人権とジェンダー	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
福祉社会に生きる	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
教育学概論	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
身体と教育	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
イノベーションの歴史と現代	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
生命倫理と法	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
地域福祉論	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
高齢者福祉論	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
こころの健康と臨床	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
共生社会トピックス（アートと社会）	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
共生社会トピックス（日本女性史）	持続社会探究	人権・共生		○		○	◎	
情報保障とボランティア	持続社会探究	実践		○	○	○	○	◎

全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）カリキュラムマップ			学位授与方針（DP）（◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項）						
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	
			専門分野の知識・技能	教養の修得	課題の発見と解決	表現力、発信力	多様な人々との協働	自発性、積極性	
			DP1-1【専門分野の知識・技能】	DP2-1【教養の修得】（広い視野での思考・判断）	DP3-1【課題の発見と解決】（情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考）	DP4-1【表現力、発信力】	DP5-1【多様な人々との協働】（コミュニケーション＋協調性＋チームワーク）	DP6-1【自発性、積極性】	
			(所属学部の) 専門分野に関する知識・技能を修得している。	人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる	課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。	自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身に付けている。	多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付けて、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。	様々な学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。	
#231 野外自然教育論	持続社会探究	実践		○	○	○	○	○	◎
#232 地元学実践演習	持続社会探究	実践		○	○	○	○	○	◎
#233 武蔵野地域研究	持続社会探究	実践		○	○	○	○	○	◎
#234 成蹊グローバルセミナー A	持続社会探究	実践		○	○	○	○	○	◎
#235 成蹊グローバルセミナー B	持続社会探究	実践		○	○	○	○	○	◎
#236 Global Seminar I	持続社会探究	実践		○	○	○	○	○	◎
#237 Global Seminar II	持続社会探究	実践		○	○	○	○	○	◎
#238 Global Seminar III	持続社会探究	実践		○	○	○	○	○	◎

国際共創学部国際共創学科カリキュラムマップ			学位授与方針 (DP) (◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項)															
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1 専門分野の知識・技能				DP2 教養の修得			DP3 課題の発見と解決		DP4 表現力、発信力		DP5 多様な人々との協働		DP6 自発性、積極性		
			DP1-1	DP1-2 (共創基礎)	DP1-3 (国際コミュニケーション基礎力)	DP1-4 (専攻ごとの専門知識やスキル)	DP2-1 (基礎教養)	DP2-2 (広い視野での思考・判断)	DP2-3 (社会人としての素養)	DP3-1 (情報の調査・分析・解釈・論理の構築)	DP3-2 (課題解決のための実践力)	DP4-1 (意見の発信力・表現力)	DP4-2 (専門知識・成果の発信力)	DP5-1 (協働性・コミュニケーション力)	DP5-2 (多様な価値観の理解力)	DP5-3 (チームワーク力)	DP6-1 (自発性・積極性)	DP6-2 (知的好奇心・継続性)
			<p>◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項。</p>															
41	アカデミック・スキルズⅠ	ゼミナール科目	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
42	アカデミック・スキルズⅡ	ゼミナール科目	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
43	英語文獻講読	ゼミナール科目	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44	演習Ⅰ	ゼミナール科目	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
45	演習Ⅱ	ゼミナール科目	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	卒業研究Ⅰ	ゼミナール科目	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	卒業研究Ⅱ	ゼミナール科目	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	国際共創入門	基礎科目 共通文理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
49	Intercultural Communication	基礎科目 共通文理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
50	データサイエンス基礎	基礎科目 共通文理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
51	統計学基礎	基礎科目 共通文理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
52	サステナビリティ概論	基礎科目 共通文理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

国際共創学部国際共創学科カリキュラムマップ			学位授与方針 (DP) (◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項)															
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1 専門分野の知識・技能				DP2 教養の修得			DP3 課題の発見と解決		DP4 表現力、発信力		DP5 多様な人々との協働		DP6 自発性、積極性		
			DP1-1	DP1-2 (共創基礎)	DP1-3 (国際コミュニケーション基礎力)	DP1-4 (専攻ごとの専門知識やスキル)	DP2-1 (基礎教養)	DP2-2 (広い視野での思考・判断)	DP2-3 (社会人としての素養)	DP3-1 (情報の調査・分析・解釈・論理的思考)	DP3-2 (課題解決のための実践力)	DP4-1 (意見の発信力・表現力)	DP4-2 (専門知識・成果の発信力)	DP5-1 (協働性・コミュニケーション力)	DP5-2 (多様な価値観の理解力)	DP5-3 (チームワーク力)	DP6-1 (自発性・積極性)	DP6-2 (知的好奇心・継続性)
			講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名	講義科目番号と科目名
423	現代社会とアート	基盤科目 人文学系	◎	◎		○			○		○							
424	国際社会学	基盤科目 人文学系	◎			○			○		○							
425	現代地域論	基盤科目 人文学系	◎			○			○		○							
426	環境科学基礎	基盤科目 自然科学系	◎	◎				○			○							
427	自然科学基礎A (物理学・化学)	基盤科目 自然科学系	◎	◎				○			○							
428	自然科学基礎B (地球・宇宙科学)	基盤科目 自然科学系	◎	◎				○			○							
429	自然科学基礎C (数理科学)	基盤科目 自然科学系	◎	◎				○			○							
430	自然科学基礎D (地球生命科学)	基盤科目 自然科学系	◎	◎				○			○							
431	数学基礎	基盤科目 自然科学系	◎	◎				○			○							
432	線形代数学	基盤科目 自然科学系	◎	◎				○			○							

国際共創学部国際共創学科カリキュラムマップ			学位授与方針 (DP) (◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項)														
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1				DP2			DP3		DP4		DP5		DP6	
			専門分野の知識・技能				教養の修得			課題の発見と解決		表現力、発信力		多様な人々との協働		自発性、積極性	
			DP1-1	DP1-2 (共創コア基礎力)	DP1-3 (国際コミュニケーション基礎力)	DP1-4 (専攻ごとの専門知識やスキル)	DP2-1 (基礎教養)	DP2-2 (広い視野での思考・判断)	DP2-3 (社会人としての素養)	DP3-1 (情報の調査・分析・解釈・論理的思考)	DP3-2 (課題解決のための実践力)	DP4-1 (意見の発信力・表現力)	DP4-2 (専門知識・成果の発信力)	DP5-1 (協働性・コミュニケーション力)	DP5-2 (多様な価値観の理解力)	DP5-3 (チームワーク)	DP6-1 (自発性・積極性)
43	微積分学	基礎科目 自然科学系	微積分学を習得する目的は、物理学や工学において用いられる。物理学の基礎となる力学、電磁気、波動現象の理解に不可欠である。また、工学における材料力学、流体力学、熱力学などの分野でも重要な役割を果たしている。さらに、経済学や社会科学においても、最適化問題を解くための重要なツールとして用いられる。微積分の理解は、自然科学や工学の発展に不可欠な基礎知識である。	◎			○	◎									
44	自然地理学	基礎科目 自然科学系	自然地理学は、地球の自然環境を研究する学問である。地形、気候、水文、生態系、地質学など、地球環境における様々な現象の形成過程や空間的分布を明らかにする。また、人間活動と自然環境との相互作用についても研究する。自然地理学の理解は、持続可能な社会の実現や防災・減災対策に不可欠な知識である。	◎			○	◎									
45	環境史	基礎科目 自然科学系	環境史は、人類の歴史と環境との関係を研究する学問である。人類の活動が環境に与える影響や、環境の変化が人類の生活に与える影響を明らかにする。また、持続可能な社会の実現に向けた政策の立案にも重要な役割を果たしている。環境史の理解は、持続可能な社会の実現に向けた重要な知識である。	◎	◎		○	◎									
46	熱力学基礎	基礎科目 自然科学系	熱力学は、物質のエネルギー状態や変換を研究する学問である。熱、仕事、エントロピーなどの概念を理解し、熱力学の法則を応用して様々な現象を説明する。また、エネルギー資源の有効利用や環境問題の解決にも重要な役割を果たしている。熱力学の理解は、工学や物理学の発展に不可欠な基礎知識である。	◎	◎		○	◎									
47	統計学発展	基礎科目 自然科学系	統計学は、データを分析し、その背後にあるパターンや傾向を明らかにする学問である。確率論、推定論、検定論などの概念を理解し、様々なデータを分析する。また、データサイエンスや機械学習の発展にも重要な役割を果たしている。統計学の理解は、社会科学や工学の発展に不可欠な基礎知識である。	◎	◎		○	◎									
48	データサイエンス発展	基礎科目 自然科学系	データサイエンスは、大量のデータを収集・分析し、そこから有用な情報を抽出する学問である。機械学習、深層学習、自然言語処理などの技術を用いて、様々な問題を解決する。また、データサイエンスの発展は、社会の様々な分野で大きな変革をもたらしている。データサイエンスの理解は、現代社会の発展に不可欠な基礎知識である。	◎	◎		○	◎									
49	Japanese Art	グローバル科目	日本美術史は、日本の美術史を研究する学問である。絵画、彫刻、書道、工芸などの分野を研究し、その発展の経緯や文化的背景を明らかにする。また、現代美術の動向についても研究する。日本美術史の理解は、日本の文化や歴史を深く理解するための重要な知識である。	◎		◎											
40	Japanese Contemporary Issues	グローバル科目	現代日本社会の問題は、日本の社会や文化に関する重要な課題である。少子高齢化、格差社会、環境問題、国際関係など、様々な課題を研究し、その解決策を模索する。また、グローバル化による文化の衝突や融合についても研究する。現代日本社会の問題の理解は、国際社会での活躍に不可欠な知識である。	◎													
41	Japanese Economy	グローバル科目	日本経済史は、日本の経済発展の経緯を研究する学問である。戦後高度経済成長期、バブル経済、失われた10年など、日本の経済史の重要な転換点を研究し、その背景や影響を明らかにする。また、グローバル化による経済のグローバル化についても研究する。日本経済史の理解は、国際社会での活躍に不可欠な知識である。	◎		◎											
42	Global Career Design	グローバル科目	グローバルキャリアデザインは、グローバル社会でのキャリア設計を研究する学問である。多様な文化や価値観を理解し、自身の強みや興味に基づいて、グローバルなキャリアパスを設計する。また、異文化コミュニケーション能力の向上も重要な課題である。グローバルキャリアデザインの理解は、国際社会での活躍に不可欠な知識である。	◎		◎											
43	Topics in Political Studies	グローバル科目	政治学は、国家や社会の政治制度や政策を研究する学問である。民主主義、権威主義、社会主義など、様々な政治思想やイデオロギーを理解し、その実践や影響を明らかにする。また、国際関係やグローバル化による政治のグローバル化についても研究する。政治学の理解は、国際社会での活躍に不可欠な知識である。	◎		◎											
44	Geography	グローバル科目	地理学は、地球の自然環境と人間活動との関係を研究する学問である。地形、気候、水文、生態系、地質学など、地球環境における様々な現象の形成過程や空間的分布を明らかにする。また、人間活動と自然環境との相互作用についても研究する。地理学の理解は、持続可能な社会の実現や防災・減災対策に不可欠な知識である。	◎		◎											

国際共創学部国際共創学科カリキュラムマップ			学位授与方針 (DP) (◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項)															
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1 専門分野の知識・技能				DP2 教養の修得			DP3 課題の発見と解決		DP4 表現力、発信力	DP5 多様な人々との協働		DP6 自発性、積極性			
			DP1-1	DP1-2 (共創コア)	DP1-3 (国際コミュニケーション基礎力)	DP1-4 (専攻ごとの専門知識やスキル)	DP2-1 (基礎教養)	DP2-2 (広い視野での思考・判断)	DP2-3 (社会人としての素養)	DP3-1 (情報の調査・分析・解釈のための実践力)	DP3-2 (課題解決のための実践力)	DP4-1 (意見の発信力・表現力)	DP4-2 (専門知識・成果の発信力)	DP5-1 (協働性・コミュニケーション力)	DP5-2 (多様な価値観の理解力)	DP5-3 (チームワーク力)	DP6-1 (自発性・積極性)	DP6-2 (知的好奇心・継続性)
			講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容	講義等の内容
445	Japanese Popular Culture	グローバル科目	この講義科目では、日本の現代文化及び過去の文化を中心に、マンガ、アニメ、アイドル、映画、音楽、ゲーム、ファッションなどについて、あらゆるプラットフォームメディアを通じて研究を行う。また、この文化が生まれた社会的背景やその後の展開を多角的に学びたい。またこれらの日本の現代文化の発展の歴史をより深く理解したいという目的を以て、J-pop, Japan Expo など海外の日本文化イベント、またDai Japan博覧会など日本を代表する国際展覧会や博覧会、海外の文化展覧会や国際展覧会を参考にしながら、日本のポップカルチャーの発展の歴史をより深く理解したい。またこの発展の歴史を通して課題を解決する。	◎		◎		○		○								
446	Japanese Linguistics	グローバル科目	この講義科目では、日本語の歴史や言語学に関する基礎知識を身につけることを目指す。語彙、音韻、文法、語法、語義、文法など、日本語の構造やその歴史を多角的に学びたい。また、この言語学がどのようにして発展してきたのかについても学びたい。また、この言語学がどのようにして発展してきたのかについても学びたい。また、この言語学がどのようにして発展してきたのかについても学びたい。	◎		◎		○		○								
447	Phonetics and Phonology	グローバル科目	この講義科目では、音韻論の基礎知識を身につけることを目指す。音韻論の基礎知識を身につけることを目指す。音韻論の基礎知識を身につけることを目指す。音韻論の基礎知識を身につけることを目指す。音韻論の基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								
448	Topics in Business	グローバル科目	この講義科目では、経営学に関する基礎知識を身につけることを目指す。経営学に関する基礎知識を身につけることを目指す。経営学に関する基礎知識を身につけることを目指す。経営学に関する基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								
449	Law in Society	グローバル科目	この講義科目では、法社会学に関する基礎知識を身につけることを目指す。法社会学に関する基礎知識を身につけることを目指す。法社会学に関する基礎知識を身につけることを目指す。法社会学に関する基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								
450	Science and Technology	グローバル科目	この講義科目では、科学技術に関する基礎知識を身につけることを目指す。科学技術に関する基礎知識を身につけることを目指す。科学技術に関する基礎知識を身につけることを目指す。科学技術に関する基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								
451	Climate and Nature	グローバル科目	この講義科目では、気候変動に関する基礎知識を身につけることを目指す。気候変動に関する基礎知識を身につけることを目指す。気候変動に関する基礎知識を身につけることを目指す。気候変動に関する基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								
452	Topics in Japanese Culture	グローバル科目	この講義科目では、日本の文化に関する基礎知識を身につけることを目指す。日本の文化に関する基礎知識を身につけることを目指す。日本の文化に関する基礎知識を身につけることを目指す。日本の文化に関する基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								
453	Topics in History	グローバル科目	この講義科目では、歴史に関する基礎知識を身につけることを目指す。歴史に関する基礎知識を身につけることを目指す。歴史に関する基礎知識を身につけることを目指す。歴史に関する基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								
454	Language and Literature	グローバル科目	この講義科目では、言語学に関する基礎知識を身につけることを目指す。言語学に関する基礎知識を身につけることを目指す。言語学に関する基礎知識を身につけることを目指す。言語学に関する基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								
455	Regional Studies	グローバル科目	この講義科目では、地域研究に関する基礎知識を身につけることを目指す。地域研究に関する基礎知識を身につけることを目指す。地域研究に関する基礎知識を身につけることを目指す。地域研究に関する基礎知識を身につけることを目指す。	◎		◎		○		○								

国際共創学部国際共創学科カリキュラムマップ			学位授与方針 (DP) (◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項)														
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1				DP2			DP3		DP4		DP5		DP6	
			専門分野の知識・技能				教養の修得			課題の発見と解決		表現力、発信力		多様な人々との協働		自発性、積極性	
			DP1-1	DP1-2 (共創基力)	DP1-3 (国際コミュニケーション基礎力)	DP1-4 (専攻ごとの専門知識やスキル)	DP2-1 (基礎教養)	DP2-2 (広い視野での思考・判断)	DP2-3 (社会人としての素養)	DP3-1 (情報の調査・分析・解釈・論理的思考)	DP3-2 (課題解決のための実践力)	DP4-1 (意見の発信力・表現力)	DP4-2 (専門知識・成果の発信力)	DP5-1 (協働性・コミュニケーション力)	DP5-2 (多様な価値観の理解力)	DP5-3 (チームワーク力)	DP6-1 (自発性・積極性)
467	発展科目	文化	◎	○		◎		◎		○							
468	発展科目	文化	◎	○		◎		◎		○							
469	発展科目	文化	◎	○		◎		◎		○							
470	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							
471	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							
472	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							
473	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							
474	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							
475	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							
476	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							
477	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							
478	発展科目	地理・地域	◎	○		◎		◎		○							

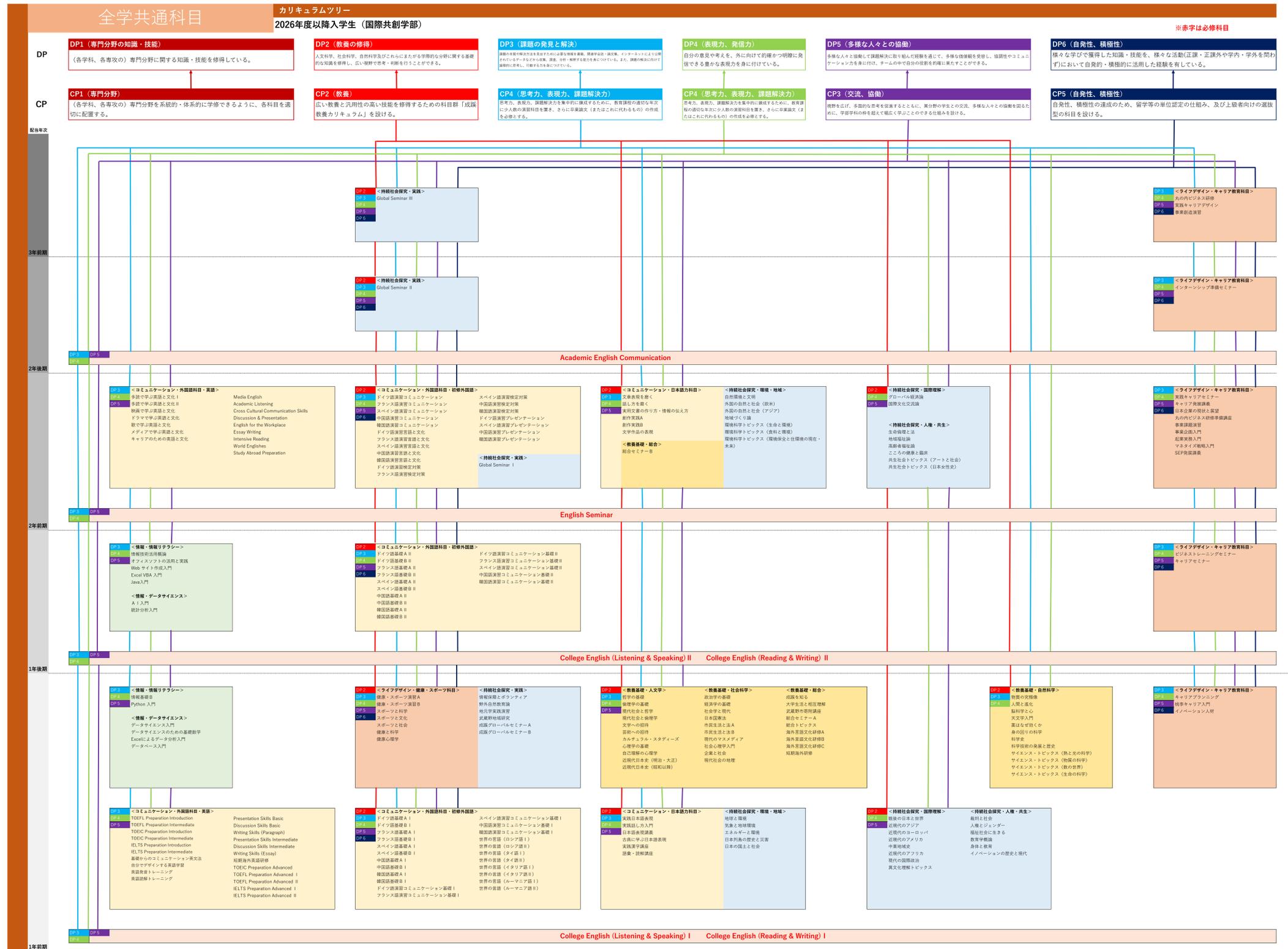
国際共創学部国際共創学科カリキュラムマップ			学位授与方針 (DP) (◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項)															
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1 専門分野の知識・技能				DP2 教養の修得			DP3 課題の発見と解決		DP4 表現力、発信力		DP5 多様な人々との協働		DP6 自発性、積極性		
			DP1-1	DP1-2 (共通基盤能力)	DP1-3 (国際コミュニケーション基礎力)	DP1-4 (専攻ごとの専門知識やスキル)	DP2-1 (基礎教養)	DP2-2 (広い視野での思考・判断)	DP2-3 (社会人としての素養)	DP3-1 (情報の調査・収集・分析・解釈・論理的思考)	DP3-2 (課題解決のための実践力)	DP4-1 (意見の発信力・表現力)	DP4-2 (専門知識・成果の発信力)	DP5-1 (協働性・コミュニケーション力)	DP5-2 (多様な価値観の理解力)	DP5-3 (チームワーク)	DP6-1 (自発性・積極性)	DP6-2 (知的好奇心・継続性)
479 地形学	発展科目	地理・地域	◎	○		◎	◎	○	○	○								
480 都市防災学	発展科目	地理・地域	◎	○		◎	◎	○	○	○								
481 地理学・地域学特殊講義 (持続観光開発論)	発展科目	地理・地域	◎	○		◎	◎	○	○	○								
482 環境学	発展科目	環境	◎	○		◎	◎	○	○	○								
483 地球資源科学	発展科目	環境	◎	○		◎	◎	○	○	○								
484 地球環境保全学	発展科目	環境	◎	○		◎	◎	○	○	○								
485 環境問題と国際社会	発展科目	環境	◎	○		◎	◎	○	○	○								
486 企業行動とサステナビリティ	発展科目	環境	◎	○		◎	◎	○	○	○								
487 気象学	発展科目	環境	◎	○		◎	◎	○	○	○								
488 気候変動論	発展科目	環境	◎	○		◎	◎	○	○	○								

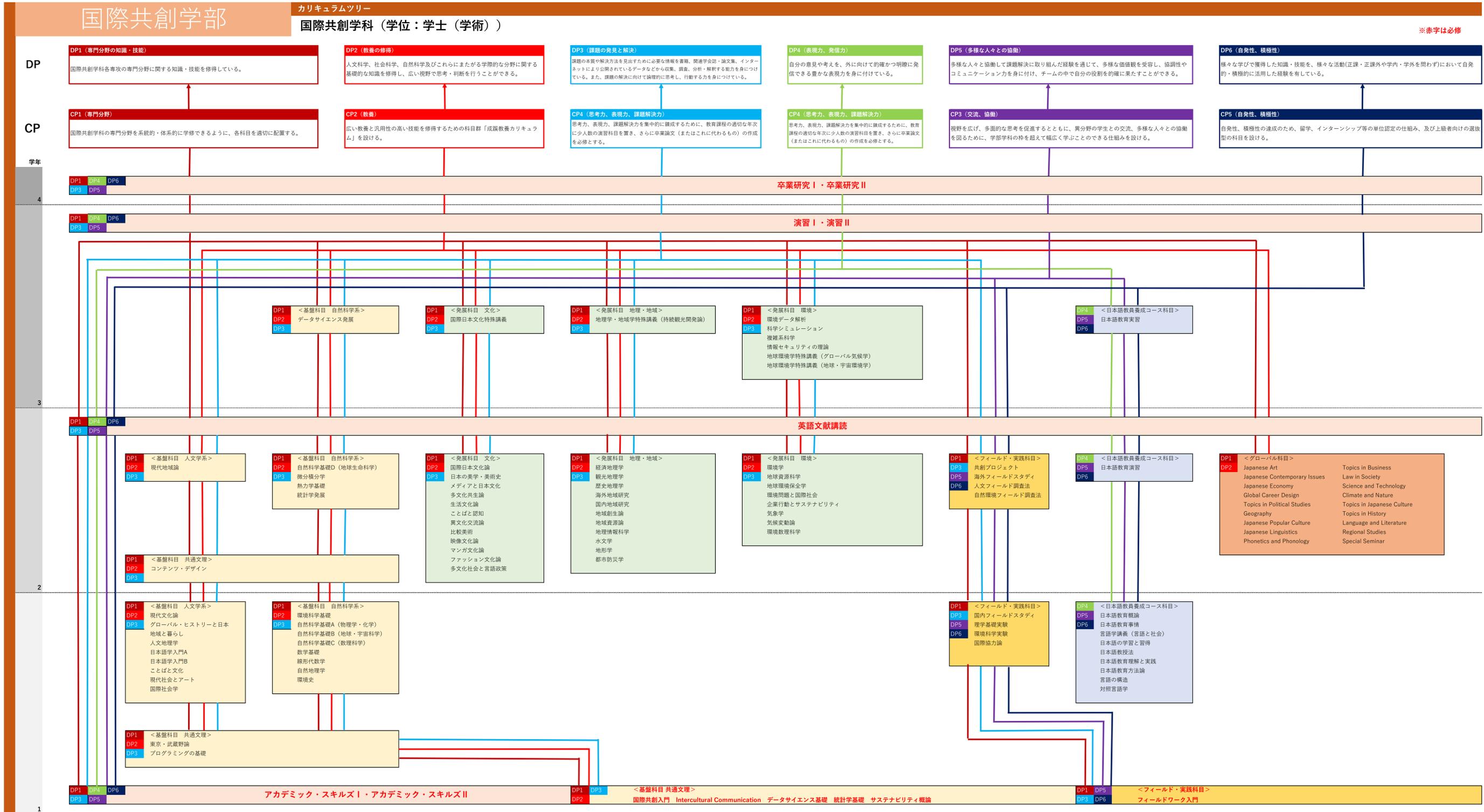
国際共創学部国際共創学科カリキュラムマップ **学位授与方針 (DP)** **(◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項)**

科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1		DP2		DP3		DP4		DP5		DP6			
			専門分野の知識・技能				教養の修得		課題の発見と解決		表現力、発信力		多様な人々との協働		自発性、積極性	
			DP1-1	DP1-2 (共通基礎力)	DP1-3 (国際コミュニケーション基礎力)	DP1-4 (専攻ごとの専門知識やスキル)	DP2-1 (基礎教養)	DP2-2 (広い視野での思考・判断)	DP2-3 (社会人としての素養)	DP3-1 (情報の調査・分析・解釈・論理的思考)	DP3-2 (課題解決のための実践力)	DP4-1 (意見の発信力・表現力)	DP4-2 (専門知識・成果の発信力)	DP5-1 (協働性・コミュニケーション力)	DP5-2 (多様な価値観の理解力)	DP5-3 (チームワーク力)
400 環境数理科学	発展科目 環境	数値や文字情報をもつデータの科学的な扱い方を理解し、環境科学、工学、農学、経済学、社会学、法学など多岐にわたる分野で活用できる。また、環境数理科学における基礎的な数理知識を身につける。環境数理科学の発展に貢献できる人材を育成する。	◎	○		◎	◎									
400 環境データ解析	発展科目 環境	様々な環境データの解析のために、人工知能によるデータ解析の活用方法を学ぶ。また、環境データ解析の重要性を理解し、10年以上にわたる長期データ解析に必要なスキルを習得する。環境データの解析には、データの収集、整理、分析、可視化、解釈の各ステップが必要である。また、環境データ解析の応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○		◎	◎									
401 科学シミュレーション	発展科目 環境	複雑なシステムや現象を、コンピュータを用いたシミュレーションによってモデル化し、その挙動を予測・解析する。環境科学、工学、農学、経済学など多岐にわたる分野で活用できる。また、シミュレーションの応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○		◎	◎									
402 複雑系科学	発展科目 環境	自然界や社会システムなど、複雑なシステムをモデル化し、その挙動を予測・解析する。環境科学、工学、農学、経済学など多岐にわたる分野で活用できる。また、複雑系科学の応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○		◎	◎									
403 情報セキュリティの理論	発展科目 環境	情報セキュリティの理論を学び、情報セキュリティの重要性を理解する。また、情報セキュリティの応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○		◎	◎									
404 地球環境学特殊講義 (グローバル気候学)	発展科目 環境	地球環境学特殊講義 (グローバル気候学) の内容を学ぶ。地球環境学特殊講義 (グローバル気候学) の重要性を理解し、地球環境学特殊講義 (グローバル気候学) の応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○		◎	◎									
405 地球環境学特殊講義 (地球・宇宙環境学)	発展科目 環境	地球環境学特殊講義 (地球・宇宙環境学) の内容を学ぶ。地球環境学特殊講義 (地球・宇宙環境学) の重要性を理解し、地球環境学特殊講義 (地球・宇宙環境学) の応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○		◎	◎									
406 フィールドワーク入門	フィールド・実践科目	フィールドワークの重要性を理解し、フィールドワークの計画・実施・評価の各ステップを学ぶ。また、フィールドワークの応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○	◎			◎			◎		◎	◎	◎	◎
407 国内フィールドスタディ	フィールド・実践科目	国内フィールドスタディの重要性を理解し、国内フィールドスタディの計画・実施・評価の各ステップを学ぶ。また、国内フィールドスタディの応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○	◎			◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎
408 共創プロジェクト	フィールド・実践科目	共創プロジェクトの重要性を理解し、共創プロジェクトの計画・実施・評価の各ステップを学ぶ。また、共創プロジェクトの応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○	◎			◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎
409 海外フィールドスタディ	フィールド・実践科目	海外フィールドスタディの重要性を理解し、海外フィールドスタディの計画・実施・評価の各ステップを学ぶ。また、海外フィールドスタディの応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○	◎			◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎
410 人文フィールド調査法	フィールド・実践科目	人文フィールド調査法の重要性を理解し、人文フィールド調査法の計画・実施・評価の各ステップを学ぶ。また、人文フィールド調査法の応用分野として、環境政策の立案、環境教育の推進、環境問題の解決などに貢献できる人材を育成する。	◎	○	◎			◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎

国際共創学部国際共創学科カリキュラムマップ			学位授与方針 (DP) (◎DP達成のために、特に重要な事項。○DP達成のために、重要な事項)														
科目名	科目区分等	講義等の内容	DP1				DP2			DP3		DP4		DP5		DP6	
			専門分野の知識・技能				教養の修得			課題の発見と解決		表現力、発信力		多様な人々との協働		自発性、積極性	
			DP1-1	DP1-2 (共創基 礎力)	DP1-3 (国際コ ミュニケーション 基礎力)	DP1-4 (専攻ご との専門知識やスキ ル)	DP2-1 (基礎教養)	DP2-2 (広い視野 での思考・判断)	DP2-3 (社会人 としての素養)	DP3-1 (情報の調 査収集・分析・解 釈・論理的思考)	DP3-2 (課題解決 のための実践力)	DP4-1 (意見の発 信力・表現力)	DP4-2 (専門知 識・成果の発信 力)	DP5-1 (協働性・ コミュニケーション 力)	DP5-2 (多様な価 値観の理解力)	DP5-3 (チーム ワーク力)	DP6-1 (自発性・ 積極性)
111	日本語教育演習	日本語教育養成コース科目 国際共創科専攻の専門分野に 関する知識・技能を修得してい る。	○			○				○		◎		○		◎	
112	日本語教育方法論	日本語教育養成コース科目 この授業科目は、日本語教育の発展促進を目的として、 二言語習得のメカニズム、習得者の心理的・社会的・ 言語学的な側面を分析する手法についての知識・技能を 修得し、これらを用いて、習得者の学習環境を改善し、 習得者の学習意欲を高めることを目指す。また、習得者 の学習成果を評価する手法についても学ぶ。	○			○				○		◎		○		◎	
113	言語の構造	日本語教育養成コース科目 この授業科目は、言語の構造に関する基礎知識を修得し、 言語の構造に関する基礎知識を応用して、言語の構造 に関する問題を解決することを目指す。また、言語の 構造に関する基礎知識を応用して、言語の構造に関 する問題を解決することを目指す。	○			○				○		◎		○		◎	
114	対照言語学	日本語教育養成コース科目 この授業科目は、対照言語学に関する基礎知識を修得し、 対照言語学に関する基礎知識を応用して、対照言語学 に関する問題を解決することを目指す。また、対照言語 学に関する基礎知識を応用して、対照言語学に関 する問題を解決することを目指す。	○			○				○		◎		○		◎	
115	日本語教育実習	日本語教育養成コース科目 この授業科目は、日本語教育の実践に関する基礎知識を 修得し、日本語教育の実践に関する基礎知識を応用し て、日本語教育の実践に関する問題を解決すること を目指す。また、日本語教育の実践に関する基礎知識 を応用して、日本語教育の実践に関する問題を解決 することを目指す。	○			○				○		◎		○		◎	

成蹊大学 全学共通科目カリキュラムツリー





成蹊大学副専攻に関する規則

制 定 2020年3月11日
 大学評議会
 最新改正 2023年3月8日

(趣旨)

第1条 この規則は、専門教育に加え、学生の多様な関心や目的に応じて、学部学科の枠を超えた様々な知識を体系的に幅広く学ぶことを可能とするために設置する副専攻に関し必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的)

第2条 副専攻は、視野を広げ、かつ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流及び多様な人々との協働を図ることのできる人材を養成することを目的とする。

(運営)

第3条 副専攻の運営に関し必要な事項は、成蹊大学全学教育運営委員会(以下「運営委員会」という。)において審議し、かつ、必要な実務を行う。

2 運営委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、副専攻の運営を行うにあたり必要と認めるときは、運営委員会の下に副専攻作業部会(以下「部会」という。)を設けることができる。

3 前項の部会は、運営委員会構成員のうちから委員長が任命した者及びその他委員長が必要と認める者によって構成する。

(副専攻の種類及び修了の要件)

第4条 副専攻の種類は、別表に定めるとおりとする。

2 各副専攻の科目区分、授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別に定める。

3 別表に定める各副専攻を修了するためには、別に定める方法により、副専攻ごとに16単位以上を修得しなければならない。

(受講申請)

第5条 各副専攻の受講に当たっては、原則として事前の受講申請は必要としない。

2 前項の規定にかかわらず、運営上必要と認めるときは、事前の受講申請を求める場合がある。

(受講の制限)

第6条 副専攻の受講の制限については、別表の定めるところによる。

(他学部・他学科履修)

第7条 各副専攻の対象となる授業科目のうち、学生が所属する学科以外の授業科目(全学共通科目を除く。)を履修しようとする場合には、当該学生が所属する学部の定めるところにより、あらかじめ履修の申請を行い、許可を得なければならない。

(卒業に必要な修得単位数への算入)

第8条 各副専攻の授業科目の履修により修得した単位は、成蹊大学学則及び各学部規則の定めるところにより、卒業に必要な修得単位数に算入する。

(修了証の授与)

第9条 学長は、副専攻の修了に必要な単位数を修得した者に対し、副専攻修了証を授与する。

(事務の所管)

第10条 副専攻に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2020年3月11日制定)

この規則は、2020年4月1日から施行し、2020年度の入学者から適用する。

附 則 (2021年3月10日一部改正)

この規則は、2021年4月1日から施行し、2020年度の入学者から適用する。

附 則 (2022年2月2日一部改正)

1 この規則は、2022年4月1日から施行し、2020年度の入学者から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、別表の総合 I T 副専攻の項における受講制限に関する規定は、2022年度以降の入学者から適用し、2020年度及び2021年度の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2023年3月8日一部改正)

この規則は、2023年3月8日から施行する。

別表 (第4条関係)

副専攻の名称	受講制限
歴史文化学副専攻	文学部国際文化学科の学生を除く。
哲学思想副専攻	
地理環境学副専攻	
社会福祉副専攻	
公共政策副専攻	
言語文化副専攻 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語)	
グローバル・コミュニケーション副専攻	グローバル教育プログラム受講生 (EAGLE生) を除く。
国際関係副専攻	文学部国際文化学科の学生を除く。
経済学副専攻	経済学部及び経営学部の学生を除く。
経営学副専攻	経営学部の学生を除く。
法律学副専攻	法学部法律学科の学生を除く。
政治学副専攻	法学部政治学科の学生を除く。
文学副専攻	文学部英語英米文学科及び日本文学科の学生を除く。
心理学副専攻	
科学と社会副専攻	
総合 I T 副専攻	理工学部理工学科コンピュータ科学専攻及びデータ数理専攻の学生を除く。
データサイエンス副専攻	理工学部理工学科データ数理専攻の学生を除く。
SDG s 副専攻	

国際日本学専攻・環境サステナビリティ学専攻

履修モデルA「グローバル」：外国語や国際関係の科目を多く履修

(人材像・卒業後の進路) グローバル企業、民間企業のグローバル部門、国家・地方行政機関の国際交流部門など

赤字：必修科目

		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期		
全学共通科目		34以上 College English(L&S) I ① College English(R&W) I ① 韓国語基礎A I ① 韓国語基礎B I ① 情報基礎B ② キャリアプランニング ②	College English(L&S) II ① College English(R&W) II ① 韓国語基礎A II ① 韓国語基礎B II ① 健康・スポーツ演習B ②	English Seminar ② Academic Listening ② 現代社会の地理 ② 天文学入門 ② Global Seminar I ②	Academic English Communication ② Media English ② メディアで学ぶ英語と文化 ② 成蹊を知る ② Global Seminar II ②	Cross Cultural Communication Skills ② 韓国語演習コミュニケーション ② 日本列島の歴史と災害 ② Global Seminar III ②	韓国語演習プレゼンテーション ②	国際文化交流論 ② 教育学概論 ②	近現代日本史(昭和以降) ②	50単位	
ゼミナール科目		14単位(必修)	アカデミック・スキルズI ②	アカデミック・スキルズII ②		外国文献講読 ②	演習I ②	演習II ②	卒業研究I ②	卒業研究II ②	14単位
基盤科目	共通文理	10以上	国際共創入門 ② Intercultural Communication ② データサイエンス基礎 ②	統計学の基礎 ② サステナビリティ概論 ②							10
	人文学系	10以上	現代文化論 ② 日本語学入門A ②	ことばと文化 ② 日本語学入門B ②	グローバル・ヒストリーと日本 ②						10単位
	自然科学系	4以上	数学基礎 ②		自然地理学 ②						4単位
	グローバル科目	4以上			Global Career Design ②	Phonetics and Phonology ② Special Seminar ②	Japanese Art ②	Science and Technology ②			10単位
発展科目	文化				国際日本文化論 ②	ことばと認知 ② 多文化社会と言語政策 ②	国際日本文化特殊講義 ②	マンガ文化論 ②			14単位
	地理・地域	10以上			地理情報科学 ②		海外地域研究 ②				
	環境	4以上			環境問題と国際社会 ②		環境学 ② 地球環境学特殊講義(グローバル気候学) ②				6単位
フィールド・実践科目	必修2 選択4以上	フィールドワーク入門 ②	国際協力論 ②	共創プロジェクト ②						6単位	
日本語教員養成コース科目											
		24単位	18単位	24単位	20単位	20単位	8単位	6単位	4単位	計：124単位	

※ ○印の数字は、当該科目の単位数を示しています。

国際日本学専攻・環境サステナビリティ学専攻

履修モデルA「グローバル」：外国語や国際関係の科目を多く履修

(人材像・卒業後の進路) グローバル企業、民間企業のグローバル部門、国家・地方行政機関の国際交流部門など

赤字：必修科目

		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期			
全学共通科目		34以上 College English(L&S) I ① College English(R&W) I ① 韓国語基礎A I ① 韓国語基礎B I ① 情報基礎B ② キャリアプランニング ②	College English(L&S) II ① College English(R&W) II ① 韓国語基礎A II ① 韓国語基礎B II ① 健康・スポーツ演習B ②	English Seminar ② Academic Listening ② 現代社会の地理 ② 天文学入門 ② Global Seminar I ②	Academic English Communication ② Media English ② メディアで学ぶ英語と文化 ② 成蹊を知る ② Global Seminar II ②	Cross Cultural Communication Skills ② 韓国語演習コミュニケーション ② 韓国語演習コミュニケーション ② 日本列島の歴史と災害 ② Global Seminar III ②	韓国語演習プレゼンテーション ②	国際文化交流論 ② 教育学概論 ②	近現代日本史(昭和以降) ②	50単位		
専門科目	ゼミナール科目	14単位(必修)	アカデミック・スキルズI ②	アカデミック・スキルズII ②		外国文献講読 ②	演習I ②	演習II ②	卒業研究I ②	卒業研究II ②	14単位	
	基礎科目	共通文理	10以上	国際共創入門 ② Intercultural Communication ② データサイエンス基礎 ②	統計学の基礎 ② サステナビリティ概論 ②							10単位
		人文学系	4以上	グローバル・ヒストリーと日本 ②	国際社会学 ②							4単位
		自然科学系	10以上	環境科学基礎 ②	自然科学基礎C(数理学) ②	自然科学基礎A(物理学・化学) ②	自然科学基礎B(地球・宇宙科学) ②		自然科学基礎D(地球生命科学) ②			10単位
	グローバル科目	4以上			Japanese Contemporary Issues ②	Topics in Business ② Special Seminar ②	Japanese Economy ②	Law in Society ②			10単位	
	発展科目	文化	4以上			メディアと日本文化 ②			国際日本文化特殊講義 ②			4単位
		地理・地域				海外地域研究 ②		観光地理学 ②	地域資源論 ②			14単位
環境		10以上			地球資源科学 ②	環境数理科学 ②	環境問題と国際社会 ②	企業行動とサステナビリティ ②				
フィールド・実践科目	必修2 選択4以上	フィールドワーク入門 ②	国際協力論 ②			自然環境フィールド調査法 ②	海外フィールドスタディ ②			8単位		
日本語教員養成コース科目												
		22単位	18単位	20単位	22単位	18単位	14単位	6単位	4単位	計：124単位		

※ ○印の数字は、当該科目の単位数を示しています。

国際日本学専攻・環境サステナビリティ学専攻

履修モデルB「地域・まちづくり」：「地域」や「フィールド・実践」科目を多く履修

(人材像・卒業後の進路) 地方自治体の地域振興・まちづくり等の部門、地域づくり等の団体、旅行代理業の企業など

赤字：必修科目

		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期			
全学共通科目		34以上 College English(L&S) I ① College English(R&W) I ① 韓国語基礎A I ① 韓国語基礎B I ① 情報基礎B ② キャリアプランニング②	College English(L&S) II ① College English(R&W) II ① 韓国語基礎A II ① 韓国語基礎B II ① 健康・スポーツ演習B ②	English Seminar② 現代社会の地理② 天文学入門②	Academic EnglishCommunication② Media English② メディアで学ぶ英語と文化② 成蹊を知る②	Cross CulturalCommunication Skills② 韓国語演習コミュニケーション② 日本列島の歴史と災害②	韓国語演習プレゼンテーション②	国際文化交流論② 教育学概論②	近現代日本史(昭和以降)②	42単位		
専門科目	ゼミナール科目	14単位(必修)	アカデミック・スキルズI②	アカデミック・スキルズII②		外国文献講読②	演習I②	演習II②	卒業研究I②	卒業研究II②	14単位	
	基盤科目	共通文理	10以上	国際共創入門② Intercultural Communication② データサイエンス基礎②	統計学の基礎② サステナビリティ概論② 東京・武蔵野論②						12単位	
		人文学系	10以上	現代文化論② 日本語学入門A②	日本語学入門B②	グローバル・ヒストリーと日本②	現代地域論②				10単位	
	自然科学系	4以上		自然科学基礎B(地球・宇宙科学)②	自然地理学②						4単位	
	グローバル科目	4以上			Geography②	Japanese Popular Culture②					4単位	
	発展科目	文化	10以上			国際日本文化論② 多文化共生論②	異文化交流論②	国際日本文化特殊講義②	多文化社会と言語政策②			10単位
		地理・地域				観光地理学②	地域創生論②	地理学・地域学特殊講義(持続観光開発論)② 国内地域研究②			8単位	
		環境		4以上				環境学② 地球環境学特殊講義(グローバル気候学)②			4単位	
フィールド・実践科目	必修2 選択4以上	フィールドワーク入門② 国内フィールドスタディ② 理学基礎実験②	環境科学実験②	人文フィールド調査法② 共創プロジェクト②	海外フィールドスタディ②		国際協力論②			16単位		
日本語教員養成コース科目												
		26単位	20単位	22単位	20単位	18単位	8単位	6単位	4単位	計：124単位		

※ ○印の数字は、当該科目の単位数を示しています。

国際日本学専攻・環境サステナビリティ学専攻

履修モデルB「地域・まちづくり」：「地域」や「フィールド・実践」科目を多く履修

(人材像・卒業後の進路) 地方自治体の地域振興・まちづくり等の部門、地域づくり等の団体、旅行代理業の企業など

赤字：必修科目

			1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期			
全学共通科目		34以上	College English(L&S) I ① College English(R&W) I ① 韓国語基礎A I ① 韓国語基礎B I ① 情報基礎B ② キャリアプランニング ②	College English(L&S) II ① College English(R&W) II ① 韓国語基礎A II ① 韓国語基礎B II ① 健康・スポーツ演習B ②	English Seminar② 現代社会の地理② 天文学入門②	Academic English Communication② Media English② メディアで学ぶ英語と文化② 成蹊を知る②	Cross Cultural Communication Skills② 韓国語演習コミュニケーション② 韓国語演習コミュニケーション② 日本列島の歴史と災害②	韓国語演習プレゼンテーション②	国際文化交流論② 教育学概論②	近現代日本史(昭和以降)②	42単位		
専門科目	ゼミナール科目	14単位(必修)	アカデミック・スキルズI ②	アカデミック・スキルズII ②			外国文献講読②	演習I ②	演習II ②	卒業研究I ②	卒業研究II ②	14単位	
	基盤科目	共通文理	10以上	国際共創入門② Intercultural Communication② データサイエンス基礎②	統計学の基礎② サステナビリティ概論② 東京・武蔵野論②								12単位
		人文学系	4以上		人文地理学②		現代地域論②						4単位
		自然科学系	10以上	環境科学基礎②	環境史②	自然科学基礎A(物理学・化学)②	自然科学基礎B(地球・宇宙科学)②		自然地理学② 統計学発展②				12単位
	グローバル科目	4以上				Climate and Nature ②	Language and Literature②	Japanese Popular Culture②				6単位	
	発展科目	文化	4以上			多文化共生論②	比較美術②						4単位
		地理・地域				観光地理学② 歴史地理学②		経済地理学② 地形学② 地理学・地域学特殊講義(持続観光開発論)②					16単位
		環境	10以上			地球環境保全学②	気象変動論②		情報セキュリティの理論②				
フィールド・実践科目	必修2 選択4以上	フィールドワーク入門② 国内フィールドスタディ②	環境科学実験②	共創プロジェクト②	自然環境フィールド調査法②	海外フィールドスタディ②					14単位		
日本語教員養成コース科目													
			24単位	20単位	18単位	22単位	18単位	12単位	6単位	4単位	計：124単位		

※ ○印の数字は、当該科目の単位数を示しています。

国際日本学専攻・環境サステナビリティ学専攻

履修モデルC「文化・歴史」：人文学系科目を多く履修

(人材像・卒業後の進路) 国家・地方行政機関の国際交流部門等、NPO・NGO、旅行代理業の企業、民間企業の海外マーケティング部門など

赤字：必修科目

		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期		
全学共通科目		34以上 College English(L&S) I ① College English(R&W) I ① 韓国語基礎A I ① 韓国語基礎B I ① 情報基礎B ② キャリアプランニング ②	College English(L&S) II ① College English(R&W) II ① 韓国語基礎A II ① 韓国語基礎B II ① 健康・スポーツ演習B ②	English Seminar② 現代社会の地理② 天文学入門②	Academic English Communication② Media English② メディアで学ぶ英語と文化② 成蹊を知る②	Cross Cultural Communication Skills② 韓国語演習コミュニケーション② 韓国語演習コミュニケーション② 日本列島の歴史と災害②	韓国語演習プレゼンテーション②	国際文化交流論② 教育学概論②	近現代日本史(昭和以降)②	42単位	
ゼミナール科目		14単位(必修)	アカデミック・スキルズI②	アカデミック・スキルズII②		外国文献講読②	演習I②	演習II②	卒業研究I②	卒業研究II②	14単位
専門科目	基盤科目 共通文理	10以上	国際共創入門② Intercultural Communication② データサイエンス基礎②	統計学の基礎② サステナビリティ概論②	コンテンツ・デザイン②						12単位
	人文学系	10以上	現代文化論② 日本語学入門A②	ことばと文化② 日本語学入門B② 現代社会とアート②	グローバル・ヒストリーと日本② 地域と暮らし②	国際社会学②					16単位
	自然科学系	4以上	環境科学基礎②		自然科学基礎D(地球生命科学)②						4単位
	グローバル科目	4以上			Japanese Art②		Topics in Japanese Culture②	Japanese Popular Culture②			6単位
発展科目	文化	10以上			国際日本文化論② 日本の美学・美術史② メディアと日本文化②	マンガ文化論② 映像文化論②	生活文化論②	ファッション文化論②			20単位
	地理・地域				観光地理学②	地域創生論②		都市防災学②			
	環境	4以上					地球環境保全学② 環境学②				4単位
フィールド・実践科目	必修2 選択4以上	フィールドワーク入門②	国際協力論②	人文フィールド調査法②	共創プロジェクト②					8単位	
日本語教員養成コース科目											
		24単位	20単位	26単位	20単位	16単位	10単位	6単位	4単位	計：126単位	

※ ○印の数字は、当該科目の単位数を示しています。

国際日本学専攻・環境サステナビリティ学専攻

履修モデルD「自然・社会環境」：地理学や自然科学系科目を多く履修

(人材像・卒業後の進路) 国家・地方行政機関の環境保全等の部門、民間企業のGX等関連部門、気象サービス等関連企業など

赤字：必修科目

			1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期		
全学共通科目		34以上	College English(L&S) I ① College English(R&W) I ① 韓国語基礎A I ① 韓国語基礎B I ① 情報基礎B ② キャリアプランニング ②	College English(L&S) II ① College English(R&W) II ① 韓国語基礎A II ① 韓国語基礎B II ① 健康・スポーツ演習B ②	English Seminar② 現代社会の地理② 天文学入門②	Academic English Communication② Media English② メディアで学ぶ英語と文化② 成蹊を知る②	Cross Cultural Communication Skills② 韓国語演習コミュニケーション② 韓国語演習コミュニケーション① 日本列島の歴史と災害②	韓国語演習プレゼンテーション②	国際文化交流論② 教育学概論②	近現代日本史(昭和以降) ②	42単位	
専門科目	ゼミナール科目	14単位(必修)	アカデミック・スキルズI ②	アカデミック・スキルズII ②		外国文献講読②	演習I ②	演習II ②	卒業研究I ②	卒業研究II ②	14単位	
	基盤科目	共通文理	10以上	国際共創入門② Intercultural Communication② データサイエンス基礎②	統計学の基礎② 統計学サステナビリティ概論② プログラミングの基礎②	コンテンツ・デザイン②					14単位	
		人文学系	4以上	グローバル・ヒストリーと日本②	現代社会とアート②		人文地理学② 現代地域論②					8単位
		自然科学系	10以上	自然科学基礎A(物理学・化学) ②	自然科学基礎C(数理学) ② 線形代数学②	微積分学② 熱力学基礎②	統計学発展②	データサイエンス発展②				14単位
		グローバル科目	4以上				Topics in History②	Topics in Political Studies②	Regional Studies②			6単位
		発展科目	文化	4以上			国際日本文化論②		ことばと認知②			4単位
			地理・地域				水文学②			地域資源論②		16単位
			環境	10以上			地球資源科学②	環境数理科学② 気象学②	環境データ解析② 科学コミュニケーション②	地球環境学特殊講義(地球・宇宙環境学) ②		
		フィールド・実践科目	必修2 選択4以上	フィールドワーク入門②		国内フィールドスタディ②	自然環境フィールド調査法②					6単位
	日本語教員養成コース科目											
			22単位	20単位	20単位	24単位	18単位	10単位	6単位	4単位	計：124単位	

※ ○印の数字は、当該科目の単位数を示しています。

国際日本学専攻・環境サステナビリティ学専攻

履修モデルE「日本語教育」：言語に関する科目を多く履修

(人材像・卒業後の進路)登録日本語教員、日本語学習支援者、日本語教育コーディネーターなど

赤字：必修科目

			1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期		
全学共通科目		34以上	College English(L&S) I ① College English(R&W) I ① 韓国語基礎A I ① 韓国語基礎B I ① 情報基礎B ② キャリアプランニング②	College English(L&S) II ① College English(R&W) II ① 韓国語基礎A II ① 韓国語基礎B II ① 健康・スポーツ演習B ②	English Seminar② 現代社会の地理② 天文学入門②	Academic EnglishCommunication② Media English② メディアで学ぶ英語と文化② 成蹊を知る②	Cross CulturalCommunication Skills② 韓国語演習コミュニケーション② 日本列島の歴史と災害②	韓国語演習プレゼンテーション②	国際文化交流論② 教育学概論②		40単位	
専門科目	ゼミナール科目	14単位(必修)	アカデミック・スキルズI②	アカデミック・スキルズII②		外国文献講読②	演習I②	演習II②	卒業研究I②	卒業研究II②	14単位	
	基盤科目	共通文理	10以上	国際共創入門② Intercultural Communication② データサイエンス基礎②	統計学の基礎② サステナビリティ概論②							10単位
		人文学系	10以上	現代文化論② 日本語学入門A②	ことばと文化② 日本語学入門B②	グローバル・ヒストリーと日本②						10単位
		自然科学系	4以上			自然地理学②	環境史②					4単位
	グローバル科目	4以上			Topics in Japanese Culture②	Japanese Popular Culture②	Japanese Linguistics②				6単位	
	発展科目	文化	10以上			国際日本文化論②	ことばと認知② 多文化社会と言語政策②		マンガ文化論②			10単位
		地理・地域				観光地理学②						4単位
		環境	4以上					環境学② 地球環境学特殊講義(グローバル気候学)②				4単位
フィールド・実践科目	必修2 選択4以上	フィールドワーク入門②		国内フィールドスタディ② 人文フィールド調査法②						6単位		
日本語教員養成コース科目		日本語教育概論②	日本語教授法② 言語の構造②	日本語の学習と習得② 日本語教育方法論②	言語学講義(言語と社会)② 日本語教育演習②	日本語教育事情② 対照言語学②	日本語教育実習①		日本語教育理解と実践②	21単位		
			24単位	20単位	24単位	22単位	18単位	7単位	6単位	4単位	計：125単位	

※ ○印の数字は、当該科目の単位数を示しています。

国際日本学専攻・環境サステナビリティ学専攻

履修モデルE「日本語教育」：言語に関する科目を多く履修

(人材像・卒業後の進路)登録日本語教員、日本語学習支援者、日本語教育コーディネーターなど

赤字：必修科目

		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期			
全学共通科目		34以上 College English(L&S) I ① College English(R&W) I ① 韓国語基礎A I ① 韓国語基礎B I ① 情報基礎B ② キャリアプランニング②	College English(L&S) II ① College English(R&W) II ① 韓国語基礎A II ① 韓国語基礎B II ① 健康・スポーツ演習B ②	English Seminar② 現代社会の地理② 天文学入門②	Academic EnglishCommunication② Media English② メディアで学ぶ英語と文化② 成蹊を知る②	Cross CulturalCommunication Skills② 韓国語演習コミュニケーション② 日本列島の歴史と災害②	韓国語演習プレゼンテーション②	国際文化交流論②	近現代日本史(昭和以降)②	40単位		
専門科目	ゼミナール科目	14単位(必修)	アカデミック・スキルズI②	アカデミック・スキルズII②		外国文献講読②	演習I②	演習II②	卒業研究I②	卒業研究II②	14単位	
	基盤科目	共通文理	10以上	国際共創入門② Intercultural Communication② データサイエンス基礎②	統計学の基礎② サステナビリティ概論②							10単位
		人文学系	4以上	現代文化論②	ことばと文化②							4単位
		自然科学系	10以上	環境科学基礎②	環境史②	自然科学基礎A(物理学・化学)②	自然科学基礎B(地球・宇宙科学)②		自然地理学②			10単位
	グローバル科目	4以上				Climate and Nature ②	Language and Literature②	Japanese Popular Culture②			6単位	
	発展科目	文化	4以上			国際日本文化論②		ことばと認知②				4単位
		地理・地域	10以上			観光地理学②			地域資源論②			10単位
		環境				地球資源科学②	環境数理科学②		複雑系科学②			6単位
フィールド・実践科目	必修2 選択4以上	フィールドワーク入門②		国内フィールドスタディ②	自然環境フィールド調査法②					6単位		
日本語教員養成コース科目		日本語教育概論②	日本語教授法② 言語の構造②	日本語の学習と習得② 日本語教育方法論②	言語学講義(言語と社会)② 日本語教育演習②	日本語教育事情② 対照言語学②	日本語教育実習①		日本語教育理解と実践②	21単位		
		24単位	20単位	20単位	22単位	16単位	13単位	4単位	6単位	計：125単位		

※ ○印の数字は、当該科目の単位数を示しています。

掲示・連絡

大学から学生への連絡は、基本的には全てポータルサイトで行います。



SEIKEI PORTAL



URL : <https://portal.seikei.ac.jp/>

※以降、「掲示」については、ポータルサイトでの掲示を指します。

掲示を見なかったために生じる不利益は、学生本人の責任となります。授業に関する情報（休講、補講、教室変更、試験やレポートの告知など）や、学生への個人連絡なども掲示で行います。このほかにも、緊急を要する重要な掲示を行うこともありますので、最新の情報を得るためにも、毎日必ずポータルサイトを見るように習慣づけてください。

掲示内容については、ポータルサイトでも確認できますが、携帯電話（スマートフォン）等のメールアドレスをあらかじめ登録しておくことで、休講などの一部の情報はメールで配信されます。

教務部への問い合わせ

授業や履修・成績等に関する教務部への相談は、必ず本人が直接教務部カウンターまで来て行ってください。留学中や病気療養中であるなど、直接本人が教務部カウンターに相談に来ることができない特別な場合を除いて、個人情報保護のため、また間違いや誤解が生じるのを防ぐため、電話や電子メールでの対応、家族や友人などの本人以外の者からの相談受けは行っていません。

なお、家族や友人からの電話による学生呼出しについても応じていません。これらのことを、あらかじめご家族にも伝えておいてください。

教員との連絡

教員への授業内容などに関する質問・相談は、授業時間の前後に受付けています。ただし、成績に関する質問は、所定の期間に教務部で受付けます。後掲の『成績』を参照してください。

■ 専任教員

成蹊大学を本務校とする専任教員は、学内に研究室があり、個別に相談に応じています。各教員のオフィスアワーは、ポータルサイトに掲載しています。オフィスアワーとは、予約なしで研究室を訪問することができる時間帯を指します。各教員のオフィスアワーを確認し、研究室を訪ねてください。

■ 非常勤講師

成蹊大学を本務校としていない教員については、学内に研究室はありません。授業の前後に相談をするか、ポータルサイトの「オフィスアワー検索」で指定された連絡方法を確認のうえ、連絡してください。教務部では個人情報保護のため、非常勤講師の連絡先を教えることはできません。

成蹊大学国際共創学部規則

制 定 2025年3月4日
学 園 理 事 会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学部規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第3条の規定に基づき、この学部の教育課程、履修方法、卒業、転・編入学等に関する事項その他学則実施上必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 この学部は、日本・世界各地の文化、自然・社会環境等の学修により現代社会の様々な課題の解決に挑戦・貢献でき、かつ、日本及び世界をつなぐ人材を養成すること並びに日本・世界各地の文化、自然・社会環境等の研究を通して、地域・世界の社会課題の解決に貢献すること並びに持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

2 この学部の国際共創学科における目的は、次のとおりとする。

(1) 世界の多様な文化、自然・社会環境等を理解し、持続可能な社会の構築のために生涯学び続けるための基礎力を、数理科学、地理学、環境科学、地域・文化学等に関する学修、英語力修得のための学修等により涵養する。

(2) 人文学から自然科学に至る幅広い専門知識の修得及びスキルの獲得を図り、様々なデータ及び資料・文献情報を分析し読み解く力並びに論理的思考力を涵養する。

(3) 世界の歴史・文化等の理解に加え、国際社会で通用する英語力を涵養する。

(4) 国内外の多様な人々との協働の方法、協働のためのコミュニケーション力、プロジェクト推進のための実行力及びマネジメント力を、フィールドワーク等の実践学修により涵養する。

(国際共創学科における専攻の設置及び目的)

第3条 この学部の国際共創学科に次に掲げる専攻を置き、各専攻の目的については、当該各号に掲げる通りとする。

(1) 国際日本学専攻

文化学、地域学等を基盤分野とし、日本及び世界をつなぐ文化の交流・多様性、さらにグローバル化する日本・世界の地域の諸課題、日本語教育等について多角的に学ぶ力を身につけることを目的とする。

(2) 環境サステナビリティ学専攻

環境学、地理学等を基盤分野とし、日本・世界の自然・社会環境並びに地域及び地球規模の諸課題を多角的に学ぶ力を身につけることを目的とする。

(所属専攻)

第4条 学生の所属専攻は、入学のときまでに決定する。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第5条 学則第35条第1項の全学共通科目における授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、学則別表第1に定めるとおりとし、当該科目の履修方法については、別に定める。

2 この学部開設する授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、別表第1に定めるとおりとし、当該科目の履修方法については、別に定める。

3 外国人留学生については、学修の必要に応じて、別に定める日本語科目及び日本事情等に関する科目を履修し、学則別表第1に掲げる授業科目の一部に振り替えることができる。

4 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものについて準用する。

(日本語教員養成コース)

第6条 この学部、日本語教員の養成のためのコース（以下「日本語教員養成コース」という。）を置く。

2 日本語教員養成コースに関し必要な事項は、別に定める。

(特別プログラム)

第7条 この学部、特定の分野の学力向上を図ることを目的とした集中的な学修を行うための特別プログラムを置くことができる。

2 特別プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(卒業に必要な修得単位数)

第8条 この学部の卒業に必要な修得単位数は、別表第2に定めるとおりとする。

(履修登録)

第9条 学生は、年度又は学期の始めに、履修しようとする授業科目について登録しなければならない。

2 学生は、現に在籍する年次の上位年次に配当されている授業科目及び既に単位を修得した授業科目を履修することができない。ただし、学部長が教育上必要と認めるものについては、この限りでない。

3 各年度において履修することができる単位数は、46単位（1つの学期については26単位）を上限とする。ただし、学部長が教育上必要と認めるときは、この限りでない。

4 学部長は、教育上必要と認めるときは、前項に規定する上限単位数を超えて履修登録を認める授業科目を置くことができる。

(履修科目の制限)

第10条 第5条に定める教育課程に、あらかじめ定められた授業科目の単位を修得していなければ履修を認めない授業科目を置くことがある。

(進級制限)

第11条 2年次の終了時点において、卒業に必要な修得単位数の合計が62単位未満の場合は、3年次に進級することができない。

2 3年次の終了時点において、演習Ⅰ及び演習Ⅱの単位を修得していない場合は、4年次に進級することができない。

(他学部科目の履修)

第12条 学生は、他の学部、にのみ開設されている授業科目を履修しようとするときは、あらかじめこの学部の学部長及び関係学部の学部長の許可を受けなければならない。

2 前項により修得した単位の認定については、自己設計科目の単位として、卒業に必要な修得単位数に算入することができる。

(他大学等において修得した単位等の認定)

第13条 学則第37条の2から第37条の4までの規定に基づき、学生が在学中又は入学前に他の大学等において修得した単位又は行った学修のこの学部における単位の認定については、別に定める。

第3章 試験及び卒業

(学期末試験)

第14条 学期末試験は、学期末において行う。ただし、学部長が必要と認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(追試験)

第15条 所定の試験日に試験を受けることができなかった学生に対しては、欠席の理由が傷病、忌引その他やむを得ないものと認められる場合には、願い出により追試験を行う。

2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の修了の認定等)

第16条 履修した授業科目の修了の認定は、当該授業科目の担当教員が行う。

2 成績の評価は、成績表に記入し、本人に交付する。

(卒業の要件)

第17条 この学部を卒業するためには、所定の修業年限以上在学し、かつ、別表第2に定める単位を修得しなければならない。

第4章 転入学、編入学、学士入学、再入学、転部、転専攻、留学、退学勧告等

(学士入学)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、学則第24条の規定に基づき、入学を許可することができる。

(1) この大学の他の学部を卒業してこの学部に入學を志願する者

(2) 他の修業年限4年以上の大学の学部を卒業してこの学部に入學を志願する者

2 前項の規定により入學を志願する者については、別に定めるところにより、入學試験を行う。

3 第1項の規定により入學した学生の修業年限は、原則として、2年とする。

(転入学及び編入学)

第19条 転入学又は編入学を志願する者については、学則第23条の規定に基づき、入學を許可することができる。

2 前項の規定により入學した学生の修業年限は、原則として、2年又は3年とする。

(再入学)

第20条 再入學を希望する者については、学則第25条の規定に基づき、再入學を許可することができる。

2 前項の規定により入學した学生は、原則として退學前に所属した専攻に所属するものとし、その在學期間については、退學前の在學年数を通算する。

(転部)

第21条 この学部への転部を志願する学生については、学則第27条の規定に基づき、当該学生が所属する学部の学部長の了承を得て選考を行い、転部を許可することができる。

(転専攻)

第22条 転専攻を志願する学生については、教授会の議を経て選考の上、学部長が転専攻を許可することができる。

2 転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学、編入学等における単位の認定)

第23条 転入学、編入学、学士入学、転部及び転専攻をした学生について、当該学生が入學、転部又は転専攻をする前に他の大学又は他の学部若しくは専攻で修得した単位を、別に定めるところにより、卒業に必要な単位として認定することができる。

2 再入學をした学生については、退學する前にこの学部において修得した単位を、卒業に必要な単位に算入することができる。この場合において、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、原則として従前の表示のとおりとする。

(留学)

第24条 この学部の学生の留学に関する手続、履修の取扱い、単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(成績不振学生)

第25条 学生が、学期ごとのGPAが3学期間連続して1.0未満である場合は、学則第39条の2の規定に基づく成績不振学生とする。

2 前項の規定に関わらず、必要と認める場合には、学部長が成績不振者を認定することがある。

3 成績不振学生には、専任教員による個別指導を行うものとする。

(退学勧告等)

第26条 前条第1項及び第2項の成績不振学生には、学則第32条第2項の規定に基づき、退學を勧告する。ただし、学部長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 退學勧告を受けた学生が、その後も改善の見込みがない場合は、学則第33条第3号の規定による除籍又は学則第55条第2号の規定による懲戒退學とすることができる。

(規則の改廃)

第27条 この規則の改廃は、常務理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則 (2025年3月4日制定)

この規則は、2026年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

1 専門科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム								
		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
専 門 科 目	ゼミナール 科目	アカデミック・スキルズⅠ②								
		アカデミック・スキルズⅡ②				英語文献講読②				
						演習Ⅰ②				
								演習Ⅱ②		
						卒業研究Ⅰ②				
						卒業研究Ⅱ②				
	基 盤 科 目	共通 文理	必修	国際共創入門② 統計学基礎②		Intercultural Communication② サステナビリティ概論②		データサイエンス基礎②		
			選択	東京・武蔵野論②		プログラミングの基礎②				
		人文学 系			コンテンツ・デザイン②					
			現代文化論② 人文地理学② 現代社会とアート②		グローバル・ヒストリーと日本② 日本語学入門A② 国際社会学②		地域と暮らし② 日本語学入門B② ことばと文化②			
					現代地域論②					
			環境科学基礎②		自然科学基礎A (物理学・化学) ②		自然科学基礎B (地球・宇宙科学) ②		自然科学基礎C (数理学) ②	
		自然科学 系	数学基礎②		線形代数学②		自然地理学②		環境史②	
					自然科学基礎D (地球生命科学) ②		熱力学基礎②		微分積分学②	
							統計学発展②		データサイエンス発展②	
グ ロ ー バ ル 科 目				Japanese Art②		Japanese Contemporary Issues②				
			Japanese Economy②		Global Career Design②					
			Topics in Political Studies②		Geography②					
			Japanese Popular Culture②		Japanese Linguistics②					
			Phonetics and Phonology②		Topics in Business②					
			Law in Society②		Science and Technology②					
			Climate and Nature②							
			Topics in Japanese Culture②		Topics in History②					
			Language and Literature②		Regional Studies②					
			Special Seminar②							
発 展 科 目	文 化	国際日本文化論②		日本の美学・美術史②						
		メディアと日本文化②		生活文化論②		ことばと認知②				
	多文化共生論②		異文化交流論②		比較美術②		映像文化論②			
	マンガ文化論②		多文化社会と言語政策②		ファッション文化論②					
地 理 ・ 地 域			国際日本文化特殊講義②							
	経済地理学②		観光地理学②		歴史地理学②					
		海外地域研究②		国内地域研究②		地域創生論②				
		地域資源論②		地理情報科学②						
		水文学②		地形学②		都市防災学②				
				地理学・地域学特殊講義 (持続観光開発論) ②						

科目区分			授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次	
			第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8
専 門 科 目	発 展 科 目	環 境	環境学② 地球資源科学② 地球環境保全学② 環境問題と国際社会② 企業行動とサステナビリティ② 気象学② 気候変動論② 環境数理科学②				環境データ解析② 科学シミュレーション② 複雑系科学② 情報セキュリティの理論② 地球環境学特殊講義 (グローバル気候学) ② 地球環境学特殊講義 (地球・宇宙環境学) ②			
			フイ ールド ・ 実践科 目	必修	フィールドワーク入門②					
	選択	国内フィールドスタディ② 理学基礎実験② 環境科学実験② 国際協力論② 共創プロジェクト② 海外フィールドスタディ② 人文フィールド調査法② 自然環境フィールド調査法②								
	日 本 語 教 員 養 成 コ ー ス 科 目	日本語教育概論② 日本語教育事情② 言語学講義 (言語と社会) ② 日本語の学習と習得② 日本語教授法② 日本語教育理解と実践② 日本語教育方法論② 言語の構造② 対照言語学②								
		日本語教育演習②								
						日本語教育実習①				

別表第2 卒業に必要な修得単位数 (第8条関係)

1 科目区分別必要修得単位数

科目区分				区分別必要単位数		卒業に必要な修得単位数		
				国際日本学専攻	環境サステナビリティ学専攻			
全学共通科目 (成蹊教養カリキュラム)	コミュニケーション	外国語科目	英語	コア	4以上	4以上	34	
			初修外国語	選択	4以上	4以上		
		日本語力科目						
	情報	情報リテラシー		コア	2以上	2以上		
		データサイエンス		選択				
	ライフデザイン	キャリア教育科目						
		健康・スポーツ科目						
	教養基礎	人文科学						
		社会科学						
		自然科学						
		総合						
	持続社会探究	環境・地域						
		国際理解		2以上	2以上			
		人権・共生実践						
専門科目	ゼミナール科目			14	14	70		
	基盤科目	共通文理	必修	10	10			
			選択					
		人文科学系	10以上	4以上				
	自然科学系	4以上	10以上					
	グローバル科目			4以上	4以上			
	発展科目	文化		10以上	4以上			
		地理・地域			10以上			
		環境		4以上				
	フィールド・実践科目	必修		2	2			
選択		4以上	4以上					
日本語教員養成コース科目								
自己設計科目	全学共通科目超過単位			20				
	専門科目超過単位							
	他学部科目							
	他大学科目(単位互換)							

(注) 「外国語科目 英語 コア」には、「College English (Listening & Speaking) I」、「College English (Reading & Writing) I」、「College English (Listening & Speaking) II」及び「College English (Reading & Writing) II」の4科目4単位を含めること。

2 前項に含める授業科目・単位数等

科目区分又は授業科目名・単位数					区分別必要単位数
全学共通科目	コミュニケーション	外国語科目	英語	コア	4以上
				選択	4以上
			初修外国語		
	教養基礎	総合	海外言語文化研修A④ 海外言語文化研修B② 海外言語文化研修C④ 短期海外研修②		
持続社会探究	実践	Global Seminar I② Global Seminar II② Global Seminar III②			
専門科目	ゼミナール科目		英語文献講読②		2
	基盤科目	共通文理	Intercultural Communication②		2
	グローバル科目				4以上

32以上

成績

成績評価

■ 評価の方法

シラバスに各科目の評価方法が記載されています。科目の特性や授業方法等により、学期末試験（前期・後期）、レポートの提出、授業中に行われる小テストおよび授業における学習態度や出席状況など、評価方法が多岐に渡っていますので、科目ごとに確認してください。

■ 評価の種類

成績評価は「S」「A」「B」「C」「F」のいずれかで評価されます。「S」「A」「B」「C」は合格として所定の単位が認定されますが、「F」は不合格で単位は認定されません。

また留学等により単位認定を受けた科目は「T」（Credits Transferred）と表示され、履修中止した「W」（Withdrawal）と表示されます。

■ 科目の再履修

不合格となった科目の単位を修得するためには、翌年度以降に再履修する必要があります。しかし、一度合格し単位を修得した科目は、再履修できません。

■ 成績証明書への記載

成績証明書には、「W」を除き、不合格の「F」評価を含めたすべての評価が記載されます。ただし、「F」評価で不合格になった科目を再履修し、合格の評価を得た場合には、再履修前の「F」評価は記載されません。

GPA 制度

■ GPA とは

各評価に GP（Grade Point）を設け、所定の計算式に基づいて算出した平均値を GPA（Grade Point Average）といいます。

成績表示	成績評価基準	GP	
合格	S	100 ～ 90 点	4.0
	A	89 ～ 80 点	3.0
	B	79 ～ 70 点	2.0
	C	69 ～ 60 点	1.0
不合格	F	59 点以下	0.0
GPA 対象外	T	単位認定	—
	W	履修中止	—

■ GPA の算出方法

GPA : $P1/Q1$ （小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位まで表示する）

P1 = 各評価の単位数に指定のポイントを乗じて累積したもの

S 単位数×4+A 単位数×3+B 単位数×2+C 単位数×1+F 単位数×0

Q1 = 総履修単位数

■ GPA の注意事項

- (1) GPA の対象となる科目は、卒業に必要な単位数に算入することができる科目です。
- (2) 「T」、「W」評価の科目は GPA に算入しません。
- (3) 過去に「F」評価を受けた科目で、再履修して合格評価（S・A・B・C）を得た場合や「T」で単位認定を受けた場合は、通算 GPA 算出の際の「Q1＝総履修単位数」に含まれません。ただし、「F」評価を受けた当該学期の「Q1＝総履修単位数」には含まれます。
- (4) 「F」評価を受けた科目を再履修し、その科目を履修中止して「W」表記となった場合は、再履修前の「F」評価の単位数は GPA に算入されますので注意してください。
- (5) GPA には学期ごとの GPA、年度 GPA、通算 GPA があります。成績通知表には、この 3 種類の GPA がすべて記載され、成績証明書には、通算 GPA が記載されます。

成績の通知・確認

■ 前期の成績確認

後期の授業開始前にポータルサイトで開示するほか、「成績通知表」を 10 月上旬に保証人住所（保証人と本人の連名宛）に送付します。それまで履修した科目すべての成績が表示されます。成績の確認方法の詳細は、「Seikei Portal 利用マニュアル」を参照してください。

■ 前期集中講義の成績確認

ポータルサイトで開示します。成績評価に質問がある場合は、「履修・成績質問票」を教務部に提出してください。

成績開示の時期や「履修・成績質問票」の受付期間は掲示を確認してください。

■ 学年末の成績確認

「成績通知表」を、3 月下旬に保証人住所（保証人と本人の連名宛）に送付します。なお、ポータルサイト上では、3 月上旬に開示します。成績開示の日時は掲示を確認してください。

■ 成績評価に疑問がある場合

授業の担当教員に直接問い合わせないでください。

「履修・成績質問票」を、教務部に提出してください。日程は、『履修成績関係日程』や掲示を確認してください。

教務部から担当者に問い合わせ、回答が戻り次第掲示で連絡します。

多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施等に関する申合せ

制 定 2019年10月2日
 大学運営会議
 最新改正 2022年9月7日

(趣旨)

第1条 この申合せは、成蹊大学学則(以下「学則」という。)第36条の2第2項の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用して行う授業の円滑な運営及び教育効果の向上を図るため、その実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 従来型授業

従来の授業のように面接授業を実施する授業(教材ネット配信、反転授業又は双方向同時通信を利用するものの、1回の授業の開始から終了までの全時間にわたり、講義室又はそれに準ずる場所で授業を行う場合を含む。)

(2) 従来型授業科目

全講義回を従来型授業で実施して単位を認定する授業科目

(3) オンライン授業

本学におけるメディアを高度に利用して行う授業に該当し、インターネット上のシステムを利用して、1回の授業の開始から終了までの全時間にわたり、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業

(4) オンライン授業科目

全講義回をオンライン授業で実施して単位を認定する授業科目

(5) 併用型授業科目

従来型授業とオンライン授業を併用して単位を認定する授業科目

(オンライン授業の実施)

第3条 オンライン授業は、インターネットを活用し、動画の視聴、教材の閲覧、テストの実施、課題の提出、ディスカッション等の学習方法により行う。

2 授業担当者は、文部科学省告示第百十四号に基づき、毎回のオンライン授業の終了後速やかに対面又はインターネットを利用して次の各号をすべて行わなくてはならない。

(1) 設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導

授業内設問及び授業終了後の小テストに正答を提示し解説すること、レポートを課し添削し返却すること、履修者からの質問を受け付け回答すること等

(2) 意見交換の機会の確保

学生相互及び授業担当者の意見交換の機会を設けること

(出席の確認)

第4条 授業担当者は、オンライン授業において、前条第1項に定める学習方法に対する履修者の取り組み状況により、学則第38条に定める出席すべき時間数に含めることができるかを適切に判断するものとする。

(成績の評価)

第5条 オンライン授業、オンライン授業科目及び併用型授業科目を実施する授業担当者は、成績評価の方法について詳細にシラバスに記載しなければならない。

(修得単位の取扱い)

第6条 オンライン授業科目を履修し修得した単位は、学則第35条の2及び第40条第3項の規定に基づき、各学部規則の定めるところにより60単位を上限に卒業に必要な修得すべき単位として認定する。

2 前項の場合において、併用型授業科目におけるオンライン授業の回数が半数を超える場合は、オンライン授業科目により修得した単位として認定する。

(シラバス記載事項)

第7条 オンライン授業を実施する科目のシラバスには、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) オンライン授業を実施する回
- (2) オンライン授業における学習方法
- (3) 出席とみなす要件
- (4) 成績評価の方法
- (5) 不正行為に対する注意喚起
(申請手続)

第8条 オンライン授業の実施を予定している科目を開設する学部長、研究科長、全学教育運営委員会委員長、全学教職課程委員会委員長又は成蹊大学国際教育センター国際教育プログラム実施委員会委員長(以下「学部長等」という。)は、別記様式1及び別記様式2により、当該授業実施前年度の11月末日までに、学長へ申請し承認を得るものとする。

2 学部長等は、学長へ申請する際は、カリキュラム編成方針、科目の特性、専門性等に鑑み、オンライン授業を実施する必要性及びその教育効果を適切に判断するものとする。

(授業の検証)

第9条 学部長等又は学部長等から委任された者は、オンライン授業の内容、運用状況等を検証することができるものとする。

(特例措置)

第10条 不測の事態の発生等によりオンライン授業を実施する等、当初の授業の方法を変更しなければならない状況が生じた場合には、学長は、第8条の規定について、弾力的に運用することができる。

(細則)

第11条 この申合せに定めるもののほか、オンライン授業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(申合せの改廃)

第12条 この申合せの改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2019年10月2日制定)

この申合せは、2019年10月2日から施行する。

附 則 (2021年3月10日一部改正)

この申合せは、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2021年4月21日一部改正)

この申合せは、2021年4月21日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則 (2022年9月7日一部改正)

この申合せは、2022年9月7日から施行する。

別記様式1 (第8条関係)

「オンライン授業」申請書

年 月 日

学 長 殿

申請者

「多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施等に関する申合せ」第8条に基づき、下記の科目について「オンライン授業」の実施を申請します。

記

「オンライン授業」申請科目一覧

※申請科目ごとに別記様式2を作成し、合わせて提出してください。

別記様式2 (第8条関係) ※申請科目ごとに作成してください。(クラスにより内容が異なる場合は、クラスごと。)

開講年度	年度	開講期	前期 後期 通年 集中
科目名 (クラス)			
担当教員			
必修の別	必修 登録必須 左記以外	単位数	
使用するシステム	ポータルシステム CoursePower WebClass その他 ()		
全開講回数	回	「オンライン授業」を実施する回数	回
オンライン授業の種類	オンデマンド型 ライブ型+録画提供 (オンライン授業は原則として「オンデマンド型」「ライブ型+録画提供」のどちらかで実施してください。 特別な事情により「ライブ型」を希望する場合は、詳細を「必要性及び教育効果」欄に記してください。)		
全講義回をオンデマンド型で実施する場合は回答してください 学期末試験 (対面) 実施の有無		実施する 実施しない 未定	
必要性及び教育効果			
備考			

[提出先]教務部

帯広市と成蹊大学との連携協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）、成蹊大学（以下「乙」という。）は、甲の地域活性化、乙の教育活動等の充実に向け、連携協力することとし、相互の発展のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携して、それぞれが保有する資源・情報を有効に活用し、甲の産業振興等による地域活性化、乙の教育力向上による社会有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力の主な内容）

第2条 前条の乙の目的を達成するため、甲が協力する内容は次のとおりとする。

- (1) 乙が実施する授業プログラム構築及び運営に関すること
- (2) 乙が実施する甲地域での授業プログラムに関すること
- (3) その他本協定の目的に資すること

2 前条の甲の目的を達成するため、乙が協力する内容は次のとおりとする。

- (1) 乙の授業プログラム等を通じた甲地域の理解向上及び地域活性化に関すること
- (2) 乙の授業プログラム等を通じた甲地域企業への UIJ ターン就職の促進に関すること
- (3) その他本協定の目的に資すること

3 前2項各号に規定する内容の詳細については、別途協議する。

（費用負担）

第3条 前条に定める内容の実施に関し、発生する経費（交通費、宿泊費等）は、原則として甲乙各自の負担とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、他の当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、文書により他の当事者に是正を催告し、当該催告後1月以内に是正されない場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 本協定の履行にあたり、本協定の内容又は法令に違反したとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、本協定の解除について、やむを得ない事情があると認められるとき

（協定の見直し）

第6条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、甲乙協議の上、双方の合意をもって変更するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（知的財産権の保護）

第8条 連携及び協力の過程で生じた知的財産権の取扱いについては、その都度協議して取り決める。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和6年9月2日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市長

米 又 刺 寿

乙 東京都武蔵野市吉祥寺北町3丁目3番1号

成蹊大学 学長

本 太 佳

独立行政法人国際協力機構（JICA）から成蹊大学への教員候補者推薦に関する協定書

独立行政法人国際協力機構（以下「甲」という。）と成蹊大学（以下「乙」という。）とは、乙が乙における教育プログラム（以下「プログラム」という。）を安定的に実施するため、甲から乙への教員候補者推薦に関する協定を締結する。

（協力実施期間）

第1条 本協定に基づく甲の乙に対する協力実施期間は、2026年4月1日から2031年3月31日までとする。なお、協力実施期間を更新する場合は、甲・乙の協議に基づき別途期間更新の協定を締結するものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が行う協力実施の内容は、乙の要請に基づき、乙の教員として相応しい人物を採用候補者（以下「丙」という。）として、乙に推薦することをいう。

（採用選考・任用）

- 第3条 丙の乙での職位、人数、雇用期間、職務内容、担当授業科目、雇用形態等については、乙の定める成蹊大学客員教員に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、甲・乙が協議するものとする。
- 2 甲からの推薦を受けて、乙は、乙の規則に基づき、丙の採用選考を行う。
 - 3 前2項により、甲・乙が合意に達した場合、乙は、丙を乙の客員教員として任用する。

（労働条件・給料の支給）

- 第4条 丙に関する乙での労働条件（指揮命令系統を含む。）及び丙に対する給料の支給については、前条で決定される丙の乙における職位等に応じ、乙が定める関連規則により決定する。
- 2 前項に定める給料の支給方法については、丙の甲における身分等に応じ、甲・乙が協議の上、決定する。

（協力実施に伴う必要経費の負担）

第5条 プログラムの実施に伴って必要となる経費（外国旅費を含む。）については、乙が実費を負担する。

（評価）

第6条 乙は、丙を客員教員として任用するに際して、学校法人成蹊学園と丙とによる「雇

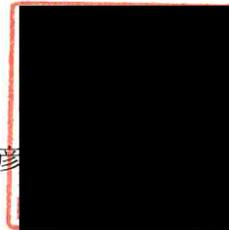
用契約書」を締結する。この場合において、当該契約の履行状況について、乙は丙の勤務状況を斟酌して必要な評価を行うことができる。

(その他)

- 第7条 丙の取扱いについて、本協定に定めのない事態が生じた場合、又は本協定の定めと異なる取扱いをする必要がある場合は、甲・乙で協議の上、別途定めるものとする。
- 2 本協定の締結を証するために本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管する。

2024年12月4日

(甲) 東京都千代田区二番町 5-25
独立行政法人国際協力機構
理事長 田 中 明 彦



(乙) 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1
成蹊大学
学 長 森 雄



地域	国名	形式	大学名
北米	カナダ	短期	ビクトリア大学
	アメリカ	短期	ハワイ大学
欧州	英国	短期	ケンブリッジ大学
	英国	短期	マンチェスター大学
	スペイン	短期	アルカラ大学
アジア	中国	長期・短期	北京大学
	韓国	長期・短期	高麗大学
	マレーシア	長期・中期・短期	アジアパシフィック大学
オセアニア	ニュージーランド	短期	オークランド大学

成蹊大学アドミッションセンター規則

制 定 2007年2月2日
大学評議会
最新改正 2021年1月13日

（設置）

第1条 成蹊大学（以下「本学」という。）に、成蹊大学アドミッションセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（目的）

第2条 センターは、全学的な視点に立って本学の入学試験（以下「入試」という。）に係る業務を的確に運営することを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（1）学部の入試に関する次の業務

- ア 入試業務の的確な遂行とそのための諸施策の計画及び管理
- イ 入試に係る企画及び立案
- ウ 入試広報の企画及び実施
- エ 入試動向の調査分析

（2）大学院の入試に関する次の業務

- ア 入試を円滑に実施するために必要な諸業務

（構成）

第4条 センターは、次に掲げる者をもって構成する。

（1）センター長

（2）センター運営委員（各学部1名）

（3）センター事務室事務長

（4）事務職員

2 前項各号に掲げる者のほか、センターに副センター長を置くことができる。

（センター長）

第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が任命する。

2 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

4 センター長が任期途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第6条 副センター長は、センター長と協議の上、学長が任命する。

2 副センター長の任期は、センター長と協議の上、当該副センター長就任時のセンター長の任期の末日を超えない範囲で学長が定める。ただし、再任を妨げない。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が委任する特定の職務を代行する。

4 副センター長は、センター長に事故あるとき又はセンター長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

（センター運営委員）

第7条 センター運営委員（以下「運営委員」という。）は、学部長が推薦し、センター長が任命する。

2 運営委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 運営委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（全学入試委員会）

第8条 センターの意思決定及び実務遂行を担う機関として、成蹊大学全学入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

（事務の所管）

第9条 センターに関する事務は、学長室アドミッションセンター事務室が所管する。

（規則の改廃）

第10条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（2007年2月2日制定、2019年3月6日附則一部改正）

- 1 この規則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 新たに学部を設置する場合における第4条第1項第2号に規定するセンター運営委員については、設置予定の学部から選出された者を含めるものとする。この場合において、第6条第1項の「学部長」は、「学部長就任予定者」に読み替えるものとする。

附 則（2015年6月3日一部改正）

この規則は、2015年6月3日から施行する。

附 則（2016年6月1日一部改正）

この規則は、2016年6月1日から施行する。

附 則（2019年5月22日一部改正）

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則（2020年3月11日一部改正）

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年1月13日一部改正）

この規則は、2021年1月13日から施行する。

成蹊学園就業規則

制 定 昭和37年 5 月 25 日
学 園 理 事 会
最新改正 2024年 6 月 20 日
理 事 長

第1章 総則

第1条 この規則は、学校法人成蹊学園（以下「学園」という。）に勤務する専任教職員（以下「教職員」という。）の就業に関して定めるものである。

2 教職員の勤務については、関係法令及び別段の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第2条 成蹊学園教職員は、学園設置の精神に則り、この規則に従い、学園の発展のために協力しなければならない。

第3条 この規則で教職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 教育職員
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員
- (4) 労務職員

第2章 人事

第4条 教職員の採用、解雇及び任免は、所定の手続を経て理事長が行う。

第5条 新たに採用された者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 家族調書
- (3) 戸籍記載事項証明書
- (4) 免許状写

第6条 新たに採用された教職員は、教育職員を除き、原則として2カ月を試用期間とする。

第7条 学園運営上必要があるときは、人事の異動を行う。異動は、役職の任命解任、職分の変更及び職場の配置がえとする。

第8条 教職員で学園に本務を持つ者が他に職を兼ねようとするときは、あらかじめ許可を受けなければならない。

第9条 教職員について、氏名、住居又は家族などの変更異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第10条 教職員が次の各号のいずれかに当たるときは、期間を定めて休職させることがある。

- (1) 業務外の傷病（心身に係るすべての疾患をいう。）により欠勤し、給与の停止後なお療養を必要とするとき。
- (2) 公職に就任し、正常な勤務に著しい支障があるとき。
- (3) 職務を離れ、長期にわたり海外に留学又は研修に従事するとき。
- (4) 刑事事件に関し起訴されて、相当期間就業できないとき。

第11条 休職期間は、勤続年数として算入する。

第12条 休職期間中の給与を支給する場合は、成蹊学園給与規則で定める。

第13条 休職の理由が消滅したときは、原則として復職させる。

第13条の2 復職（長期欠勤者の就勤を含む。）を希望する教職員に対して、リハビリテーション出勤（復職に至る過程で休職期間中に実施する治療行為のことをいう。）の期間を設けることができる

こととし、その取扱いについては別に定める。

第14条 教職員の定年は次のとおりとし、実施細則は別に定める。

(1) 教育職員

大学に本務を置く者

教授、准教授及び講師

65歳

上記以外の者

62歳

高等学校、中学校及び小学校に本務を置く者

62歳

学園養護教諭

62歳

(2) 事務職員、技術職員及び労務職員

62歳

2 前項による定年到達者（ただし、定年年齢が65歳である者を除く。）が引き続き雇用を希望した場合は、当該定年到達者を定年退職後その者が65歳に達した年度の末日までを限度として再雇用することとし、その取扱いについては、別に定める定年退職者の再雇用等に関する規則による。

3 第1項の規定にかかわらず、大学助教については任期制とし、その取扱いについては、別に定める。

第15条 教職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職する。

(1) 本人が退職を願い出たとき。

(2) 定年に達したとき。

(3) 休職期間を過ぎてなお復職の見込がないとき。

(4) 期間の定めある雇用が満了したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 第34条第2項第5号に定める論旨退職となったとき。

2 教職員が前項第1号により退職する場合には、少なくとも30日以前に願い出なければならない。

第15条の2 教職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

(1) 傷病（心身に係るすべての疾患をいう。）により職務に服することができなくなったとき。

(2) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき。

(3) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、教職員としての職責を果たし得ないと認められたとき。

(4) 前各号のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

(5) 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合であって、教職員が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき（学園が打切補償を支払ったときを含む。）。

(6) 第6条に規定する試用期間中又は試用期間満了までに、事務職員、技術職員又は労務職員として不適格であると認められたとき。

(7) 教育職員の免許状が失効したとき。

(8) 学園での就労を可能とする在留資格を喪失したとき（外国籍の者に限る。）。

(9) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき。

(10) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。

(11) 第34条第2項第6号に定める懲戒免職となったとき。

(12) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。

2 前項の定めにより解雇を行う場合は、30日以前に予告する。ただし、やむを得ない事情による場合は、あらかじめ平均賃金の30日分以上を支給して解雇することができる。

3 行政官庁の認定を受けて第1項第11号に定める懲戒免職をする場合及び試用期間中の事務職員(14

日を超えて引き続き雇用される者を除く。)を解雇する場合は、前項の規定を適用しない。

4 第1項各号の規定による教職員の解雇に際し、当該教職員から請求があった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付するものとする。

第15条の3 退職する教職員及び解雇を通知された教職員は、速やかに業務の引継ぎを行うとともに、学園からの貸与物品を返却しなければならない。

2 前項に規定する教職員は、職を退いた後も在職中に知りえた業務上の秘密を他に漏らし、又は私的に使用してはならない。

第3章 勤務

第16条 教職員の勤務時間は、1週間40時間を超えない範囲で、次のように定める。

(1) 教育職員は、授業、生活指導その他必要な集会行事などに関係する時間とし、次のとおりとする。

大学に本務を置く者	午前9時より午後5時30分まで(ただし、土曜日は午前11時30分まで)
高等学校及び中学校に本務を置く者	午前8時より午後4時まで(ただし、土曜日は午後2時まで)
小学校に本務を置く者	午前8時より午後5時まで
学園養護教諭	午前8時30分より午後5時まで(ただし、月曜日は午前9時より午後5時まで、土曜日は午前9時より正午まで)

(2) 事務職員、技術職員及び労務職員は、勤務部署により次のとおりとする。

学園事務局及び大学に勤務する者	午前9時より午後5時まで(ただし、土曜日は正午まで)
高等学校、中学校及び小学校に勤務する者	午前8時より午後4時まで(ただし、土曜日は午前11時まで)

2 学園は、前項の勤務時間について、授業開始の時刻その他の事情により変更することができる。

3 第1項の勤務時間によりがたい勤務については、別に定める。

4 勤務時間外及び休日における自己の責任で行う研究活動は、勤務に含まない。

5 大学に本務を置く教育職員のうち、専門業務型裁量労働制に関する労使協定に定める同意を得た者については、専門業務型裁量労働制を適用し、本条の規定にかかわらず、別に定める専門業務型裁量労働制に関する規則による。この場合において、第20条第4項から第6項までの規定は適用しない。

第16条の2 前条第1項の規定にかかわらず、業務に悪影響を与えたり、運営を阻害したりする恐れがある場合等には、自宅待機の業務命令を執行することができる。この場合において、給与は支給するものとする。

第17条 休憩時間は、午前11時30分より午後0時30分までとする。ただし、土曜日は、高等学校及び中学校に本務を置く教育職員に限る。

2 前項の規定にかかわらず、授業時間その他の事情により、休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることができる。

第18条 教職員の休日は、4週間を通じ4日とし、原則として次の各号に掲げる日を休日とする。ただし、業務の都合により、これと異なる日を休日とすることがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始(毎年12月28日より翌年1月6日まで)
- (4) 学園の定めた休日

2 前項の4週間の起算日は、毎年4月1日とする。

3 第1項各号に定めるもののほか、小学校に本務を置く教育職員については、土曜日を休日とする。

第19条 業務その他の都合により、勤務時間外又は休日に就業させることがある。

- 2 前項により休日に就業させようとするときは、原則としてその前後4週間の期間内に振替休日を付与するものとする。ただし、振替休日の付与ができないときは、成蹊学園給与規則第18条第2項に規定する休日勤務手当を支給する。
- 3 満3歳に達しない子を育てる教職員又は要介護状態にある家族を介護する教職員が、勤務時間外及び休日の就業の免除を申請した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、第1項に規定する勤務命令に基づく労働は免除される。
- 4 前項の申請をしようとする者は、1回につき、1カ月以上1年以内の期間について、開始日及び終了日を明らかにして、開始日の1カ月前までに申請しなければならない。

第20条 教職員に対し、業務の正常な運営を妨げない範囲で、勤務年数に応じて、次の各号により年次休暇を付与する。ただし、当該教職員の出勤日数が、法令に基づく算定方法により、所定労働日の8割に達しないときは、その翌年度において年次休暇を付与しない。

(1) 毎年3月31日現在に勤務している者は、その翌年度において次の表に示す日数

勤務年数	1年未満	1年以上
休暇日数	15日	20日

(2) 4月1日以降に新たに採用された者は、採用された年度内において次の表に示す日数

採用月	4月～7月	8月～10月	11月～1月	2月～3月
休暇日数	13日	10日	5日	—

- 2 年次休暇を取得することができる期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 3 第1項により付与された年次休暇のうち、その年度内に取得することができなかつた日数があるときは、これを翌年度に限り繰り越すことができる。
- 4 年次休暇は、半日単位に分割して取得できることとし、その取扱いについては、別に定める。
- 5 年次休暇は、労使協定に基づき、1年度につき5日の範囲内で1時間を単位として取得できることとし、その取扱いについては、別に定める。
- 6 年次休暇の計画的付与については、労使協定の定めるところによる。

第21条 年次休暇を取得しようとする者は、原則として5日前までに届け出るものとする。

第22条 教職員は、届出により、次の特別有給休暇を受けることができる。ただし、第1号（配偶者の出産を除く。）及び第2号の特別有給休暇を受けるときは、規定日数の範囲内において、暦日で連続して受けるものとする。

(1) 慶事休暇

本人の結婚	6日
一親等の結婚	2日
二親等の結婚	1日
配偶者の出産	2日

(2) 忌引休暇

配偶者	7日
父母	7日
子	7日
祖父母・兄弟姉妹	3日
配偶者の父母	5日
その他の親族（三親等以内）	1日

(3) 感染症予防のため就業を禁止されたときはその期間

(4) 天災火災による被害を受けたときはその必要とする期間

(5) 女性はその生理期間中の就業が著しく困難な場合、その期間について2日以内

(6) 養育する小学校就学前の子の負傷若しくは疾病により看護が必要な場合又は当該子に予防接種や

健康診断を受けさせる場合、その期間について1年度につき5日（ただし、養育する小学校就学前の子が2人以上いる場合は、10日）以内

(7) 要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応する場合、その期間について1年度につき5日（ただし、要介護状態にある家族が2人以上いる場合は、10日）以内

(8) 産前休暇の開始日までに妊婦健康診査を受けるときはその該当する日

(9) 裁判員その他の国が指定する公の職務に就くときはその指定された日

2 前項第1号及び第2号の休暇に旅行を伴う場合は、その往復の日数を加える。

3 第1項第2号の休暇を受ける場合において、配偶者の父母が本人と生計を一にしているときは、本人の父母に準ずる。

4 第1項第6号及び第7号の休暇は、半日又は1時間単位に分割して受けることができる。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下の教職員は、半日単位に分割することはできない。

第22条の2 事務職員、技術職員及び労務職員は、第32条第4号により表彰を受けたときは、リフレッシュ休暇実施要領に基づき、特別有給休暇を受けることができる。

第23条 教職員は、次の場合、届出によって有給休暇を受けることができる。

(1) 出産予定日を起算日として8週間（多胎妊娠の場合は14週間）遡る日から出産日までの期間

(2) 出産日の翌日を起算日として8週間経過する日までの期間（ただし、出産日が出産予定日前である場合には、願出により、出産日の翌日から出産予定日までの日数を加えることができる。）

第24条 教職員がやむを得ない事由により欠勤、遅刻又は早退しようとするときは、事前に願出で許可を受けなければならない。

2 事前に許可を受けなかったときは、事後速やかに事由を付して届け出なければならない。

3 傷病による欠勤が引き続き1週間を超えるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第24条の2 育児休業については、別に定める育児休業規則による。

第24条の3 介護休業については、別に定める介護休業規則による。

第24条の4 生後満1歳に達しない子を育てる女性は、休憩時間のほか1日2回各々30分、その子を育てるための時間の付与を願出することができる。

2 前項の育児時間中は、勤務を免除し、有給とする。

第24条の5 妊娠中の女性は、あらかじめ通院日を指定することにより、保健指導を受けるために必要な時間の付与を願出することができる。

2 出産後1年以内の女性は、あらかじめ通院日を指定することにより、保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の付与を願出することができる。

3 妊娠中及び出産後1年以内の女性は、保健指導又は健康診査を担当した医師又は助産師から具体的な指導を受けたときは、あらかじめ願出することにより、当該指導事項（勤務時間の変更、勤務の軽減等）を守るために必要な措置を受けることができる。

4 前3項に定める措置を受けることにより勤務しない時間が生じるときは、その時間に対する給与は支給しない。

第25条 教職員は、学園が定める記録の方法により、出勤、退勤、早退、遅刻、欠勤、休暇等の別を明らかにしなければならない。

第26条 教職員が海外に旅行するときは、所属長に届け出なければならない。

第27条 第24条の欠勤は、願出により第20条の年次休暇と相殺することができる。

第4章 給与

第28条 教職員の給与については、成蹊学園給与規則による。

第29条 教職員の退職給与金については、成蹊学園退職給与金規則による。

第30条 教職員の出張に伴う旅費については、旅費規則による。

第31条 教職員又はその家族が死亡した場合には、弔慰金及び見舞金支給規則による。

第5章 表彰と懲戒

第32条 教職員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 業務上特にすぐれた功績のあったとき。
- (2) 学術研究及び教育上特に功労のあったとき。
- (3) 災害を未然に防止し、又は災害の際特に功労のあったとき。
- (4) 永年勤続したとき。
- (5) その他特に表彰に値する篤行のあったとき。

第33条 表彰は、賞状、賞品、賞金、奨励金又は昇給によって行う。

第34条 教職員が次条第1項及び第2項の各号のいずれかに該当するときは、当該教職員を懲戒する。

2 懲戒は、戒告、譴責、減給、停職、諭旨退職又は懲戒免職とする。

- (1) 戒告 口頭により将来を戒める。
- (2) 譴責 始末書を取り、将来を戒める。
- (3) 減給 始末書を取り、減給する。減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を限度とする。また、複数の減給処分がある場合には、控除額の総額が1賃金支払期における賃金総額の1割を超えないものとする。
- (4) 停職 始末書を取り、1年以内の期間を定めて停職させる。停職期間中は教職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者には、停職期間中、給与を支給しない。
- (5) 諭旨退職 退職願の提出を勧告し、退職させる。退職手当は一部を支給することができる。ただし、退職勧告に応じない場合は、懲戒免職とする。
- (6) 懲戒免職 即時に解雇する。退職手当は支給しない。この場合において、行政官庁の認定を受けたときは、解雇予告手当(平均賃金の30日分)を支給しない。

第35条 教職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、戒告、譴責、減給又は停職とする。

- (1) 服務の規律に反し、又は勤務成績が不良のとき。
- (2) 職務の義務に反し、又は職務を怠り、学園の運営に支障が生じたとき。
- (3) 正当な理由なく、しばしば遅刻、早退又は欠勤を行ったとき。
- (4) 正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、学園に損害を与えたとき。
- (6) 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき(当該行為が軽微な違反である場合を除く)。
- (7) 素行不良で学園内の秩序又は風紀を乱したとき。
- (8) 懲戒を受けたにもかかわらず、なお勤務態度等が不良のとき。
- (9) 相手方の意に反する性的言動、職権などのパワーを背景にして本来の業務の範疇を超えて人格と尊厳を傷つける言動、教育・研究上の優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇、又は妊娠・出産したこと若しくは育児・介護の制度を利用等することに関する不適切な言動により、相手方に不快感や不利益を与え、教育・研究・学習及び労働の環境を悪化させたことが認められたとき。
- (10) 研究費の不正使用が認められたとき、又はその行為をしようとしたとき。
- (11) 研究活動における不正行為が認められたとき。
- (12) 許可なく職務以外の目的で学園の施設、物品等をみだりに使用したとき(第2項第12号より軽微なもの)。
- (13) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は学生・生徒・児童、保証人・保護者、取引先業者、教職員等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供応を受けたとき(第2項第14号より軽微なもの)。
- (14) 私生活上の非違行為、学園に対する誹謗中傷等によって学園の名誉信用を傷つけ、又は業務に悪影響を及ぼしたとき。

- (15) 業務上知りえた秘密を、外部に漏洩したとき（公益通報者保護法の適用を受ける場合及び学園が設置するコンプライアンス通報窓口への通報を除く）。
 - (16) 業務上知りえた個人情報及び特定個人情報を漏らしたとき。
 - (17) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の教職員としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒免職とする。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、諭旨退職、停職又は減給にとどめることがある。
- (1) 重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
 - (2) 正当な理由なく無断欠勤が 21 日間以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき。
 - (3) 正当な理由なく遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、注意を受けても改まらなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、しばしば又は重大な業務上の指示・命令に従わなかったとき。
 - (5) 故意又は重大な過失により学園に重大な損害を与えたとき。
 - (6) 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する重大な犯罪行為を行い、その事実が明らかとなったとき。
 - (7) 素行不良で著しく学園内の秩序又は風紀を乱したとき。
 - (8) 懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないと認められたとき。
 - (9) 相手方の意に反する性的言動、職権などのパワーを背景にして本来の業務の範疇を超えて人格と尊厳を傷つける言動、教育・研究上の優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇、又は妊娠・出産したこと若しくは育児・介護の制度を利用等することに関する不適切な言動により、相手方に不快感や不利益を与え、教育・研究・学習及び労働の環境を悪化させたもののうち、その情状が悪質と認められたとき。
 - (10) 研究費の不正使用が認められた場合、又はその行為をしようとした場合において、当該行為に悪質性があり、且つ、学園の名誉信用を著しく傷つけ、又は学園に重大な損害を与えたと認められたとき。
 - (11) 研究活動における不正行為が認められた場合において、当該行為に悪質性があり、且つ、学園の名誉信用を著しく傷つけ、又は学園に重大な損害を与えたと認められたとき。
 - (12) 許可なく職務以外の目的で学園の施設、物品等をみだりに使用したとき。
 - (13) 学園の金品を窃取若しくは横領したとき、又はこれらの行為をしようとしたとき。
 - (14) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は学生・生徒・児童、保証人・保護者、取引先業者、教職員等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供給を受けたとき。
 - (15) 私生活上の非違行為、学園に対する誹謗中傷等によって学園の名誉信用を著しく傷つけ、又は業務に重大な悪影響を及ぼしたとき。
 - (16) 学園の業務上重要な秘密を外部に漏洩して学園に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき（公益通報者保護法の適用を受ける場合及び学園が設置するコンプライアンス通報窓口への通報を除く）。
 - (17) 職務上知ることのできた個人情報及び特定個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用することにより、当該個人等に損害を与え、又は学園に不利益を与えたとき。
 - (18) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき。

第 3 6 条 管理監督者の指揮命令下にある所属教職員に、懲戒に該当する行為があり、かつ、管理監督に適正を欠いたときは、管理監督者に対しても懲戒することがある。

第 3 7 条 教職員の表彰及び懲戒は、所定の手続を経て理事長がこれを行う。

第 3 7 条の 2 ハラスメントの防止等については、別に定める成蹊学園ハラスメントの防止等に関する規則による。

第 6 章 安全・衛生

第 3 8 条 教職員の安全及び衛生については、別に定める成蹊学園安全衛生管理規則による。

第7章 災害補償

第39条 教職員の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に対する災害補償・保険給付は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

第8章 損害賠償

第40条 教職員の債務不履行又は不法行為により学園が損害を受けた場合、関係法令により損害賠償請求を行うことができる。

第9章 雑則

第41条 この規則の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。ただし、重要な事項の改廃がある場合には、その基本方針について理事会の議を経なければならない。

附 則（2002年3月29日一部改正）

この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2004年5月28日一部改正）

この規則は、2004年6月1日から施行する。

附 則（2005年3月25日一部改正）

この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年5月30日一部改正）

この規則は、2005年6月1日から施行する。

附 則（2006年5月31日一部改正）

この規則は、2006年5月31日から施行する。

附 則（2007年1月26日一部改正）

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日一部改正）

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日一部改正）

この規則は、2007年5月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日一部改正）

この規則は、2009年3月27日から施行する。

附 則（2010年5月28日一部改正）

この規則は、2010年6月30日から施行する。

附 則（2013年10月4日一部改正）

この規則は、2013年10月4日から施行する。

附 則（2014年5月14日一部改正）

この規則は、2014年7月1日から施行する。

附 則（2015年3月27日一部改正）

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年5月22日一部改正）

1 この規則は、2015年8月1日から施行する。

2 第20条第5項に規定する時間単位の年次休暇について、2015年度については2015年8月1日から2016年3月31日までの間に、5日の範囲内で取得できるものとする。

附 則（2016年12月9日一部改正）

この規則は、2017年1月1日から施行する。

附 則（2017年3月17日一部改正）

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2020年11月13日一部改正)

この規則は、2021年1月1日から施行する。

附 則 (2021年3月5日一部改正)

- 1 この規則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 2021年3月31日時点で在職している教育職員のうち高等学校、中学校及び小学校に本務を置く者並びに学園養護教諭については、2020年度に第20条第1項に基づく年次休暇の付与がなされたのみならず、これを2021年度に繰り越すものとする。

附 則 (2021年4月9日一部改正)

この規則は、2021年4月9日から施行する。

附 則 (2024年1月17日一部改正)

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (2024年6月20日一部改正)

- 1 この規則は、2024年7月1日から施行する。
- 2 2024年3月31日時点で在職している教育職員のうち大学に本務を置く者については、2023年度に第20条第1項に基づく年次休暇の付与がなされたのみならず、これを2024年度に繰り越すものとする。

昭37. 5. 1施行	平10. 4. 1施行	2015. 4. 1施行
〃 40. 1. 1 〃	〃 12. 1. 1 〃	2015. 8. 1 〃
〃 42. 3. 22 〃	2002. 3. 29 〃	2017. 1. 1 〃
〃 44. 3. 25 〃	2004. 6. 1 〃	2017. 4. 1 〃
〃 45. 12. 1 〃	2005. 4. 1 〃	2021. 1. 1 〃
〃 47. 3. 30 〃	2005. 6. 1 〃	2021. 4. 1 〃
〃 47. 6. 1 〃	2006. 5. 31 〃	2021. 4. 9 〃
〃 48. 7. 1 〃	2007. 4. 1 〃	2024. 4. 1 〃
〃 52. 6. 1 〃	2007. 5. 1 〃	2024. 7. 1 〃
〃 61. 4. 1 〃	2009. 3. 27 〃	
〃 63. 4. 1 〃	2010. 6. 30 〃	
平 2. 4. 1 〃	2013. 10. 4 〃	
〃 3. 4. 1 〃	2014. 7. 1 〃	

成蹊大学研究推進委員会規則

制 定 2009年 1月14日
大 学 評 議 会
最新改正 2021年 3月10日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学における研究の推進に資する諸施策の策定及び研究成果の社会への還元等を目的として設置する成蹊大学研究推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学に共通する研究環境の整備に関する事項
- (2) 研究推進に資する諸施策の策定等に関する事項
- (3) 研究成果の公表及び社会への還元に関する事項
- (4) 学内研究費及び公的研究費の使途に関する事項
- (5) 間接経費の使途に関する事項
- (6) 外部資金の獲得に関する事項
- (7) 学内の研究助成費及び学術研究成果出版助成費の配分等に関する事項
- (8) 成蹊大学一般研究報告に関する事項
- (9) 教員の学術的業績の表彰に関する事項
- (10) その他最高管理責任者が諮問する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部から選出された委員 各1名
- (3) 研究助成課長

(委員長)

第4条 委員長は、副学長をもって充てる。

(任期)

第5条 第3条第1号及び第3号の委員の任期は、その職の在任期間とし、第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、下部組織として部会を置くことができる。

(議事録の作成)

第7条 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。

(一般研究報告編集部会)

第8条 成蹊大学一般研究報告の編集及び発行を担当する部会として、一般研究報告編集部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、若干名の編集員をもって構成し、編集責任者は、当該編集員の中から委員長が委嘱する。
- 3 前項の編集員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 成蹊大学一般研究報告の出版に関する事項は、別に定める。

(事務の所管)

第9条 委員会及び部会に関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2009年1月14日制定)

- 1 この規則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 成蹊大学一般研究報告委員会規則(昭和62年5月20日制定)は、廃止する。

附 則 (2015年3月4日一部改正)

この規則は、2015年3月4日から施行する。

附 則 (2017年3月8日一部改正)

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2021年3月10日一部改正)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

成蹊大学研究コンプライアンス基本規則

制 定 2014年10月8日
 大学評議会
 最新改正 2022年3月9日

(目的)

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）における研究コンプライアンス体制に関し、基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究コンプライアンス 本学において研究活動及び研究活動の支援を行う上で、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 構成員 専任・非常勤にかかわらず、本学において研究活動及び研究活動の支援を行う教職員、研究員及び学生をいう。
- (3) 部局 本学において研究活動及び研究活動の支援を行う主体となる学部・研究科、事務部署、附属機関等をいう。
- (4) 公的研究費 文部科学省その他の官庁又はこれらの官庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とする公募型の研究資金をいう。
- (5) 学内研究費 個人研究費、理工学部研究室予算、理工学部特別研究費、図書費、奨学寄附金、受託研究費、大学内公募型研究費その他本学が支給する研究資金をいう。
- (6) 研究費の不正使用 本学の構成員（構成員であった者を含む。）が、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめの各過程において行う次の各号のいずれかに該当する行為であって、故意又は基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。
 - ア 公的研究費の配分機関（以下「資金配分機関」という。）への虚偽の申請又は報告
 - イ 公的研究費及び学内研究費（以下「研究費」という。）の使用実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費の請求等、法令、資金配分機関及び本学が定める規則等に違反する経費の使用
 - ウ ア及びイに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
 - エ その他アからウまでに類する行為
- (7) 研究活動の不正行為 本学の構成員（構成員であった者を含む。）が、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、論文など発表された研究成果が、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 捏造 研究活動上存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - エ アからウまでに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）
- (8) 利益相反 構成員の産学官連携活動に伴って得る利益と構成員の教育・研究という大学における責任が相反している状況をいう。
- (9) 研究コンプライアンス教育 研究コンプライアンス推進の一環として、研究費の不正使用を事前に防止することを目的に、本学が構成員に対して実施する次の事項に係る周知及び教育をいう。
 - ア 本学の不正対策に関する方針に関する事項
 - イ 構成員自身が取り扱う競争的資金等の使用のルール及びそれに伴う責任に関する事項
 - ウ 本学における運用制度等遵守すべき規定に関する事項
 - エ 研究費の不正使用が発覚した際の本学における措置に関する事項

(10) 研究倫理教育 研究コンプライアンス推進の一環として、研究活動の不正行為（二重投稿及び不適切なオーサーシップを含む。）及び利益相反を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、求められる研究倫理の修得等を目的に、本学が構成員に対して実施する次の事項に係る周知及び教育をいう。

- ア 研究を行う上での基本的責任及び姿勢等の行動規範に関する事項
- イ 研究データ等の取扱いに関する事項
- ウ 研究活動の不正行為が発覚した際の本学における措置に関する事項
- エ 本学の利益相反に関する方針及び利益相反に対する取組みに関する事項

(11) 安全保障輸出管理 軍事目的に利用可能な貨物及び技術が国際社会の安全を脅かす国家等の手に渡ることを防ぐために行う輸出管理をいう。

(構成員の責務)

第3条 本学の構成員は、本学の定める理念及び目的を実現するため、それぞれの責任を自覚し、研究コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守し、高い倫理観を持って研究活動及び研究活動の支援を行わなければならない。

2 構成員は、前項の責務を全うするため、研究倫理及び研究コンプライアンスに関する研修を定期的に受講しなければならない。

3 構成員は、第1項の責務を全うすることを約する誓約書を次条に規定する最高管理責任者へ提出しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学の研究コンプライアンス推進における最高管理責任者は、学長とする。

2 研究コンプライアンス最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）は、本学の研究コンプライアンスに関し、基本方針を策定し、及び周知するとともに、次条から第7条に規定する研究コンプライアンス統括管理責任者、研究コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が当該基本方針を適切に実施できるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究コンプライアンス推進に関する大学全体の業務を統括する実質的な責任及び権限を有する者として、研究コンプライアンス統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、副学長のうちから最高管理責任者が指名した者をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者の定める基本方針に基づき、研究コンプライアンスの推進に関して大学全体の具体的な対策を策定して実施し、及び実施状況を確認するとともに、当該実施状況を定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究コンプライアンス推進責任者)

第6条 各部局に、当該部局に係る研究コンプライアンスの推進（ただし、研究倫理教育を除く。）及び管理について実質的な責任と権限を有する者として、研究コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、各部局の長をもって充てることとし、その職名は、別表に定めるとおりとする。

3 推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自らが掌理する部局において、次に掲げる研究コンプライアンス推進に関わる対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を定期的に統括管理責任者へ書面により報告しなければならない。

(1) 研究費の不正使用及び研究活動の不正行為（以下「研究上の不正行為」という。）の防止を図るため、部局内の研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、研究コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握するとともに、誓約書等を徴収すること。

(2) 推進責任者が管理監督し、又は指導する部局において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

4 各部局における推進責任者を補佐するため、推進責任者の下に、複数の研究コンプライアンス推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）を置くことができる。

5 前項の推進副責任者を置いたときは、その職名を公開するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 各部局に、当該部局に係る研究倫理教育を行う実質的な責任と権限を有する者として、研究倫理教育責任者（以下「教育責任者」という。）を置く。

2 教育責任者は、推進責任者をもって充てる。

3 教育責任者は、自らが掌理する部局において研究倫理教育を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を定期的に統括管理責任者に報告しなければならない。

4 教育責任者が前項の研究倫理教育を実施する場合は、実施する教育内容について、あらかじめ第9条に規定する研究コンプライアンス推進委員会の了承を得るものとする。

5 各部局における教育責任者を補佐するため、教育責任者の下に、複数の研究倫理教育副責任者（以下「教育副責任者」という。）を置くことができる。

6 前項の教育副責任者を置いたときは、その職名を公開するものとする。

（安全保障輸出管理体制）

第8条 本学の研究活動における貨物及び技術の輸出等を適切に管理するため、安全保障輸出管理体制を整備する。

2 安全保障輸出管理体制については、別に定める。

（研究コンプライアンス推進委員会）

第9条 本学における研究上の不正行為を防止し、本学の構成員に対し研究コンプライアンスの遵守を促すことを目的として、最高管理責任者の下に、研究コンプライアンス推進委員会を置く。

2 研究コンプライアンス推進委員会については、別に定める。

（利益相反マネジメント委員会）

第10条 本学における利益相反を適切にマネジメントし、健全な産学官連携活動の推進を図ることを目的として、最高管理責任者の下に、利益相反マネジメント委員会を置く。

2 利益相反マネジメント委員会については、別に定める。

（研究倫理委員会）

第11条 本学における研究のうち、人間を直接の対象とし、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集し、又は採取して行う研究に係る基本方針を策定するとともに、当該研究に係る審査を適正かつ円滑に実施することを目的として、最高管理責任者の下に、研究倫理委員会を置く。

2 研究倫理委員会については、別に定める。

（不正防止計画の策定及び実施）

第12条 統括管理責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を策定し、実施しなければならない。

（公的研究費の取扱い）

第13条 本学における公的研究費の経理に係る取扱いは、文部科学省等が定める交付された公的研究費の使用に関するルール並びに本学における経理規則、固定資産及び物品調達規則、固定資産及び用品管理規則、旅費規則、成蹊大学海外出張規則、成蹊大学教員研修費支給基準並びにこれらに基づく定めによるものとする。

2 本学における公的研究費その他の取扱いについては、次の号に定めるところによる。

（1）成蹊大学科学研究費助成事業の取扱いに関する規則

（2）競争的資金に係る間接経費の使用に関する規則

（3）競争的資金に係る間接経費の支出費目に関する申合せ

（学内研究費の取扱い）

第14条 本学における学内研究費の取扱いについては、前条第1項に定めるもののほか成蹊大学個人研究費に関する内規、成蹊大学全学教育講師並びに成蹊学園国際教育センター常勤講師及び成蹊大学常勤講師の研究費に関する申合せ及びその他学内研究費の使用に関する定めによる。

（研究データの取扱い）

第15条 研究活動を行う構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データ（実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等という。以下同じ。）を一定期間保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

2 本学における研究データの保存及び開示に関する基本的な取扱いについては、別に定める。
(検収体制)

第16条 本学における、研究費により購入した物品及び研究費により行う物品の保守・点検等の役務に対する検収については、成蹊大学検収体制に関する規則の定めるところによる。
(監査体制)

第17条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に管理するため、年に一度、内部監査室に依頼し、大学全体の視点から監査を実施するものとする。

2 内部監査室は、監査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(モニタリング体制)

第18条 統括管理責任者は、公的研究費を適正に管理するため、推進責任者の協力を得て、大学全体の視点からモニタリングを実施するものとする。

(相談窓口の設置)

第19条 公的研究費の事務処理手続に関する本学内外からの相談受付窓口は、学長室研究助成課に設置する。

(通報義務)

第20条 研究上の不正行為の疑いがあると思料する者は、本学が設置する通報窓口にて告発又は情報提供するものとする。

2 通報窓口は、学長室総合企画課に設置する。

3 通報窓口における告発又は情報提供の取扱いについては、別に定める。

(研究上の不正行為への対応)

第21条 本学において研究費の不正使用及び研究活動の不正行為が生じた場合の措置については、各々別に定める。

(規則の改廃)

第22条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2014年10月8日制定)

この規則は、2014年10月8日から施行し、2014年10月1日から適用する。

附 則 (2015年3月4日一部改正)

1 この規則は、2015年3月4日から施行する。

2 成蹊大学における公的研究費の取扱いに関する規則(2013年10月9日大学評議会制定)は、廃止する。

附 則 (2015年4月8日一部改正)

この規則は、2015年4月8日から施行する。

附 則 (2015年10月28日一部改正)

この規則は、2015年10月28日から施行する。

附 則 (2017年3月8日一部改正)

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2017年10月4日一部改正)

この規則は、2017年10月4日から施行する。

附 則 (2018年5月9日一部改正)

この規則は、2018年5月9日から施行し、2018年4月1日から適用する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2020年7月1日一部改正)

この規則は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2021年3月10日一部改正)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2022年3月9日一部改正)

この規則は、2022年4月1日から施行する。

別表 推進責任者 (第6条関係)

部 局		推進責任者	
経済学部	(経済経営研究科)	学部長	(研究科長)
経営学部		学部長	
理工学部 (理工学研究科)・理工学研究所		学部長 (研究科長)	
文学部 (文学研究科)		学部長 (研究科長)	
法学部 (法学政治学研究科)		学部長 (研究科長)	
総務部 (人事課)		部長	
財務部 (経理課・管財課)		部長	
学長室 (総合企画課・研究助成課)		室長	
大学図書館		図書館長	
大学高等教育開発・支援センター		センター所長	
大学アジア太平洋研究センター		センター所長	
大学国際教育センター		センター所長	
大学サステナビリティ教育研究センター		センター所長	
Society 5.0研究所		所長	
全学教育委員会		委員長	

成蹊大学研究コンプライアンス推進委員会規則

制 定 2014年12月3日
大 学 評 議 会
最新改正 2019年5月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第9条第2項の規定に基づき、成蹊大学(以下「本学」という。)における研究上の不正行為を防止し、本学の構成員に対し、研究コンプライアンスの遵守を促すことを目的として設置する成蹊大学研究コンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に係る不正防止対策の策定に関する事項
- (2) 研究コンプライアンス教育に関する事項
- (3) 研究倫理教育に関する事項
- (4) 部局における競争的資金等の管理及び執行に係るモニタリングに関する事項
- (5) 最高管理責任者が諮問する事項
- (6) その他委員会が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究コンプライアンス統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)
- (2) 研究コンプライアンス推進責任者
- (3) 研究助成課長
- (4) その他最高管理責任者が委嘱した者

(委員長)

第4条 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

(任期)

第5条 第3条第1号、第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、その職の在任期間とする。

2 第3条第4号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、議決をしたときは、遅滞なく、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(事務の所管)

第8条 委員会に関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (2014年12月3日制定)

この規則は、2014年12月3日から施行する。

附 則 (2015年10月28日一部改正)

この規則は、2015年10月28日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

成蹊大学研究倫理ガイドライン

制 定 2012年2月8日
大学評議会
最新改正 2023年3月8日

1 目的

このガイドラインは、成蹊大学（以下「本学」という。）の内外において、人間を直接の対象とし、その個人の行動、心身等に関する情報を収集して行われる研究を行うすべての研究者が守るべき行動、態度等に関し必要な事項を定めることにより、研究の円滑かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人間を対象とする研究 人間を直接の対象とし、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集し、又は採取して行う研究をいう。
- (2) 研究者 本学に所属する専任教員、学部生、大学院生、研究員等、本学で研究活動に従事するすべての者をいう。
- (3) 研究対象者 研究を実施される者（研究を実施されることを求められた者を含む。）又は研究に用いられることとなる人間由来の情報及びデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）を取得された者をいう。
- (4) 研究対象者等 研究対象者に加えて、代諾者を含めたものをいう。
- (5) 個人情報 成蹊学園個人情報の保護に関する規則（以下「個人情報保護規則」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- (6) 個人に関する情報、データ等 個人の思想、知識、行動、個人環境、身体等に関する情報及びデータ並びに人間由来の情報及びデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。
- (7) 匿名加工情報 個人情報保護規則第2条第11号に規定する匿名加工情報をいう。
- (8) インフォームド・コンセント 研究の実施又は継続に関する研究対象者等の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について研究者又は人間由来の情報及びデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。
- (9) 代諾者 研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者又は人間由来の情報及びデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）の提供のみを行う者に対してインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者をいう。

3 基本方針

人間を対象とする研究を行う者は、個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法並びに手段によりその研究を遂行するとともに、次に掲げる基本方針を遵守しなければならない。

- (1) 人間を対象とする研究を行う者は、このガイドライン、個人情報保護規則等本学が定める規則及び法令、所轄庁の告示、指針等を遵守しなければならない。
- (2) 研究の実施に際しては、研究対象者の人権を最大限に尊重し、科学的及び社会的に意義のある研究の遂行に努めなければならない。
- (3) 研究者が個人に関する情報、データ等を収集し、又は採取する場合は、研究対象者に身体的又は精神的な負担、苦痛等をできる限り与えないよう、適切な方法で行わなければならない。
- (4) 研究及びその関連業務に従事する者は、役割を遂行するために必要な教育及び訓練を受けていること、又は当該研究を実施した経験を有していることを要する。ただし、学生が行う研究活動については、指導教員がこのガイドラインに則り適切に指導しなければならない。
- (5) 外国において、個人情報及び個人に関する情報、データ等を収集し、又は採取するときは、当該

外国が定める諸規則に従い、適切に対応しなければならない。

4 研究者の説明責任

- (1) 研究者は、研究の実施に先立ち、研究対象者に対して、研究の目的、研究成果の発表方法等、研究計画について事前に分かりやすく説明しなければならない。
- (2) 研究者は、個人情報及び個人に関する情報、データ等を収集し、又は採取するにあたり、研究対象者に対し、何らかの身体的若しくは精神的な負担、苦痛又は危険性を伴うことが予見される場合には、その予見される状況を、可能な限り事前に分かりやすく説明しなければならない。

5 インフォームド・コンセントにおける諸注意

- (1) 研究者は、個人情報及び個人に関する情報、データ等を収集し、又は採取するときは、事前に研究対象者の自由意思に基づく同意を得なければならない。この場合において、同意には、個人情報及び個人に関する情報、データ等の取扱い、発表の方法等に関する事項を含むものとする。
- (2) 研究者は、研究対象者が18歳未満の場合には、本人、保護者等の同意を得なければならない。ただし、第8号に該当する場合は、この限りでない。
- (3) 研究者は、研究対象者が障がい等により同意する能力がないと判断される場合には、代諾者からの同意を得なければならない。
- (4) 研究対象者からの同意は、原則として文書により行う。この場合において、何らかの身体的若しくは精神的な負担、苦痛又は危険性を伴うことが予見される場合には、必ず文書をもって同意を得なければならない。
- (5) 研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。ただし、研究対象者が同意を撤回したときは、速やかに当該個人情報及び当該個人に関する情報、データ等を廃棄しなければならない。
- (6) 研究者は、研究対象者から個人情報又は個人に関する情報、データ等の開示を求められたときは、当該研究対象者に係るものについて、これを開示しなければならない。
- (7) 研究者は、研究活動が終了し、収集した個人情報及び個人に関する情報、データ等を使用しなくなったときは、これを直ちに廃棄しなければならない。ただし、匿名加工情報、データ等を活用する場合は、この限りでない。
- (8) 研究対象者の意思に回答が委ねられている調査で、無記名であり、その他の個人情報を収集しないもの又は質問内容により何らかの身体的若しくは精神的な負担、苦痛又は危険性がないと想定されるものについては、インフォームド・コンセントの手続を省略し、質問への回答をもって研究対象者からの同意に代えることができる。
- (9) 研究の真の目的を説明することにより、研究の価値を著しく損ね、又は実施そのものが不可能となる場合で、事前の説明ができないとき、虚偽の説明をせざるを得ないとき又は事前に同意をとることが困難なときは、何らかの身体的若しくは精神的な負担、苦痛又は危険性がないと想定される場合に限り、事後速やかに、研究対象者に対して研究の真の目的を説明し、同意を得ることとする。

6 第三者への委託

- (1) 研究者が個人情報及び個人に関する情報、データ等の収集を第三者に委託する場合は、このガイドラインの趣旨に則った契約を交わさなければならない。この場合において、研究者は、研究対象者から第三者への委託目的等について説明を求められたときは、研究対象者に直接説明しなければならない。
- (2) 外国において研究活動を行う場合で、個人情報及び個人に関する情報、データ等の収集又は採取を第三者に委託するときは、当該外国が定める諸規則に従い、適切に対応しなければならない。

7 授業等における収集・採取

研究者が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生に対し個人情報及び個人に関する情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得なければならない。この場合において、研究者は、個人情報及び個人に関する情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

8 研究計画等の審査

- (1) 人間を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査は、研究申請者からの事前の申請書、研究計画書その他添付資料に基づき、成蹊大

学研究倫理委員会において行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、倫理的に問題となる事態は生じないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、研究計画等の審査に係る申請を行わなくても差し支えないものとする。

ア 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究

イ 匿名加工情報のみを用いる研究

(3) 他の研究機関との共同研究であって、既に他の研究機関の倫理委員会において研究計画等の承認を受けている場合は、本学における審査を要しない。ただし、他の研究機関に倫理委員会がなく、本学において審査を希望する場合は、原則として、当該研究者が担当する研究計画等の範囲において申請することができる。

9 事務の所管

このガイドラインに関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

10 改廃

このガイドラインの改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

このガイドラインは、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2015年6月3日一部改正)

このガイドラインは、2015年6月3日から施行する。

附 則 (2017年10月4日一部改正)

このガイドラインは、2017年10月4日から施行する。

附 則 (2018年6月6日一部改正)

このガイドラインは、2018年6月6日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

このガイドラインは、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2023年3月8日一部改正)

このガイドラインは、2023年3月8日から施行する。

成蹊大学研究倫理委員会規則

制 定 2012年2月8日
大 学 評 議 会
最新改正 2021年3月10日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第11条第2項の規定に基づき、成蹊大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、人間を直接の対象とし、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集し、又は採取して行う研究（以下「人間を対象とする研究」という。）の基本方針を策定するとともに、当該研究に係る審査を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 人間を対象とする研究に係る規則、成蹊大学研究倫理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）等の制定・改廃に関すること。
- (2) 人間を対象とする研究の実施計画、公表計画等（以下「研究計画等」という。）の実施の適否に係る審査に関すること。
- (3) その他学長が諮問する事項

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長
 - (2) 各学部から選出された委員 各1名
 - (3) 研究助成課長
- 2 研究計画等の審査に当たり、専門的な事項の調査、審議等を行う必要がある場合で、委員会が必要と認めるときは、委員長は、専門委員を委嘱することができる。
- 3 前項の専門委員の委嘱は、当該研究計画等の審査が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員長は、学長が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第7条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員会は、研究計画等の審査を申請した者その他委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 第4条第1項に掲げる委員が、研究計画等の審査を申請する場合（共同研究者としてかかわる場合を含む。）は、当該審査に係る議事に加わることができない。

(議事録の作成)

第8条 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。

(申請)

第9条 研究計画等の審査を希望する研究者（以下「研究代表者」という。）は、人間を対象とする研究倫理審査申請書等の必要書類を、所属の学部長、研究科長又は機関長（以下「学部長等」という。）を経て、委員長に提出するものとする。

(審査基準)

第10条 委員会は、研究代表者から提出された当該申請書等の必要書類に基づき、研究計画等に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) ガイドライン、法令、学会等の指針等に適合しており、かつ、研究対象者へのインフォームド・

コンセント等必要な手続がなされていること。

(2) 倫理的及び科学的な見地から適正かつ妥当な内容であり、実施に当たり必要な安全を確保していること。

(審査結果)

第11条 委員長は、研究計画等の審査結果について、審査結果通知書により、速やかに研究代表者に通知するとともに、学長及び所属の学部長等に報告しなければならない。

(研究計画等の変更)

第12条 前条の判定を受けた研究代表者が、当該研究計画等のうち第10条に定める審査基準にかかわる事項を変更するときは、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

2 研究計画等の変更の申請、審査等の手続については、第9条から前条までの規定を準用する。

(異議申立て)

第13条 研究代表者は、第11条の審査結果及び次条の調査結果に不服があるときは、通知のあった日から起算して2週間以内に、所属の学部長等を経て、書面により委員長に対して異議を申し立てることができる。

2 委員長は、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、速やかに再審査を行わなければならない。

(履行状況調査及び是正措置)

第14条 委員会は、承認した研究計画等が適切に実施されているかを随時調査することができる。

2 委員長は、前項の調査の結果、研究活動が研究計画等と異なると認めるとき又は法令等に違反していると認めるときは、委員会の議を経て、研究代表者に対し、研究方法の改善若しくは研究の一時停止を勧告し、又は研究計画等の承認を取り消すことができる。

3 委員長は、前項の措置を講じたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(研究結果の報告)

第15条 研究代表者は、当該研究が終了したときは、遅滞なく、研究結果報告書を所属の学部長等を経て、委員長に提出しなければならない。

2 研究代表者は、実施計画が複数年度にわたる場合には、各年度末に、研究経過報告書を所属の学部長等を経て、委員長に提出しなければならない。

3 委員長は、前2項に規定する報告書の提出を受けたときは、学長に報告する。

(守秘義務)

第16条 委員は、研究計画等に記載された研究対象者に関する情報、広義の知的財産となる可能性のある調査方法等、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務の所管)

第17条 委員会に関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

(規則の改廃)

第18条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2012年2月8日制定)

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2015年6月3日一部改正)

この規則は、2015年6月3日から施行する。

附 則 (2017年10月4日一部改正)

この規則は、2017年10月4日から施行する。

附 則 (2019年1月16日一部改正)

この規則は、2019年1月16日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2021年3月10日一部改正)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

成蹊大学利益相反マネジメント委員会規則

制 定 2017年3月8日
大 学 評 議 会
最新改正 2019年5月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第10条第2項の規定に基づき、健全な産学官連携活動の推進を図るため、成蹊大学(以下「本学」という。)における利益相反を適切に管理すること(以下「利益相反マネジメント」という。)を目的として設置する成蹊大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反に係る広報及び啓発に関する事項
- (2) 利益相反に係るモニタリング、自己申告等の施策に関する事項
- (3) 利益相反に係る相談・助言等に関する事項
- (4) モニタリング及び自己申告に基づく審査に関する事項
- (5) 利益相反が生じた場合の措置に関する事項
- (6) 利益相反に係る社会への情報開示に関する事項
- (7) その他利益相反に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究コンプライアンス統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 研究科長
 - (5) 学長室長
 - (6) 財務部長
- 2 委員会が必要と認める場合は、本学の教職員以外の者で、利益相反に関する専門知識又は高度な実務経験若しくは学識経験を有する者を委員として委員会の審議に加えることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、その職の在任期間とする。ただし、第3条第2項に規定する委員の任期は、その都度研究コンプライアンス最高管理責任者(以下「最高管理責任者」という。)が定める。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会が必要と認めた場合には、下部組織を設け、第2条各号に掲げる事項の審議及び調査等付随する業務を委任することができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会の決議に利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。
- 4 委員長は、議決をしたときは、遅滞なくその結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(議事録の作成)

第8条 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記載する。

(審査結果等の通知)

第9条 委員長は、第2条第4号から第7号に定める事項について議決したときは、遅滞なくその審査結果及び改善指導、是正勧告等の措置（以下「審査結果等」という。）を当該教職員に通知しなければならない。

(不服申立て)

第10条 前条の審査結果等に対し不服がある場合は、当該教職員は、審査結果等の通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により委員会に対し不服申立てをすることができる。

2 委員会は、不服申立てを受けたときは、速やかに再審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、不服申立てをした者（以下「不服申立者」という。）に通知する。

3 不服申立者は、再審議の結果に対し再度不服申立てをすることができない。

(守秘義務)

第11条 利益相反マネジメントに関わった者は、正当な理由なく、委員会等における活動等によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(学外への情報公開)

第12条 委員会は、委員会が必要と認めた場合は、成蹊学園個人情報の保護に関する規則の下、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することができる。

(事務の所管)

第13条 委員会に関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2017年3月8日制定)

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

校地面積

学部	学科	収容定員	計算式	必要校地面積	大学の校地面積
経済学部	経済数理学科	320	=7880*10	78800	166397.63
	現代経済学科	680			
理工学部	理工学科	1680			
	英語英米文学科	424			
文学部	日本文学科	336			
	国際文化学科	420			
	現代社会学科	420			
法学部	法律学科	1096			
	政治学科	624			
経営学部	総合経営学科	1280			
国際共創学部	国際共創学科	600			
計		7880			

校舎面積

学部	学科	学部の種類	収容定員(学科)	収容定員(学部)	計算式(表イ)	最大値	計算式(表ハ)	収容定員*表ハ	大学の校舎面積	備考		
経済学部	経済数理学科	経済学関係	320	1000	801人以上の場合 =(1000-800)*1322÷ 400+4958	5619	4462	46723.8	97,097.64	表イに基づき、 理学関係と工学 関係でそれぞれ 計算して出た面 積を更に半分にし、 その合計を 基準面積とする。		
	現代経済学科		680	1680	(理学関係) 801人以上の場合 =(1680-800)*3140÷400+8925 =15833 15833÷2=7916.5...① (工学関係) 801人以上の場合 =(1680-800)*4628÷ 400+1239=21420.6 21420.6÷2=10710.3...② ①+②=18626.8	18626.8						
理工学部	理工学科	理学関係 工学関係	1680	1680	(工学関係) 801人以上の場合 =(1680-800)*4628÷ 400+1239=21420.6 21420.6÷2=10710.3...② ①+②=18626.8	18626.8					○	
			英語英米文学科	424	1600	801人以上の場合 =(1600-800)*1322÷ 400+4958					7602	6446
			日本文学科	336								
国際文化学科	420											
法学部	法律学科	法学関係	1096	1720	801人以上の場合 =(1720-800)*1322÷ 400+4958	7998.6					7107	
	政治学科		624	1280	801人以上の場合 =(1280-800)*1322÷ 400+4958	6544.4					5785	
経営学部	総合経営学科	経済学関係	1280	1280	801人以上の場合 =(1280-800)*1322÷ 400+4958	6544.4					5785	
国際共創学部	国際共創学科	文学関係 理学関係	600	600	(文学関係) 800人までの場合 =(600-400)*1653÷ 400+3305 =4131.5 4131.5÷2=2065.75...① (理学関係) 800人までの場合 =(600-400)*3140÷ 400+5785=7355 7355÷2=3677.5...② ①+②=5743.25	5743.25					(2975+5619)÷ 2=4297	表イに基づき、 文学関係と理学 関係でそれぞれ 計算して出た面 積を更に半分にし、 その合計を 基準面積とする。

国際共創学部時間割

前期 後期	曜日	時限	区分	科目名	担当者	必修	学年	開講数	予定教室	教室名	
前期	月	1	ゼミナール科目	アカデミック・スキルズⅠ<1>～<8>	藤原、他7名	○	1	8	西一号館8教室	西一号館202～210教室	
		2	基盤	共通文理	Intercultural Communication<1>～<3>	増田、他2名	○	1	6	西一号館3教室	西一号館202～204教室
			グローバル科目		Japanese Art	平山		2	1	西一号館1教室	西一号館205教室
			発展科目	文化	国際日本文化特殊講義	山崎、非常勤		3	2	西一号館2教室	西一号館206,208教室
		3	基盤	共通文理	Intercultural Communication<4>～<6>	増田、他2名	○	1	6	西一号館3教室	西一号館202～204教室
			グローバル科目		Japanese Contemporary Issues	墓田桂(文)		2	1	西一号館1教室	西一号館205教室
			日本語教員養成コース科目		日本語教育実習<1>	山下		3	4	西一号館1教室	西一号館206教室
		4	日本語教員養成コース科目		日本語教育事情	未定		1	1	西一号館1教室	西一号館202教室
			基盤	共通文理	コンテンツ・デザイン	非常勤		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室
			日本語教員養成コース科目		日本語教育実習<2>	未定		3	4	西一号館1教室	西一号館206教室
		5	基盤	共通文理	国際共創入門	藤原、他13名	○	1	1	オンライン授業	
			発展科目	地理・地域	地理学・地域学特殊講義(持続観光開発論)	小室		3	1	西一号館1教室	西一号館203教室
	発展科目		文化	国際日本文化特殊講義	山崎、非常勤		3	2	西一号館2教室	西一号館206,208教室	
	火	1	基盤	共通文理	データサイエンス基礎<1>～<2>	高瀬、石井	○	1	4	西一号館2教室	西一号館102～103教室
			基盤	自然科学系	熱力学基礎	非常勤		2	1	西一号館1教室	西一号館111教室
			グローバル科目		Geography	三宅		2	1	西一号館1教室	西一号館202教室
		2	基盤	共通文理	データサイエンス基礎<3>～<4>	石井、清水達郎	○	1	4	西一号館2教室	西一号館102～103教室
			日本語教員養成コース科目		日本語の学習と習得<1>～<2>	山下、未定		1	2	西一号館2教室	西一号館202～203教室
			発展科目	文化	国際日本文化論	寺本		2	1	西一号館1教室	西一号館104教室
		3	基盤科目	人文学系	地域と暮らし	トゥーレン		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室
			発展科目	文化	日本の美学・美術史	平山		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室
			発展科目	環境	科学シミュレーション	非常勤		3	1	西一号館1教室	西一号館104教室
		4	発展科目	文化	ことばと認知	初山泰斗		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室
			ゼミナール科目		演習Ⅰ<1>～<7>	基幹教員7名	○	3	14	西一号館7教室	西一号館202～209教室
発展科目			環境	環境問題と国際社会	客員		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室	
5	ゼミナール科目		演習Ⅰ<8>～<14>	基幹教員7名	○	3	14	西一号館7教室	西一号館202～209教室		
	1	基盤科目	自然科学系	自然科学基礎A(物理学・化学)	藤原		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室	
		発展科目	地理・地域	経済地理学	小田		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室	
発展科目		環境	環境データ解析	非常勤		3	1	西一号館1教室	西一号館104教室		
2	基盤科目	自然科学系	微分積分学	石井		2	1	西一号館1教室	西一号館202教室		
	発展科目	文化	メディアと日本文化	バラニャク		2	1	西一号館1教室	西一号館111教室		
	発展科目	環境	地球環境保全学	植木		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
3	基盤科目	人文学系	現代文化論	バラニャク		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
	グローバル科目		Topics in Japanese Culture<1>	トゥーレン		2	2	西一号館1教室	西一号館202教室		
	発展科目	地理・地域	地理情報科学	財城		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
4	基盤科目	人文学系	グローバル・ヒストリーと日本	寺本		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
	日本語教員養成コース科目		対照言語学	未定		1	1	西一号館1教室	西一号館202教室		
	グローバル科目		Topics in History<1>	エヴァン(営)		2	2	西一号館1教室	西一号館203教室		
5	発展科目	地理・地域	水文学	非常勤		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
	基盤科目	自然科学系	数学基礎<1>～<2>	高瀬、石井		1	2	西一号館2教室	西一号館102、103教室		
	日本語教員養成コース科目		日本語教育概論<1>～<2>	山下、未定		1	2	西一号館2教室	西一号館104、105教室		
6	グローバル科目		Language and Literature<1>～<2>	小林、遠藤(文)		2	4	西一号館2教室	西一号館108、109教室		
	発展科目	地理・地域	地形学	植木		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
	発展科目	環境	環境データ解析	非常勤		3	1	西一号館1教室	西一号館104教室		
木	1	フィールド・実践科目		フィールドワーク入門<1>～<4>	高橋、大槻、他2名	○	1	4	西一号館4教室	西一号館202～205教室	
		グローバル科目		Regional Studies<1>	エヴァン(営)		2	2	西一号館1教室	西一号館104教室	
		フィールド・実践科目		人文フィールド調査法	小田		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室	
	2	フィールド・実践科目		国内フィールドスタディ<1>～<3>	小田、高橋、小室		1	3	西一号館3教室	西一号館102、103、111教室	
		発展科目	環境	環境学	三宅		2	1	西一号館1教室	西一号館109教室	
		グローバル科目		Special Seminar<1>～<3>	平山、他2名		2	6	西一号館3教室	西一号館202～204教室	
	3	フィールド・実践科目		理学基礎実験	藤原、非常勤		1	1	西一号館実験室	西一号館実験・実習室	
		発展科目	文化	生活文化論	客員		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室	
		発展科目	地理・地域	国内地域研究	三宅		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室	
	4	基盤科目	人文学系	日本語学入門A	初山泰斗		1	1	西一号館1教室	西一号館202教室	
		グローバル科目		Topics in Political Studies	非常勤		2	1	西一号館1教室	西一号館203教室	
		基盤科目	自然科学系	自然科学基礎D(地球生命科学)	非常勤		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室	
金	1	フィールド・実践科目		共創プロジェクト<1>	客員		2	2	西一号館1教室	西一号館102教室	
		グローバル科目		Japanese Economy	井上智夫(済)		2	1	西一号館1教室	西一号館104教室	
	2	フィールド・実践科目		海外フィールドスタディ<1>	客員		2	2	西一号館1教室	西一号館102教室	
		発展科目	地理・地域	経済地理学	小田		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室	
	3	グローバル科目		Global Career Design	藤田玲子(営)		2	1	西一号館1教室	西一号館104教室	
		発展科目	地理・地域	観光地理学	小室		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室	
		発展科目	文化	多文化共生論	大槻		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室	
	4	発展科目	環境	地球資源科学	非常勤		2	1	西一号館1教室	西一号館111教室	
		基盤科目	自然科学系	環境科学基礎	藤原		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室	
		発展科目	地理・地域	歴史地理学	高橋		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室	
	5	発展科目	地理・地域	海外地域研究	三宅		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室	
		発展科目	環境	地球環境学特殊講義(グローバル気候学)	財城		3	1	西一号館1教室	西一号館103教室	
集中		ゼミナール科目	卒業研究Ⅰ<1>～<14>	藤原、他13名	○	4	14	各研究室	各研究室		

国際共創学部時間割

前期 後期	曜日	時限	区分	科目名	担当者	必修	学年	開講数	予定教室	教室名			
前期	月	1	ゼミナール科目	アカデミック・スキルズⅡ<1>～<8>	藤原、他7名	○	1	8	西一号館8教室	西一号館202～210教室			
		2	ゼミナール科目	統計学基礎<1>～<2>	石井、小川健次郎	○	1	4	西一号館2教室	西一号館104、105教室			
			基盤科目	人文学系	現代地域論	小田		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
			基盤科目	自然科学系	データサイエンス発展	清水達郎		3	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
		3	ゼミナール科目	統計学基礎<3>～<4>	石井、小川健次郎	○	1	4	西一号館2教室	西一号館104、105教室			
			日本語教員養成コース科目	日本語教育方法論	未定		1	2	西一号館2教室	西一号館202～203教室			
			日本語教員養成コース科目	言語の構造	未定		1	1	西一号館1教室	西一号館204教室			
			グローバル科目	Japanese Popular Culture	バラニャク		2	1	西一号館1教室	西一号館205教室			
			発展科目	環境	企業行動とサステナビリティ	客員		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
		4	基盤科目	共通文理	東京・武蔵野論	高橋		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
			日本語教員養成コース科目	日本語教授法	未定		1	1	西一号館1教室	西一号館104教室			
			グローバル科目	Japanese Linguistics	山下		2	1	西一号館1教室	西一号館105教室			
			発展科目	環境	気象学	藤原		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
		5	基盤科目	人文学系	現代社会とアート	平山		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
			グローバル科目	Phonetics and Phonology	増田		2	1	西一号館1教室	西一号館104教室			
			発展科目	文化	多文化社会と言語政策	野村和之		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
		後期	火	1	基盤科目	共通文理	サステナビリティ概論	小田	○	1	1	西一号館不可	6号館301教室
					グローバル科目	Climate and Nature	財城		2	1	西一号館1教室	西一号館104教室	
					発展科目	環境	複雑系科学	非常勤		3	1	西一号館1教室	西一号館103教室
				2	基盤科目	人文学系	日本語学入門B	山下		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室
					グローバル科目	Law in Society	穴戸聖（法）		2	1	西一号館1教室	西一号館104教室	
				3	発展科目	環境	環境数理学	高瀬		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室
					発展科目	文化	異文化交流論	寺本		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室
				4	発展科目	環境	情報セキュリティの理論	石井		3	1	西一号館1教室	西一号館103教室
					発展科目	文化	マンガ文化論	客員		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室
5	ゼミナール科目			演習Ⅱ<1>～<7>	基幹教員7名	○	3	14	西一号館7教室	西一号館202～209教室			
	グローバル科目			Regional Studies<2>	非常勤		2	2	西一号館1教室	西一号館104教室			
	ゼミナール科目			演習Ⅱ<8>～<14>	基幹教員7名	○	3	14	西一号館7教室	西一号館202～209教室			
後期	水			1	基盤科目	自然科学系	自然科学基礎B（地球・宇宙科学）	非常勤		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室
					基盤科目	人文学系	国際社会学	大槻		1	1	西一号館1教室	西一号館103教室
					ゼミナール科目	英語文献購読<1>～<6>	財城、他5名	○	2	6	西一号館6教室	西一号館202～208教室	
		2	基盤科目	自然科学系	自然科学基礎C（数理学）	高瀬		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
			基盤科目	人文学系	人文地理学	小室		1	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
			基盤科目	自然科学系	統計学発展	石井		2	1	西一号館1教室	西一号館111教室		
			グローバル科目	Topics in Business	吉益美穂		1	1	西一号館1教室	西一号館104教室			
		3	基盤科目	自然科学系	線形代数学	高瀬		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
			グローバル科目	Topics in Japanese Culture<2>	客員		2	2	西一号館1教室	西一号館104教室			
		4	基盤科目	自然科学系	自然地理学	植木		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
			グローバル科目	Topics in History<2>	寺本		2	2	西一号館1教室	西一号館104教室			
		5	日本語教員養成コース科目	日本語教育実習<3>～<4>	山下、未定		3	4	西一号館2教室	西一号館105、108教室			
			基盤科目	自然科学系	環境史	財城		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
			グローバル科目	Language and Literature<3>～<4>	志賀（済）、ヴェラスコ		2	4	西一号館2教室	西一号館105、108教室			
		後期	木	1	フィールド・実践科目	環境科学実験	非常勤		1	1	西一号館1教室	西一号館実験・実習室	
発展科目	文化				ファッション文化論	トゥーレン		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
フィールド・実践科目	自然環境フィールド調査法				植木		2	1	西一号館1教室	西一号館109教室			
2	フィールド・実践科目			国際協力論	客員		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室			
	グローバル科目			Special Seminar<4>～<6>	大槻、他2名		2	6	西一号館3教室	西一号館202～204教室			
3	発展科目			文化	比較美術	平山		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
	基盤科目			人文学系	ことばと文化	山崎		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
4	発展科目			文化	映像文化論	バラニャク		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
	基盤科目			共通文理	プログラミングの基礎	非常勤		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
5	グローバル科目			Science and Technology	小川貴宏（理）		2	1	西一号館1教室	西一号館104教室			
	日本語教員養成コース科目			日本語教育理解と実践	未定		1	1	西一号館1教室	西一号館104教室			
後期	金			1	フィールド・実践科目	共創プロジェクト<2>	トゥーレン		2	2	西一号館1教室	西一号館102教室	
					フィールド・実践科目	海外フィールドスタディ<2>	三宅		2	2	西一号館1教室	西一号館102教室	
				3	発展科目	地理・地域	地域創生論	非常勤		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室
					発展科目	地理・地域	地域資源論	高橋		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室
		4	発展科目	環境	地球環境学特殊講義（地球・宇宙環境学）	藤原		3	1	西一号館1教室	西一号館103教室		
			発展科目	地理・地域	都市防災学	植木		2	1	西一号館1教室	西一号館102教室		
		5	日本語教員養成コース科目	言語学講義（言語と社会）	未定		1	1	西一号館1教室	西一号館102教室			
発展科目	環境		気候変動論	財城		2	1	西一号館1教室	西一号館103教室				
集中		ゼミナール科目	卒業研究Ⅱ<1>～<14>	藤原、他13名	○	4	14	各研究室	各研究室				

■分野：「日本」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Discover Japan：ディスカバー・ジャパン：日本の魅力、再発見	和	冊子
Harvard business review：Diamondハーバード・ビジネス・レビュー [日本版]	和	冊子
National geographic 日本版	和	冊子
Newsweek：the international newsmagazine 日本版	和	冊子
Voice：21世紀の新しい日本を共に創る月刊誌	和	冊子
会計・監査ジャーナル：日本公認会計士協会機関誌：公認会計士と企業・法人を結ぶ情報誌	和	冊子
女性学：日本女性学会学会誌	和	冊子
前衛：the zenei：日本共産党中央機関雑誌	和	冊子
チベット文化研究会報：日本とチベット	和	冊子
ドイツ研究：日本ドイツ学会機関誌	和	冊子
日経サイエンス：Scientific American日本版	和	冊子
日本画像学会誌	和	冊子
日本歌謡研究	和	冊子
日本近代文学	和	冊子
日本近代文学館年誌：資料探索	和	冊子
日本経済新聞 縮刷版	和	冊子
日本経済新聞	和	冊子
日本経済法学会年報	和	冊子
日本研究	和	冊子
日本現代詩歌研究	和	冊子
日本語学	和	冊子
日本語教育	和	冊子
日本古書通信	和	冊子
日本語の研究	和	冊子
日本語文法	和	冊子
日本史研究	和	冊子
日本女子大学総合研究所紀要	和	冊子
日本政策金融公庫調査月報：中小企業の今とこれから	和	冊子
日本統計学会誌. シリーズJ	和	冊子
日本図書館情報学会誌	和	冊子
日本不動産学会誌	和	冊子
日本文学研究ジャーナル	和	冊子
日本文学誌要	和	冊子
日本文学論究	和	冊子
日本文学論叢：法政大学大学院日本文学科研究誌	和	冊子
日本民俗学	和	冊子
日本歴史	和	冊子
日本労働研究雑誌	和	冊子
日本労働法学会誌	和	冊子
ふえらむ：日本鉄鋼協会会報	和	冊子
立正大学大学院日本語・日本文学研究	和	冊子
歴史と民俗：神奈川大学日本常民文化研究所論集	和	冊子

■分野：「音楽」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
音楽の友	和	冊子

■分野：「メディア」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
メディア研究	和	冊子

■分野：「地域・地域活性」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
季刊地域：ゆるがぬ暮らし	和	冊子
地域研究	和	冊子
地域研究ジャーナル	和	冊子
日経グローバル：地域創造のための専門情報誌	和	冊子

■分野：「文化・多文化」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
芸術文化研究	和	冊子
言語コミュニケーション文化	和	冊子
大東文化大学英米文学論叢	和	冊子
チベット文化研究会報：日本とチベット	和	冊子
ドイツ文化	和	冊子
東京女子大学比較文化研究所附置丸山眞男記念比較思想研究センター報告	和	冊子
徳島文理大学比較文化研究所年報	和	冊子
文化人類学	和	冊子
三井美術文化史論集	和	冊子
歴史と民俗：神奈川大学日本常民文化研究所論集	和	冊子

■分野：「比較文化」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
東京女子大学比較文化研究所附置丸山眞男記念比較思想研究センター報告	和	冊子
徳島文理大学比較文化研究所年報	和	冊子

■分野：「日本語教育」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
日本語教育	和	冊子

■分野：「美術史」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
美術史	和	冊子

■分野：「現代」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
現代史研究	和	冊子
現代思想	和	冊子
現代詩手帖	和	冊子
現代の図書館	和	冊子
日本現代詩歌研究	和	冊子

■分野：「社会」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
釧路公立大学紀要：社会科学研究	和	冊子
月刊社会教育	和	冊子
月刊社会民主	和	冊子
社会学年誌	和	冊子
社会学評論	和	冊子
社会政策	和	冊子
社会文学	和	冊子
社会保障研究	和	冊子
宗教と社会	和	冊子
人文社会科学研究	和	冊子
スポーツ社会学研究	和	冊子
ソシオロジスト：武蔵大学：武蔵社会学論集	和	冊子
帝京社会学	和	冊子
年報社会学論集	和	冊子
福祉社会研究	和	冊子

■分野：「環境、環境問題」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
環境新聞	和	冊子
環境と公害：自然と人間の共生を求めて	和	冊子

■分野：「自然災害、自然、災害」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
環境と公害：自然と人間の共生を求めて	和	冊子
釧路公立大学紀要、人文・自然科学研究	和	冊子

■分野：「地理、地理情報」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
季刊地理学	和	冊子
経済地理学年報	和	冊子
人文地理	和	冊子
地理	和	冊子
地理学評論	和	冊子
歴史地理学	和	冊子
歴史地理教育	和	冊子

■分野：「資源、地球資源学」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
エネルギー・資源	和	冊子

■分野：「企業、企業行動」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Mergers & acquisitions research report：MARR：企業がわかるM&Aに出会う月刊M&A情報誌：マー ル	和	冊子
会計・監査ジャーナル：日本公認会計士協会機関誌：公認会計士と企業・法人を結ぶ情報誌	和	冊子
企業会計	和	冊子
企業診断	和	冊子
日経トップリーダー：中堅・中小企業 経営者の実務情報誌	和	冊子
日本政策金融公庫調査月報：中小企業の今とこれから	和	冊子

■分野：「語学、語学教育」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Hana：韓国語学習ジャーナル：ハナ	和	冊子
聴く中国語：中国語学習月刊	和	冊子
計量国語学	和	冊子
国語学研究	和	冊子
日本語学	和	冊子
文学・語学	和	冊子
明海大学外国語学部論集	和	冊子

■分野：「英語学習」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
英語教育	和	冊子
片平：英語英文学論叢	和	冊子
新英語教育	和	冊子
成蹊英語英文学研究	和	冊子

■分野：「コミュニケーション」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
言語コミュニケーション文化	和	冊子

■分野：「地域研究」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
地域研究	和	冊子
地域研究ジャーナル	和	冊子

■分野：「Japan」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
English linguistics : journal of the English Linguistic Society of Japan	洋	冊子
The Japan News [English ed.]	洋	冊子
The Japan News [English ed.]	洋	冊子
Journal of the Physical Society of Japan	洋	冊子
M. E. R. I.'s monthly circular : survey of economic conditions in Japan	洋	冊子
Proceedings of the Japan Academy. Series A, Mathematical sciences	洋	冊子
Proceedings of the Japan Academy. Series B, Physical and biological sciences	洋	冊子

■分野：「Society」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
English linguistics : journal of the English Linguistic Society of Japan	洋	冊子
Journal of the Physical Society of Japan	洋	冊子

■分野：「Education」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Komaba journal of English education : KJEE	洋	冊子

■分野：「Learning English, English」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
English linguistics : journal of the English Linguistic Society of Japan	洋	冊子
The Japan News [English ed.]	洋	冊子
The Japan News [English ed.]	洋	冊子
Komaba journal of English education : KJEE	洋	冊子
Studies in English literature	洋	冊子

■分野：「Japanology, Japan Studies, Japanese Studies」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Journal of Japanese studies	洋	電子

■分野：「Japan」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Journal of the Physical Society of Japan (Online)	洋	電子
Japanese Journal of Sociology	洋	電子
Journal of Japanese studies	洋	電子
The Japanese economic review : the journal of the Japan Association of Economics and Econometrics	洋	電子
Japanese journal of political science	洋	電子

■分野：「Culture」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Boundary 2 / State University of New York (別名 Boundary 2 : an international journal of literature and culture)	洋	電子
Communication Culture Package ・ Journal of communication ・ Human Communication Research ・ Communication Theory ・ Journal of Computer - Mediated Communication ・ Communication, Culture and Critique	洋	電子
Media culture & society	洋	電子
Signs: Journal of Women in Culture and Society	洋	電子

■分野：「Cinema, Film」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Film quarterly	洋	電子
Screen : the journal of the society for education in film and television	洋	電子

■分野：「Television」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Screen : the journal of the society for education in film and television	洋	電子

■分野：「Modern」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
APS-ALL (APS JUSTICE Consortium Package) <i>Physical Review A, Physical Review B, Physical Review C, Physical Review D, Physical Review E, Physical Review Applied, Physical Review Fluids, Physical Review Letters, Physical Review Materials, Review of Modern Physics, PROLA (Physical Review Online Archive).</i>	洋	電子
Modern philology	洋	電子
Modernism/modernity	洋	電子
PMLA : publications of the Modern Language Association of America / Modern Language Association of America	洋	電子
Journal of modern history	洋	電子

■分野：「Contemporary」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Critique : Studies in contemporary fiction	洋	電子
Diacritics : a review of contemporary criticism	洋	電子

■分野：「Media」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Communication Culture Package <ul style="list-style-type: none"> • Journal of communication • Human Communication Research • Communication Theory • Journal of Computer - Mediated Communication • Communication, Culture and Critique 	洋	電子
Critical studies in media communication : CSMC	洋	電子
Media culture & society	洋	電子
Speculum : a journal of mediaeval studies / Medieval Academy of America	洋	電子

■分野：「Community」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Journal of Epidemiology and Community Health	洋	電子

■分野：「Development」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Economic development and cultural change	洋	電子
Population & Development Review	洋	電子
Regional studies : Journal of Regional Studies Association → Regional Studies Pack <ul style="list-style-type: none"> • Regional Studies(12N)→(M) • Area Development and Policy(3EJ) • Regional Studies Policy Impact Books 2N(EJ) • Spatial Economic Analysis(4N) • Territory, Politics, Governance(6N) 	洋	電子

■分野：「Human Society」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Human factors : the journal of the Human Factors Society	洋	電子
Human-Computer Interaction	洋	電子
Communication Culture Package <ul style="list-style-type: none"> • Journal of communication • Human Communication Research • Communication Theory • Journal of Computer - Mediated Communication • Communication, Culture and Critique 	洋	電子
Victorian studies : a quarterly journal of the humanities, arts, and sciences / Indiana University	洋	電子

■分野：「Society」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Journal of the Operational Research Society (incl. Knowledge Management Research & Practice)	洋	電子
Operations research : the journal of the Operations Research Society of America	洋	電子
Human factors : the journal of the Human Factors Society	洋	電子
Journal of the Physical Society of Japan (Online)	洋	電子
The Journal of the Acoustical Society of America (JASA)	洋	電子
Ageing and Society	洋	電子
American speech : a quarterly of linguistic usage / American Dialect Society (incl. PADS(Publication of the American Dialect Society))	洋	電子
Discourse & society (including Discourse & Communication)	洋	電子
Labour history review : the bulletin of the Society for the Study of Labour History	洋	電子
Language : journal of the Linguistic Society of America	洋	電子
Language in Society	洋	電子
Media culture & society	洋	電子
Past and present / Past and Present Society	洋	電子
Rationality and Society	洋	電子
Screen : the journal of the society for education in film and television	洋	電子
Signs: Journal of Women in Culture and Society	洋	電子
Sociological inquiry : the quarterly journal of the International Sociology Honor Society	洋	電子
Econometrica : journal of the Econometric Society	洋	電子
Diplomatic history / Society for Historians of American Foreign Relations	洋	電子
Public administration review : journal of the American Society for Public Administration	洋	電子

■分野：「Language Education, Languages」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
English language and linguistics (plus Full Archive)	洋	電子
Language : journal of the Linguistic Society of America	洋	電子
Language and Education	洋	電子
Language and Intercultural Communication	洋	電子
Language in Society	洋	電子
Language Policy	洋	電子
Language Variation and Change	洋	電子
Natural language & linguistic theory	洋	電子
Natural language semantics : an international journal of semantics and its interfaces in grammar (for Non-Corporate)	洋	電子
PMLA : publications of the Modern Language Association of America / Modern Language Association of America	洋	電子
Review of English studies. New series : a quarterly journal of English literature and English language	洋	電子
The Language Learning Journal	洋	電子

■分野：「Education」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Language and Education	洋	電子
Screen : the journal of the society for education in film and television	洋	電子

■分野：「Learning English, English」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
College English / National Council of Teachers of English	洋	電子
English historical review	洋	電子
English language and linguistics (plus Full Archive)	洋	電子
English studies	洋	電子
Journal of English and Germanic philology (JEPG)	洋	電子
Review of English studies. New series : a quarterly journal of English literature and English language	洋	電子

■分野：「Communication」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Communications in Mathematical Physics	洋	電子
MSP Package (formerly: Mathematics Package) Algebra and Number Theory, Algebraic and Geometric Topology, Algebraic Statistics, Analysis and PDE, Annals of K-Theory, Communications in Applied Mathematics and Computational Science, Geometry and Topology, Innovations in Incidence Geometry, Involve, Mathematics and Mechanics of Complex Systems, Combinatorics and Number Theory, Probability and Mathematical Physics, Pure and Applied Analysis, Tunisian Journal of Mathematics.	洋	電子
Communication Culture Package ・ Journal of communication ・ Human Communication Research ・ Communication Theory ・ Journal of Computer - Mediated Communication ・ Communication, Culture and Critique	洋	電子
Critical studies in media communication : CSMC	洋	電子
Discourse & society (including Discourse & Communication)	洋	電子
Language and Intercultural Communication	洋	電子

■分野：「Management」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
Journal of the Operational Research Society (incl. Knowledge Management Research & Practice)	洋	電子

■分野：「Analysis」

学術雑誌等のタイトル名	和洋区分	形態
MSP Package (formerly: Mathematics Package) Algebra and Number Theory, Algebraic and Geometric Topology, Algebraic Statistics, Analysis and PDE, Annals of K-Theory, Communications in Applied Mathematics and Computational Science, Geometry and Topology, Innovations in Incidence Geometry, Involve, Mathematics and Mechanics of Complex Systems, Combinatorics and Number Theory, Probability and Mathematical Physics, Pure and Applied Analysis, Tunisian Journal of Mathematics.	洋	電子
Linguistic analysis	洋	電子
Journal of time series analysis	洋	電子
Regional studies : Journal of Regional Studies Association → Regional Studies Pack ・ Regional Studies(12N)→(M) ・ Area Development and Policy(3EJ) ・ Regional Studies Policy Impact Books 2N(EJ) ・ Spatial Economic Analysis(4N) ・ Territory, Politics, Governance(6N)	洋	電子
Policy sciences : an international journal : policy analysis, systems approaches, and decisionmaking (for Non-Corporate)	洋	電子

成蹊大学評議会規則

制 定 昭和43年12月11日
大 学 評 議 会
最新改正 2025年1月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第13条第4項の規定に基づき、成蹊大学評議会（以下「大学評議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 大学評議会は、次に掲げる大学の教育研究に関する重要な事項を審議する。

- (1) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項
- (2) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学部、研究科その他重要な施設、組織等の設置及び改廃に関する事項
- (4) 教育研究に係る予算の編成方針に関する事項
- (5) 教員の配置計画及び教育研究業績の審査に係る方針に関する事項
- (6) 学生定員に関する事項
- (7) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (8) 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助に係る方針に関する事項
- (9) 学生の賞罰に関する重要な事項
- (10) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の身分に係る方針に関する事項
- (11) 学位の授与に関する事項
- (12) その他大学の教育研究に関する重要な事項

(構成)

第3条 大学評議会は、学則第13条第2項に規定する者（以下「大学評議員」という。）をもって構成する。

- 2 大学評議員のうち、各学部から選出された大学評議員（以下「学部大学評議員」という。）は、各学部の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 各学部における学部大学評議員候補者の選出に関し必要な事項は、別に定める。

(任期)

第4条 大学評議員のうち、学部大学評議員を除く大学評議員の任期は、その職の在任期間とする。

- 2 学部大学評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠の大学評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員の任期が満了した場合においても新たに大学評議員が任命されるまでは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

(招集及び議長)

第5条 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。

- 2 議長は、大学評議会を主宰する。
- 3 議長が前項の職務に支障を生ずるときは、臨時学長代理がその職務を代行する。

(議事)

第6条 大学評議会は、評議員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

- 2 議案は、原則として学長が提出する。
- 3 学長は、会議の議論を参酌した上で、議事を決する。

(会議)

第7条 大学評議会は、毎月1回開くことを定例とする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 大学評議員は、あらかじめ議題を示して、学長に大学評議会の招集を請求することができる。

(大学評議員以外の者の出席)

第8条 学長は、必要があると認めるときは、大学評議員以外の者の出席を求め、意見を聴くことがで

きる。

(議事の公開)

第9条 大学評議会は、大学所属の教職員に対し、公開して行う。

2 前項の規定にかかわらず、議長が、公開することにより審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第10条 大学評議会に議事録を備え、議事進行の過程及び学長の決定事項を記録する。

(雑則)

第11条 この規則によるもののほか、大学評議会の運営に関し必要な事項は、大学評議会の議を経て、学長が別に定める

(事務の所管)

第12条 大学評議会に関する事務は、学長室総合企画課が所管する。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (昭和43年12月11日制定)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (2004年2月16日一部改正)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2008年9月10日一部改正)

1 この規則は、2009年4月1日から施行する。

2 次に掲げる申合せは、廃止する。

(1) 成蹊大学評議会に関する申合せ (昭和43年12月11日大学評議会制定)

(2) 評議会議長代理に関する申合せ (昭和49年3月13日大学評議会制定)

附 則 (2008年11月12日一部改正)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月4日一部改正)

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2017年4月5日一部改正)

1 この規則は、2017年4月5日から施行し、2017年4月1日から適用する。

2 2017年3月31日に学部等大学評議員である者のうち、2017年4月1日以降も任期が継続する者の発令に関しては、改正後の成蹊大学評議員会規則の規定にかかわらず、なお効力を有するものとする。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2021年1月13日一部改正)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2025年1月15日一部改正)

この規則は、2026年4月1日から施行する。

成蹊大学運営会議規則

制 定 2014年2月5日
大 学 評 議 会
最新改正 2025年1月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第13条の2第3項の規定に基づき、成蹊大学の運営に関する企画立案、大学評議会に付する議案及びその内容の検討、大学内の意見調整等を行うことを目的として、学長の下に設置する成蹊大学運営会議（以下「大学運営会議」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 大学運営会議は、学則第13条の2第2項に規定する者をもって構成する。

2 学長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(招集及び議長)

第3条 大学運営会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 議長が前項の職務に支障を生ずるときは、臨時学長代理がその職務を代行する。

(開会)

第4条 大学運営会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議題は、原則として学長が提出する。

3 学長が学部長又は研究科長の代理出席を認めたときは、当該代理者は、学部長又は研究科長に代わって出席することができる。

(会議)

第5条 大学運営会議は、毎月2回開くことを定例とする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、臨時に開くことができる。

2 構成員は、あらかじめ議題を示して、学長に大学運営会議の招集を請求することができる。

(議事録の作成)

第6条 大学運営会議に議事録を備え、議事進行の過程及び学長の決定事項を記録する。

(雑則)

第7条 この規則によるもののほか、大学運営会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(所管)

第8条 大学運営会議に関する事務は、学長室総合企画課が所管する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、学長が決定する。

附 則 (2014年2月5日制定)

1 この規則は、2014年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 成蹊大学学部長懇談会規則 (2013年9月4日大学評議会制定)

(2) 成蹊大学研究科長懇談会規則 (2013年9月4日大学評議会制定)

附 則 (2015年3月4日一部改正)

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2025年1月15日一部改正)

この規則は、2026年4月1日から施行する。

成蹊大学教授会規則

制 定 2015年3月4日
大 学 評 議 会
最新改正 2025年1月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第12条第5項の規定に基づき、各学部に設置する教授会の運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、学則第12条第2項に規定する者をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が次に定めるもの

ア 教員の配置計画に関する事項

イ 教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項

ウ 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項

エ 教育課程の編成に係る方針に関する事項

オ 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助及び賞罰に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号イに規定する事項については、前条に規定する構成員（以下「教授会構成員」という。）のうち専任の教授をもって構成する審査教授会において審議し、学長に意見を述べるものとする。ただし、審査教授会は、必要があると認めるときは、教授会構成員のうち専任の准教授又は講師を審査教授会の構成員に加えることができる。

(招集及び議長)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、あらかじめ指名された教授が前項に規定する職務を代行する。

(開会)

第5条 教授会及び審査教授会は、それぞれ構成員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

2 前項の構成員の定足数には、海外・国内研修中の者、校務による出張中の者、常務理事の職にある者及び休職中の者を含まない。

(議事)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 審査教授会の議事は、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって決する。

(学長への報告)

第7条 学部長は、第3条第2項に規定する学部長がつかさどる教育研究に関する事項について決定したときは、学長の求めに応じて報告しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開催)

第9条 学部長は、毎年度の教授会開催日を前年度末までに決定し、構成員に周知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学部長は、必要に応じ、臨時で教授会を招集することができる。
- 3 学部長は、教授会の構成員の4分の1以上の要求があったときは、遅滞なく臨時の教授会を招集するものとする。
- 4 前項の要求は、議題及び招集を必要とする理由を記載した連名の要求書を学部長に提出して行うものとする。

(専門委員会)

第10条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される専門委員会を置くことができる。

- 2 教授会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 3 専門委員会に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(議事録の作成)

第11条 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに学部長の決定事項を記録する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(事務の所管)

第13条 教授会に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、各学部教授会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2015年3月4日制定)

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則等は、廃止する。
 - (1) 成蹊大学経済学部教授会規則 (昭和45年2月13日経済学部教授会制定)
 - (2) 成蹊大学理工学部教授会規則 (2005年3月2日工学部教授会制定)
 - (3) 成蹊大学文学部教授会規則 (昭和40年4月28日文学部教授会制定)
 - (4) 成蹊大学法学部教授会運営に関する内規 (平成2年3月15日法学部教授会確認)
 - (5) 法学部臨時教授会の招集に関する申合せ (平成2年3月15日法学部教授会確認)

附 則 (2019年3月6日一部改正)

この規則は、2019年3月6日から施行する。

附 則 (2025年1月15日一部改正)

この規則は、2026年4月1日から施行する。

成蹊大学人事委員会規則

制 定 2018年12月19日
大学運営会議
最新改正 2021年3月10日
大学評議会

(設置)

第1条 成蹊大学の専任教員の人事に関する事項を取り扱う委員会として、「成蹊大学人事委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項を審議することとする。

- (1) 専任教員(特別任用教授、大学客員教員、全学教育講師及び大学常勤講師を含み、学園国際教育センター常勤講師を含まない。以下同じ。)の採用計画に関する事項
 - (2) 資格審査報告等に基づく専任教員の採用に関する事項
 - (3) その他学長が必要と認めた事項
- 2 前項第2号に係る手続については、別に定める。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 研究科長
 - (5) 学長室長
- 2 委員長は、学長とする。
- 3 学長は、必要と認めるときは、学園長、外部有識者等の第1項に規定する委員以外の者の意見を求めることができる。この場合において、出席を求めるときは、学長は、あらかじめ委員会に報告するものとする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、前条第1項に規定する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員の代理の出席は、これを認めない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第5条 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。

- 2 学長は、個人の名誉を侵害するおそれがあると判断したときは、前項の議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務の所管)

第6条 委員会に関する事務は、学長室総合企画課が所管する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、あらかじめ理事長と協議の上、大学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則 (2018年12月19日制定、2023年7月19日附則一部改正)

- 1 この規則は、2018年12月19日から施行する。
- 2 新たに学部を設置しようとする場合において、当該新設学部に係る人事を開始するときから当該新設学部が開設されるまでの間は、第3条第1項第3号に規定する「学部長」には、当該学部の学部長就任予定者(ただし、学部長就任予定者が選出されるまでは、当該新設学部設置委員会委員長とする。)を含むものとする。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2021年3月10日一部改正)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

成蹊大学 I R 推進委員会規則

制 定 2013年9月4日
大 学 評 議 会
最新改正 2023年9月6日

(趣旨)

第1条 成蹊大学（以下「本学」という。）の大学ガバナンス及び教学マネジメントの計画策定、政策決定及び意思決定を支援するために行われる I R（Institutional Research）に関し、全学的視野から推進及び統括を図ることを目的として、学長の下に、成蹊大学 I R 推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本学、他大学等の情報を収集し、及び数値化・可視化し、並びに評価指標として管理・分析すること。
- (2) 前号の分析結果を教育・研究、学生支援、経営等に活用するための基本方針の策定を支援すること。
- (3) 成蹊大学内部質保証委員会と連携し、各学部、各研究科及び各部局における諸活動の自己点検・評価及び改善・向上に係る分析並びに当該分析結果の活用を支援すること。
- (4) その他学長が諮問する事項及び委員会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学長室長
- (3) 教務部長
- (4) 総合企画課の課長
- (5) その他学長が委嘱する者

(委員長)

第4条 委員長は、副学長とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、その在任期間とする。ただし、第3条第5号に規定する委員の任期は、その都度学長が定める。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員会は、第2条に掲げる任務を遂行するため、必要に応じ、下部組織として小委員会を置くことができる。

(所管)

第7条 委員会に関する事務は、学長室総合企画課が所管する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2013年9月4日制定)

この規則は、2013年9月4日から施行する。

附 則 (2015年6月3日一部改正)

この規則は、2015年6月3日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2023年3月8日一部改正)

この規則は、2023年3月8日から施行する。

附 則 (2023年9月6日一部改正)

この規則は、2023年9月6日から施行する。

国際共創学部運営委員会規則

制 定 2025年3月6日
国際共創学部設置委員会

(趣旨)

第1条 この規則は、国際共創学部（以下「本学部」という。）の運営に関する重要事項を審議するために設置する国際共創学部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本学部における教育研究の基本方針の策定及び検証に関する事項
- (2) 本学部における教員組織に関する事項
- (3) 教授会及び審査教授会に付議すべき重要事項
- (4) 本学部の運営に重大な影響を及ぼす事項
- (5) その他学部長が諮問する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 大学評議員
 - (3) 学科主任
 - (4) 教務委員長
- 2 学部長は、必要に応じ、前項以外の者を構成員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、学部長をもって充てる。

(任期)

第5条 第3条第1項各号に掲げる委員の任期は、その職の在任期間とする。

- 2 第3条第2項に規定する委員の任期は、その都度学部長が定める。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (2025年3月6日制定)

この規則は、2026年4月1日から施行する。

国際共創学部教務委員会規則

制 定 2025年3月6日
国際共創学部設置委員会

(趣旨)

第1条 この規則は、国際共創学部（以下「本学部」という。）の教育に関する事項を審議するために設置する国際共創学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本学部の授業計画に関する事項
 - (2) 本学部の学生の履修に関する事項
 - (3) 本学部の学生の単位認定に関する事項
 - (4) その他本学部の教育課程の円滑な運営に必要な事項
 - (5) その他学部長が諮問する事項
- 2 委員会は、本学部の教育課程の円滑な運営に必要な説明会その他の行事及び学生指導を行う。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 学部長
 - (4) 大学評議員
 - (5) 学科主任
- 2 学部長は、必要に応じ、前項以外の者を構成員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、教授会構成員のうちから学部長が指名する。この場合において、委員長及び副委員長は、前条第1項第4号又は第5号に規定する委員が兼ねることができる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長が欠けた場合に委員長の職務を代行する。

(任期)

第5条 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第3条第1項第3号から第5号までに掲げる委員の任期は、その職の在任期間とする。
- 3 第3条第2項に規定する委員の任期は、その都度学部長が定める。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、各委員に対して業務担当の指示を行う。
- 4 委員長が特に必要と認めた場合には、学部長と協議の上、委員以外の者に第2条第2項に規定する事項を担当させることができる。

(事務の所管)

第7条 委員会に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (2025年3月6日制定)

この規則は、2026年4月1日から施行する。

国際共創学部FD委員会規則

制 定 2025年3月6日
国際共創学部設置委員会

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学FD実施に関する規則第1条第2項の規定に基づき、国際共創学部（以下「本学部」という。）におけるFD（Faculty Development）活動に関し、学部全体の視点から組織的に推進及び統括を図ることを目的として、学部長の下に設置する国際共創学部FD委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学部における教育活動の改善に関する事項
- (2) 学生による授業評価の結果分析及び活用に関する事項
- (3) FD活動の点検・評価に関する事項
- (4) その他学部長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、本学部教務委員会の委員をもって構成する。ただし、学部長が必要と認めた場合には、それ以外の者に委員を委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、教務委員長をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、教務委員の任期と同一とする。ただし、第3条ただし書に規定する委員の任期は、その都度学部長が定める。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、第2条に掲げる任務を迅速に遂行するため、必要に応じ、下部組織として小委員会を置くことができる。

(所管)

第7条 委員会に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (2025年3月6日制定)

この規則は、2026年4月1日から施行する。

国際共創学部入試委員会規則

制 定 2025年3月6日
国際共創学部設置委員会

(趣旨)

第1条 この規則は、国際共創学部（以下「本学部」という。）の入学者の受入れに関する業務を的確かつ円滑に行うために設置する国際共創学部入試委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 本学部の入学者受入れに関する業務の的確な遂行並びにこれに係る諸施策の計画及び管理運営
- (2) 本学部の学生受入方針と入学者選抜方法との適合性の検証
- (3) 本学部の志願者増加を目的として行う広報活動の企画立案及び実施
- (4) 本学部の入学者受入れに付随する必要な業務
- (5) その他学部長が指示する業務

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 学部長
 - (4) 大学評議員
 - (5) 学科主任
- 2 学部長は、必要に応じ、前項以外の者を構成員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、教授会構成員のうちから学部長が指名する。この場合において、委員長及び副委員長は、前条第1項第4号又は第5号に規定する委員が兼ねることができる。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長が欠けた場合に委員長の職務を代行する。

(任期)

第5条 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第3条第1項第3号から第5号までに掲げる委員の任期は、その職の在任期間とする。
- 3 第3条第2項に規定する委員の任期は、その都度学部長が定める。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、各委員に対して業務担当の指示を行う。
- 4 委員長が特に必要と認めた場合には、学部長と協議の上、委員以外の者に第2条に規定する業務を担当させることができる。

(事務の所管)

第7条 委員会に関する事務は、学長室アドミッションセンター事務室が所管する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (2025年3月6日制定)

この規則は、2025年3月6日から施行し、2025年度に設置する委員会から適用するものとし、本学部が開設されるまでの間は、次の各号による読替え等を行って運用する。

- (1) 第2条第5号、第3条第1項第3号及び第2項、第4条第1項、第5条第3項、第6条第4項及び第8条中の「学部長」は、「学部長就任予定者」に読み替える。
- (2) 第3条第1項中の「(4) 大学評議員」は「(4) 大学評議員就任予定者」に、「(5) 学科主任」

は「(5) 学科主任就任予定者」にそれぞれ読み替える。

(3) 前号の場合において、大学評議員就任予定者は、学部長就任予定者が学長と協議の上、指名する。

(4) 第4条第1項及び第8条中の「教授会」は、「成蹊大学国際共創学部（仮称）設置委員会」に読み替える。

成蹊大学内部質保証に関する規則

制 定 2014年3月5日
 大学評議会
 最新改正 2025年1月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則第1条の2及び成蹊大学大学院学則第2条の規定に基づき、成蹊大学(以下「本学」という。)の内部質保証に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本学における「内部質保証」とは、成蹊大学学則第1条及び成蹊大学大学院学則第1条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。

(内部質保証の組織体制)

第3条 本学は、前条に掲げる恒常的・継続的プロセスを実現するため、理念・目的、教育研究等の組織・環境、教育・学修、学生の受入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、大学運営・財務等に関する取組について点検・評価し、教育研究機関としての質の改善・向上を図り、学長自らの責任において説明・証明する体制を構築し、及び運用する。

2 前項に掲げる体制を全学的に統括し、内部質保証に係る重要事項を協議するため、学長の下に、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、成蹊大学内部質保証委員会(以下「内部質保証委員会」という。)を設置する。

3 第1項に掲げる点検・評価活動を運営するため、内部質保証委員会の下に、成蹊大学自己点検・評価委員会(以下「自己点検・評価委員会」という。)を設置する。

4 大学全体の諸活動に係る統括的な自己点検・評価を行い、かつ、改善・向上に取り組むため、学長の下に、「大学」内部質保証推進チームを構成する。

5 各学部、各研究科及び各部局がそれぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組むため、各所属長の下に、内部質保証推進チームを構成する。

6 前2項の自己点検・評価及び改善・向上の取組を円滑に進めるため、内部質保証委員会は、成蹊大学IR推進委員会(以下「IR推進委員会」という。)と連携する。

(点検・評価項目)

第4条 前条で実施する点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 大学、大学院、学部、研究科等の理念及び各組織の目的に関すること。
- (2) 内部質保証に関すること。
- (3) 教育研究組織に関すること。
- (4) 教育内容、方法、学修の成果等に関すること。
- (5) 学生の受入れに関すること。
- (6) 教員及び教員組織に関すること。
- (7) 学生支援に関すること。
- (8) 教育研究等環境に関すること。
- (9) 社会連携及び社会貢献に関すること。
- (10) 管理運営及び財務に関すること。

(内部質保証システム)

第5条 本学における内部質保証は、次の手順で実施するものとし、毎年度継続的に検証・改善に取り組むものとする。

- (1) 内部質保証委員会が策定した自己点検・評価の実施方針に基づき、自己点検・評価委員会は、自己点検・評価に必要な手順を策定する。
- (2) 「大学」内部質保証推進チーム並びに各学部、各研究科及び各部局における内部質保証推進チーム(以下「各内部質保証推進チーム」という。)は、前号の手順に従い、自己点検・評価を実施し、

その結果を自己点検・評価委員会へ報告する。

- (3) 自己点検・評価委員会は、「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームの自己点検・評価活動の進捗を管理するとともに、「大学」内部質保証推進チームからの報告に基づき、大学全体としての報告書を作成し、内部質保証委員会へ報告する。
 - (4) 内部質保証委員会は、前号の報告に基づき、大学として改善が必要と思われる事項等を取りまとめ、学長へ報告する。
 - (5) 学長は、前号の報告を受けたときは、その内容を精査し、改善を要する事項について、内部質保証委員会に大学としての課題等の提示を行う。
 - (6) 内部質保証委員会は、前号の学長から提示された課題等を、「大学」内部質保証推進チーム及び関係する各内部質保証推進チームに通知する。
 - (7) 前号の通知を受けた「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームは、次年度へ向けた改善計画を策定し、改善・向上につなげることとする。
- 2 前項第4号から第7号までの改善を要する事項に係る管理及び改善支援は、内部質保証委員会が中心となり実施するものとする。
 - 3 前項の管理及び改善支援において、内部質保証委員会が必要と認めたときは、IR推進委員会に自己点検・評価結果の分析並びに「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームへの改善支援等を依頼することとする。

(内部質保証委員会)

第6条 内部質保証委員会（以下この条において「委員会」という。）の任務は、次のとおりとする。

- (1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案
- (2) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定
- (3) 自己点検・評価活動における自己点検・評価委員会並びに「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームへの指示
- (4) 自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む。）に基づく改善を要する課題等の取りまとめ及び改善の支援
- (5) 自己点検・評価活動及び当該評価の改善支援におけるIR推進委員会との連携

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 機関長のうち学長が必要と認める者
- (5) 自己点検・評価委員会委員長
- (6) 学長室長
- (7) 教務部長
- (8) その他学長が委嘱する者

3 委員長は、前項第1号の委員のうちから学長が指名する。

4 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

6 委員会は、委員長が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。

8 委員会に関する事務は、学長室総合企画課が所管する。

(自己点検・評価委員会)

第7条 自己点検・評価委員会（以下この条において「委員会」という。）の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自己点検・評価の実施に関する手順の策定及び書式の整備
- (2) 「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームにおける自己点検・評価作業の調整
- (3) 「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームからの報告の取りまとめ、大学全体としての報告書の作成及び内部質保証委員会への報告

- (4) 内部質保証委員会からの諮問事項に関する検討
- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 委員長
 - (2) 各学部又は研究科から選出された委員 各1名
 - (3) 総合企画課の課長
 - (4) 教務部の課長
 - (5) その他学長が委嘱する者
- 3 委員長は、学長が指名する。この場合において、委員長は、前項第2号に規定する委員が兼ねることができる。
- 4 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。
- 8 委員会に関する事務は、学長室総合企画課が所管する。
- (外部評価)

第8条 本学は、第3条から前条までに規定する内部質保証体制及び運用手順の客観性及び妥当性を担保すること並びに本学の諸活動の改善及び質の向上に資する有益な助言を得ることを目的として、定期的に外部評価を受けることとする。

- 2 外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 第1項の外部評価に加えて、特定分野又は重要事項について、より専門的な見地からの点検・評価、助言等を受けるため、必要に応じて、評価対象範囲を限定した外部評価を受けることとする。
- (事務の所管)

第9条 内部質保証の推進及び自己点検・評価の実施に関する事務は、学長室総合企画課が所管する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2022年1月12日全部改正)

- 1 この規則は、2022年1月12日から施行する。
- 2 成蹊大学自己点検・評価実施に関する規則(2014年3月5日大学評議会制定)は、廃止する。

附 則 (2023年3月8日一部改正)

この規則は、2023年3月8日から施行する。

附 則 (2025年1月29日一部改正)

この規則は、2025年1月29日から施行する。

内部質保証に関する方針

成蹊大学は、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、以下のとおり、内部質保証の方針を定める。

1. 基本的な考え方

本学における「内部質保証」とは、成蹊大学学則第1条及び成蹊大学大学院学則第1条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。本学は、このプロセスの実現のため、理念・目的、教育研究等の組織・環境、教育・学修、学生の受入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、大学運営・財務等に関する取組について点検・評価し、教育研究機関としての質の改善・向上を図り、学長自らの責任において説明・証明する体制を構築し運用する。

2. 内部質保証の体制

学長の下に、本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、成蹊大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）を設置する。内部質保証委員会は（1）内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案、（2）大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定、（3）自己点検・評価活動における成蹊大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）並びに「大学」内部質保証推進チーム及び各学部、研究科及び各部局における内部質保証推進チーム（以下「各内部質保証推進チーム」という。）への指示、（4）自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む。）に基づく改善を要する課題等の取りまとめ及び学長への報告、（5）学長から示される大学としての課題への改善方法の検討及び改善が必要となる部門への課題の提示並びに当該部門への改善支援におけるIR推進委員会との連携を主な任務とする。

内部質保証委員会の任務を実施するに当たり必要な事項を検討するため、内部質保証委員会の下に、自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価委員会は、内部質保証委員会の下で、自己点検・評価活動の運営を行う。

また、大学全体の諸活動に係る統括的な自己点検・評価を行い、かつ、改善・向上に取り組むため、学長の下に、「大学」内部質保証推進チームを構成する。

各学部、研究科及び部局は、所属長の下で、内部質保証推進チームを構成し、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会の指示の下、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組む。さらに、内部質保証委員会と連携したIR推進委員会が中心となり、大学全体または各学部等・各事務組織における教学諸活動の点検・評価及び改

善を円滑に進めるため、内外の各種情報やデータを分析しその結果を活用する。

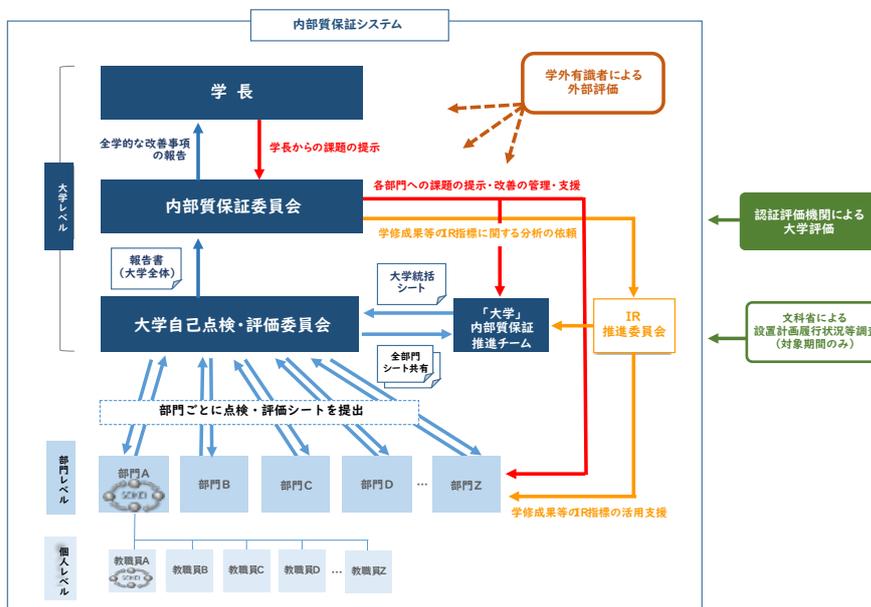
そのほか、本学の内部質保証体制全般及び自己点検・評価結果について、その客観性及び妥当性に関する点検・評価を行い、本学の諸活動の改善に資する助言等を得るため、外部有識者等による外部評価を定期的に受けることとする。

3. 内部質保証にかかる手続き

本学の内部質保証は以下の手順を軸として推進し、毎年度、継続的に検証・改善を行う。

- (1) 内部質保証委員会は、自己点検・評価の実施方針を策定し、それに基づき自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施に必要な手順を策定する。
- (2) 「大学」内部質保証推進チーム並びに各内部質保証推進チームは、手順に従い自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会へ報告する。
- (3) 自己点検・評価委員会は、「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームの自己点検・評価活動の進捗状況を管理すると同時に、「大学」内部質保証推進チームからの報告を基に大学全体としての自己点検・評価報告書を作成して内部質保証委員会に報告する。
- (4) 内部質保証委員会は自己点検・評価委員会からの報告を受け、大学として改善が必要と思われる事項等を学長へ報告する。
- (5) 学長は内部質保証委員会からの報告を受け、改善を要する事項について、内部質保証委員会に大学としての課題等の提示を行う。
- (6) 学長からの大学としての課題等の提示を受けて、内部質保証委員会は、「大学」内部質保証推進チーム及び関係する各内部質保証推進チームに当該課題等の提示を行い、この提示を受けた「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームは次年度の改善計画を策定し、改善・向上につなげる。なお、これに伴う改善の管理・支援については内部質保証委員会が中心となって行う。
- (7) 改善の管理・支援において、内部質保証委員会は、必要に応じて、I R推進委員会に自己点検・評価結果の分析並びに「大学」内部質保証推進チーム及び各内部質保証推進チームへの改善支援等を依頼する。

4. 内部質保証システムの概念図



2024-2025 年度 大学内部質保証／点検評価シート

部門名:

所属長名:

印

大学の理念、目的、目標	〇〇〇〇(部門名)の理念、目的、目標
<p>成蹊大学の理念・目的</p> <p>成蹊学園創立者中村春二が目指した教育理念である「自発的精神の涵養と個性の発見伸張を目指す真の人間教育」を踏まえ、成蹊大学は次のミッションを掲げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知育偏重ではなく、人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育を実践し、確かな教養と豊かな人間性を兼ね備え、社会の発展のために献身的に貢献できる人材を輩出する。 2. 学術の理論及び応用を教授研究し、自由な知の創造をはかり、もってその深奥を究めて文化の進展に寄与する。 3. 地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することを通じて、人類の共存に寄与する。 <p>成蹊大学の教育目標(人材育成方針)</p> <p><2020 年度以降入学者></p> <p>成蹊大学は「理念・目的」を踏まえ、以下の人材育成方針のもとに教育を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広い教養と深い(各学科、各専攻の)専門知識を備え、物事の本質を探究する思考力を養成する。 2. 自己の人生観・価値観を確立し、自分の考えや意見を的確かつ明瞭に表現、発信する力を養成する。 3. 多様な文化、環境、状況に対応し、他者と協働して課題の解決に取り組む力を養成する。 4. 未知のものに積極的に挑み、生涯学び続けようとする自発性と積極性を養成する。 <p>< 2019 年度以前入学者 ></p> <p>成蹊大学は「理念・目的」を踏まえ、以下の人材育成方針のもとに教育を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広い教養と深い専門知識を備え、課題発見、解決に向けて本質を探究する思考力を養成する。 2. 多様な文化、環境、状況に対応し、他者と協働できる真のグローバル力を養成する。 3. 未知のものに積極的に挑み、生涯学び続けようとする自発性と積極性を養成する。 4. 個を具え、自分の考えや意見を的確かつ明瞭に表現、発信する力を養成する。 	

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準1:理念・目的						
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】		[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。	【現状】 【昨年度シート(1.0.1、1.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						
②大学として中・長期の計画その他の諸政策を策定していること。	【現状】 【昨年度シート(1.0.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準2:内部質保証						
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評定【C】		[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
① 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。	【現状】 【昨年度シート(2.0.1、2.0.2、2.0.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						
②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	【現状】 【昨年度シート(2.0.4)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						
③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。	【現状】 【昨年度シート(2.0.5)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準3:教育研究組織						
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】		[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	【現状】 【昨年度シート(3.0.1)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						
②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	【現状】 【昨年度シート(3.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準4： 教育・学習 ※経済学部については、可能な範囲で旧経済学部の内容にも触れてください。						
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】		[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他：中期計画との関わり等
①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。	【現状】 【昨年度シート(4.0.1、4.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						
②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。	【現状】 【昨年度シート(4.0.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						
③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。	【現状】 【昨年度シート(4.0.4)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

<p>④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。</p>	<p>【現状】</p> <p>【昨年度シート(4.0.5)の[4]で設定した方策等への対応状況】</p>	<p>【効果が上がっている事項】</p> <p>【改善すべき事項】</p>		⇒		
<p>◆状況を示す具体的な根拠資料</p>						
<p>⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。</p> <p>※本学のアセスメントプラン(https://www.seikei.ac.jp/university/edu_info/assessment_plan.pdf)に示す DP の各検証方法も活用してください。</p>	<p>【現状】</p> <p>【昨年度シート(4.0.6)の[4]で設定した方策等への対応状況】</p>	<p>【効果が上がっている事項】</p> <p>【改善すべき事項】</p>		⇒		
<p>◆状況を示す具体的な根拠資料</p>						
<p>⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。</p> <p>※本学のアセスメントプラン(https://www.seikei.ac.jp/university/edu_info/assessment_plan.pdf)に示す CP の各検証方法も活用してください。</p>	<p>【現状】</p> <p>【昨年度シート(4.0.7)の[4]で設定した方策等への対応状況】</p>	<p>【効果が上がっている事項】</p> <p>【改善すべき事項】</p>		⇒		
<p>◆状況を示す具体的な根拠資料</p>						

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準5：学生の受け入れ					
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他：中期計画との関わり等
①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。	【現状】 【昨年度シート(5.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。	【現状】 【昨年度シート(5.0.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。 ※本学のアセスメントプラン(https://www.seikei.ac.jp/university/edu_info/assessment_plan.pdf)に示すAPの各検証方法も活用してください。	【現状】 【昨年度シート(5.0.4)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準6:教員・教員組織					
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	【現状】 【昨年度シート(6.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	【現状】 【昨年度シート(6.0.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	【現状】 【昨年度シート(6.0.4)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

<p>④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。</p>	<p>【現状】</p> <p>【昨年度シート(6.0.5)の[4]で設定した方策等への対応状況】</p>	<p>【効果が上がっている事項】</p> <p>【改善すべき事項】</p>		⇒		
<p>◆状況を示す具体的な根拠資料</p>						

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準7： 学生支援 ※経済学部については、可能な範囲で旧経済学部の内容にも触れてください。					
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。	【現状】 【昨年度シート(7.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	【現状】 【昨年度シート(7.0.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準8：教育研究等環境 ※経済学部については、可能な範囲で旧経済学部の内容にも触れてください。					
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評定【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他：中期計画との関わり等
①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。	【現状】 【昨年度シート(8.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。	【現状】 【昨年度シート(8.0.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。	【現状】 【昨年度シート(8.0.4, 8.0.5)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

<p>④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。</p>	<p>【現状】</p> <p>【昨年度シート(8.0.6)の[4]で設定した方策等への対応状況】</p>	<p>【効果が上がっている事項】</p> <p>【改善すべき事項】</p>		⇒		
<p>◆状況を示す具体的な根拠資料</p>						

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準9:社会連携・社会貢献						
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シート(9.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】		[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他:中期計画との関わり等
①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。	【現状】 【昨年度シート(9.0.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						
②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	【現状】 【昨年度シート(9.0.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

基準 10: 大学運営・財務 (1) 大学運営					
評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】	[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他: 中期計画との関わり等
①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。	【現状】 【昨年度シート(10.1.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。	【現状】 【昨年度シート(10.1.3)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					
③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。	【現状】 【昨年度シート(10.1.4、10.1.5)の[4]で設定した方策等への対応状況】	【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】		⇒	
◆状況を示す具体的な根拠資料					

※下記の記入欄[1]・[2]の中に青字で書かれた記載は消さないようにしてください。

<p>④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。</p>	<p>【現状】 【昨年度シート(10.1.6)の[4]で設定した方策等への対応状況】</p>	<p>【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】</p>		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						

基準 10: 大学運営・財務 (2) 財務

評価項目	[1]現状の説明【C】 【昨年度シートの[4]で設定した方策等への対応状況】	[2]効果が上がっている事項及び改善すべき事項【C】	[3]自己評価【C】		[4]「効果が上がっている事項」を伸長または維持するための方策、「改善すべき事項」を改善するための方策等(2025年度実施計画事項)【A+P】	[5]その他: 中期計画との関わり等
<p>①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。</p>	<p>【現状】 【昨年度シート(10.2.1)の[4]で設定した方策等への対応状況】</p>	<p>【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】</p>		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						
<p>②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。</p>	<p>【現状】 【昨年度シート(10.2.2)の[4]で設定した方策等への対応状況】</p>	<p>【効果が上がっている事項】 【改善すべき事項】</p>		⇒		
◆状況を示す具体的な根拠資料						

成蹊大学外部評価の実施に関する規則

制 定 2022年1月12日
大 学 評 議 会

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学内部質保証に関する規則第8条第2項に基づき、成蹊大学（以下「本学」という。）が内部質保証の一環として実施する外部評価に関し必要な事項を定める。

(評価者の委嘱)

第2条 外部評価を行う者（以下「外部評価者」という。）は、本学の教職員以外の教育関係企業・団体、外部有識者等のうちから、成蹊大学内部質保証委員会委員長と協議の上、学長が選考し、委嘱する。

(委嘱期間等)

第3条 外部評価者の委嘱期間、報酬等については、その都度契約によりこれを定めるものとする。

(外部評価の実施)

第4条 外部評価者は、本学の内部質保証全般及び本学が行う自己点検・評価の結果について、客観的、かつ専門的な視点から点検・評価し、優れている事項、改善を要する事項等を取りまとめた報告書を作成し、学長に提出する。

2 学長は、外部評価者から提出された報告書に基づき、その内容を精査し、大学として改善が必要と思われる事項について、成蹊大学内部質保証委員会に提示する。

(事務の所管)

第5条 外部評価の実施に関する事務は、学長室総合企画課が所管する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2022年1月12日制定)

この規則は、2022年1月12日から施行する。

2025～2026 年度 成蹊大学 FD 活動方針(案)

2025 年 4 月 1 日
全学 FD 委員会

「成蹊大学における FD 基本方針」及び「2023～2024 年度成蹊大学 FD活動方針」に対するマネジメントレビューに基づき、2025～2026 年度の大学全体の FD 活動方針について、以下のように定める。

1. 当期における FD 活動の重点目標

※【全学】は全学的に取り組むべき目標、【高教】【学部等】はそれぞれ、高教センターおよび各学部・研究科等が主体となって取り組むべき目標を指す。

- ① 多様な授業・教育内容に対応可能な柔軟かつ複層的な支援体制の構築
 - ・ BYOD 環境を活用した教育・学習効果の向上策の検討 【全学】
 - ・ 学生の主体的な学びの場としてのラーニングコモンズの活用促進策の検討 【全学】
 - ・ 授業研究会等を通じた授業改善の持続可能な取組み 【全学】
 - ・ 少人数制授業(ゼミナール等)のいっそうの活性化をめざす持続可能な取組み 【全学】
 - ・ 動画教材を活用した授業の運営および教材開発に対する多角的な支援体制の構築 【高教】
 - ・ 指導補助者(TA・QLA 等)の質保証のための養成・研修制度の整備と、指導補助者の活用に関する研修の実施(学生アシスタント制度を活用した研修会の提案を含む) 【高教】
- ② すべての専任教員が参加可能な FD 活動体制の構築およびその持続
 - ・ FD 活動期間のサイクルと構成員の参加のしやすさに配慮した、適切な時期およびテーマによる FD 研修会の開催 【全学】
 - ・ 各教員の FD 活動参加状況を把握し学部等の要請に応じて開示できる持続可能な支援体制の構築 【高教】
- ③ 研究の推進や社会連携など幅広いテーマについての FD 活動の展開
 - ・ 産学連携や地域連携を意識した学習機会拡大策の検討 【全学】
 - ・ 産学連携や地域連携を支援する奨励金制度の整備 【高教】
 - ・ 研究推進の観点から組織として取り組むべき課題の洗い出しと対応策の検討 【学部等】

2. FD 活動における継続的な課題

※各学部・研究科等においては、それぞれの実情に応じた優先順位で、可能な範囲で取り組むこと。

- (1) 学習形式の多様化の促進
 - ・ グループ学習を活用した授業運営やグループ学習用教材の開発に関する情報提供および支援
 - ・ ゼミ等における課題発見解決型授業の強化
 - ・ 反転授業などの先進的な授業形式と連携した自発的な学びの推進
- (2) 学習成果の測定・評価およびフィードバックの仕組みの構築と、それを活用した教育改善
 - ・ 卒業論文、卒業研究、ゼミレポートなどの評価基準の明示
 - ・ 試験結果の通知等、学習成果のフィードバックの促進
 - ・ IR 調査結果やアンケートを活用した教育改善策の検討
 - ・ ルーブリック策定に向けた理解を深めるための研修の実施
- (3) 大学院教育にかかる FD 活動の実施

以上

成蹊大学教育活動顕彰制度に関する規則

制 定 2016年2月10日
 大学評議会
 最新改正 2022年12月7日

(目的)

第1条 この規則は、成蹊大学(以下「本学」という。)における授業改善への取組み等において優れた功績を挙げた教員を顕彰する「成蹊大学教育活動顕彰制度」について必要な事項を定めることにより、本学のFD活動を活性化し、より一層の教育の質の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 顕彰制度による表彰は、成蹊ティーチングアワード(Seikei Teaching Award)として、対象年度に本学に所属する専任の教員で、当該年度において優れた授業を行った者又は授業改善への取組みが顕著であった者を対象に行う。

(一次選考)

第3条 成蹊ティーチングアワードの一次候補者は、各学部、各研究科、大学国際教育センター等(以下「学部等」という。)、教員の所属に応じ、次の各号に定める者(以下「学部長等」という。)が選考する。

- (1) 各学部及び学部を基礎とする各研究科所属教員 各学部長
 - (2) 大学国際教育センター所属常勤講師 大学国際教育センター所長
 - (3) 前2号以外の教員 副学長
- 2 学部長等は、選考の上、所属する教員において前条に規定する条件を満たす者がいる場合は、所定の期日までに、成蹊大学全学FD委員会(以下「全学FD委員会」という。)に推薦理由及び選考基準を記載した所定の書面により最大3名の一次候補者を推薦するものとする。
- 3 学部等がFD委員会を有する場合には、前項に規定する一次候補者の選考は各FD委員会において行うものとし、その結果を踏まえ、学部長等が推薦を行う。
- 4 一次候補者の選考にあたっては、学生による授業評価結果等を基に総合的に行う。

(二次選考)

第4条 全学FD委員会は、前条の推薦があった場合には、前条第2項の書面に基づき選考を行う。

2 前項の選考を終えたときは、全学FD委員会は、その理由を付して最終候補者を学長に推薦する。

(受賞者の決定)

第5条 学長は、全学FD委員会から最終候補者の推薦があった場合には、その推薦に基づき選考し、当該年度の成蹊ティーチングアワード受賞者(Seikei Teaching Award Recipient)を決定する。

2 受賞者、当該受賞者の取組み等については、これを広く公表することとする。

(評価の活用)

第6条 成蹊ティーチングアワードは、毎年度実施することとし、その結果は、教育上の業績として活用するものとする。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2016年2月10日制定)

この規則は、2016年2月10日から施行する。

附 則 (2021年3月10日一部改正)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (2022年12月7日一部改正)

この規則は、2022年12月7日から施行する。

成蹊大学公認学習補助員に関する規則

制 定 2018年3月7日
大 学 評 議 会
最新改正 2025年4月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）の授業における教育効果を高め、かつ授業支援活動等を通じて学生相互の成長を図ることを目的として設ける「公認学習補助員（Qualified Learning Assistant。以下「QLA」という。）制度」に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における「QLA」とは、本学の授業を中心とした教育活動において、教員の補助、授業の活性化に資する学修支援等の教育活動に必要な補助業務（以下「教育補助業務」という。）を、専門的な知識をもって行う学生補助員をいう。

(就業規則の適用)

第3条 QLAは、成蹊学園アルバイト就業規則の適用を受ける。

(業務内容)

第4条 QLAの業務は、授業内でのグループワーク、演習及びディスカッションにおけるファシリテーターを主たる内容とする。

2 QLAを利用する授業等の担当者は、授業等の運営を円滑に進める上で必要と判断する場合に限り、前項の業務に関連するその他の教育補助業務にQLAに従事させることができる。

(配置科目)

第5条 QLAを配置することのできる授業科目は、学長が特に認めた科目とする。

2 全学共通科目のうち、情報基盤科目に属する授業については、所定のコンピュータリテラシーを有すると認められるQLAに限り、配置することができる。

(QLAの条件)

第6条 QLAは、本学の学部又は大学院に在籍する者（ただし、正規学生に限る。以下同じ。）で、授業の趣旨を理解し、業務遂行の意欲のある者を対象とする。

(QLA有資格者の決定)

第7条 QLAの資格取得を希望する者は、所定の願書を学長に提出するものとする。

2 学長は、願出者のうちから、書類審査、所定の講習の受講状況等を勘案し、QLA有資格者を決定する。

(配置の申請)

第8条 QLAの配置を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書を学長に提出するものとする。この場合において、業務を行うに当たり一定の業務経験が必要と認められる場合は、申請者は、配置するQLA有資格者を指定して申請することができる。

(採用の上申)

第9条 前条の申請に基づき、QLA有資格者のうちから申請者が希望する内容の業務を行うことができると学長が判断した者を理事長に上申する。

(雇用期間及び勤務条件)

第10条 QLAの雇用期間は、1年とする。ただし、年度の途中から雇用を開始した場合の雇用期間終了日は、当該年度末とする。

2 QLAの勤務時間は、1週10時間以内とし、総勤務時間は、200時間を超えないものとする。

(給与)

第11条 QLAの給与の支給額は、実際に当該授業科目に配置された者の勤務実績により算出する。

(研修の実施)

第12条 本学は、QLAに対し、教育補助業務の改善及び充実を図るために必要な研修を行うものとする。

(オープンバッジの発行)

第13条 授業支援活動を通じたQLAの成長の過程を可視化し、かつ、到達したレベルを証明するため、QLAとしての勤務実績が所定の基準をみたした者に対してオープンバッジを発行する。

2 QLAに対するオープンバッジの発行基準については、別に定める。

(資格の取消し)

第14条 学長は、QLA有資格者について、与えられた役割に対して不適切又は学生の本分にふさわしくないと判断される行為が認められたときには、QLAの資格を取り消すことがある。

(事務の所管)

第15条 QLAに関する事務は、高等教育開発・支援センター教育開発・支援課が所管する。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事長との協議の上、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (2018年3月7日制定)

1 この規則は、2018年4月1日から施行する。

2 2018年3月31日までに、上級SAにおける所定の講習を修了し、現に上級SAとしての活動を行っている者のうち、2018年4月1日時点において本学の学部又は大学院に在籍する者については、QLA有資格者とする。

附 則 (2020年3月11日一部改正)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2025年4月9日一部改正)

この規則は、2025年4月9日から施行する。

成蹊大学教育補助員に関する規則

制 定 2018年3月7日

大 学 評 議 会

最新改正 2025年1月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）の授業における教育効果を高めることを目的として設ける「教育補助員（Teaching Assistant。以下「TA」という。）制度」に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における「TA」は、本学の授業科目において教育補助業務を行う者をいう。

(就業規則の適用)

第3条 TAは、成蹊学園アルバイト就業規則の適用を受ける。

(種別及び業務内容)

第4条 A種TAは、学部又は大学院博士前期課程における実験、実習、演習等の授業科目の教育補助業務に従事させるものとし、本学大学院博士後期課程に在学する学生のうちから採用する。

2 B種TAは、次に掲げる授業科目について、当該授業時間並びに準備及び片付けの時間（1時間程度）の範囲内で教育補助業務に従事させるものとし、当該授業科目の履修者数が25名以上の場合に、本学大学院博士前期課程に在学する学生のうちから採用する。ただし、学部長又は全学教育運営委員会の委員長が必要と認める場合は、学部又は全学教育運営委員会が別に定める基準により、学部 に在学する学生のうちから採用することができる。

(1) 理工学部の実験・実習科目

(2) 全学共通科目としての実験科目

3 前項の規定に関わらず、学部長又は全学教育運営委員会の委員長が必要と認める場合は、履修学生全員が情報機器を使用し、かつ、ICTを活用したアクティブ・ラーニングの要素を含む全学共通科目及び各学部の授業科目について、B種TAを採用することができる。

4 前2項の規定により採用された学生のうちから実際に当該授業科目に配置することができるB種TAの数は、当該授業科目の履修者数により定めるものとし、次に掲げる数を限度とする。

(1) 履修者数25名以上54名以下 1名

(2) 履修者数55名以上84名以下 2名

(3) 履修者数85名以上114名以下 3名

(4) 履修者数115名以上144名以下 4名

(5) 履修者数145名以上 5名

5 前項の規定に関わらず、学長が必要と認める場合は、2名を限度に、上限を超えてB種TAを配置することができる。

6 B種TAの配置にあたっては、当該授業科目の内容に応じて、延べ勤務時間上限数（第3項に規定する配置人数上限数に学期内授業時間数を乗じて得た時間数）の範囲内で、時限毎に必要な人数を調整することができる。

(採用の申請)

第5条 学部長、研究科長又は全学教育運営委員会の委員長（以下「学部長等」という。）は、所定の日までに、所定の申請書を学長に提出するものとする。この場合において、業務を行うに当たり特定の専門的知識が必要な場合には、学部長等は、当該授業科目担当者からの申し出に基づき、TAとして採用する学生を指定することができる。

(採用の決定)

第6条 前条の申請に基づき、授業科目担当者が希望する教育補助業務を行うことができると学長が判断した者を理事長に上申する。

(担当時間)

第7条 TAの担当時間は、A種TA、B種TAともに1週10時間以内とし、年間の勤務時間は、200

時間を超えないものとする。

(給与の支払い)

第8条 TAへの給与の支給は、採用された学生のうちから実際に当該授業科目に配置された者の勤務実績に応じて行う。

(研修の実施)

第9条 本学は、TAに対し、教育補助業務の改善及び充実を図るために必要な研修を行うものとする。

(事務の所管)

第10条 TAに関する事務は、学長室研究助成課が所管する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事長と協議の上、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2018年3月7日制定)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。

附 則 (2020年3月11日一部改正)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2023年2月1日一部改正)

この規則は、2023年2月1日から施行する。

附 則 (2024年3月6日一部改正)

この規則は、2024年3月6日から施行する。

附 則 (2025年1月29日一部改正)

この規則は、2025年4月1日から施行する。

成蹊大学学則

制 定 昭和24年2月21日
文 部 大 臣 認 可

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 この大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として学術の理論及び応用を研究教授するとともに、成蹊学園建学の精神に基づき、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする。

2 この大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学部ごとに定める。
(自己点検及び評価)

第1条の2 この大学は、教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 この大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第1条の3 この大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 この大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
経 済 学 部	経済数理学科	80	320
	現代経済学科	170	680
	計	250	1,000
理 工 学 部	理 工 学 科	420	1,680
	計	420	1,680
文 学 部	英語英米文学科	106	424
	日 本 文 学 科	84	336
	国際文化学科	105	420
	現代社会学科	105	420
	計	400	1,600
法 学 部	法 律 学 科	274	1,096
	政 治 学 科	156	624
	計	430	1,720
経 営 学 部	総合経営学科	320	1,280
	計	320	1,280
国際共創学部	国際共創学科	150	600
	計	150	600
合 計		1,970	7,880

(学部規則)

第3条 各学部に、この学則に基づき、それぞれ学部規則を定める。

2 前項の学部規則には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 学部開設の授業科目に関する事項

- (2) 履修方法に関する事項
- (3) 転・編入学・学士入学・再入学・転部・転科・留学に関する事項
- (4) その他、学則実施上の必要事項
(大学院)

第4条 この大学に大学院を置く。

- 2 大学院の学則は、別に定める。

(グローバル教育プログラム)

第4条の2 この大学に、グローバル教育プログラムを置く。

- 2 グローバル教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教職課程)

第5条 この大学に教育職員免許法による教職課程を置く。

- 2 教職課程に関する規則は、別に定める教職課程規則による。

(附属機関)

第6条 この大学に、次の附属機関を置く。

- (1) 成蹊大学図書館
- (2) 成蹊大学高等教育開発・支援センター
- (3) 成蹊大学アジア太平洋研究センター
- (4) 成蹊大学国際教育センター
- (5) 成蹊大学キャリア支援センター
- (6) 成蹊大学ボランティア支援センター
- (7) 成蹊大学教職課程センター
- (8) 成蹊大学サステナビリティ教育研究センター
- (9) 成蹊大学Society 5.0研究所
- 2 前項に掲げるもののほか、学部又は研究科に、附属の研究施設を置くことができる。
- 3 附属機関及び研究施設に関する規則は、別に定める。

第2章 教職員の組織

(教職員)

第7条 この大学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員
その他必要な教職員を置く。

- 2 教職員及び職制に関する規則は、別に定める。

(教育研究実施組織の編制)

第7条の2 この大学は、教育研究の実施に当たり、教員、事務職員等の適切な役割分担の下で、組織
的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教育研究実施組織を編制する
ものとする。

(学長)

第8条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

- 2 学長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第8条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 2 副学長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第9条 学部長は、学長を補佐し、当該学部に関する校務をつかさどる。

- 2 学部長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第9条の2 この大学に、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置くことができる。

- 2 学長補佐は、学長の指示する特定の業務等を遂行する。
- 3 学長補佐の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属機関の長)

第10条 第6条第1項に掲げる附属機関の長として、図書館に館長を、各センターに所長を置く。

- 2 附属機関の長は、当該附属機関の管理運営に関する業務をつかさどる。
- 3 附属機関の長は、学長が任命する。
(学生部長)

第11条 学生部に、学生部長を置く。

- 2 学生部長は、学生部の管理運営に関する業務をつかさどる。
- 3 学生部長は、学長が任命する。

第3章 教授会及び大学評議会

(教授会)

第12条 この大学の各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、各学部の専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、当該学部が必要と認める場合には、当該学部の専任の教授、准教授及び講師以外の者を構成員とすることができる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する規則は、別に定める。

(大学評議会)

第13条 この大学の教育研究に関する重要な事項を審議するため、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、各学部から選出された2名の教授、学長室長及び教務部長をもって構成する。
- 3 大学評議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項
 - (2) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 学部、研究科その他重要な施設、組織等の設置及び改廃に関する事項
 - (4) 教育研究に係る予算の編成方針に関する事項
 - (5) 教員の配置計画及び教育研究業績の審査に係る方針に関する事項
 - (6) 学生定員に関する事項
 - (7) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - (8) 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助に係る方針に関する事項
 - (9) 学生の賞罰に関する重要な事項
 - (10) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の身分に係る方針に関する事項
 - (11) 学位の授与に関する事項
 - (12) その他大学の教育研究に関する重要な事項
- 4 大学評議会に関する規則は、別に定める。

(大学運営会議)

第13条の2 この大学の運営に関する企画立案、大学評議会に付する議案及びその内容の検討、大学内の意見調整等を行うため、学長の下に、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、学長室長及び教務部長をもって構成する。
- 3 大学運営会議に関する規則は、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第14条 この大学の修業年限は、4年とする。

- 2 この大学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が第1年次に入学する場合において、当該単位の修得によりこの大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、2年を超えない範囲で各学部が定める期間を修業年限に通算することができる。

3 前項に規定する修業年限の通算は、大学の学生以外の者で、かつ、大学の入学資格を有する者が修得した単位に限って行うものとする。この場合においては、第37条の4の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他各学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて次の2学期とする。ただし、前期の終了日および後期の開始日については年度により変更することがある。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業時間及び期間)

第16条の2 各授業科目の授業は、1時限の授業時間を100分とし、14週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(在学期間)

第17条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 11月23日

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

2 前項第4号以下の休業期間については、年度のはじめまでに学長が定める。

(臨時休業)

第19条 臨時休業日については、その都度学長が定める。

(休業日の授業実施)

第19条の2 教育上特別の必要がある場合には、第18条第1項に掲げる休業日に授業を行うことができる。

第5章 入学、転部、転科、休学、留学及び退学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第21条 この大学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認

めた者で、18歳に達したもの

(入学の許可)

第22条 入学志願者は、別に定める方法により選考の上、入学を許可する。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(転・編入学)

第23条 第2年次以上の転入学又は編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学歴及び学力を審査して、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 この大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) その他法令により大学への編入学が認められている者

(学士入学)

第24条 この大学の一の学部を卒業し、さらに他の学部若しくは同一学部の他の学科に入学を志願する者又は他の修業年限4年の大学の学部を卒業し、さらにこの大学に入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第25条 この大学を中途退学した者又は第33条第2号若しくは第3号の規定により除籍された者が、同一学部にも再入学を希望するときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項の規定による再入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の学部にも在籍した者が再入学を希望するときの受入れ審査を行う学部は、それぞれ次のとおりとする。

経済学部(2020年4月募集停止)在籍の場合 経済学部又は経営学部

工学部(2005年4月募集停止)在籍の場合 理工学部

4 再入学の時期は、許可された年度の翌年度始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認める場合には、再入学の時期を許可された年度の後期の始めとすることができる。

(証書)

第26条 入学許可を得た者は、保証人連署の証書を所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の証書を提出しない者は入学許可を取消す。

(転部)

第27条 転部を願い出た者については、関係両学部の学部長の了承を得て、選考の上、転部を許可することがある。

2 前項の規定による転部の許可は、転入する学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(転科)

第28条 学部内において転科を願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長が転科を許可することがある。

(休学)

第29条 病気その他の理由により、3カ月以上就学することができない場合は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の事由がある者については、更に1年の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第17条の在学期間には算入しない。

(復学)

第30条 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により復学することができる。

(留学)

第31条 この大学の学生で1年以上在学した者が、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関(以下「外国の大学等」という。)への留学を願い出た場合において、それが教育上有益と認められる

ときは、次の条件でこれを許可することがある。

- (1) 留学期間は、原則として半年又は1年とし、2年を限度とする。
- (2) 留学期間のうち、第14条第1項の修業年限に算入することのできる期間は、1年以内の期間とする。
- 2 この大学の学生がこの大学と協定を締結した外国の大学等への短期間の留学を願い出た場合は、これを許可することがある。
- 3 前2項の規定による留学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。
- 4 留学に関する規則は、別に定める。

(退学)

第32条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により退学することができる。

- 2 学長は、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者又は正当な理由がなくて、出席常でない者に対し、退学を勧告することがある。
- 3 前項の規定による退学の勧告に関し必要な事項は、各学部において定める。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等の納付金又は在籍料を滞納し、催告してもこれに応じない者
- (3) 退学勧告を受けた者で、その後も改善が認められないもの

第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第34条 この大学は、教養教育の充実を図るために必要な全学共通の授業科目（以下「全学共通科目」という。）、学部の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目（以下「学部開設科目」という。）及び教職課程の設置に必要な授業科目（以下「教職課程科目」という。）を置き、体系的に編成するものとする。

(授業科目及び履修方法)

第35条 全学共通科目は、別表第1に定めるところによる。

- 2 学部開設科目は、各学部規則の定めるところによる。
- 3 教職課程科目は、別表第1の2に定めるところによる。
- 4 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(卒業に必要な修得単位数)

第35条の2 各学部の卒業に必要な修得単位数は、各学部規則の定めるところによる。ただし、このうち全学共通科目の卒業に必要な修得単位数については、別表第2に定めるところによる。

- 2 教職課程科目は、卒業に必要な修得単位数に算入しない。

(履修科目の登録の上限)

第35条の3 各学部は、学生が各年度又は各学期にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

- 2 各学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の計算方法)

第36条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習、外国語及び体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については教育効果等を考慮し、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習、製図及び実技等の授業については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める

時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技等のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、各学部においてこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第36条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 この大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 この大学は、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第36条の3 この大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第37条 この大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第37条の2 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生が各学部の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、卒業に必要な単位として60単位を超えない範囲でこの大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条の3 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、この大学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により卒業に必要な単位として与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項によりこの大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条の4 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生がこの大学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、この大学に入学した後のこの大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生がこの大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、この大学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により卒業に必要な単位として修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学士入学、転入学、編入学及び再入学の場合を除き、この大学において修得した単位以外のものについては、第37条の2第1項及び第2項並びに前条第1項によりこの大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(認定の資格)

第38条 各授業科目について出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、その授業科目修了の認定

を受けることができない。

(履修の評価)

第39条 授業科目の成績評価は、上位よりS(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59点以下)の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修中止はWと表示する。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、成績評価をP(Pass、合格)、N(Non-pass、不合格)で表示することができるものとする。

3 前2項の成績評価による学業結果のうち、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目(T、P及びNの成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。)の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値(Grade Point Average。以下「GPA」という。)を用いる。

4 GPAは、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

5 各学部は、第1項及び第2項に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績不振学生)

第39条の2 各学部において定める成績等の基準を充足しない学生(以下「成績不振学生」という。)は、履修等に関する指導を受けなければならない。

2 成績不振学生に対する履修等に関する指導の方法は、各学部において定める。

第7章 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第40条 第14条に規定する修業年限を満たし、かつ、第35条の2に定める卒業に必要な単位を修得した者については、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 各学部の定めるところにより、当該学部の学生として3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、第35条の2に定める卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前項の規定にかかわらず、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

3 第1項の規定による卒業に必要な修得すべき所定の単位のうち、第36条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒業の時期)

第40条の2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、前期の終了日までに前条に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

(学位の授与)

第41条 第40条第1項及び第2項の規定により卒業を認定した者には、学長は、学士の学位を授与する。

2 学位及び学位の授与に関し必要な事項は、成蹊大学学位規則の定めるところによる。

第8章 入学検定料、入学金、授業料等の納付金

(納付金)

第42条 入学検定料、入学金、授業料等の納付金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項に掲げるもののほか、教職課程その他の特定の科目を履修する者は、別に定める履修費等を納入しなければならない。

3 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金の納入を要せず、別表第4に定める在籍料を納入するものとする。

4 留学中は、留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納

付金を減額する。

- 5 退学する場合は、退学の日の属する学期について納入すべき授業料等の納付金又は在籍料を納入しなければならない。
- 6 納入した授業料等の納付金及び在籍料は、原則として返還しない。
- 7 授業料等の納付金及び在籍料の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。
- 8 在学中に納入すべき授業料等の納付金その他の納付金が改定された場合は、改定後の額を納入しなければならない。

第9章 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第43条 この大学において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、当該学部において適当と認め、かつ支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第44条 この大学において、1科目または数科目を聴講しようとする者があるときは、当該学部の教育および研究に妨げのない限り、選考の上聴講生として聴講を許可することがある。

(委託生)

第45条 特定の機関または団体等から研修事項もしくは研修科目を定めて、その所属職員をこの大学に委託する願い出があった場合は、当該学部の教育および研究に妨げのない限り、選考の上委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条の2 この大学において、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第45条の3 この大学は、他の大学又は短期大学との協定に基づき、当該他大学等の学生がこの大学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、各学部において、特別聴講学生として履修を許可することができる。

(外国人留学生等)

第46条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、この大学に入学（研究生、委託生及び科目等履修生として入学する場合を除く。）を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この大学と外国の大学との協定に基づきこの大学に入学を志願する者があるときは、当該協定に基づき、外国人協定留学生として入学を許可するものとする。

3 外国人留学生については、第34条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を設けることができる。

(研修料等の納付金)

第47条 研究生、聴講生、委託生及び科目等履修生の研修料等の納付金の額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項に規定する納付金及び外国人留学生の授業料等の納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める規則による。

3 特別聴講学生の聴講料は、第45条の3に規定する協定による。

4 納入した第1項及び第2項に規定する納付金は、原則として返還しない。

(研究生等の規則)

第48条 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人協定留学生には、第14条、第17条、第20条、第35条の2及び第40条から第41条までを除き、この学則の規定を準用する。

2 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生の取扱いに関する規則は別に定める。

第10章 育英学生

(育英学生)

第49条 この大学に成蹊大学育英学生の制度を置く。

2 成蹊大学育英学生についての規則は別にこれを定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第50条 この大学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

第12章 厚生・補導

(厚生補導)

第51条 学生の厚生・補導を行なうため、この大学に学生部を置く。

2 学生部に関する規則は別にこれを定める。

(厚生施設)

第52条 この大学の学生は、次の成蹊学園厚生施設を利用することができる。この場合において、第2号及び第3号の厚生施設を利用するときは、所定の手続を経るものとする。

- (1) 大学保健室
- (2) 箱根寮 (神奈川県足柄下郡箱根町芦ノ湖畔)
- (3) 虹芝寮 (群馬県利根郡水上町芝倉沢)

第13章 賞罰

(表彰)

第53条 人物、学業が優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、これを表彰する。

(懲戒)

第54条 この大学の規則に違反し、又は学生の本分に背く行為のあった者は、当該学部教授会及び大学評議会の議を経て、学長が懲戒を加える。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の懲戒のうち、訓告及び学期末試験における不正行為による停学については、第1項の規定にかかわらず、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒を加える。
- 4 停学の期間は、第40条第1項及び第2項に規定する卒業の要件としての在学期間に算入しない。
- 5 懲戒の手続その他必要な事項は、別に定める。

(懲戒による退学)

第55条 前条の退学は、次の各号のいずれかに当たる者について行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
- (4) この大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(学則の改廃)

第56条 この学則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則 (昭和36年9月26日一部改正、昭和37年1月20日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和37年4月1日から実施する。
- 2 昭和36年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和39年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、昭和39年4月1日から実施する。
- 2 昭和38年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和39年9月24日一部改正、昭和40年1月25日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和40年4月1日から実施する。
- 2 昭和39年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和40年11月24日一部改正)

この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和41年3月18日一部改正)

この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和41年9月26日一部改正)

この学則は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則 (昭和42年3月22日一部改正)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年9月22日一部改正、昭和43年2月3日文部大臣認可)

1 第2条の規定にかかわらず、昭和40年度以前に政治経済学部に入学者については改正前の学則により取扱う。

2 この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月25日一部改正)

1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月24日一部改正)

1 この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

2 昭和44年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和47年11月22日一部改正)

1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日一部改正)

1 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年9月26日一部改正、昭和49年12月25日文部大臣認可)

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 昭和49年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和51年3月26日一部改正)

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和50年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和52年3月28日一部改正)

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 昭和51年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和49年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は「金 300,000円」とする。

附 則 (昭和53年3月28日一部改正)

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和52年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和51年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和51年度 「金 530,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和54年3月27日一部改正)

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 昭和53年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和53年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和53年度 「金 550,000円」

昭和52年度 「金 550,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和55年3月27日一部改正)

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和55年度入学志願者から適用する。

2 昭和54年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和54年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和54年度 「金 580,000円」

昭和53年度 「金 560,000円」

昭和52年度 「金 560,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和56年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和55年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和55年度 「金 610,000円」

昭和54年度 「金 590,000円」

昭和53年度 「金 570,000円」

昭和52年度 「金 570,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度 「金 310,000円」

附 則 (昭和57年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度 金額

昭和56年度 金 680,000円

昭和55年度 金 640,000円

昭和54年度 金 620,000円

昭和53年度 金 570,000円

昭和52年度 金 570,000円

昭和51年度 金 550,000円

昭和50年度 金 430,000円

附 則 (昭和57年5月28日一部改正、昭和58年1月17日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和58年度から昭和60年度までの各年度における経済学部（経済学科・経営学科）及び文学部（英米文学科・文化学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
経済学部	経済学科	780名	840名	900名
	経営学科	520名	560名	600名
文学部	英米文学科	520名	560名	600名
	文化学科	460名	520名	580名

附 則 (昭和58年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度 金額

昭和56年度 金 710,000円

昭和55年度 金 670,000円

昭和54年度 金 620,000円

昭和53年度 金 570,000円

昭和52年度 金 570,000円

昭和51年度 金 550,000円

附 則 (昭和59年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和59年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和58年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度の工学部入学者に適用される校納金の額は、「金 740,000円」とする。

附 則 (昭和59年5月30日一部改正、昭和59年12月22日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和60年度から昭和62年度までの各年度における工学部（機械工学科・電気工学科・工業化学科・経営工学科）及び法学部（法律学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
工学部	機械工学科	220名	240名	260名
	電気工学科	220名	240名	260名
	工業化学科	220名	240名	260名
	経営工学科	220名	240名	260名
法学部	法律学科	770名	820名	870名

附 則 (昭和60年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和61年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和62年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和63年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和63年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和62年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和63年5月31日一部改正、昭和63年12月22日 文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和64年度から昭和66年度までの各年度における工学部（機械工学科・電気工学科・工業化学科・経営工学科・計測数理工学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和64年度	昭和65年度	昭和66年度
工学部	機 械 工 学 科	270名	260名	250名
	電 気 工 学 科	270名	260名	250名
	工 業 化 学 科	270名	260名	250名
	経 営 工 学 科	270名	260名	250名
	計測数理工学科	40名	80名	120名

附 則 (平成元年3月28日一部改正)

- この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 昭和63年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによるものとし、施設設備費の額については、次のとおりとする。

在学年度	学 部	経済学部・文学部・法学部			
	入学年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度以降
昭和63年度	—	金 123,600円	金 123,600円	金 123,600円	金 123,600円
昭和62年度		金 123,600円			
昭和61年度		金 123,600円			
昭和60年度		金 123,600円			
昭和59年度以前		金 103,000円			
在学年度	学 部	工 学 部			
	入学年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度以降
昭和63年度	—	金 175,100円	金 175,100円	金 175,100円	金 175,100円
昭和62年度		金 175,100円			
昭和61年度		金 175,100円			
昭和60年度		金 175,100円			
昭和59年度以前		金 154,500円			

附 則 (平成元年9月22日一部改正、平成2年3月26日文部大臣認可)

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年3月27日一部改正)

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、平成2年度入学志願者から適用する。
- 平成元年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年3月27日一部改正、平成2年12月21日文部大臣認可)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年9月6日一部改正、平成3年2月27日文部大臣認可)

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条第2項の規定は、平成2年度以降の入学者について適用し、平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年9月6日・平成2年9月26日一部改正、平成2年12月21日文部大臣認可)

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 第2条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員 (名)
経済学部	
経済学科	290
経営学科	200
工学部	
機械工学科	80
電気工学科	80

工業化学科	80
経営工学科	80
計測数理工学科	60
文学部	
英米文学科	166
日本文学科	100
文化学科	180
法学部	
法律学科	280
政治学科	160

附 則 (平成3年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成3年7月18日一部改正)

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学者に適用される施設設備費(年額)の額は、次のとおりとする。

入学年度	学 部 納付年度		工 学 部	
	経済学部・文学部・法学部		平成3年度	平成4年度以後
平成2年度	平成3年度	平成4年度以後	平成3年度	平成4年度以後
平成2年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
平成元年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和63年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和62年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和61年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和60年度	121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和59年度	101,500円	————	152,250円	————

附 則 (平成3年12月6日一部改正)

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成5年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者に適用される授業料および施設設備費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成5年10月9日一部改正)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、平成6年度入学志願者から適用する。
- 2 改正後の第36条第2号の規定は、平成6年度(経済学部にあつては平成7年度)以降の入学者から適用し、平成5年度(経済学部にあつては平成6年度)以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 平成5年度以前の入学者に適用される授業料および施設設備費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成7年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第37条の4の規定は、平成7年度入学者から適用する。
- 3 平成6年度以前の入学者に適用される授業料の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則（平成8年3月25日一部改正）

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、平成8年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中授業料の規定は、平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月28日一部改正）

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、平成9年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中工学部に係る授業料の規定は、平成9年度以降の入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、当該学生が適用を受ける従前の授業料の額から2万円を減じた額とする。

附 則（平成11年3月26日一部改正）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)の規定は、平成11年度以降の入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月24日一部改正、平成11年7月28日・平成11年10月22日 文部大臣認可）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 文学部文化学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員 (名)			
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経済学部	経済学科	282	274	266	258
	経営学科	197	194	191	188
	計	479	468	457	446
工学部	機械工学科	79	78	77	76
	電気電子工学科	79	78	77	76
	応用化学科	79	78	77	76
	経営・情報工学科	79	78	77	76
	物理情報工学科	60	60	60	60
	計	376	372	368	364
文学部	英米文学科	125	124	123	121
	日本文学科	96	92	89	86
	国際文化学科	108	106	104	102
	現代社会学科	108	106	104	102
	計	437	428	420	411
法学部	法律学科	274	268	262	256
	政治学科	156	152	148	144
	計	430	420	410	400
合 計		1,722	1,688	1,655	1,621

- 4 改正後の別表(1)の規定は、平成12年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成12年9月29日一部改正、平成12年8月4日文部省届け出受理）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
（成蹊大学学則の一部を改正する学則の一部改正）

- 2 成蹊大学学則の一部を改正する学則（平成12年3月24日一部改正）の一部を次のように改正する。
附則第3項の表工学部の項中「工業化学科」を「応用化学科」に、「経営工学科」を「経営・情報工学科」に、「計測数理工学科」を「物理情報工学科」に改める。

附 則（平成13年3月23日一部改正）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第40条第2項の規定は、平成13年度以降の入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表（1）の規定は、平成13年度の入学志願者から適用する。

附 則（2002年3月29日一部改正）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年9月27日一部改正）

この学則は、2002年10月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日一部改正）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日一部改正）

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科及び同経営学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2004年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表（1）の規定は、2004年度の入学志願者から適用する。

附 則（2005年3月25日一部改正）

- 1 この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学科、電気電子工学科、応用化学科、経営・情報工学科及び物理情報工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2005年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表（1）及び別表（2）の規定は、2005年度の入学志願者から適用する。

附 則（2006年3月24日一部改正）

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条及び別表（1）の規定は、2006年度の入学志願者から適用する。

附 則（2006年10月23日一部改正）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日一部改正）

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（1）の規定は、2007年度の入学志願者から適用する。

附 則（2008年3月28日一部改正）

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（1）中入学考査料の規定は、2008年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表（1）中授業料及び施設費の規定は、2008年度以降の入学者から適用し、2007年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（2009年3月27日一部改正）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月26日一部改正、2009年7月2日文部科学大臣認可）

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学学則（第6条及び第54条を除く。）の規定は、2010年度以降の入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 2010年度から2012年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2010年度	2011年度	2012年度
経済学部	経済経営学科	1,785名	1,830名	1,875名

理工学部	物質生命理工学	490名	500名	510名
	情報科学科	490名	500名	510名
	エレクトロメカニクス学科	490名	500名	510名
	計	1,470名	1,500名	1,530名
文学部	英米文学科	490名	500名	510名
	日本文学科	339名	346名	353名
	国際文化学科	410名	420名	430名
	現代社会学科	410名	420名	430名
	計	1,649名	1,686名	1,723名
法学部	法律学科	1,025名	1,050名	1,075名
	政治学科	575名	590名	605名
	計	1,600名	1,640名	1,680名
合計		6,504名	6,656名	6,808名

附 則 (2011年3月22日一部改正)

- この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条の規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 成蹊大学学則の一部を改正する学則(2010年3月26日一部改正)の附則第3項の表に次の注書を加える。

(注) 2012年度においては、「エレクトロメカニクス学科」とあるのは、「システムデザイン学科」と読み替えるものとする。

附 則 (2013年5月31日一部改正)

- この学則は、2013年5月31日から施行する。
- 改正後の別表第3中入学検定料の規定は、2013年度の入学志願者から適用する。
- 改正後の別表第3中理工学部の授業料に係る規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2013年10月4日一部改正)

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 改正後の成蹊大学学則の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2014年3月28日一部改正)

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、2010年度から2013年度までの入学者については、改正前の別表第1全学共通科目の表健康・スポーツ科目発展演習の項中

「	スポーツの理論と実際②	身体技法の理論と実際②	」
	スポーツの指導と管理②	健康と身体・運動②	

「	スポーツの理論と実際②	身体技法の理論と実際②	
	スポーツの指導と管理②	健康と身体・運動②	
	健康・スポーツの発展AⅠ②	健康・スポーツの発展AⅡ②	
	健康・スポーツの発展AⅢ②	健康・スポーツの発展AⅣ②	
	健康・スポーツの発展BⅠ②	健康・スポーツの発展BⅡ②	
	健康・スポーツの発展BⅢ②	健康・スポーツの発展BⅣ②	
	健康・スポーツの発展SⅠ②	健康・スポーツの発展SⅡ②	
	健康・スポーツの発展SⅢ②	健康・スポーツの発展SⅣ②	」

と読み替えるものとする。

附 則 (2014年7月18日一部改正)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3中施設費及び設備費に係る規定は、2015年度以降の入学者から適用し、2014年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年7月24日一部改正)

この学則は、2015年7月24日から施行する。

附 則 (2016年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2017年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2017年12月21日一部改正)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 2018年度から2020年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2018年度	2019年度	2020年度
経済学部	経済経営学科	1,940名	1,960名	1,980名
理工学部	物質生命理工学 科	523名	526名	529名
	情報科学科	524名	528名	532名
	システムデザイン学科	523名	526名	529名
	計	1,570名	1,580名	1,590名
文学部	英米文学科	520名	520名	520名
	日本文学科	360名	360名	360名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	440名	440名	440名
計	1,760名	1,760名	1,760名	
法学部	法律学科	1,105名	1,110名	1,115名
	政治学科	625名	630名	635名
	計	1,730名	1,740名	1,750名
合 計		7,000名	7,040名	7,080名

附 則 (2018年3月29日一部改正)

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学学則の規定は、2019年度の入学者から適用し、2018年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2019年2月22日一部改正)

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2020年度から2022年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2020年度	2021年度	2022年度
経済学部	経済経営学科	1,480名	1,000名	500名

経済学部	経済数理学科	80名	160名	240名
	現代経済学科	150名	300名	450名
	計	230名	460名	690名
理工学部	物質生命理工学科	521名	516名	508名
	情報科学科	548名	568名	584名
	システムデザイン学科	521名	516名	508名
	計	1,590名	1,600名	1,600名
文学部	英語英米文学科	511名	502名	493名
	日本文学科	354名	348名	342名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	435名	430名	425名
	計	1,740名	1,720名	1,700名
法学部	法律学科	1,115名	1,120名	1,120名
	政治学科	635名	640名	640名
	計	1,750名	1,760名	1,760名
経営学部	総合経営学科	290名	580名	870名
合 計		7,080名	7,120名	7,120名

- 3 改正後の第34条、第35条、別表第1、別表第1の2、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、2020年度以降の入学から適用し、2019年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則 (2020年2月28日一部改正)

- この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の2、別表第1及び別表第1の2の規定は、2020年度以降の入学から適用し、2019年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則 (2021年2月26日一部改正)

- この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の2第1号の規定は、2021年度以降の入学から適用し、2020年度以前の入学については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第1及び別表第1の2第2号の規定は、2020年度以降の入学から適用し、2019年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則 (2021年2月26日一部改正)

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2022年度から2024年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2022年度	2023年度	2024年度
経済学部	経済経営学科	500名	0名	0名
経済学部	経済数理学科	240名	320名	320名
	現代経済学科	450名	600名	600名
	計	690名	920名	920名
理工学部	物質生命理工学科	383名	250名	125名
	情報科学科	434名	300名	150名
	システムデザイン学科	383名	250名	125名
	理工学科	420名	840名	1,260名
	計	1,620名	1,640名	1,660名
文学部	英語英米文学科	493名	484名	484名
	日本文学科	342名	336名	336名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	425名	420名	420名
	計	1,700名	1,680名	1,680名

法学部	法律学科	1,120名	1,120名	1,120名
	政治学科	640名	640名	640名
	計	1,760名	1,760名	1,760名
経営学部	総合経営学科	870名	1,160名	1,160名
合計		7,140名	7,160名	7,180名

- 3 理工学部物質生命理工学科、情報科学科及びシステムデザイン学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2022年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (2022年3月1日一部改正)

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の2の規定は、2022年度以降の入学者から適用し、2021年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2024年2月27日一部改正)

- この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、2020年度以降の入学者から適用し、2019年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2025年3月4日一部改正)

- この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3の規定は、2025年度以降の入学者から適用し、2024年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2025年3月4日一部改正)

- この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2026年度から2028年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学部	学 科	2026年度	2027年度	2028年度
経済学部	経済数理学科	320名	320名	320名
	現代経済学科	620名	640名	660名
	計	940名	960名	980名
理工学部	理工学科	1,680名	1,680名	1,680名
	計	1,680名	1,680名	1,680名
文学部	英語英米文学科	469名	454名	439名
	日本文学科	336名	336名	336名
	国際文化学科	435名	430名	425名
	現代社会学科	420名	420名	420名
	計	1,660名	1,640名	1,620名
法学部	法律学科	1,114名	1,108名	1,102名
	政治学科	636名	632名	628名
	計	1,750名	1,740名	1,730名
経営学部	総合経営学科	1,190名	1,220名	1,250名
	計	1,190名	1,220名	1,250名
国際共創学部	国際共創学科	150名	300名	450名
	計	150名	300名	450名
合計		7,370名	7,540名	7,710名

- 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、2026年度以降の入学者から適用し、2025年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第3中入学検定料の規定は、2026年度の入学志願者から適用する。

別表第1 全学共通科目 (第35条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム								
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
コミュニケーション										
外国語科目	コア	College English (Listening & Speaking) I ○ College English (Reading & Writing) I ○								
				College English (Listening & Speaking) II ○ College English (Reading & Writing) II ○						
					College English (Integrated Skills) I ○ English Seminar ○					
						College English (Integrated Skills) II ○ Academic English Communication ○				
	選	基礎力強化科目	基礎からのコミュニケーション英文法 ○							
		資格試験科目	TOEFL Preparation Introduction ○		TOEFL Preparation Intermediate ○		TOEIC Preparation Introduction ○		TOEIC Preparation Intermediate ○	
		英語力強化科目	自分でデザインする英語学習 ○ 英語発音トレーニング ○ 英語読解トレーニング ○							
		スキル強化科目	Presentation Skills Basic ○		Discussion Skills Basic ○		Writing Skills (Paragraph) ○		Presentation Skills Intermediate ○	
		択	英語発展科目				多読で学ぶ英語と文化 I ○		多読で学ぶ英語と文化 II ○	
							映画で学ぶ英語と文化 ○		ドラマで学ぶ英語と文化 ○	
	Advanced English		TOEFL Preparation Advanced I ○		IELTS Preparation Advanced I ○		TOEFL Preparation Advanced II ○		IELTS Preparation Advanced II ○	
					Media English ○ Academic Listening ○ Cross Cultural Communication Skills ○ Discussion & Presentation ○ English for the Workplace ○ Essay Writing ○ Intensive Reading ○ World Englishes ○ Study Abroad Preparation ○					
	初修外国語	コア	ドイツ語基礎A I ○		ドイツ語基礎B I ○		フランス語基礎A I ○			
フランス語基礎B I ○			スペイン語基礎A I ○		スペイン語基礎B I ○		中国語基礎A I ○			
		中国語基礎B I ○		韓国語基礎A I ○		韓国語基礎B I ○				
		ドイツ語基礎A II ○		ドイツ語基礎B II ○		フランス語基礎A II ○				
		フランス語基礎B II ○		スペイン語基礎A II ○		スペイン語基礎B II ○		中国語基礎A II ○		
		中国語基礎B II ○		韓国語基礎A II ○		韓国語基礎B II ○				

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム								
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
外国語科目	初修外国語 発展	ドイツ語 発展	ドイツ語演習コミュニケーション基礎Ⅰ②							
			ドイツ語演習コミュニケーション基礎Ⅱ②		ドイツ語演習コミュニケーション② ドイツ語演習言語と文化② ドイツ語演習検定対策② ドイツ語演習プレゼンテーション②					
		フランス 語発展	フランス語演習コミュニケーション基礎Ⅰ②							
			フランス語演習コミュニケーション基礎Ⅱ②		フランス語演習コミュニケーション② フランス語演習言語と文化② フランス語演習検定対策② フランス語演習プレゼンテーション②					
		スペイン 語発展	スペイン語演習コミュニケーション基礎Ⅰ②							
			スペイン語演習コミュニケーション基礎Ⅱ②		スペイン語演習コミュニケーション② スペイン語演習言語と文化② スペイン語演習検定対策② スペイン語演習プレゼンテーション②					
		中国語 発展	中国語演習コミュニケーション基礎Ⅰ②							
中国語演習コミュニケーション基礎Ⅱ②			中国語演習コミュニケーション② 中国語演習言語と文化② 中国語演習検定対策② 中国語演習プレゼンテーション②							
韓国語 発展	韓国語演習コミュニケーション基礎Ⅰ②									
	韓国語演習コミュニケーション基礎Ⅱ②		韓国語演習コミュニケーション② 韓国語演習言語と文化② 韓国語演習検定対策② 韓国語演習プレゼンテーション②							
	世界の 言語	世界の言語①								
日本語力科目	コ ア	実践日本語表現② 実践話し方入門② 日本語表現講義②								
	発 展	古典に学ぶ日本語表現② 実践漢字講座② 語彙・読解講座② 文章表現を磨く② 話し方を磨く② 実用文書の作り方・情報の伝え方② 創作実践A② 創作実践B② 文学作品の表現②								
情 報										
情報リテラシー	コ ア	情報基礎A② 情報基礎B② 情報技術活用概論②								
	選 択	Python 入門② オフィスソフトの活用と実践② Web サイト作成入門② Excel VBA 入門② Java 入門②								
データサイエンス		データサイエンス入門② データサイエンスのための基礎数学② Excel によるデータ分析入門② データベース入門② A I 入門② 統計分析入門②								

科目区分	授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム									
	1年次		2年次		3年次		4年次			
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8		
ライフデザイン										
キャリア教育科目	コア	キャリアプランニング② 桃李キャリア入門②								
	発 展	キャリア 発展科目	イノベーション人材②							
			ビジネストレーニングセミナー②				キャリアセミナー②			
			実践キャリアセミナー②				キャリア発展講義②			
			日本企業の現状と展望②				丸の内ビジネス研修準備講座②			
	展	SEP 科目	インターンシップ準備セミナー②							
				丸の内ビジネス研修④ 実践キャリアデザイン②						
事業課題演習②				事業創造演習②						
		事業企画入門② 起業実務入門② マネタイズ戦略入門② SEP 発展講義②								
健康・スポーツ科目		健康・スポーツ演習A② スポーツと科学② 健康と科学②		健康・スポーツ演習B② スポーツと文化② 健康心理学②		スポーツと社会②				
教 養 基 礎										
人文学		哲学の基礎② 倫理学の基礎② 現代社会と哲学② 現代社会と倫理学② 文学への招待② 芸術への招待② カルチュラル・スタディーズ② 心理学の基礎② 自己理解の心理学② 近現代日本史(明治・大正)② 近現代日本史(昭和以降)②								
社会科学		政治学の基礎② 経済学の基礎② 社会学と現代② 日本国憲法② 市民生活と法A② 市民生活と法B② 現代のマスメディア② 社会心理学入門② 企業と社会② 現代社会の地理②								
自然科学		物質の究極像② 人間と進化② 脳科学と心② 天文学入門② 薬はなぜ効くか② 身の回りの科学② 科学史② 科学技術の発展と歴史② サイエンス・トピックス②								
総 合		成蹊を知る② 大学生生活と相互理解② 武蔵野市寄附講座② 総合セミナーA② 総合トピックス② 海外言語文化研修A④ 海外言語文化研修B② 海外言語文化研修C④ 短期海外研修②								
		総合セミナーB②								
持 続 社 会 探 究										
環境・地域		地球と環境② 気象と地球環境② エネルギーと環境② 日本列島の歴史と災害② 日本の国土と社会②								
		自然環境と文明② 外国の自然と社会(欧米)② 外国の自然と社会(アジア)② 地域づくり論② 環境科学トピックス②								
国際理解		戦後の日本と世界② 近現代のアジア② 近現代のヨーロッパ② 近現代のアメリカ② 中東地域史② 近現代のアフリカ② 現代の国際政治② 異文化理解トピックス②								
		グローバル経済論② 国際文化交流論②								
人権・共生		裁判と社会② 人権とジェンダー② 福祉社会に生きる② 教育学概論② 身体と教育② イノベーションの歴史と現代②								
		生命倫理と法② 地域福祉論② 高齢者福祉論② こころの健康と臨床② 共生社会トピックス②								

科目区分	授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
実 践	情報保障とボランティア②		野外自然教育論②		地元学実践演習②			
	武蔵野地域研究②		成蹊グローバルセミナーA②		成蹊グローバルセミナーB②			
	Global Seminar I②			Global Seminar II②			Global Seminar III②	

(注) この表に掲げる授業科目のうち、一部の科目については、別に定めるところにより履修を制限することがある。

別表第1の2 教職課程科目 (第35条関係)

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教育の基礎的理解に関する科目等	教職論②		生徒指導論②		進路指導論②			
			教育課程論② ICT活用の理論と方法①		教育の方法と技術② 教育相談②			
					道徳教育の指導法② 総合的な学習の時間の指導法② 特別活動の指導法②			
					教育実習論①			
							教育実習(中・高)⑤ 教育実習(高)③	
							教職実践演習(中・高)②	

(2) 各教科の指導法に関する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			工業科教育法Ⅰ② 情報科教育法Ⅰ②		工業科教育法Ⅱ② 情報科教育法Ⅱ②			
					国語科教育法Ⅰ② 社会科・地理歴史科教育法② 理科教育法Ⅰ② 英語科教育法Ⅰ②		社会科・公民科教育法② 数学科教育法Ⅰ②	
					国語科教育法Ⅱ② 国語科教育法Ⅳ② 社会科教育法B② 公民科教育法② 理科教育法Ⅲ② 数学科教育法Ⅱ② 数学科教育法Ⅳ② 英語科教育法Ⅲ②		国語科教育法Ⅲ② 社会科教育法A② 地理歴史科教育法② 理科教育法Ⅱ② 理科教育法Ⅳ② 数学科教育法Ⅲ② 英語科教育法Ⅱ② 英語科教育法Ⅳ②	

(3) 教職課程の大学が独自に設定する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教職課程の大学が独自に設定する科目							教職特論演習Ⅰ②	
							教職特論演習Ⅱ②	
			学校経営と学校図書館② 学習指導と学校図書館② 情報メディアの活用②		学校図書館メディアの構成② 読書と豊かな人間性②			

別表第2 全学共通科目における卒業に必要な修得単位数（第35条の2関係）

科 目 区 分				区分別最低必要単位数					
学 部				経済学部、文学部（日本文学科を除く。）、法学部、経営学部	文学部 日本文学科	理工学部	国際共創学部		
全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）	コミュニケーション	外国語科目	英語	コア	4以上	10以上	4以上	6	4以上
			選択				6以上		4以上
		初修外国語							
		日本語力科目							
	情報	情報リテラシー		コア	2以上		2以上	2以上	2以上
		データサイエンス		選択					
	ライフデザイン	キャリア教育科目							
		健康・スポーツ科目							
	教養基礎	人文学							
		社会科学							
		自然科学							
	持続社会探究	環境・地域							
		国際理解			2以上		2以上	2以上	2以上
人権・共生実践									
全学共通科目における卒業に必要な修得単位数				28	24	24	34		

別表第3（第42条関係）

項 目	学 部	経済学部・文学部・法学部・経営学部	理 工 学 部	国際共創学部
入学検定料	A方式	35,000円	35,000円	35,000円
	C方式	15,000円	15,000円	15,000円
	E方式	35,000円	35,000円	35,000円
	S方式	-	15,000円	-
	P方式	25,000円	-	25,000円
	AOその他の試験	35,000円	35,000円	35,000円
入 学 金		200,000円	200,000円	200,000円
授 業 料（年額）		855,000円	1,080,000円	955,000円
施 設 費（年額）		210,000円	365,000円	210,000円
設 備 費（年額）		90,000円	155,000円	90,000円

(注) A方式、C方式、E方式、S方式及びP方式については、入試方式、学部を問わず同時に出願する場合の入学検定料は、この表の規定にかかわらず、2つ目の出願から1つの試験につき10,000円を減額する。

別表第4 (第42条関係)

項目	学部	経済学部・理工学部・文学部・法学部・ 経営学部・国際共創学部
在籍料 (年額)		150,000円

(注) 休学期間が半年の場合は、半額とする。

別表第5 (第47条関係)

研究生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部・ 国際共創学部	理工学部
入学検定料		35,000円	35,000円
登録料		50,000円	50,000円
研修料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

聴講生

項目	学部	経済学部・理工学部・文学部・法学部・ 経営学部・国際共創学部
聴講料 (1科目年額)		40,000円

(注) 1科目とは週2時間通年の講義をいう。週2時間半年の講義の場合は、半額とする。

委託生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部・ 国際共創学部	理工学部
登録料		50,000円	50,000円
研修料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

科目等履修生

項目	学部	経済学部・理工学部・文学部・法学部・ 経営学部・国際共創学部
入学検定料		10,000円
登録料		30,000円
履修料 (1単位につき)	講義・演習・実技科目	15,000円
	実験・実習科目	20,000円

成蹊大学キャリア支援センター規則

制 定 2006年2月15日
大 学 評 議 会
最新改正 2021年3月10日

（趣旨）

第1条 この規則は、成蹊大学学則第6条第3項の規定に基づき、成蹊大学キャリア支援センター（以下「センター」という。）に関する基本的な事項について定める。

（目的）

第2条 センターは、社会に貢献できる人材を輩出するという大学の使命を達するため、全学的な見地から、全学生に対してキャリア教育の推進を図るとともに、個々の学生の進路、就職等に関する支援を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）キャリア教育の策定・推進に関すること。
- （2）進路、就職等の学生支援に関すること。

（構成）

第4条 センターには、所長、所員、事務長及び事務職員を置く。

- 2 前項に規定する者のほか、センターに、副所長及び事務室部長を置くことができる。

（所長）

第5条 所長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 所長が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副所長）

第6条 副所長は、所長と協議の上、学長が任命する。

- 2 副所長の任期は、所長と協議の上、当該副所長就任時の所長の任期の末日を超えない範囲で学長が定める。ただし、再任を妨げない。
- 3 副所長は、所長を補佐し、所長が委任する特定の職務を代行する。
- 4 副所長は、所長に事故あるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

（所員）

第7条 所員は、本学の専任教員のうちから、所長が推薦し、学長が任命する。

- 2 所員は、センターの目的達成に必要な業務を遂行し、所長を補佐する。
- 3 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務室部長）

第8条 事務室部長は、所長を補佐する。

（企画執行委員会）

第9条 センターの業務を企画執行するに当たり、所長が必要と認めた事項を審議するため、センター企画執行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する規則は、別に定める。

（事務の所管）

第10条 センターに関する事務は、学長室キャリア支援センター事務室が所管する。

（規則の改廃）

第11条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（2006年2月15日制定）

この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2015年6月3日一部改正）

この規則は、2015年6月3日から施行する。

附 則（2016年3月2日一部改正）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年4月6日一部改正）

この規則は、2016年4月6日から施行する。

附 則（2017年2月8日一部改正）

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月10日一部改正）

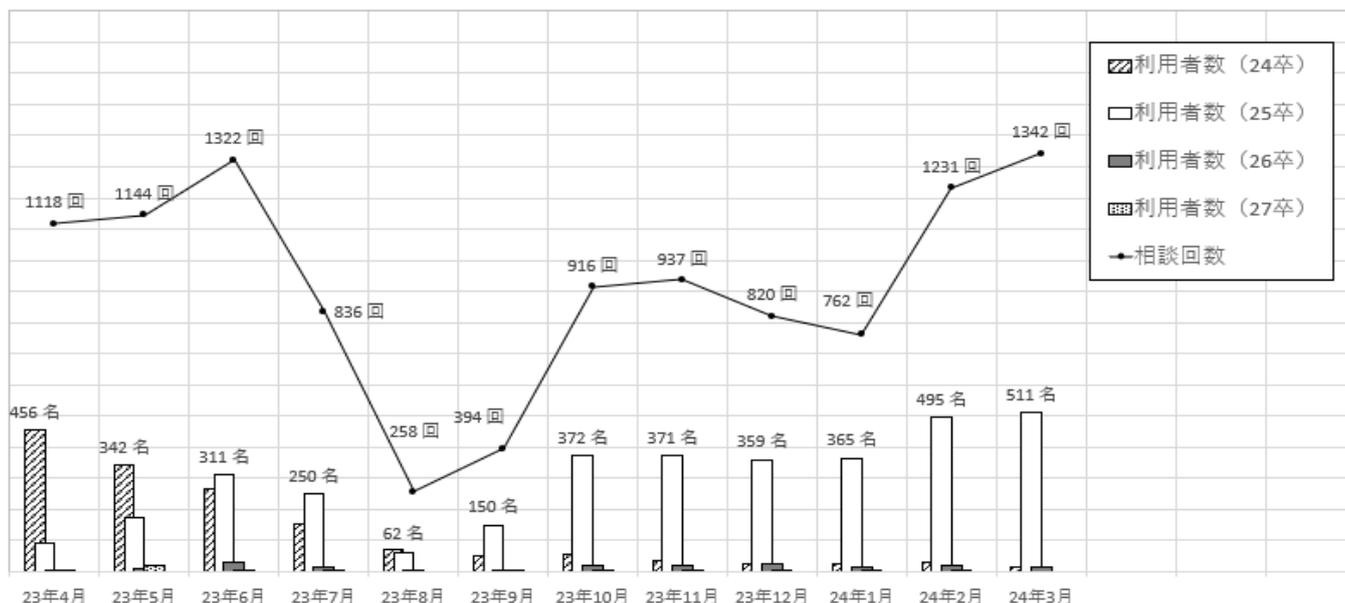
この規則は、2021年4月1日から施行する。

2023年度 就職・キャリア支援プログラム実施状況

個別相談 実施状況

セミナー・講座名	日程	内容等
① 個別相談(1・2年次生対象)	通年	相談員 4名
② 個別相談(3・4年次生対象)	4月17日(月)～	相談員 12名

2023年4月～2024年3月【個別相談】実施状況



ガイダンス関連 1年次生対象

セミナー・講座名	日程	参加者人数等
① 新入生進路・就職ガイダンス	4月7日(金)	##### アーカイブ視聴者数:127名

ガイダンス関連 2年次生対象

セミナー・講座名	日程	参加者人数等
① 就活スタート1年前ガイダンス	7月6日(木)	160名
② 2年次生対象 プレ就活ガイダンス	12月15日(金)	100名

ガイダンス関連 3年次生対象

セミナー・講座名	日程	参加者人数等
① 第1回進路・就職ガイダンス	4月11日(火)	821名 アーカイブ視聴者数:1,018名
② 三菱海外ビジネス研修ガイダンス	4月12日(水)	32名
③ 留学生向け就職ガイダンス	6月2日(金)	5名
	6月6日(火)	3名
④ <理工>進路・就職ガイダンス	9月～	配信 アーカイブ視聴者数:304名
⑤ 第2回進路・就職ガイダンス	9月28日(木)	357名 アーカイブ視聴者数:243名
⑥ 【理工・専攻別】就活ガイダンス	10月10日(火) ～11月2日(木)	66名
⑦ 公務員・教員志望者向けグループガイダンス	10月19日(木)	55名
⑧ 第3回進路・就職ガイダンス	1月18日(木)	218名 アーカイブ視聴者数:262名

ガイダンス関連 4年次生対象

セミナー・講座名	日程	参加者人数等
① 就活リスタートセミナー	11月1日(水)	8名

2023年度
就職・キャリア支援プログラム実施状況

キャリア支援関連 1・2年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	世の中の仕事を理解しよう講座	7月14日(金)	21名
②	理系の仕事セミナー前編	7月4日(火)	29名 (IT)
③	理系の仕事セミナー後編	7月7日(金)	18名 (メーカー)
④	銀行界の動向セミナー	11月8日(水)	28名
⑤	JICA海外協力隊セミナー	12月13日(水)	19名
⑥	JAL社員との交流会	3月21日(木)	37名

選考対策関連 1・2年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	適性診断MATCH plus 受検・活用解説講座	7月10日(月)	21名
②	はじめてのエントリーシート基礎講座	7月11日(火)	21名
③	公務員試験対策基礎講座ガイダンス	10月17日(火)	配信 アーカイブ視聴者数:203名
④	公務員試験対策基礎講座	10月～3月	54名 (受講生) <全27回>
⑤	春の文章作成講座	2月19日(月) ～21日(水)	46名
⑥	グループディスカッションを楽しく学ぶワークショップ	2月 (2回)	16名
⑦	グループディスカッション体験講座	2月27日(火)	5名 (オンライン版)
⑧	適性検査対策講座	3月6日(水)	22名 (SPI非言語)
		3月7日(木)	14名 (玉手箱計数)
		3月8日(金)	11名 (言語)

キャリア支援関連 3年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	丸の内ビジネス研修(MBT)	8月1日(火)～ 7日(月)	参加企業 6社 参加学生 30名
②	丸の内ビジネス研修(MBT) 学内個人発表会	9月30日(土)	
③	三菱海外ビジネス研修成果発表会	10月5日(木)	参加学生12名 学内関係者9名
④	丸の内ビジネス研修(MBT) 成果発表会	10月20日(金)	参加企業 10社、26名 参加学生30名 学内関係者23名 成蹊高校9名(うち学生7名)

就職支援関連 3年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	キャリアセンLIVE	4月 (1回)	63名
		5月 (3回)	377名
		6月 (3回)	376名
		7月 (2回)	171名
		8月 (1回)	55名
		10月 (2回)	102名
		11月 (1回)	50名
		12月 (3回)	222名
		1月 (1回)	94名
		2月 (3回)	271名
		3月 (1回)	47名
②	キャリアセンLIVEプラス	4月28日(金)	120名
		10月3日(火)	40名 (日本電気OB座談会)
③	適性診断MATCHplus受検・活用解説講座	4月13日(木)	48名
		2月2日(金)	24名
④	優良企業の探し方講座	4月26日(水)	185名
⑤	就職活動マナー講座(基礎編)	5月15日(月)	79名

2023年度
就職・キャリア支援プログラム実施状況

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
⑥	ビジネスマナー講座	5月20日(土)	73名(基礎編)
		6月3日(土)	83名(基礎編)
		6月3日(土)	26名(実践編)
⑦	WEB就活対策講座	5月30日(火)	68名
⑧	就活応援 好印象メイクセミナー	6月5日(月)	35名
		1月17日(水)	27名
⑨	ビズリーチ・キャンパス使い方セミナー	9月27日(水)	45名
⑩	理系学生のための進路選択講座	10月5日(木)	30名
⑪	就職四季報読み方セミナー	10月10日(火)	6名
⑫	<理系> 学校推薦手続き説明会	2月～	配信 アーカイブ視聴者数:310名

選考対策関連 3年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	OBOGによる模擬面接会	6月3日(土)	7名
		10月28日(土)	12名
		11月11日(土)	16名
②	公務員試験対策講座ガイダンス	4月18日(火)	45名
③	公務員試験対策講座	5月～3月	54名(受講生) <全159回>
④	筆記試験対策ガイダンス	4月(2回)	100名
		10月(2回)	38名
⑤	サマーインターンシップ選考対策講座	4月19日(水)	221名
⑥	筆記試験対策講座(基礎編)	4月24日(月)	63名(SPI非言語)
		4月25日(火)	53名(玉手箱計数)
		4月27日(木)	31名(言語)
⑦	はじめて書くエントリーシート講座	5月9日(火)	128名(自己PR編)
		5月11日(木)	119名(ガクチカ編)
		5月12日(金)	92名(志望理由編)
		6月20日(火)	24名(自己PR編)
		6月23日(金)	13名(ガクチカ編)
6月27日(火)	10名(志望理由編)		
⑧	エントリーシート作成講座	5月17日(水)	160名(自己PR基礎・自己分析編)
		5月24日(水)	170名(自己PR応用・志望動機編)
		10月4日(水)	43名(振り返り編)
⑨	動画選考対策講座	5月31日(水)	57名
⑩	面接講座	6月7日(水)	112名
⑪	グループディスカッション対策講座	6月1日(木)	35名(基礎編)
		6月19日(月)	8名(実践編)
		7月4日(火)	27名(基礎編)
		7月11日(火)	17名(実践編)
		12月6日(水)	18名(基礎編)
12月14日(木)	21名(実践編)		
⑫	オンライン合同GD実践講座	6月14日(水)	10名
⑬	2年目社員による勝ちパターン面接見学会	6月16日(金)	15名
⑭	適性検査を体験しよう! 第1回リクナビWebテスト特別版2025	6月(3回)	61名
		7月(1回)	29名
		10月(2回)	32名
⑮	面接講座(振り返り編)	10月11日(水)	43名
⑯	総合職・エリア総合職・一般職選考 対策講座	10月11日(水)	45名
⑰	就職活動マナー講座(選考対策編)	10月16日(月)	27名
		1月16日(火)	18名
⑱	デザイン思考テスト講座	10月17日(火)	107名
⑲	理系特有の早期選考/本選考 対策講座	10月18日(水)	13名

2023年度
就職・キャリア支援プログラム実施状況

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
⑳	筆記試験対策講座	10月23日(月)	21名 (SPI非言語)
		10月24日(火)	7名 (玉手箱計数)
		10月26日(木)	12名 (言語)
		11月6日(月)	15名 (玉手箱計数)
		11月7日(火)	8名 (言語)
		11月9日(木)	18名 (SPI非言語)
		12月11日(月)	12名 (言語)
		12月12日(火)	13名 (SPI非言語)
		12月14日(木)	4名 (玉手箱計数)
		2月7日(水)	17名 (SPI非言語)
		2月8日(木)	11名 (玉手箱計数)
		2月9日(金)	6名 (言語)
㉑	合同グループディスカッション対策講座	11月6日(月)	6名
		12月18日(月)	9名
㉒	適性検査を体験しよう！第2回リクナビWebテスト特別版2025	11月 (3回)	34名
		2月 (2回)	39名
㉓	自己PRフィードバック講座	12月7日(木)	4名
㉔	若手社員による勝ちパターン面接見学会	12月11日(月)	37名
㉕	最終面接対策講座	12月19日(火)	11名
		2月6日(火)	10名
㉖	面接対策 質問力向上講座	2月6日(火)	17名
㉗	突破！最終面接@Zoom	2月21日(水)	24名
㉘	グループディスカッション実践講座	2月 (4回)	44名
㉙	学習院・成蹊 合同グループディスカッション	2月 (2回)	19名
㉚	もう一度、ESを考えるための講座	2月19日(月)	17名 (自己PR編)
		2月20日(火)	18名 (ガクチカ編)
		2月21日(水)	15名 (志望理由編)
㉛	オンライン【ES添削会】じっくり1時間	2月 (14枠×8日)	97名
		3月 (14枠×7日)	74名
㉜	オンライン【模擬面接会】じっくり1時間	2月 (14枠×8日)	93名
		3月 (14枠×7日)	77名
㉝	対面模擬面接会	3月25日(月) ～28日(木)	23名

業界企業研究関連 3年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	インターンシップ導入セミナー	4月27日(木)	55名 (インターネット広告業界編・損保業界編)
		5月11日(木)	38名 (コンサル業界編)
		5月17日(水)	72名 (メガバンク編)
		5月25日(木)	44名 (損害保険業界編)
		5月29日(月)	70名 (通信業界編)
		6月7日(水)	61名 (IT業界編)
		6月16日(金)	28名 (生命保険業界編)
②	サービス業志望学生向けフリー相談会	10月24日(火) ～27日(金)	4名
③	業界研究セミナー(文系) ※企業名は別に記載	10月 (5回)	254名
		11月 (2回)	126名
		12月 (4回)	202名
		1月 (1回)	44名

2023年度
就職・キャリア支援プログラム実施状況

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
④	業界研究セミナー(理系) ※企業名は別に記載	10月(4回)	63名
		11月(2回)	22名
		12月(3回)	56名
⑤	業界研究セミナー(文理合同) ※企業名は別に記載	11月(3回)	209名
		12月(2回)	69名
⑥	社会人の働き方セミナー(食品、銀行、ホテル)	12月5日(火)	24名
⑦	【文系】企業説明会(2月学内企業セミナー)	1月11日(木)	167名
⑧	【理系】企業説明会(2月学内企業セミナー)	1月12日(金)	30名
⑨	【理系】HONDA WAIGAYA	1月31日(水)	28名
⑩	公務員試験合格者報告会	2月1日(木)	43名
⑪	学内企業セミナー ※企業名は別に記載	2月(9日間)	#### (総計)
⑫	【理系】日産自動車OBOGリクレーターセミナー	2月15日(木)	13名
⑬	三菱電機OBOG相談会	2月20日(火)	41名

選考対策関連 4年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	OBOGによる模擬面接会	4月8日(土)	22名

業界企業研究関連 4年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	学内説明会 ※企業名は別に記載	4月(1回)	11名
		5月(2回)	38名
		6月(4回)	51名
		7月(2回)	12名
		11月(1回)	6名

就職支援関連 4年次生対象

セミナー・講座名		日程	参加者人数等
①	求人マッチング会	7月(1回)	2名
		8月(3回)	6名
		9月(2回)	3名
		10月(3回)	6名
		11月(3回)	4名
		12月(1回)	1名
②	東京しごとセンター多摩 出張登録窓口	1月30日(火)	7名

成蹊大学キャリア支援センター企画執行委員会規則

制 定 2021年3月10日
大学運営会議

(趣旨)

第1条 成蹊大学キャリア支援センター規則第9条第2項の規定に基づき、成蹊大学キャリア支援センター企画執行委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) キャリア教育に関する企画・立案及び支援
- (2) キャリア教育に関する全学的な調整
- (3) インターンシップの運営に関する全学的な連絡及び調整
- (4) MBT（丸の内ビジネス研修）に関する企画、運営及び支援
- (5) 各種資格試験対策に関する企画及び立案
- (6) 就職支援に関する全学的な連絡及び調整
- (7) 学長の諮問への対応
- (8) その他所長が特に必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 所員
- (3) 事務長
- (4) その他所長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員長は、所長をもって充てる。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第6条 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。

(事務の所管)

第7条 委員会に関する事務は、学長室キャリア支援センター事務室が所管する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2021年3月10日制定)

- 1 この規則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 成蹊大学キャリア教育委員会規則（2006年2月15日大学評議会制定）は、廃止する。